

青森県子ども・若者白書

平成29年度版



青 森 県

表紙絵 平成 28 年度命を大切にすることを育む未来へのメッセージ発信事業
図画部門 小学生の部 最優秀賞 作品
五所川原市立五所川原小学校 4 年 大石 一吾

はじめに

青森県の未来を担う財^{たから}である子ども・若者が心身ともにたくましく健やかに成長することは、県民全ての願いです。そして、その実現のため、私たち大人は模範となり、その健全な育成に努め、地域全体で温かく見守っていく必要があります。

近年、少子化や、核家族化、地域力の低下、情報化社会の急速な進展など、子ども・若者を取り巻く社会環境の急速な変化が子ども・若者の意識や行動に大きな影響を及ぼし、少年非行のほか、いじめや不登校、ニート、ひきこもり、貧困のほか、インターネットが介在する問題行動など憂慮すべき事態が多く見られ、子ども・若者を巡る問題はますます複雑化、多様化しています。

県では、県の基本計画である「青森県基本計画 未来を変える挑戦」において、「あおもりの未来をつくる人財の育成」を重要政策の一つに位置づけ、子どもたちが自己肯定感や充実感を持ち、心身ともにたくましく健やかに成長するよう、青少年の健全育成に係る諸施策を推進してきたところです。

「人財」の育成は、未来の青森県づくりの礎です。心豊かでたくましい子ども・若者の育成・支援に当たっては、教育、福祉、雇用など様々な分野での取組が必要であることから、県では、家庭、学校、地域社会及び関係機関等と連携して各種の施策を展開しています。

また、平成16年度から、子どもたちの豊かな心を育むための取組として、「命を大切にする心を育む県民運動」を県民総ぐるみで展開してきました。さらに、平成29年度からは、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちを育むため、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを進めるための取組を展開しています。また、子ども・若者を取り巻く新たな課題等に対応するべく平成30年3月には、本県の未来を担う子ども・若者の成長と自立を社会全体で支援していくための指針として、子ども・若者育成支援推進法に基づく「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定したところです。

本書では、第1部は子ども・若者の現状と課題、第2部は子ども・若者育成支援施策の実施状況、第3部は本県の子ども・若者関連事業の概要について取りまとめています。青少年育成関係者はもとより、県民の皆様に広く御活用いただき、本県の子ども・若者の育成・支援の一助になることを願っています。

最後に、本書の作成に当たり御協力いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本県の未来を担う子ども・若者が自らの可能性を大きく伸ばし、心豊かでたくましく育つよう、更なる御支援、御協力をお願いいたします。

平成30年3月

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

目 次

《第1部》子ども・若者の現状と課題

第1章 青少年の人口

1 青少年人口の現状と推移	1
2 年齢階層別（男女別）青少年人口	1
3 市町村別青少年人口	2

第2章 青少年の健康

1 児童生徒の体格	3
2 児童生徒の体力	3
3 食育の推進	10

第3章 青少年の教育

第1節 学校教育人口	13
------------	----

第2節 学校教育

1 学校概要	14
2 幼稚園	15
3 幼保連携型認定こども園	15
4 小学校	15
5 中学校	16
6 高等学校	16
7 特別支援学校	17
8 専修学校・各種学校	17
9 大学	18

第3節 学校に係る諸問題

1 いじめ	19
2 不登校	19
3 中途退学	20
4 暴力行為	21

第4節 進路状況

1 中学校	22
2 高等学校	22

第5節 選挙における投票率の状況	24
------------------	----

第4章 青少年の労働

第1節 産業別就労人口	25
-------------	----

第2節 青少年の就業状況

1 新規学校卒業者の求人・就職状況	26
2 新規学校卒業者の求職動向	27
3 新規学校卒業者の初任給	28
4 新規学校卒業者の離職状況	28
5 完全失業率と完全失業者数の状況	29
6 ニート・フリーターの状況	30
7 ひきこもりの状況	31

第5章 子どもの貧困問題	
1 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況	33
2 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移	33
3 ひとり親世帯の状況	34
第6章 安全と問題行動	
第1節 青少年の安全	
1 青少年の死亡者数	35
2 青少年の交通事故	36
3 青少年の水難	38
第2節 犯罪や虐待による被害状況	
1 犯罪被害の状況	39
2 児童虐待の状況	39
第3節 少年非行の概況	
1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移	40
2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移	40
3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移	41
第4節 青少年の問題行動と対策	
1 薬物乱用	41
2 性逸脱行為	42
第7章 青少年の意識	
1 青少年の意識に関する調査について	45
2 結果概要	46
第8章 青少年の健全育成	
1 青森県青少年行政連絡会議	59
2 青森県青少年健全育成審議会	62
3 青森県青少年健全育成推進員	62
4 青少年の意識調査と子ども・若者白書	63
コラム 「子どもの貧困」と学生による学習支援ボランティアの意義	65
主権者教育と若者の政治参画	67
《第2部》 子ども・若者育成支援施策の実施状況	
第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進	
第1節 国の動き	69
第2節 県における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進	
1 第2次青森県子ども・若者育成支援計画の策定	69
2 計画の進行管理	71
第2章 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援	
第1節 基礎能力である「知・徳・体」の育成	
1 命を大切にすることを育む環境づくりの推進	73
2 心と体の健やかな育成	76
3 確かな学力の向上	76
第2節 社会的・職業的自立に必要な能力の育成	
1 社会の変化に対応できる能力の育成	78

2	社会参加の推進	79
3	国際交流・国際理解教育の推進	88
4	職業的自立に向けた能力の育成と就労支援	102
第3章 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細やかな支援		
第1節 ニート等に対する支援		
1	ニート等に対する就労支援	107
2	若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進	107
第2節 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応		
1	いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援	110
2	高校中途退学対策と中途退学者への支援	112
第3節 障害等のある子ども・若者への支援		
1	身体・知的・精神障害のある子ども・若者への支援	112
2	発達障害のある子ども・若者への支援	120
第4節 ひきこもりの子ども・若者への支援		
1	精神保健・福祉・医療分野での支援	121
2	社会教育からの支援	121
第5節 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実		
1	警察	122
2	少年補導センター	123
3	家庭裁判所	124
4	少年鑑別所	125
5	保護観察所	127
第6節 子どもの貧困対策の推進		
1	計画に基づく施策の推進	130
2	計画の進行管理	131
第7節 困難を有する子ども・若者のための相談支援体制の強化		
1	関係機関等による相談支援体制の強化	131
2	地域で支える体制・気運の構築	132
第4章 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり		
第1節 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上の推進		
1	家庭の教育力向上のための支援の推進	135
2	家庭や地域との連携による学校づくりの推進	137
3	地域の教育力向上のための取組の推進	139
第2節 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりの推進		
1	地域の人財育成と活動支援の充実	142
2	男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進	155
第3節 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進		
1	社会環境浄化対策の推進	155
2	子ども・若者の被害防止・保護活動の推進	158
《第3部》 本県の子ども・若者関連事業の概要		
		161
《参 考》 青森県青少年健全育成条例		
		179

《第1部》

子ども・若者の現状と課題

第1章 青少年の人口

第1章 青少年の人口

1 青少年人口の現状と推移

平成27年国勢調査による県の総人口は1,308千人である。このうち、青少年人口（0～24歳）は260千人で、総人口（年齢不詳を除く。）に占める割合は20.0%となっている。

本県の青少年人口の推移をみると、昭和35年までは総人口の半数以上を占めていたが、昭和40年に初めて50%を割り、以後、国勢調査を重ねる度に、その占める割合が減少している。

これは、出生数の減少、平均寿命の延伸等に加え、大学への進学や就職等による青少年の県外流出が要因といえる。

第1-1-1表 本県の青少年人口の推移

(単位：千人)

区分 年次	青森県総人口	青少年人口	総人口に占める 青少年人口の割合※ (%)	青少年人口 増減数	青少年人口 増減率 (%)	青少年人口の指数 (昭和25年=100)
昭和25	1,283	762	59.4	-	-	100
30	1,383	792	57.3	30	3.9	104
35	1,427	761	53.3	△31	△3.9	100
40	1,417	698	49.3	△63	△8.3	92
45	1,428	655	45.9	△43	△6.2	86
50	1,469	610	41.5	△45	△6.9	80
55	1,524	583	38.3	△27	△4.4	77
60	1,524	540	35.4	△43	△7.4	71
平成2	1,483	479	32.3	△61	△11.3	63
7	1,482	443	29.9	△36	△7.5	58
12	1,476	397	26.9	△46	△10.4	52
17	1,437	347	24.2	△50	△12.6	46
22	1,373	295	21.6	△52	△15.0	39
27	1,308	260	20.0	△35	△11.9	34

(注)年齢不詳を除いて算出

出典：総務省「国勢調査」

2 年齢階層別（男女別）青少年人口

平成27年国勢調査による本県の年齢階層別（男女別）青少年人口は、15～19歳が60,960人で最も多く、青少年人口全体の23.5%を占めている。

次いで、10～14歳の56,969人(21.9%)、20～24歳の50,486人(19.4%)、5～9歳の48,296人(18.6%)、0～4歳の42,943人(16.5%)の順となっており、各階層とも平成22年よりも減少している。

第1-1-2表 年齢別（男女別）青少年人口

(単位：人)

区分	平成27年国勢調査				平成22年国勢調査			
	総数	年齢別 割合(%)	男	女	総数	年齢別 割合(%)	男	女
0～4歳	42,943	16.5	21,983	20,960	48,461	16.4	24,618	23,843
5～9歳	48,296	18.6	24,551	23,745	57,358	19.4	29,270	28,088
10～14歳	56,969	21.9	29,127	27,842	66,023	22.4	33,697	32,326
15～19歳	60,960	23.5	31,176	29,784	67,308	22.8	34,303	33,005
20～24歳	50,486	19.4	25,928	24,558	56,205	19.0	28,329	27,876
計	259,654	100.0	132,765	126,889	295,355	100.0	150,217	145,138

出典：総務省「国勢調査」

3 市町村別青少年人口

平成27年国勢調査による本県の市町村別の青少年人口は市部では、青森市が56,841人で最も多く、次いで、八戸市の48,291人、弘前市の38,191人となっており、市部における青少年人口の占める割合は20.6%である。

また、町村部では、おいらせ町、東北町、階上町、南部町、藤崎町の順に多く、町村部における青少年人口の占める割合は17.9%である。

第1-1-3表 市町村別青少年人口

(単位:人、%)

市町村名	総人口			青少年人口(0~24歳)			青少年人口の占める割合	
	平成27年	平成22年	増減率	平成27年	平成22年	増減率	平成27年	平成22年
青森市	287,648	299,520	△ 4.0	56,841	64,975	△ 12.5	20.2	21.8
弘前市	177,411	183,473	△ 3.3	38,191	42,079	△ 9.2	21.7	23.2
八戸市	231,257	237,615	△ 2.7	48,291	53,555	△ 9.8	21.1	22.6
黒石市	34,284	36,132	△ 5.1	6,990	7,978	△ 12.4	20.4	22.1
五所川原市	55,181	58,421	△ 5.5	10,330	11,975	△ 13.7	18.8	20.5
十和田市	63,429	66,110	△ 4.1	13,188	14,906	△ 11.5	20.9	22.6
三沢市	40,196	41,258	△ 2.6	9,427	10,221	△ 7.8	23.5	24.9
むつ市	58,493	61,066	△ 4.2	11,382	12,655	△ 10.1	19.6	20.8
つがる市	33,316	37,243	△ 10.5	5,905	7,575	△ 22.0	17.7	20.3
平川市	32,106	33,764	△ 4.9	6,304	7,054	△ 10.6	19.6	20.9
市部計	1,013,321	1,054,602	△ 3.9	206,849	232,973	△ 11.2	20.6	22.2
平内町	11,142	12,361	△ 9.9	1,823	2,253	△ 19.1	16.4	18.2
今別町	2,756	3,217	△ 14.3	259	383	△ 32.4	9.4	11.9
蓬田村	2,896	3,271	△ 11.5	480	575	△ 16.5	16.7	17.6
外ヶ浜町	6,198	7,089	△ 12.6	711	975	△ 27.1	11.5	13.8
鱒ヶ沢町	10,126	11,449	△ 11.6	1,447	1,965	△ 26.4	14.3	17.2
深浦町	8,429	9,691	△ 13.0	1,118	1,512	△ 26.1	13.3	15.6
西目屋村	1,415	1,594	△ 11.2	215	252	△ 14.7	15.2	15.8
藤崎町	15,179	16,021	△ 5.3	3,021	3,425	△ 11.8	19.9	21.4
大鰐町	9,676	10,978	△ 11.9	1,446	1,897	△ 23.8	14.9	17.3
田舎館村	7,783	8,153	△ 4.5	1,465	1,634	△ 10.3	18.8	20.0
板柳町	13,935	15,227	△ 8.5	2,558	3,143	△ 18.6	18.4	20.6
鶴田町	13,392	14,270	△ 6.2	2,619	3,010	△ 13.0	19.6	21.1
中泊町	11,187	12,743	△ 12.2	1,678	2,230	△ 24.8	15.0	17.5
野辺地町	13,524	14,314	△ 5.5	2,331	2,708	△ 13.9	17.3	19.0
七戸町	15,709	16,759	△ 6.3	2,702	3,088	△ 12.5	17.2	18.4
六戸町	10,423	10,241	1.8	2,013	2,030	△ 0.8	19.5	19.8
横浜町	4,535	4,881	△ 7.1	819	952	△ 14.0	18.1	19.5
東北町	17,955	19,106	△ 6.0	3,307	3,759	△ 12.0	18.5	19.7
六ヶ所村	10,536	11,095	△ 5.0	2,249	2,442	△ 7.9	21.6	22.1
おいらせ町	24,222	24,211	0.0	5,558	5,896	△ 5.7	23.0	24.4
大間町	5,227	6,340	△ 17.6	1,014	1,341	△ 24.4	19.6	21.2
東通村	6,607	7,252	△ 8.9	1,206	1,384	△ 12.9	18.3	19.1
風間浦村	1,976	2,463	△ 19.8	282	396	△ 28.8	14.3	16.1
佐井村	2,148	2,422	△ 11.3	318	358	△ 11.2	14.8	14.8
三戸町	10,135	11,299	△ 10.3	1,684	2,042	△ 17.5	16.7	18.1
五戸町	17,433	18,712	△ 6.8	2,889	3,476	△ 16.9	16.6	18.6
田子町	5,554	6,175	△ 10.1	860	1,072	△ 19.8	15.5	17.4
南部町	18,312	19,853	△ 7.8	3,187	3,865	△ 17.5	17.4	19.5
階上町	14,025	14,699	△ 4.6	3,215	3,912	△ 17.8	23.2	26.7
新郷村	2,509	2,851	△ 12.0	331	407	△ 18.7	13.2	14.3
町村部計	294,944	318,737	△ 7.5	52,805	62,382	△ 15.4	17.9	19.6
県計	1,308,265	1,373,339	△ 4.7	259,654	295,355	△ 12.1	20.0	21.6

(注)「青少年人口の占める割合」は、「青少年人口(0~24歳)」の「総人口(年齢不詳を除く)」に占める割合である。

出典:総務省「国勢調査」

端数処理の関係で、第1-1-1表の増減率と県計の増減率は一致しない。

第2章 青少年の健康

第2章 青少年の健康

1 児童生徒の体格

県教育委員会で実施した「平成29年度青森県学校保健調査」による本県児童生徒の体格の平均値は、第1-2-1表のとおりである。

(1) 全般的な傾向

身長、体重、座高とも、加齢に伴う発達傾向は、全国とほぼ同様であり、年齢層間の成長値（1年間の伸び）の変化を見ると、女子が男子に比べて早くピークをむかえている。

(2) 項目ごとの特徴

ア 身長

男子は全ての年齢層で全国平均を上回っている。全国平均との差では13歳の1.5cmが最も大きく、年間発育量は11歳から12歳が7.7cmと最も大きい値となっている。女子は11年齢層（16歳以外）で全国平均を上回っている。全国平均との差では10歳の1.6cmが最も大きく、年間発育量は9歳から10歳が6.9cmと最も大きい値となっている。

イ 体重

男女とも全ての年齢層で全国平均を上回っている。男子は全国平均との差では12歳の2.6kgが最も大きく、年間発育量は11歳から12歳が5.9kgと最も大きい値となっている。女子は全国平均との差では12歳の2.2kgが最も大きく、年間発育量は10歳から11歳が5.1kgと最も大きい値となっている。

2 児童生徒の体力

県教育委員会で実施した「平成29年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」による本県児童生徒の新体力テストの調査結果は、第1-2-2表のとおりである。

(1) 全般的な傾向

新体力テストの得点換算表に基づき、各測定項目の平均値を得点化した合計点は、平成15年度まで男女とも全年齢層で全国平均を下回っている状況にあった。しかし、平成16年度調査において、初めて全国平均を上回る年齢層が現れ始めた。平成18年度調査では、男子が8年齢層（6歳から11歳、16歳、17歳）、女子は10年齢層（6歳から12歳、15歳から17歳）で全国平均を上回る結果となり、体力向上の兆しが見られていた。

今年度調査における県の合計点の平均値は、男子が9年齢層（7歳から15歳）、女子は全年齢層で、平成28年度を上回る結果となった。しかしながら、全国と比較すると、全年齢層で全国平均を下回る結果となった。また、各測定項目において全国平均を上回った年齢層の合計は、男子は17年齢層から12年齢層、女子も30年齢層から29年齢層へと減少する結果となった。このことから、本県児童生徒の体力を、合計点の平均値及び各測定項目における平均値で見ると、全国との差はまだまだ大きいと言える。

全般的にみると、男子は敏捷性が全国平均を上回る傾向にあるが、柔軟性、全身持久力、走力、瞬発力、投力は全国平均を下回る傾向にある。女子は敏捷性、全身持久力が全国平均を上回る傾向にあるが、柔軟性、走力、瞬発力、投力は全国平均を下回る傾向にある。また、年齢層及び男女差によって各項目の合計点にばらつきが見られることから、バランスのとれた体力向上が図れるよう取り組んでいかなければならない。

(2) 測定項目ごとの状況（全国平均との比較）

ア 握力（筋力）

調査対象である12の年齢層のうち、男子は4年齢層（11歳、13歳、14歳、16歳）で全国平均を上回り、女子は5年齢層（7歳から10歳、17歳）で全国平均を上回っている。

イ 上体起こし（筋持久力）

男子は全年齢層で全国平均を下回り、女子は2年齢層（10歳、17歳）で全国平均を上回っている。

ウ 長座体前屈（柔軟性）

男子は1年齢層（15歳）で全国平均を上回り、女子は3年齢層（15歳から17歳）で全国平均を上回っている。

エ 反復横とび（敏捷性）

男子は5年齢層（6歳から9歳、15歳）で全国平均を上回り、女子は8年齢層（6歳から11歳、15歳、16歳）で全国平均を上回っている。

オ 持久走（全身持久力） ※12歳以上は20mシャトルランとの選択

男女とも、12歳から17歳までの全年齢層で全国平均を下回っている。

カ 20mシャトルラン（全身持久力） ※11歳以下は必ず実施、12歳以上は持久走との選択

男子は2年齢層（7歳、15歳）で全国平均を上回り、女子は7年齢層（6歳から11歳、15歳）で全国平均を上回っている。

キ 50m走（走力）

男子は全年齢層で全国平均を下回り、女子は3年齢層（15歳から17歳）で全国平均を上回っている。

ク 立ち幅とび（瞬発力）

男女とも6歳から17歳までの全年齢層で全国平均を下回っている。

ケ ボール投げ（投力）

男子は全年齢層で全国平均を下回り、女子は1年齢層（7歳）で全国平均を上回っている。

第1-2-1表 性別、年齢別体格の青森県平均と全国平均

性別	区分	年齢	身長 (c m)				体重 (k g)				
			全国	青 森 県			全国	青 森 県			
			平成29年度 平均値	① 平成29年度 平均値	② 平成28年度 平均値	年間発育量 ①-②	平成29年度 平均値	① 平成29年度 平均値	② 平成28年度 平均値	年間発育量 ①-②	
男	小学校	6	116.5	117.1	117.2	-	21.4	22.1	22.1	-	
		7	122.5	123.3	123.1	6.1	24.1	25.0	25.0	2.9	
		8	128.2	128.9	128.9	5.8	27.2	28.5	28.4	3.5	
		9	133.5	134.4	134.3	5.5	30.5	32.1	32.1	3.7	
		10	139.0	139.9	139.9	5.6	34.2	35.8	36.0	3.7	
		11	145.0	146.3	146.4	6.4	38.2	40.5	40.7	4.5	
	中学校	12	152.8	154.1	154.2	7.7	44.0	46.6	46.4	5.9	
		13	160.0	161.5	161.5	7.3	49.0	51.4	51.5	5.0	
		14	165.3	166.5	166.1	5.0	53.9	56.3	56.2	4.8	
		高等学校	15	168.2	168.8	169.3	2.7	58.9	61.3	61.2	5.1
			16	169.9	170.4	170.3	1.1	60.6	62.8	62.7	1.6
			17	170.6	171.0	170.8	0.7	62.6	64.8	64.7	2.1
		女	小学校	6	115.7	116.3	116.4	-	21.0	21.7	21.6
	7			121.5	122.5	122.5	6.1	23.5	24.4	24.4	2.8
8	127.3			128.4	128.4	5.9	26.4	27.8	27.7	3.4	
9	133.4			134.6	134.8	6.2	29.9	31.4	31.6	3.7	
10	140.1			141.7	141.5	6.9	34.0	35.9	35.7	4.3	
11	146.7			148.1	148.1	6.6	39.0	40.8	41.0	5.1	
中学校	12		151.8	152.8	152.7	4.7	43.6	45.8	45.6	4.8	
	13		154.9	155.5	155.7	2.8	47.2	49.0	49.2	3.4	
	14		156.5	157.0	156.9	1.3	50.0	51.7	51.8	2.5	
	高等学校		15	157.1	157.3	156.9	0.4	51.6	53.1	53.0	1.3
			16	157.6	157.5	157.5	0.6	52.6	53.6	53.8	0.6
			17	157.8	158.0	157.6	0.5	53.0	54.1	54.2	0.3

出典：全国…文部科学省生涯学習政策局「平成29年度学校保健統計調査」
 県……スポーツ健康課「平成28・29年度青森県学校保健調査」

第1-2-2表 年齢別・運動能力テスト平均値及びT得点

男子

校種	学年	年齢	区分	握力 (kg)			上体起こし (回)			長座体前屈 (cm)			反復横とび (回)			持久走 (秒) (男子 1500m)			
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	
小学校	1	6	全国	1,121	9.44	2.30	1,124	11.64	5.60	1,116	26.26	6.63	1,119	28.13	5.34	/			
			県	4,736	9.21	2.27	4,726	11.25	5.73	4,723	24.99	6.24	4,728	28.52	5.35				
			T	49.00			49.30			48.08			50.73						
	2	7	全国	1,123	11.22	2.59	1,121	14.56	5.47	1,115	27.85	6.77	1,110	32.20	6.40	/			
			県	4,644	11.09	2.50	4,635	14.03	5.94	4,642	26.47	6.76	4,633	32.31	6.48				
			T	49.50			49.03			47.96			50.17						
	3	8	全国	1,120	12.81	2.92	1,124	16.48	5.68	1,122	29.28	7.06	1,120	36.26	7.50	/			
			県	4,978	12.81	2.93	4,985	16.30	5.91	4,995	28.37	6.87	4,982	36.60	6.94				
			T	50.00			49.68			48.71			50.45						
	4	9	全国	1,121	14.94	3.12	1,121	18.71	5.53	1,124	30.34	7.04	1,115	39.66	7.32	/			
			県	5,010	14.70	3.23	4,988	18.17	6.27	4,998	29.95	7.60	4,994	40.25	7.55				
			T	49.23			49.02			49.45			50.81						
	5	10	全国	1,123	16.96	3.69	1,115	20.81	5.47	1,120	33.18	7.33	1,116	43.98	6.92	/			
			県	5,010	16.70	3.90	4,993	20.28	6.14	5,008	31.42	7.47	4,992	43.96	7.21				
			T	49.30			49.03			47.60			49.97						
	6	11	全国	1,119	19.76	4.22	1,122	22.66	5.36	1,123	36.03	8.20	1,118	46.70	6.28	/			
			県	4,980	19.78	4.90	4,971	21.76	5.99	4,972	33.26	7.83	4,965	46.22	7.41				
			T	50.05			48.32			46.62			49.24						
中学校	1	12	全国	1,400	24.37	6.31	1,403	24.64	5.55	1,400	39.20	9.18	1,392	50.32	6.53	508	413.25	55.10	
			県	5,189	24.35	6.44	5,172	23.61	6.10	5,188	38.84	9.48	5,164	49.23	7.19	1,796	435.02	80.76	
			T	49.97			48.14			49.61			48.33			46.05			
	2	13	全国	1,402	30.00	7.07	1,401	28.35	5.72	1,402	43.57	9.90	1,401	53.36	7.08	511	372.54	44.92	
			県	5,377	30.12	7.20	5,352	27.03	5.99	5,365	43.18	10.11	5,333	52.24	7.55	1,867	402.99	68.77	
			T	50.17			47.69			49.61			48.42			43.22			
	3	14	全国	1,400	35.02	7.30	1,404	30.33	5.75	1,408	47.48	10.52	1,394	56.54	6.79	494	362.84	43.34	
			県	5,697	35.31	7.46	5,666	29.35	6.30	5,682	46.95	10.78	5,643	55.18	7.53	2,015	389.52	67.76	
			T	50.40			48.30			49.50			48.00			43.84			
	高等学校	1	15	全国	1,419	38.50	7.10	1,408	29.76	5.85	1,415	47.37	10.63	1,403	55.69	6.71	548	374.94	50.20
				県	4,190	38.10	7.12	4,178	29.69	5.85	4,187	47.40	10.83	4,171	55.78	6.89	2,015	399.38	69.87
				T	49.44			49.88			50.03			50.13			45.13		
2		16	全国	1,418	40.32	7.26	1,413	31.33	6.31	1,417	49.45	10.70	1,411	57.30	6.94	558	356.31	51.50	
			県	4,244	40.49	7.35	4,217	31.12	5.92	4,235	49.27	10.69	4,198	56.76	7.26	1,994	391.67	69.07	
			T	50.23			49.67			49.83			49.22			43.13			
3	17	全国	1,436	42.51	7.53	1,433	32.85	6.17	1,438	51.64	11.19	1,426	58.68	7.16	571	354.26	48.80		
		県	4,240	41.97	7.53	4,232	32.24	6.06	4,230	50.64	11.12	4,227	57.36	7.49	1,979	393.81	73.03		
		T	49.28			49.01			49.11			48.16			41.90				

出典：全国…「平成28年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」

県……スポーツ健康課「平成29年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

(注) S D：標準偏差

T：全国平均を50とした県平均の得点

男子

校種	学年	年齢	区分	20 m シャトルラン(回)			50 m 走 (秒)			立ち幅とび (cm)			ハンドボール投げ (m) (小学生はフットボール投げ)			合計点 (点)			
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	
小学校	1	6	全国	1,113	19.22	9.71	1,109	11.51	1.04	1,124	114.36	17.82	1,119	8.67	3.28	1,051	30.92	6.43	
			県	4,723	19.09	9.96	4,712	11.89	1.42	4,734	111.36	18.37	4,719	8.06	3.24	4,686	29.84	6.73	
			T	49.87			46.35			48.32			48.14			48.32			
	2	7	全国	1,122	28.69	14.27	1,112	10.65	0.90	1,125	126.34	17.72	1,122	12.26	4.87	1,064	38.19	7.22	
			県	4,627	29.16	13.85	4,634	10.85	1.18	4,632	123.66	19.05	4,635	11.51	4.57	4,605	37.26	7.65	
			T	50.33			47.78			48.49			48.46			48.71			
	3	8	全国	1,126	38.52	17.57	1,113	10.01	0.84	1,120	136.25	17.42	1,121	15.89	5.95	1,076	44.53	7.83	
			県	4,976	37.62	17.11	4,986	10.35	1.17	4,988	132.42	19.15	4,980	15.00	5.89	4,938	43.25	8.16	
			T	49.49			45.95			47.80			48.50			48.37			
	4	9	全国	1,126	48.00	19.91	1,118	9.61	0.81	1,124	145.26	18.62	1,126	20.32	7.21	1,084	50.32	7.97	
			県	4,980	46.53	19.95	4,990	9.93	1.14	4,994	142.27	20.51	4,994	19.05	7.39	4,943	48.85	9.02	
			T	49.26			46.05			48.39			48.24			48.16			
	5	10	全国	1,126	57.48	20.99	1,117	9.21	0.77	1,122	153.72	18.86	1,126	23.54	8.08	1,074	56.23	8.20	
			県	4,992	55.45	22.14	4,993	9.54	1.06	4,993	152.15	21.44	4,992	22.93	8.55	4,934	54.38	9.18	
			T	49.03			45.71			49.17			49.25			47.74			
	6	11	全国	1,123	65.50	21.82	1,114	8.79	0.74	1,122	166.55	19.94	1,122	27.21	8.72	1,076	62.02	7.97	
			県	4,946	63.90	23.08	4,965	9.07	1.00	4,972	163.02	23.02	4,972	27.10	10.02	4,901	59.76	9.42	
			T	49.27			46.22			48.23			49.87			47.16			
中学校	1	12	全国	888	74.94	23.39	1,391	8.42	0.78	1,396	182.01	23.48	1,402	18.64	4.92	1,324	35.51	8.50	
			県	4,122	69.50	23.95	5,139	8.56	1.00	5,158	180.21	26.38	5,150	17.22	5.06	5,010	35.12	8.86	
			T	47.67			48.21			49.23			47.11			49.54			
	2	13	全国	889	90.85	24.51	1,391	7.82	0.66	1,396	199.73	23.48	1,404	21.55	5.49	1,338	44.48	9.49	
			県	4,200	84.85	24.18	5,305	7.93	0.90	5,349	198.03	26.41	5,301	20.07	5.49	5,152	43.27	9.95	
			T	47.55			48.33			49.28			47.30			48.72			
	3	14	全国	899	98.77	22.39	1,385	7.45	0.58	1,403	213.34	22.82	1,395	24.01	5.74	1,330	51.05	9.53	
			県	4,323	92.01	24.80	5,593	7.57	0.79	5,660	212.41	26.20	5,621	22.66	5.77	5,425	49.80	10.32	
			T	46.98			47.93			49.59			47.65			48.69			
	高等学校	1	15	全国	859	85.93	26.68	1,394	7.40	0.54	1,407	220.63	21.96	1,405	24.81	5.74	1,334	51.58	9.70
				県	3,212	86.83	23.86	4,141	7.43	0.66	4,168	216.75	24.60	4,173	23.58	5.78	4,078	50.88	10.03
				T	50.34			49.44			48.23			47.86			49.28		
		2	16	全国	850	91.69	28.30	1,389	7.27	0.57	1,407	223.85	22.44	1,415	25.61	6.23	1,333	55.29	10.23
				県	3,256	91.57	26.64	4,174	7.31	0.74	4,209	223.60	24.49	4,205	24.69	6.07	4,082	54.17	10.43
				T	49.96			49.30			49.89			48.52			48.91		
		3	17	全国	857	94.62	28.11	1,410	7.13	0.56	1,424	231.38	21.95	1,436	27.23	6.35	1,360	58.73	10.16
				県	3,261	91.46	27.77	4,190	7.22	0.71	4,222	225.93	25.75	4,213	25.93	6.40	4,118	56.20	10.93
				T	48.88			48.39			47.52			47.95			47.51		

出典：全国…「平成28年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」

県……スポーツ健康課「平成29年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

(注) S D：標準偏差

T：全国平均を50とした県平均の得点

女子

校種	学年	年齢	区分	握力 (kg)			上体起こし (回)			長座体前屈 (cm)			反復横とび (回)			持久走 (秒) (女子 1000m)			
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	
小学校	1	6	全国	1,118	8.81	2.22	1,122	11.25	5.17	1,110	28.23	6.28	1,110	27.51	4.54	/			
			県	4,656	8.73	2.13	4,651	10.95	5.46	4,659	27.42	6.26	4,649	27.95	4.69				
			T	49.64			49.42			48.71			50.97						
	2	7	全国	1,115	10.40	2.33	1,128	13.87	5.12	1,117	30.81	6.77	1,113	31.15	5.53				
			県	4,597	10.48	2.35	4,592	13.53	5.66	4,595	29.37	6.71	4,588	31.69	5.88				
			T	50.34			49.34			47.87			50.98						
	3	8	全国	1,122	12.03	2.56	1,119	15.98	5.34	1,119	32.47	6.90	1,110	35.03	6.81				
			県	4,678	12.18	2.77	4,680	15.53	5.64	4,686	31.63	6.85	4,666	35.67	6.41				
			T	50.59			49.16			48.78			50.94						
	4	9	全国	1,120	14.04	2.96	1,119	17.87	5.30	1,121	34.13	7.08	1,113	37.95	6.68				
			県	4,790	14.05	3.17	4,780	17.68	5.56	4,786	33.73	7.64	4,777	39.29	6.93				
			T	50.03			49.64			49.44			52.01						
	5	10	全国	1,122	16.41	3.67	1,114	19.32	4.89	1,118	36.93	7.12	1,116	41.95	6.62				
			県	5,044	16.57	3.96	5,028	19.40	5.57	5,038	35.61	8.00	5,026	42.51	6.37				
			T	50.44			50.16			48.15			50.85						
	6	11	全国	1,123	19.70	4.37	1,121	20.54	4.95	1,118	40.12	7.96	1,120	43.88	6.27				
			県	4,876	19.52	4.34	4,868	20.40	5.40	4,873	38.07	8.33	4,853	44.23	6.51				
			T	49.59			49.72			47.42			50.56						
中学校	1	12	全国	1,404	22.01	4.38	1,399	21.30	5.43	1,397	43.51	9.32	1,385	46.02	5.67	516	289.26	38.31	
			県	5,084	22.00	4.46	5,063	20.89	5.36	5,077	42.73	9.43	5,054	45.76	5.88	1,726	297.06	41.67	
			T	49.98			49.24			49.16			49.54			47.96			
	2	13	全国	1,397	24.44	4.34	1,402	24.34	5.70	1,397	46.22	9.13	1,391	47.88	6.03	536	279.35	40.98	
			県	5,211	24.08	4.62	5,179	23.08	5.71	5,199	45.49	9.66	5,150	47.00	6.29	1,784	296.13	46.22	
			T	49.17			47.79			49.20			48.54			45.91			
	3	14	全国	1,400	25.74	4.51	1,402	25.06	5.82	1,398	47.75	9.83	1,385	48.75	6.02	496	279.46	38.02	
			県	5,331	25.50	4.58	5,297	24.04	5.82	5,311	47.73	9.94	5,270	47.65	6.53	1,901	297.93	49.69	
			T	49.47			48.25			49.98			48.17			45.14			
	高等学校	1	15	全国	1,431	26.07	4.78	1,425	23.35	5.96	1,431	47.00	10.27	1,421	47.57	6.12	545	297.79	44.09
				県	4,126	25.78	4.68	4,109	23.33	5.78	4,122	47.39	10.07	4,096	47.82	5.60	1,835	319.04	51.31
				T	49.39			49.97			50.38			50.41			45.18		
		2	16	全国	1,426	26.66	5.22	1,431	24.45	6.74	1,430	47.83	10.47	1,431	47.99	6.68	579	297.46	51.38
				県	4,116	26.47	4.71	4,104	24.34	5.97	4,112	47.86	10.06	4,083	48.18	5.89	1,858	318.96	55.37
				T	49.64			49.84			50.03			50.28			45.82		
		3	17	全国	1,434	26.88	5.12	1,434	24.52	6.88	1,435	49.15	10.54	1,435	48.21	6.84	580	298.33	55.22
				県	4,198	26.97	4.74	4,167	24.73	6.11	4,192	49.38	9.94	4,156	47.81	6.26	1,909	329.43	62.85
				T	50.18			50.31			50.22			49.42			44.37		

出典：全国…「平成28年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」

県……スポーツ健康課「平成29年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

(注) S D：標準偏差

T：全国平均を50とした県平均の得点

女子

校種	学年	年齢	区分	20 m シャトルラン(回)			50 m 走(秒)			立ち幅とび(cm)			ハンドボール投げ(m) (小学生はソフトボール投げ)			合計点(点)			
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	
小学校	1	6	全国	1,108	16.37	6.67	1,110	11.76	0.98	1,117	107.41	16.28	1,112	5.80	1.88	1,049	31.17	6.33	
			県	4,649	17.08	8.03	4,658	11.99	1.35	4,656	105.21	17.46	4,654	5.68	1.96	4,629	30.76	6.77	
			T	51.06			47.65			48.65			49.36			49.35			
	2	7	全国	1,121	22.73	10.08	1,117	10.99	0.87	1,125	117.82	16.53	1,114	7.58	2.38	1,060	38.52	6.91	
			県	4,570	24.53	10.69	4,591	11.03	1.08	4,594	116.67	17.86	4,594	7.69	2.68	4,550	38.46	7.55	
			T	51.79			49.54			49.30			50.46			49.91			
	3	8	全国	1,117	29.23	13.00	1,117	10.38	0.82	1,121	127.59	17.31	1,117	9.83	3.23	1,060	44.92	7.50	
			県	4,675	30.96	13.42	4,684	10.52	1.02	4,684	125.30	18.48	4,683	9.72	3.47	4,637	44.67	8.19	
			T	51.33			48.29			48.68			49.66			49.67			
	4	9	全国	1,120	38.49	15.70	1,118	9.88	0.77	1,122	138.89	18.77	1,113	12.06	3.79	1,055	51.27	8.13	
			県	4,779	38.77	16.04	4,780	10.10	0.94	4,778	135.33	19.20	4,782	11.90	4.26	4,751	50.82	8.49	
			T	50.18			47.14			48.10			49.58			49.45			
	5	10	全国	1,122	45.59	17.43	1,114	9.45	0.71	1,121	148.01	19.40	1,115	14.43	4.76	1,060	57.38	7.99	
			県	5,000	46.93	18.24	5,023	9.68	0.94	5,027	145.67	20.11	5,036	14.30	5.30	4,970	56.68	8.70	
			T	50.77			46.76			48.79			49.73			49.12			
	6	11	全国	1,124	50.47	18.92	1,113	9.16	0.75	1,127	156.41	21.52	1,113	16.47	5.41	1,067	62.33	8.20	
			県	4,816	52.11	19.59	4,859	9.32	0.91	4,859	153.59	21.22	4,871	16.27	6.22	4,785	61.16	8.71	
			T	50.87			47.87			48.69			49.63			48.57			
中学校	1	12	全国	879	55.09	19.11	1,395	8.96	0.72	1,399	166.26	21.82	1,400	12.17	3.69	1,324	46.24	10.07	
			県	4,003	52.84	18.82	5,035	9.05	0.87	5,055	164.37	21.71	5,049	11.30	3.55	4,939	45.48	9.69	
			T	48.82			48.75			49.13			47.64			49.25			
	2	13	全国	863	62.03	21.22	1,387	8.66	0.70	1,397	172.26	22.73	1,400	13.65	4.21	1,323	52.04	10.46	
			県	4,023	58.20	19.74	5,150	8.78	0.84	5,164	168.65	22.99	5,144	12.64	3.99	4,970	50.17	10.65	
			T	48.20			48.29			48.41			47.60			48.21			
	3	14	全国	902	62.59	21.65	1,393	8.62	0.75	1,402	174.94	22.60	1,401	14.54	4.44	1,328	54.30	10.99	
			県	4,012	57.48	19.91	5,219	8.76	0.89	5,274	170.47	24.20	5,264	13.58	4.17	5,061	52.52	11.09	
			T	47.64			48.13			48.02			47.84			48.38			
	高等学校	1	15	全国	875	50.80	20.79	1,411	8.88	0.77	1,422	172.30	22.79	1,429	14.35	4.47	1,346	51.33	11.24
				県	3,298	51.49	18.02	4,077	8.86	0.81	4,101	170.55	22.59	4,112	13.00	3.85	4,001	50.86	10.68
				T	50.33			50.26			49.23			46.98			49.58		
		2	16	全国	849	52.66	22.58	1,424	8.88	0.95	1,431	172.91	24.90	1,429	14.66	4.63	1,415	52.11	12.44
				県	3,178	51.99	20.05	4,036	8.87	0.89	4,088	170.88	22.91	4,085	13.67	4.18	3,972	52.07	11.21
				T	49.70			50.11			49.18			47.86			49.97		
	3	17	全国	850	53.09	22.85	1,429	8.91	1.03	1,434	174.31	25.28	1,431	15.09	4.75	1,418	52.95	12.96	
			県	3,214	50.83	19.65	4,124	8.87	0.98	4,165	170.44	22.94	4,166	13.86	4.20	4,060	52.60	11.43	
			T	49.01			50.39			48.47			47.41			49.73			

出典：全国…「平成28年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」

県……スポーツ健康課「平成29年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

(注) S D：標準偏差

T：全国平均を50とした県平均の得点

3 食育の推進

(1) 食育とは

食育とは、県民一人ひとりが、生涯をとおして健全な生活を実現して、健康を確保できるようにするため、食について考える習慣や食に感謝する心、食に関する様々な知識や、自らの食を選択する判断力を正しく身につける活動や学習等に取り組むことである。

(2) 本県の食育推進の仕組み

本県では、「食育基本法」(平成17年7月施行)に基づき、次のような仕組みで食育を推進している。

ア 「青森県食育推進会議」(平成18年6月1日設置)

本県の食育全体の進行管理を行う。

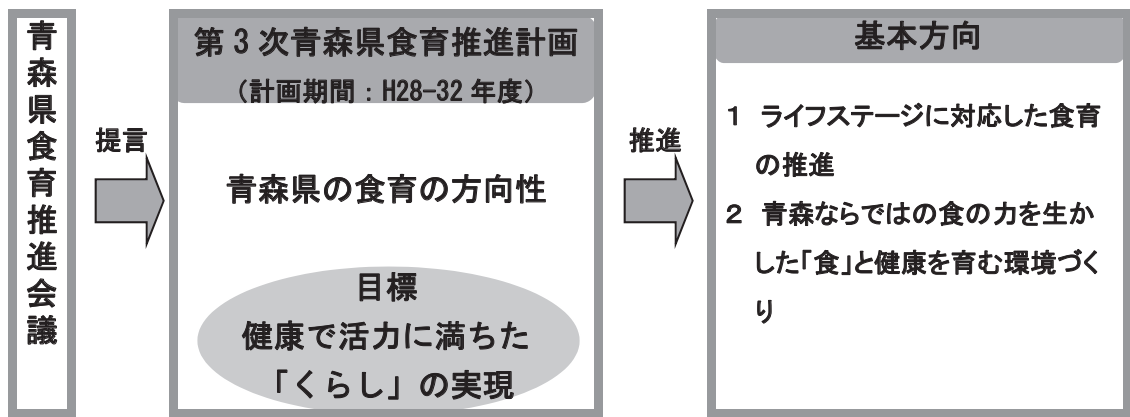
イ 「第3次青森県食育推進計画」(平成28年3月策定)

本県の食育全体の方向性を示す。

ウ 「いただきます!あおもり食育県民運動」(食育月間:毎年6月と11月 食育の日:毎月19日)

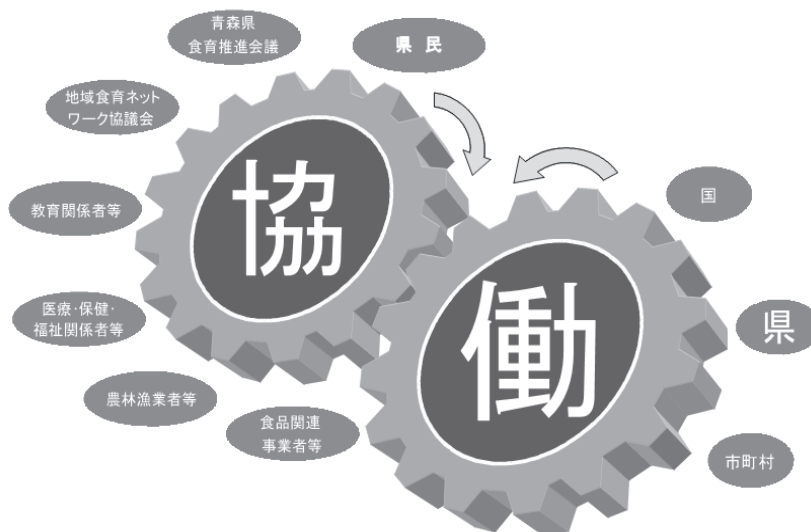
県民、各種団体、事業者、県、市町村が協働で食育に取り組み、県民運動として展開する。

第1-2-3図 本県の食育推進の仕組み



資料: 食の安全・安心推進課

第1-2-4図 県と県民とが協働して進める食育



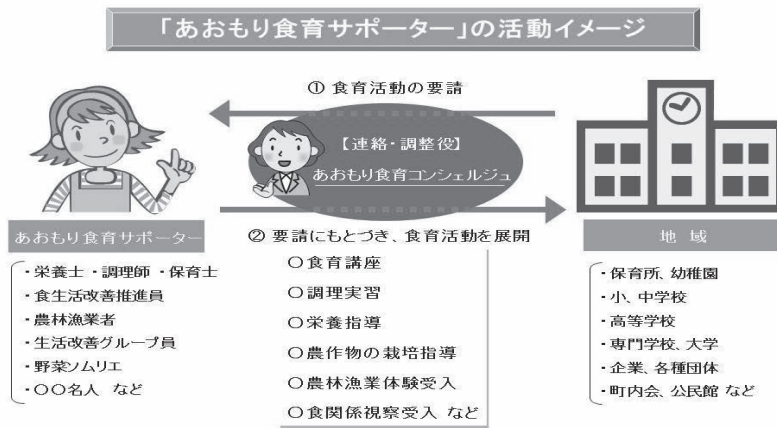
資料: 食の安全・安心推進課

(3) 青少年を対象とした県の推進施策

ア 「あおり食育サポーター」による食育啓発活動の実施

県では、食育活動をとおして、子どもにとって望ましい食習慣の形成と、本県の豊かで良質な食文化への理解促進を図り、次代を担う子どもの健やかな成長に資するため、食に関する講話・寸劇、郷土料理などの調理実習や農林漁業体験等の指導者を「あおり食育サポーター」として登録し、地域の保育所・学校などの要請等により、食育活動を実施している。

第1-2-5図 「あおり食育サポーター」の活動イメージ



資料：食の安全・安心推進課

イ 市町村・団体等が行う食育活動への支援

食育啓発イベント等の開催経費や、「食事バランスガイド」の普及に要する経費などを助成している。

(4) 県教育委員会における食育の推進施策

子どもの朝食欠食や孤食、偏食などの食生活の乱れ、肥満傾向児の増加や過度のダイエットなど子どもたちの心身の健康に関わる問題は深刻かつ多様化している。また、食を大切にする心の希薄化や伝統食文化の衰退、食の安全に対する信頼の低下など子どもたちを巡る食に関わる課題も多岐にわたっている。

県教育委員会では、学校教育指導の方針と重点に「食に関する指導の充実」を掲げ、子どもたちの生涯にわたる健康づくりの基礎を培うため、児童生徒が食に関する課題に対し、主体的に取り組めるよう学校教育活動全体を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった食育の推進に努めており、次のような取組を行っている。

ア 栄養教諭の配置

県では、学校における食育を一層推進するため、平成19年度から計画的に栄養教諭を配置し、平成29年度現在、48名の栄養教諭を配置している。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かし、小中学校等における「食に関する指導」の中核的な役割を担い、子どもたちの健康の保持増進や地域の食文化の理解などの指導を行っている。

<栄養教諭配置校> (47校)

(小学校) 青森市立三内西小学校、青森市立浪岡南小学校、青森市立新城中央小学校、平内町立小湊小学校、今別町立今別小学校、五所川原市立中央小学校、つがる市立車力小学校、鱈ヶ沢町立舞戸小学校、深浦町立深浦小学校、中泊町立中里小学校、鶴田町立鶴田小学校、弘前市立西小学校、黒石市立追子野木小学校、平川市立小和森小学校、西目屋村立西目屋小学校、

藤崎町立藤崎中央小学校、七戸町立天間西小学校、野辺地町立野辺地小学校、おいらせ町立百石小学校、むつ市立大平小学校、東通村立東通小学校、八戸市立白銀南小学校、八戸市立小中野小学校、八戸市立桔梗野小学校、三戸町立三戸小学校、五戸町立五戸小学校、田子町立田子小学校、南部町立名久井小学校、階上町立赤保内小学校、新郷村立戸来小学校
(中学校) 青森市立三内中学校、外ヶ浜町立蟹田中学校、蓬田町立蓬田中学校、板柳町立板柳中学校、弘前市立東中学校、大鰐町立大鰐中学校、田舎館村立田舎館中学校、十和田市立東中学校、三沢市立第二中学校、横浜町立横浜中学校、六ヶ所村立第一中学校、おいらせ町立下田中学校、むつ市立田名部中学校、むつ市立大畑中学校
(県立学校) 県立青森第一高等養護学校、県立弘前第一養護学校、県立八戸豊学校

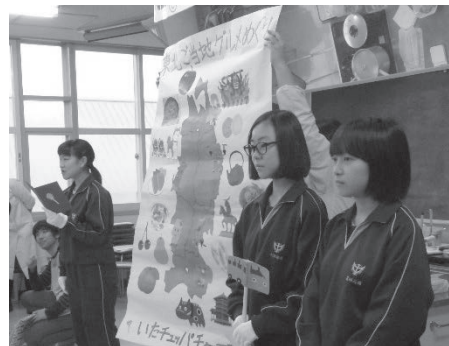
イ 文部科学省委託事業（食育）

(ア) 指定校 (平成26・27年度) 東通村立東通小学校 (平成29年度) 田子町立田子小学校

(イ) 内容 家庭における食への理解を深めるため、栄養教諭と養護教諭が連携した家庭へのアプローチや、体験活動を通じた食への理解促進など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を実施している。

ウ 青森県学校給食献立コンクールの実施

地場産物を活用して、児童生徒、栄養教諭・学校栄養職員及び学校給食調理員が連携し児童生徒が考案した学校給食献立で、郷土色豊かな学校給食献立コンクールを実施している。



資料：スポーツ健康課

第3章 青少年の教育

第3章 青少年の教育

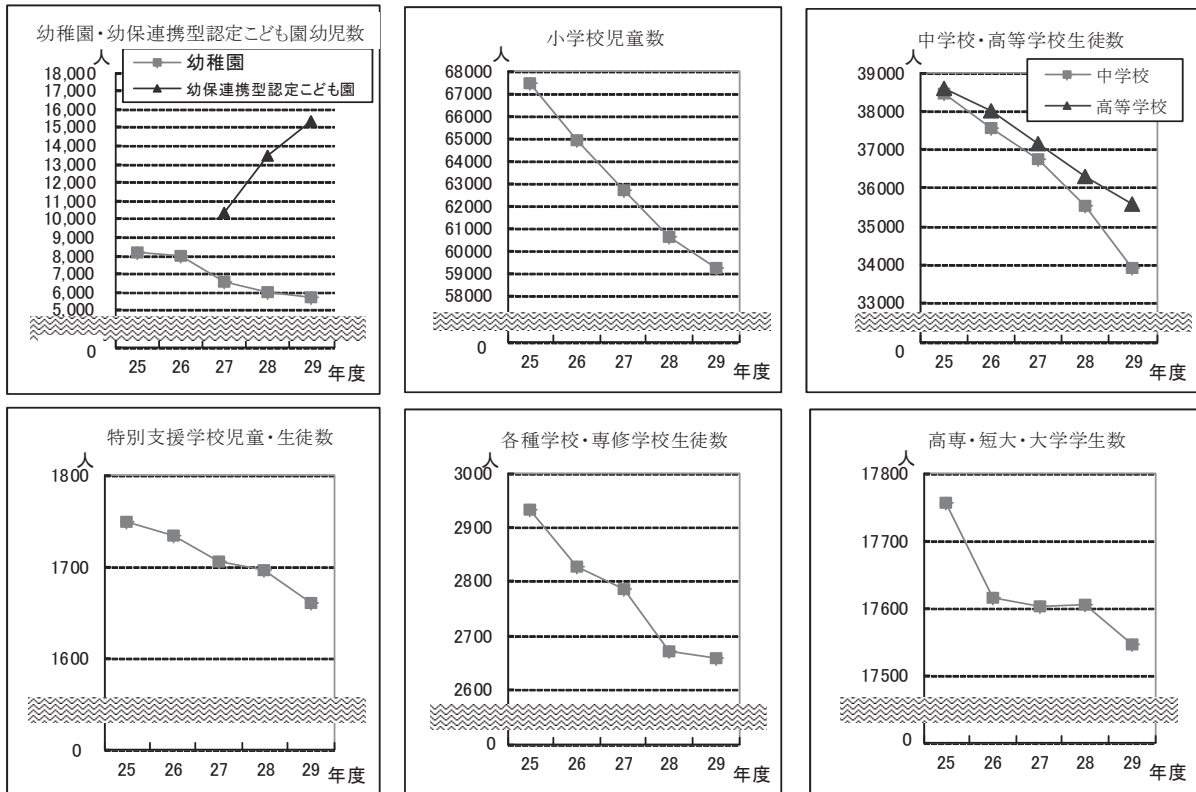
第1節 学校教育人口

県内の学校教育人口の推移を学校種別にみると、第1-3-1表のとおりである。

このうち、平成25年度から毎年減少しているのは、幼稚園幼児数、小学校児童数、中学校・高等学校生徒数、特別支援学校児童・生徒数、各種学校・専修学校生徒数となっている。

また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)」の改正により、新たな学校種として「幼保連携型認定こども園」が平成27年4月1日から創設され、幼稚園や保育園から幼保連携型認定こども園に移行する園が増加したことにより、幼保連携型認定こども園の幼児数が増加している。

第1-3-1表 学校教育人口の5年間の推移



(単位：人)

年 度	H25	26	27	28	29
幼稚園幼児数	8,150	7,946	6,533	6,013	5,734
幼保連携型認定こども園幼児数	-	-	10,270	13,438	15,274
小学校児童数	67,394	64,876	62,719	60,644	59,233
中学校生徒数	38,452	37,540	36,719	35,505	33,921
高等学校生徒数	38,570	38,001	37,127	36,307	35,578
特別支援学校児童・生徒数	1,749	1,733	1,704	1,696	1,659
各種学校・専修学校生徒数	2,931	2,828	2,786	2,669	2,659
高専・短大・大学学生数	17,754	17,614	17,602	17,605	17,544
計	175,000	170,538	175,460	173,877	171,602

出典：教育政策課「学校一覧」

(注) 高等学校生徒数とは、全日制・定時制課程の生徒数であり、通信制課程及び専攻科は含まない。
また、高専・短大・大学学生数とは、学部学生数である。

第2節 学校教育

1 学校概要

平成29年5月1日現在における県内の学校数、学級数、幼児・児童・生徒又は学生の数等は、第1-3-2表のとおりである。

第1-3-2表 国・公・私立学校の概要（平成29年5月1日現在）

学校種別、設置者別		学校数			学級数 (学級)	幼児・児童・ 生徒・学生数 (人)	本務 教員数 (人)	本務 職員数 (人)
		計	本校 (人)	分校 (人)				
幼稚園	計	94	94	-	360	5,734	678	198
	国立	1	1	-	4	75	6	-
	公立	3	3	-	7	45	14	1
	私立	90	90	-	349	5,614	658	197
幼保連携型認定こども園	計	182	180	2	581	15,274	2,945	718
	公立	3	3	-	12	293	49	10
	私立	179	177	2	569	14,981	2,896	708
小学校	計	289	289	-	2,983	59,233	4,753	864
	国立	1	1	-	21	552	31	3
	市町村立	288	288	-	2,962	58,681	4,722	861
中学校	計	161	161	-	1,392	33,921	3,148	468
	国立	1	1	-	15	486	31	1
	県立	1	1	-	6	236	14	1
	市町村立	155	155	-	1,350	32,744	3,062	463
	私立	4	4	-	21	455	41	3
高等学校（全日制）	計	74	69	5	1,021	34,619	2,890	756
	県立	57	52	5	696	25,281	2,207	577
	私立	17	17	-	325	9,338	683	179
高等学校（定時制）	計	10	9	1	59	959	171	35
	県立	9	9	-	58	950	165	35
	市立	1	-	1	1	9	6	-
	独立校(再掲)	4	3	1	37	712	112	19
高等学校（通信制）	計	6	6	-	-	749	46	5
	県立	3	3	-	-	306	30	3
	私立	3	3	-	-	443	16	2
高等学校専攻科	計	5	5	-	-	287	-	-
	県立	2	2	-	-	105	-	-
	私立	3	3	-	-	182	-	-
特別支援学校	計	21	21	-	433	1,659	1,068	198
	国立	1	1	-	9	54	32	1
	県立	20	20	-	424	1,605	1,036	197
大学	計	11	11	-	-	15,432	1,241	-
	国立	1	1	-	-	5,995	608	-
	県立	1	1	-	-	931	93	-
	公立	1	1	-	-	1,281	37	-
	私立	8	8	-	-	7,225	503	-
短期大学	私立	5	5	-	-	1,287	139	-
高等専門学校	国立	1	1	-	-	825	63	-
専修学校	計	28	28	-	-	2,373	240	57
	公立	3	3	-	-	270	39	14
	私立	25	25	-	-	2,103	201	43
各種学校	私立	11	11	-	-	286	35	4

出典：教育政策課「学校一覧」

2 幼稚園

県内の幼稚園数は94園で、設置者別にみると、国立1園、公立3園、私立90園（学校法人立89園、宗教法人立1園）で、幼児数は5,734人となっている。

第1-3-3表 幼稚園数及び園児数の推移

(単位:園、人)

区分	幼稚園数						幼児数					
	計	国立	公立	私立			計	国立	公立	私立		
				計	学校法人	宗教法人				計	学校法人	宗教法人
H25年度	120	1	8	111	110	1	8,150	86	216	7,848	7,848	0
26年度	119	1	8	110	109	1	7,946	81	184	7,681	7,681	0
27年度	107	1	7	99	98	1	6,533	76	146	6,311	6,297	14
28年度	100	1	4	95	94	1	6,013	78	65	5,870	5,851	19
29年度	94	1	3	90	89	1	5,734	75	45	5,614	5,598	16

出典:教育政策課「学校一覧」

3 幼保連携型認定こども園

県内の幼保連携型認定こども園数は182園で、設置者別にみると、公立3園、私立179園（学校法人立16園、社会福祉法人立163園）で、幼児数は15,274人となっている。

第1-3-4表 幼保連携型認定こども園数及び園児数の推移

(単位:園、人)

区分	幼保連携型認定こども園数					幼児数				
	計	公立	私立			計	公立	私立		
			計	学校法人	社会福祉法人			計	学校法人	社会福祉法人
H27年度	121	2	119	10	109	10,270	223	10,047	1,387	8,660
28年度	158	3	155	14	141	13,438	290	13,148	1,802	11,346
29年度	182	3	179	16	163	15,274	293	14,981	1,857	13,124

出典:教育政策課「学校一覧」

(注) 新たな学校種として、平成27年4月1日から「幼保連携型認定こども園」が創設された。

4 小学校

県内の小学校数は289校で、設置者別にみると、国立1校、市町村立288校で、児童数は59,233人となっている。

第1-3-5表 小学校数及び児童数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数								児童数			
	計			国立	市町村立			私立	計	国立	市町村立	私立
	計	本校	分校	本校	計	本校	分校	本校				
H25年度	316	316	-	1	315	315	-	-	67,394	602	66,792	-
26年度	310	310	-	1	309	309	-	-	64,876	581	64,295	-
27年度	302	302	-	1	301	301	-	-	62,719	572	62,147	-
28年度	293	293	-	1	292	292	-	-	60,644	554	60,090	-
29年度	289	289	-	1	288	288	-	-	59,233	552	58,681	-

出典:教育政策課「学校一覧」

5 中学校

県内の中学校数は161校で、設置者別にみると、国立1校、公立156校、私立4校で、生徒数は33,921人となっている。

第1-3-6表 中学校数及び生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数								生徒数			
	計			国立	公立			私立	計	国立	公立	私立
	計	本校	分校	本校	計	本校	分校	本校				
H25年度	169	169	-	1	164	164	-	4	38,452	576	37,491	385
26年度	168	168	-	1	163	163	-	4	37,540	582	36,600	358
27年度	166	166	-	1	161	161	-	4	36,719	559	35,769	391
28年度	165	165	-	1	160	160	-	4	35,505	520	34,573	412
29年度	161	161	-	1	156	156	-	4	33,921	486	32,980	455

出典:教育政策課「学校一覧」

6 高等学校

県内の高等学校数は、課程別にみると、全日制課程を置く学校が74校(県立本校52校、県立校舎5校、私立本校17校)、定時制課程を置く学校が10校(県立本校9校、市立分校1校)で、通信制課程を置く学校が6校(県立本校3校、私立本校3校)となっている。

なお、全日制課程がなく定時制課程を置く学校は4校(県立本校3校、市立分校1校)で、うち市立分校は定時制課程のみを置く学校である。

また、全日制課程と定時制課程を併置している学校は6校(県立本校6校)、定時制課程と通信制課程を併置している学校は3校(県立本校3校)、全日制課程と通信制課程を併置している学校は3校(私立3校)となっている。

生徒数は、全日制課程34,619人、定時制課程959人、通信制課程749人で、全日制課程の生徒数を学科別に見ると、普通科が19,222人で最も多く、次いで工業科、商業科、総合学科の順となっている。

第1-3-7(1)表 高等学校数の推移

(単位:校)

区分	合計	全 日 制					定 時 制			通 信 制			専 攻 科		
		計	県 立			私立	計	県立	市立	計	県立	私立	計	県立	私立
			計	本校	校舎	本校		本校	分校		本校	本校		本校	本校
H25年度	96 (11)	78	61	54	7	17	12 (8)	11 (8)	1	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3
26年度	96 (11)	78	61	54	7	17	12 (8)	11 (8)	1	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3
27年度	93 (10)	76	59	53	6	17	11 (7)	10 (7)	1	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3
28年度	92 (9)	76	59	53	6	17	10 (6)	9 (6)	1	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3
29年度	90 (9)	74	57	52	5	17	10 (6)	9 (6)	1	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3

(注) ()は、全日制課程との併置校で、内数である。

出典:教育政策課「学校一覧」

定時制・通信制の両課程を併置している学校が3校(県立)ある。

第1-3-7(2)表 高等学校生徒数の推移

(単位:人)

区分	合計	全日制 (県立+市町村立+私立)											定時制	通信制	専攻科
		計	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	看護科	情報科	その他	総合学科	(県立+市町村立+私立)	(県立+私立)	(県立+私立)
H25年度	39,800	37,440	20,645	2,102	5,221	3,497	412	1,270	233	95	1,285	2,680	1,130	1,230	270
26年度	39,064	36,859	20,223	2,064	5,172	3,419	411	1,263	238	107	1,287	2,675	1,142	1,063	265
27年度	37,967	36,032	19,786	2,042	5,006	3,348	414	1,279	235	97	1,264	2,561	1,095	840	282
28年度	37,109	35,293	19,408	1,926	4,981	3,248	418	1,239	230	91	1,249	2,503	1,014	802	313
29年度	36,327	34,619	19,222	1,818	4,892	3,182	380	1,198	234	101	1,243	2,349	959	749	287

出典:教育政策課「学校一覧」

7 特別支援学校

県内の特別支援学校数は21校で、設置者別にみると、国立1校、県立20校で、幼児・児童・生徒数は1,659人（国立54人、県立1,605人）となっている。

第1-3-8表 特別支援学校の幼児・児童・生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数			幼児・児童・生徒数														
	計	国立	県立	計					国立					県立				
				計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
H25年度	20	1	19	1,749	12	529	435	773	56	-	16	16	24	1,693	12	513	419	749
26年度	20	1	19	1,733	9	510	410	804	55	-	16	16	23	1,678	9	494	394	781
27年度	20	1	19	1,704	12	477	411	804	57	-	15	18	24	1,647	12	462	393	780
28年度	20	1	19	1,696	14	471	410	801	57	-	15	18	24	1,639	14	456	392	777
29年度	21	1	20	1,659	14	473	397	775	54	-	15	15	24	1,605	14	458	382	751

出典:教育政策課「学校一覧」

8 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

県内の専修学校数は28校で、設置者別にみると、公立3校、私立25校（学校法人7校、準学校法人9校、財団法人3校、社団法人1校、その他の法人1校、個人4校）となっている。生徒数は2,373人となっている。

専修学校の生徒数を学科別にみると、医療が1,355人で最も多く、次いで衛生、商業実務の順となっている。課程別生徒数では、専門課程が2,162人で最も多く、次いで高等課程の順となっている。

第1-3-9表 専修学校の学校数・生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数			生徒数												
	計	公立	私立	計	課程別内訳			学科別内訳								
					高等課程	専門課程	一般課程	工業関係	農業関係	医療関係	衛生関係	教育・福祉関係	商業実務関係	服飾・家政関係	文化・教養関係	
H25年度	31	2	29	2,504	203	2,254	47	89	74	1,251	432	259	284	63	52	
26年度	31	3	28	2,500	213	2,247	40	83	66	1,339	411	219	281	50	51	
27年度	30	3	27	2,495	209	2,248	38	74	65	1,381	406	176	299	40	54	
28年度	29	3	26	2,367	212	2,155	-	74	60	1,352	323	167	290	41	60	
29年度	28	3	25	2,373	211	2,162	-	74	66	1,355	336	172	261	37	72	

出典:教育政策課「学校一覧」

(2) 各種学校

県内の各種学校数は11校で、全て私立校（財団法人2校、社団法人2校、個人7校）で、生徒数は286人となっている。

第1-3-10表 各種学校の学校数・生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数	生徒数												
	私立	計	課程別内訳									その他		
			工業関係	農業関係	医療関係	衛生関係	教育・福祉関係	商業実務関係	家政関係	文化・教養関係	予備校	その他		
H25年度	13	427	-	-	224	-	-	-	25	-	-	-	87	91
26年度	12	328	-	-	212	-	-	-	25	-	-	-	91	-
27年度	12	291	-	-	214	-	-	-	18	-	-	-	59	-
28年度	11	302	-	-	206	-	-	-	16	-	-	-	80	-
29年度	11	286	-	-	192	-	-	-	15	-	-	-	79	-

出典:教育政策課「学校一覧」

9 大学

(1) 大学

県内の大学数は11校（国立1校、県立1校、公立1校、私立8校）である。学生数は15,432人（国立5,995人、県立931人、公立1,281人、私立7,225人）となっている。

学生数を学科系統別にみると、社会科学が4,143人で最も多くなっている。

(2) 短期大学

県内の短期大学数は5校で、全て私立校である。学生数は1,287人となっている。

学生数を学科系統別にみると、教育が517人で最も多くなっている。

第1-3-11表 県内所在大学・短期大学の学科系統別学生数

(単位:人)

区 分		人 文 科 学	社 会 科 学	理 学	工 学	農 学	保 健	家 政	教 育	芸 術	そ の 他	計
大 学	国 立	463	841	778	583	836	1,616	-	878	-	-	5,995
	県 立	-	224	-	-	-	707	-	-	-	-	931
	公 立	-	1,281	-	-	-	-	-	-	-	-	1,281
	私 立	273	1,797	-	1,267	1,731	1,807	350	-	-	-	7,225
	計	736	4,143	778	1,850	2,567	4,130	350	878	-	-	15,432
短期 大学	私 立	-	74	-	-	-	198	296	517	-	202	1,287

(注) 学生数とは、学部学生数である。

出典:教育政策課「学校一覧」

第3節 学校に係る諸問題

1 いじめ

文部科学省の問題行動調査によると、本県の平成27年度における公立小・中・高・特別支援学校のいじめの認知件数は、小学校593件、中学校478件、高等学校91件、特別支援学校4件の合計1,166件となっている。

前年度と比較すると、小学校で6件の増加、中学校で34件の減少、高等学校で6件の減少、特別支援学校で3件の増加となっており、合計では31件の減少となっている。

文部科学省では、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。本県においても、いじめの積極的な認知が求められる。

第1-3-12表 いじめの認知件数の推移（公立学校）

(1) 小学校					(3) 高等学校 (単位：件)				
年度	全 国		本 県		年度	全 国		本 県	
	認知件数	/1校	認知件数	/1校		認知件数	/1校	認知件数	/1校
H23	32,705	1.5	270	0.8	H23	4,648	1.1	45	0.6
24	116,258	5.5	413	1.3	24	13,009	3.1	84	1.1
25	117,745	5.7	344	1.1	25	8,933	2.1	59	0.9
26	121,648	5.9	587	1.9	26	9,181	2.2	97	1.5
27	150,038	7.4	593	2.0	27	9,724	2.3	91	1.2

(2) 中学校					(4) 特別支援学校				
年度	全 国		本 県		年度	全 国		本 県	
	認知件数	/1校	認知件数	/1校		認知件数	/1校	認知件数	/1校
H23	29,636	3.0	442	2.7	H23	333	0.3	5	0.3
24	60,931	6.2	628	3.8	24	805	0.8	3	0.2
25	53,646	5.5	544	3.3	25	761	0.7	3	0.2
26	51,200	5.3	512	3.1	26	956	0.9	1	0.1
27	57,032	5.9	478	3.0	27	1,244	1.2	4	0.2

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 不登校

文部科学省の問題行動調査によると、本県の平成27年度における公立小・中・高等学校の不登校の児童生徒数は、小学校218人、中学校976人、高等学校176人の合計1,370人となっている。

前年度と比較すると、小学校で5人の増加、中学校で17人の増加、高等学校で8人の増加となっており、合計では30人の増加となっている。（第1-3-13表～第1-3-15表）

第1-3-13表 公立小中学校の不登校児童生徒の推移

(1) 公立小学校				(2) 公立中学校 (単位：人)			
年度	本 県			年度	本 県		
	30日以上				30日以上		
	人数	在籍比%	在籍数		人数	在籍比%	在籍数
H23	187	0.26	71,796	H23	1,088	2.75	39,536
24	180	0.26	69,151	24	1,039	2.71	38,375
25	196	0.29	66,792	25	976	2.60	37,491
26	213	0.33	64,295	26	959	2.62	36,600
27	218	0.35	62,147	27	976	2.73	35,769
	285人に1人				37人に1人		

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 文部科学省の発表には、全国公立分のみを集計はないため、本県の公立分と比較できない。

第1-3-14表 国公立小中学校の不登校児童生徒の推移

(1) 国公立小学校					(2) 国公立中学校 (単位：人)				
年度	全 国		本 県		年度	全 国		本 県	
	30日以上		30日以上			30日以上		30日以上	
	人数	在籍比%	人数	在籍比%		人数	在籍比%	人数	在籍比%
H23	22,622	0.33	187	0.25	H23	94,836	2.64	1,090	2.65
24	21,243	0.31	180	0.25	24	91,446	2.56	1,041	2.57
25	24,175	0.36	197	0.29	25	95,442	2.69	985	2.56
26	25,864	0.39	214	0.33	26	97,033	2.76	975	2.60
27	27,583	0.42	218	0.35	27	98,408	2.83	991	2.70
	237人に1人		285人に1人			35人に1人		36人に1人	

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

第1-3-15表 不登校生徒の推移 (県立高等学校) (単位：人)

年度	全 国 (国公立)		本 県	
	30日以上		30日以上	
	人数	在籍比%	人数	在籍比%
H23	56,361	1.68	179	0.57
24	57,664	1.72	152	0.50
25	55,655	1.67	205	0.70
26	53,156	1.59	168	0.58
	63人に1人		172人に1人	
27	49,563	1.49	176	0.63
	67人に1人		158人に1人	

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

3 中途退学

文部科学省の問題行動調査によると、本県の平成27年度における県立高等学校の中途退学者数は、264人となっている。

前年度と比較すると、18人の増加となっている。(第1-3-16表)

第1-3-16表 中途退学者の推移 (県立高等学校) (単位：人)

年度		全国 (国公立)	本県 (県立)		
			全日制	定時制	合計
H23	中途退学者数	53,869	211	125	336
	中途退学率(%)	1.6	0.7	10.2	1.1
24	中途退学者数	51,781	208	91	299
	中途退学率(%)	1.5	0.7	7.8	1.0
25	中途退学者数	59,923	198	94	292
	中途退学率(%)	1.7	0.7	8.3	1.0
26	中途退学者数	53,391	155	91	246
	中途退学率(%)	1.5	0.6	8.0	0.9
27	中途退学者数	49,263			264
	中途退学率(%)	1.4			0.9

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注)平成27年度から全日制・定時制別のデータを公表していない。また、平成27年度から通信制を含む値となっている。

4 暴力行為

文部科学省の問題行動調査によると、本県の平成27年度における公立小・中・高等学校の暴力行為の発生件数は、小学校81件、中学校277件、高等学校27件の合計385件となっている。

前年度と比較すると、小学校で50件の増加、中学校で41件の増加、高等学校で18件の減少となっており、合計で73件の増加となっている。

第1-3-17表 暴力行為の発生件数

(単位：件)

(1) 小学校											
年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	
H22	0	—	11	0.03	2	0.01	8	0.02	21	0.06	346
23	0	—	21	0.06	1	0.00	3	0.01	25	0.08	332
24	9	0.03	28	0.09	0	—	15	0.05	52	0.16	322
25	3	0.01	19	0.06	0	—	13	0.04	35	0.11	315
26	9	0.03	23	0.07	1	0.00	3	0.01	31	0.10	309
27	7	0.02	57	0.19	1	0.00	16	0.05	81	0.27	301

(2) 中学校											
年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	
H22	53	0.31	222	1.31	17	0.10	143	0.85	435	2.57	169
23	136	0.82	190	1.14	10	0.06	160	0.96	496	2.99	166
24	18	0.11	192	1.16	16	0.10	59	0.36	285	1.73	165
25	25	0.15	186	1.13	15	0.09	95	0.58	321	1.96	164
26	27	0.17	134	0.82	11	0.07	64	0.39	236	1.45	163
27	37	0.23	158	0.98	5	0.03	77	0.48	277	1.72	161

(3) 高等学校											
年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	
H22	5	0.07	52	0.75	2	0.03	33	0.48	92	1.33	69
23	4	0.06	27	0.40	0	—	33	0.49	64	0.94	68
24	1	0.01	39	0.57	1	0.01	14	0.21	55	0.81	68
25	1	0.01	34	0.51	1	0.01	10	0.15	46	0.69	67
26	2	0.03	35	0.54	2	0.03	6	0.09	45	0.69	65
27	3	0.05	19	0.30	1	0.02	4	0.06	27	0.43	63

(4) 全体											
年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	
H22	58	0.10	285	0.49	21	0.04	184	0.32	548	0.94	584
23	140	0.25	238	0.42	11	0.02	196	0.35	585	1.03	566
24	28	0.05	259	0.47	17	0.03	88	0.16	392	0.71	555
25	29	0.05	239	0.44	16	0.03	118	0.22	402	0.74	546
26	38	0.07	192	0.36	14	0.03	73	0.14	317	0.59	537
27	47	0.09	234	0.45	7	0.01	97	0.18	385	0.73	525

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 発生場所は学校の内外を問わない。

第4節 進路状況

1 中学校

平成29年3月の国・公立中学校卒業者は、男子6,338人、女子6,019人で、合計12,357人である。卒業者の進路状況は、第1-3-18表のとおりである。

これによると、高等学校等進学者は12,251人で、高校等進学率は99.1%（男子99.0%、女子99.3%）となっている。

また、就職率は0.2%（男子0.3%、女子0.1%）となっている。

第1-3-18表 平成29年3月中学校卒業者の進路状況

(単位：人)

区分	卒業者総数 (A+B+C+D+E+F+G)	A 高等学校等進学者																						
		高等学校本科											高等学校別科			高等専門学校			特別支援学校		高等学校等進学者計			
		全日制			定時制		通信制		本科計	全日制県外	定時制県外	別科計	県内	県外	計	本科		別科						
		県内			県外	全日計	県内	県外								定時計	県内		県外	通信計	県内	県外	計	県内
		県立	私立	計																				
男	6,338 (100.0)	4,191	1,543	5,734	125	5,859	137	2	139	27	35	62	6,060	-	-	-	114	10	124	88	-	88	-	6,272 (99.0)
女	6,019 (100.0)	4,116	1,482	5,598	92	5,690	142	1	143	32	21	53	5,886	-	-	-	44	2	46	45	2	47	-	5,979 (99.3)
計	12,357 (100.0)	8,307	3,025	11,332	217	11,549	279	3	282	59	56	115	11,946	-	-	-	158	12	170	133	2	135	-	12,251 (99.1)

区分	B 専修学校(高等課程)進学者	C 専修学校(一般課程)等入学者			D 開発施設等入学者	E (A・B・C・Dに含まれている就職のみの者)	F 左記以外の者	G 死亡・不詳の者	L 就職者(再掲)							M 特別支援学級卒業者の進路状況(再掲)							
		専修学校(一般課程)	各種学校	計					E 就職のみの者	H 就職している者Aのうち	I 就職している者Bのうち	J 就職している者Cのうち	K 就職している者Dのうち	就職者計	左のうち		高等学校等進学者	専修学校(高等課程)進学者	専修学校(一般課程)入学者	開発施設等入学者	E (A・B・C・Dに含まれている就職のみの者)	死亡・不詳の者	計
															県内	県外							
男	- (-)	-	-	-	5 (0.1)	9 (0.1)	52 (0.8)	-	9	12	-	-	21 (0.3)	6	15	130	-	-	2	1	5	138	
女	- (-)	-	1	1	-	2 (0.0)	37 (0.6)	-	2	3	-	-	5 (0.1)	3	2	59	-	-	-	-	4	63	
計	- (-)	-	1	1	5 (0.0)	11 (0.1)	89 (0.7)	-	11	15	-	-	26 (0.2)	9	17	189	-	-	2	1	9	201	

(注) () は、卒業者に占める比率である。

出典：教育政策課「中学校等卒業者の進路状況」

2 高等学校

平成29年3月の県内高等学校(全日制・定時制課程)卒業者は、男子6,053人、女子6,041人で、合計12,094人である。

卒業者の進路状況は、第1-3-19表のとおりである。

これによると、大学等進学者は5,389人で、大学等進学率は44.6%（男子41.3%、女子47.8%）となっている。

また、就職率は32.0%（男子37.6%、女子26.4%）となっている。

第1-3-19表 平成29年3月高等学校卒業者の進路状況

(単位：人)

区分	卒業生総数 (A+B+C+D +E+F+G+H)	A 大学等進学者														
		大学(学部)				短期大学(本科)				短期大学 本科計	大学・短期大学の 通信教育部及び放送大学	大学・短期大学 (別科)	高等学校 (専攻科)	特別支援学校 高等部 (専攻科)	大学等 進学者計	
		県内		県外		大学 学部計	県内		県外							
		国公立	私立	国公立	私立		国公立	私立	国公立	私立						
男	6,053 (100.0)	342	555	480	998	2,375 (39.2)	-	50	5	18	73 (1.2)	3 (0.0)	- (-)	50 (0.8)	- (-)	2,501 (41.3)
女	6,041 (100.0)	412	511	473	810	2,206 (36.5)	-	379	62	158	599 (9.9)	1 (0.0)	- (-)	82 (1.4)	- (-)	2,888 (47.8)
計	12,094 (100.0)	754	1,066	953	1,808	4,581 (37.9)	-	429	67	176	672 (5.6)	4 (0.0)	- (-)	132 (1.1)	- (-)	5,389 (44.6)

区分	B 専修学校(専門課程) 進学者	C専修学校(一般課程)等入学者			D 公共職業 能力開発 施設等 入学者	E 就職者 (A, B, C, Dに含まれて いる就職者を除く。)		F 一時的な 仕事に就 いた者 (雇用契 約が1年 未満又は 短時間勤 務の者)	G 左記以外 の者	H 死亡・不 詳の者	就職者(再掲)					
		専修学校 (一般 課程)等	各種学校	計		正規の職 員・従業 員・自営 業主等	正規の職員 等でない者 (雇用契約 が1年以上か つフルタイ ム勤務相当 の者)				就職の みの者	A, B, C, Dのうち 就職している者		就職者計	左のうち	
												正規の 職員等	正規の 職員等 でない		県内	県外
男	664 (11.0)	47	121	168 (2.8)	187 (3.1)	2,261 (37.4)	7 (0.1)	22 (0.4)	242 (4.0)	1 (0.0)	2,268	5	1	2,274 (37.6)	1,223	1,051
女	1,163 (19.3)	94	99	193 (3.2)	22 (0.4)	1,559 (25.8)	27 (0.4)	35 (0.6)	153 (2.5)	1 (0.0)	1,586	6	3	1,595 (26.4)	1,003	592
計	1,827 (15.1)	141	220	361 (3.0)	209 (1.7)	3,820 (31.6)	34 (0.3)	57 (0.5)	395 (3.3)	2 (0.0)	3,854	11	4	3,869 (32.0)	2,226	1,643

(注) ()は、卒業者に占める比率である。

出典：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」

第5節 選挙における投票率の状況

平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられた。

第24回参議院議員通常選挙（平成28年7月10日執行）、第48回衆議院議員総選挙（平成29年10月22日執行）、の18歳、19歳の投票率等は、第1-3-20表のとおりである。

いずれの選挙も、18歳、19歳の投票率は県全体の投票率よりも低くなっている。

第1-3-20表 18歳、19歳の選挙人に関する調査結果

	選挙当日有権者数（人）				投票者数（人）				投票率（％）			
	18歳	19歳	18歳・19歳 合計	(参考) 県全体	18歳	19歳	18歳・19歳 合計	(参考) 県全体	18歳	19歳	18歳・19歳 合計	(参考) 県全体
第24回参議院議員通常選挙（H28.7.10執行）	13,351	12,275	25,626	1,140,629	5,730	4,255	9,985	630,882	42.92	34.66	38.96	55.31
第48回衆議院議員総選挙（H29.10.22執行）	11,966	11,268	23,234	1,125,240	5,767	3,213	8,980	609,528	48.19	28.51	38.65	54.17

資料：選挙管理委員会

第4章 青少年の労働

第4章 青少年の労働

第1節 産業別就労人口

平成27年国勢調査の結果によると、15～24歳の就業者数は、38,873人で、5年前（平成22年）の41,801人と比較して2,928人の減少となった。このうち15～19歳の就業者数は78人の減少、20～24歳の就業者数は2,850人の減少となっている。

産業別にみると、最も多いのは「卸売業、小売業」の7,555人で、全体の19.4%を占めており、以下、「医療、福祉」の5,769人（14.8%）、「製造業」の4,652人（12.0%）、「公務（他に分類されないもの）」の3,760人（9.7%）の順となっている。

平成17年から平成27年の10年間の就業者数の推移を産業別に見ると、第1次産業では711人（-38.8%）の減少、第2次産業では3,442人（-31.9%）の減少、第3次産業では12,607人（-31.0%）の減少となっている。

第1-4-1表 15～24歳の産業（大分類）別就業者数（平成17・22・27年）

産 業	平成17年				平成22年				平成27年				
	就業者数(人)			産業別 構成比(%)	就業者数(人)			産業別 構成比(%)	就業者数(人)			産業別 構成比(%)	
	計	15～19歳	20～24歳		計	15～19歳	20～24歳		計	15～19歳	20～24歳		
総 数	54,549	8,891	45,658	100.0	41,801	6,824	34,977	100.0	38,873	6,746	32,127	100.0	
第1次産業	農 業 , 林 業	1,687	244	1,443	3.1	1,244	209	1,035	3.0	1,051	153	898	2.7
	漁 業	298	76	222	0.5	273	69	204	0.7	223	41	182	0.6
第2次産業	鉱業、採石業、 砂利採取業	9	-	9	0.0	17	3	14	0.0	23	8	15	0.1
	建 設 業	4,898	615	4,283	9.0	2,386	453	1,933	5.7	2,794	591	2,203	7.2
	製 造 業	6,004	1,053	4,951	11.0	5,359	880	4,479	12.8	4,652	829	3,823	12.0
第3次産業	電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	96	4	92	0.2	223	47	176	0.5	250	30	220	0.6
	情 報 通 信 業	380	41	339	0.7	424	31	393	1.0	353	21	332	0.9
	運 輸 業 , 郵 便 業	1,121	251	870	2.1	1,012	138	874	2.4	847	124	723	2.2
	卸 売 業 , 小 売 業	13,162	2,780	10,382	24.1	8,707	1,564	7,143	20.8	7,555	1,528	6,027	19.4
	金 融 業 , 保 険 業	730	49	681	1.3	729	35	694	1.7	599	43	556	1.5
	不 動 産 業 , 物 品 貸 貸 業	411	30	381	0.8	386	60	326	0.9	362	71	291	0.9
	学 術 研 究 , 専 門・ 技 術 サービス業	627	76	551	1.1	559	78	481	1.3	603	78	525	1.6
	宿 泊 業 , 飲 食 サービス業	5,301	1,232	4,069	9.7	4,354	1,341	3,013	10.4	3,663	1,122	2,541	9.4
	生 活 関 連 サービス 業 , 娯 楽 業	3,266	538	2,728	6.0	2,150	288	1,862	5.1	1,578	240	1,338	4.1
	教 育 , 学 習 支 援 業	1,577	186	1,391	2.9	1,183	123	1,060	2.8	1,230	97	1,133	3.2
	医 療 , 福 祉	7,180	521	6,659	13.2	6,153	473	5,680	14.7	5,769	500	5,269	14.8
	複 合 サービス 事 業	572	48	524	1.0	307	22	285	0.7	350	44	306	0.9
	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	2,768	381	2,387	5.1	1,440	214	1,226	3.4	1,490	224	1,266	3.8
公 務 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	3,825	648	3,177	7.0	3,300	478	2,822	7.9	3,760	666	3,094	9.7	
分 類 不 能 の 産 業	637	118	519	1.2	1,595	318	1,277	3.8	1,721	336	1,385	4.4	
(再掲) 第 1 次 産 業	1,985	320	1,665	3.6	1,517	278	1,239	3.6	1,274	194	1,080	3.3	
第 2 次 産 業	10,911	1,668	9,243	20.0	7,762	1,336	6,426	18.6	7,469	1,428	6,041	19.2	
第 3 次 産 業	41,016	6,785	34,231	75.2	30,927	4,892	26,035	74.0	28,409	4,788	23,621	73.1	

出典：総務省「国勢調査」

第2節 青少年の就業状況

1 新規学校卒業者の求人・就職状況

本県の平成29年3月の新規学校卒業者の求人状況は、中学校では就職希望者数3人に対して求人数0人となっており、高等学校では就職希望者数3,368人に対して求人数4,871人となっている。

また就職状況は、中学校では就職希望者数3人に対して就職者数3人（県内0人、県外3人）となっており、高等学校では就職希望者数3,368人に対して就職者数3,366人（県内1,876人、県外1,490人）となっている。

第1-4-2表 平成29年3月新規学校卒業者の求人・就職状況

(単位：人)

区分	安定所別	1. 就職希望者			2. 求人数	3. 就職者数			4. 3のうち県内			5. 3のうち県外		
		計	男	女		計	男	女	計	男	女	計	男	女
中学校	合計	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3	0
	青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弘前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	むつ	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	野辺地	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	五所川原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	十和田	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	黒石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等学校	合計	3,368	1,876	1,492	4,871	3,366	1,876	1,490	1,917	1,024	893	1,449	852	597
	青森	637	347	290	932	635	347	288	370	187	183	265	160	105
	八戸	820	479	341	1,529	820	479	341	463	258	205	357	221	136
	弘前	576	340	236	732	576	340	236	337	190	147	239	150	89
	むつ	212	116	96	222	212	116	96	86	40	46	126	76	50
	野辺地	176	103	73	457	176	103	73	130	82	48	46	21	25
	五所川原	354	202	152	230	354	202	152	173	87	86	181	115	66
	三沢	207	71	136	294	207	71	136	130	51	79	77	20	57
	十和田	212	154	58	312	212	154	58	110	81	29	102	73	29
	黒石	174	64	110	163	174	64	110	118	48	70	56	16	40

資料：青森労働局

(注) 求人数について・・・県外求人は平成24年7月より調査不能となったため県内のみの求人数

2 新規学校卒業者の求職動向

本県の平成29年次の新規学校卒業者の求職動向は、中学校では就職希望者9人で卒業見込者数の0.1%となっている。また、高等学校では就職希望者4,373人で卒業見込者数の34.0%となっている。

第1-4-3表 年次別新規学校卒業者の求職動向

(1) 中学校

(単位：人)

卒業年次	卒業見込者数		進学希望者数		就職希望者数		うち学校又は安定所の紹介による就職希望者数		その他(家事等含む)	
平成17年	15,570	(100)	15,381	(98.8)	40	(0.3)	29	(72.5)	149	(1.0)
18	15,069	(100)	14,902	(98.9)	39	(0.3)	25	(64.1)	128	(0.8)
19	15,355	(100)	15,187	(98.9)	38	(0.2)	27	(71.1)	130	(0.8)
20	14,850	(100)	14,731	(99.2)	30	(0.2)	14	(46.7)	89	(0.6)
21	14,633	(100)	14,535	(99.3)	27	(0.2)	12	(44.4)	101	(0.7)
22	14,926	(100)	14,815	(99.3)	31	(0.2)	13	(41.9)	80	(0.5)
23	14,075	(100)	14,003	(99.5)	20	(0.1)	9	(45.0)	52	(0.4)
24	13,921	(100)	13,815	(99.2)	16	(0.1)	8	(50.0)	90	(0.6)
25	13,433	(100)	13,386	(99.7)	11	(0.1)	4	(36.4)	36	(0.3)
26	13,387	(100)	13,339	(99.6)	11	(0.1)	4	(36.4)	37	(0.3)
27	12,813	(100)	12,753	(99.5)	9	(0.1)	4	(44.4)	51	(0.4)
28	12,581	(100)	12,505	(99.4)	14	(0.1)	3	(21.4)	62	(0.5)
29	11,973	(100)	11,937	(99.7)	9	(0.1)	3	(33.3)	27	(0.2)

(2) 高校

(単位：人)

卒業年次	卒業見込者数		進学希望者数		就職希望者数		うち学校又は安定所の紹介による就職希望者数		その他(家事等含む)	
平成17年	16,591	(100)	10,148	(61.2)	5,900	(35.6)	5,197	(88.1)	543	(3.3)
18	15,914	(100)	9,727	(61.1)	5,627	(35.4)	5,090	(90.5)	560	(3.5)
19	15,433	(100)	9,448	(61.2)	5,480	(35.5)	4,965	(90.6)	505	(3.3)
20	14,783	(100)	9,049	(61.2)	5,246	(35.5)	4,617	(88.0)	488	(3.3)
21	14,100	(100)	8,585	(60.9)	5,090	(36.1)	4,508	(88.6)	425	(3.0)
22	14,371	(100)	8,893	(61.9)	5,053	(35.2)	4,504	(89.1)	425	(3.0)
23	13,890	(100)	8,653	(62.3)	4,842	(34.9)	4,277	(88.3)	395	(2.8)
24	13,945	(100)	8,614	(61.8)	4,910	(35.2)	4,369	(89.0)	421	(3.0)
25	14,805	(100)	9,403	(63.5)	4,988	(33.7)	4,517	(90.6)	414	(2.8)
26	14,081	(100)	9,023	(64.1)	4,634	(32.9)	4,122	(89.0)	424	(3.0)
27	13,296	(100)	8,217	(61.8)	4,684	(35.2)	4,078	(87.1)	395	(3.0)
28	12,951	(100)	8,142	(62.9)	4,434	(34.2)	3,911	(88.2)	375	(2.9)
29	12,846	(100)	8,058	(62.7)	4,373	(34.0)	3,857	(88.2)	415	(3.2)

資料：青森労働局

(注) () 内は、卒業見込者数に占める割合を示す。(単位：%)

3 新規学校卒業者の初任給

本県の平成29年3月の新規学校卒業者の学歴別初任給（職業計）の全国対比は、高等学校卒では男子90.7%、女子87.4%、短大卒では男子87.7%、女子90.7%、大学卒では男子90.2%、女子90.6%と、いずれも全国対比90%前後となっている。

第1-4-4表 学歴別、職業別初任給(平成29年3月卒)

(単位:千円)

学歴	職種	的専	管	事	販	職	保	職	職	労	職	全	
		門	理	務	売	サ	安	農	運	生	業		国
		職	的	の	の	ー	の	林	輸	務	計	対	
		業	職	職	職	ビ	職	漁	通	の		比	
		術	業	業	業	ス	業	業	信	工			
						業		の	業	程			
										業・			
中学校	全国	男	140	*175	-	*141	153	-	*148	146	147	146	100.0
		女	*138	*157	*155	*134	153	-	*156	*137	141	146	100.0
	青森	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高等学校	全国	男	171	174	168	175	174	182	162	174	173	172	100.0
		女	166	167	163	170	169	176	160	167	167	167	100.0
	青森	男	160	146	158	155	148	183	159	148	156	156	90.7
		女	142	*143	144	153	147	*197	*144	145	144	146	87.4
短大	全国	男	187	192	190	193	184	195	173	186	185	187	100.0
		女	187	185	177	188	182	188	176	176	175	183	100.0
	青森	男	165	*162	167	168	155	*185	*179	*189	162	164	87.7
		女	176	169	152	164	157	-	*150	*166	*176	166	90.7
大学	全国	男	217	220	216	217	213	210	197	206	208	215	100.0
		女	218	221	209	212	206	198	198	204	205	212	100.0
	青森	男	211	*195	190	190	181	*214	*176	174	186	194	90.2
		女	199	*191	191	187	185	*204	*175	*190	182	192	90.6

資料:厚生労働省職業安定局

(注)「*」は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを示している。

4 新規学校卒業者の離職状況

本県の新規学校卒業者の離職状況は、平成29年3月までの就職後3年間で、中学校卒では88.2%が離職しており、高等学校卒では48.1%が離職している。また、大学等では39.8%が離職している。

一方、全国中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、それぞれ約7割・4割・3割の割合となっている。

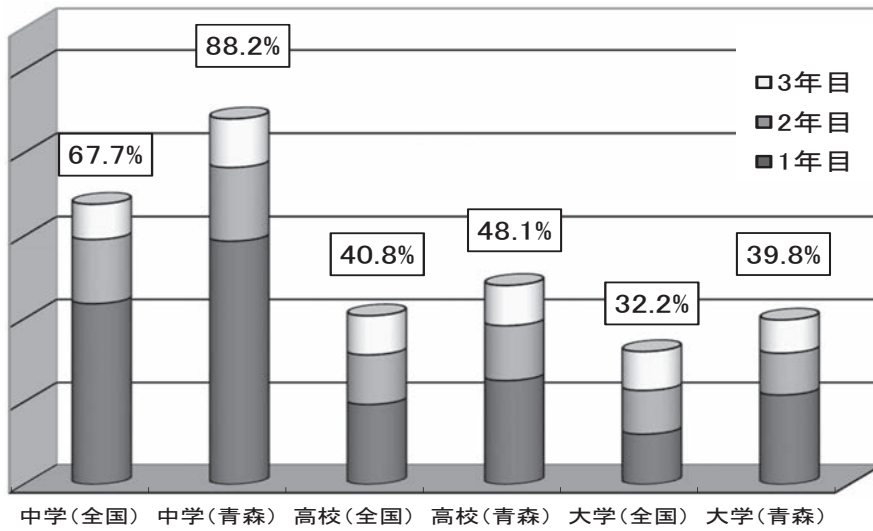
第1-4-5表 新規学卒者の離職状況(青森県)

(単位:人)

中・高 卒業年次別	項目	就職者数			卒業時から平成29年3月までの離職状況					
		計	男	女	合計		男		女	
					離職者数	離職率%	離職者数	離職率%	離職者数	離職率%
中学校	H26.3月	17	12	5	15	88.2	12	100.0	3	60.0
	H27.3月	8	6	2	4	50.0	4	66.7	0	0.0
	H28.3月	15	13	2	10	66.7	9	69.2	1	50.0
高等学校	H26.3月	2,118	1,159	959	1,018	48.1	486	41.9	532	55.5
	H27.3月	2,230	1,186	1,044	745	33.4	358	30.2	387	37.1
	H28.3月	2,103	1,100	1,003	392	18.6	197	17.9	195	19.4
大学	H26.3月	1,629	898	731	648	39.8	338	37.6	310	42.4
	H27.3月	1,668	916	752	507	30.4	261	28.5	246	32.7
	H28.3月	1,597	874	723	263	16.5	155	17.8	108	14.9

資料:青森労働局

第1-4-6図 新規学卒者の卒業後3年以内の離職率(平成26年3月卒)

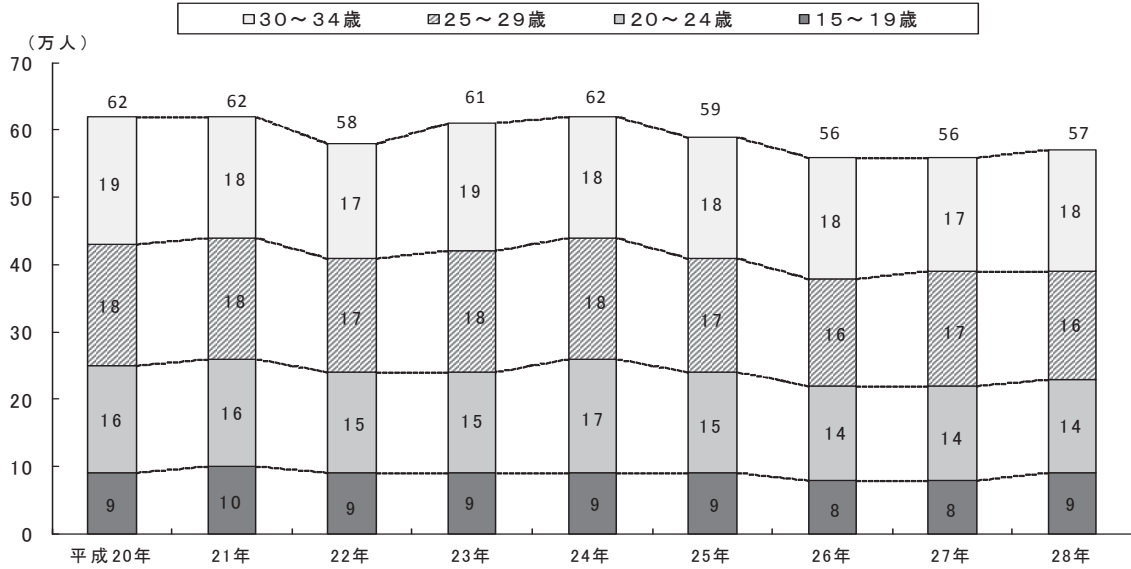


6 ニート・フリーターの状況

ニートの状態にある若者（若年無業者：年齢が15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者）は、平成14年以降60万人前後で推移しており、平成22年には58万人に減少したものの、平成23年には再び60万人台に増加した。しかし、平成25年以降は再び減少傾向となっている。

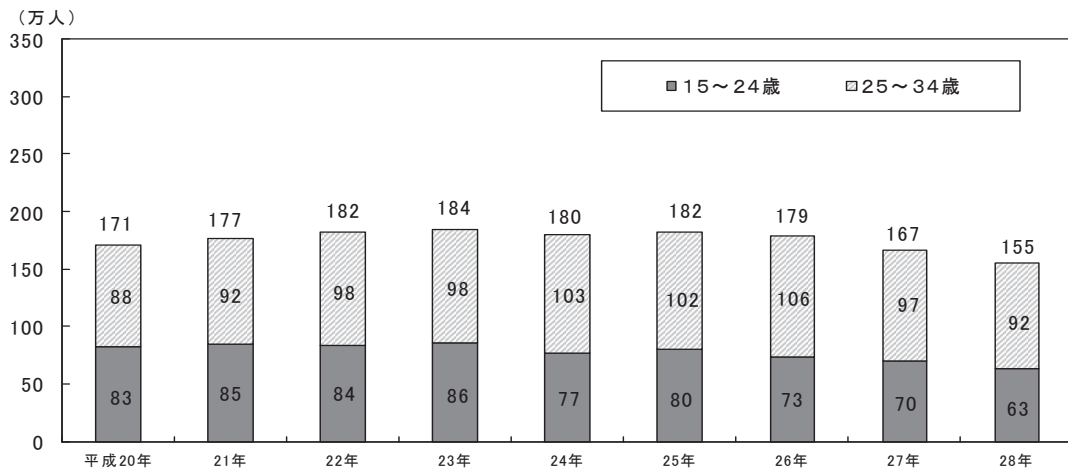
また、フリーター数は、平成15年の217万人をピークに5年連続減少したが、その後増加し、平成22年以降は180万人前後で推移していたが、平成26年より減少傾向となっている。

第1-4-8図 ニートの数の推移



出典：総務省統計局「労働力調査」

第1-4-9図 フリーターの数の推移



出典：総務省統計局「労働力調査」

(備考) フリーターの定義：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」のうち、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、次の者の合計。①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

7 ひきこもりの状況

ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的に6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン：厚生労働省）と定義されている。

県では、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、平成28年6月に、県立精神保健福祉センターに「青森県ひきこもり地域支援センター」を設置し、相談支援、グループ支援、連絡協議会の開催、教育研修などを行っている。なお、利用者の利便性を考慮し、県民福祉プラザ内にサテライトを設置し、電話相談、来所相談に対応している。

第1-4-10表 青森県ひきこもり地域支援センターにおける相談支援状況

(単位：件)

年度	電話相談	面接相談	訪問支援	グループ支援 (本人)	グループ支援 (家族)
H28	116	124	20	66	96

資料：障害福祉課

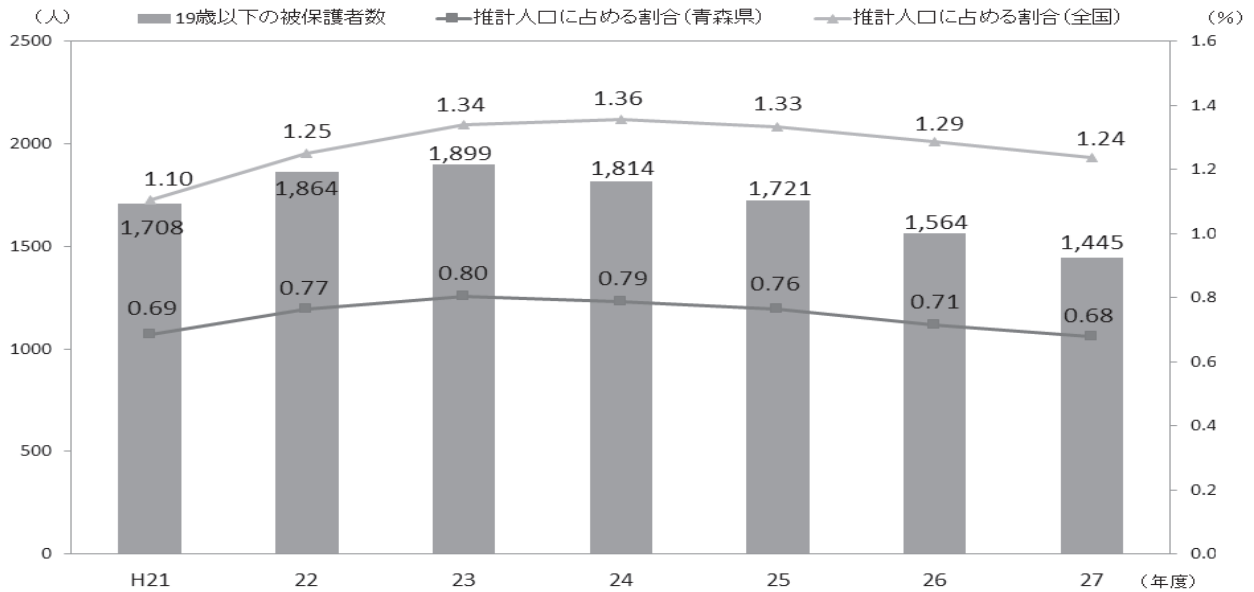
第5章 子どもの貧困問題

第5章 子どもの貧困問題

1 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況

本県の生活保護世帯における19歳以下の被保護者数は、平成24年度以降減少し、平成27年度は1,445人となっている。また、県の19歳以下の人口に占める割合は、平成27年度は0.68%となっている。

第1-5-1表 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況

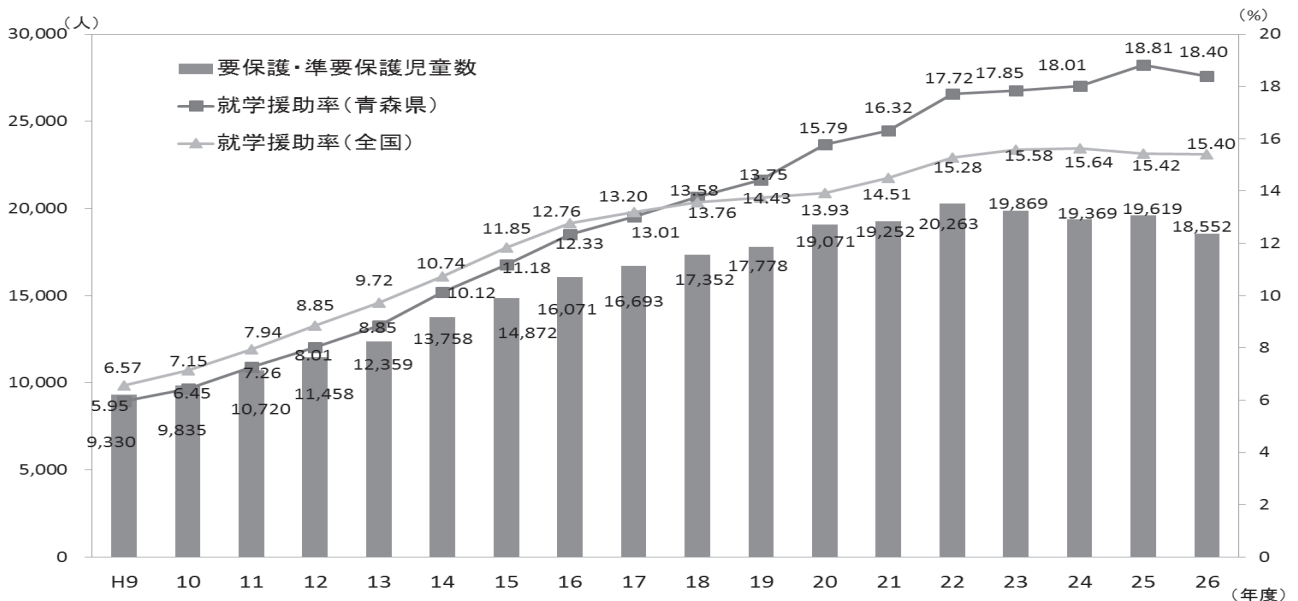


出典：厚生労働省「被保護者調査」、総務省「人口推計」、青森県「青森県の推計人口年報」

2 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

本県における要保護・準要保護児童生徒数は、近年増加傾向であったが、平成26年度に18,552人となり、前年度より1,067人減少している。また、本県の就学援助率は平成18年度以降全国を上回る状況が続いており、平成26年度は18.4%と全国を3ポイント上回っている。

第1-5-2表 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移



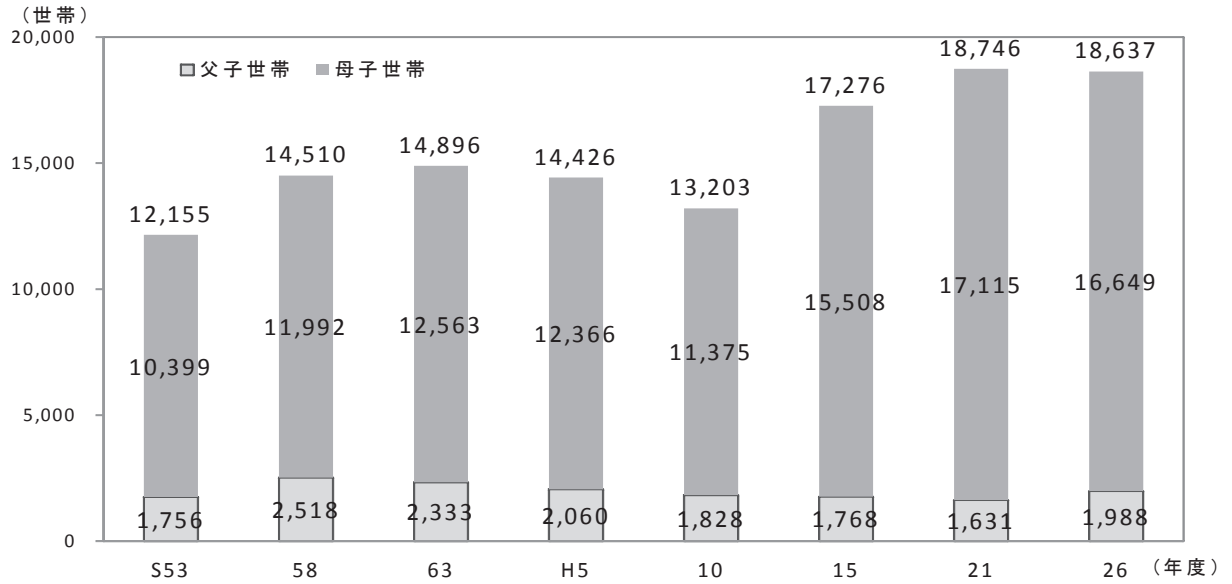
出典：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数」(各都道府県別)

3 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数

本県のひとり親世帯数は、平成26年度に18,637世帯となり、平成21年度より109人、0.6%減少している。

第1-5-3表 ひとり親世帯数の推移

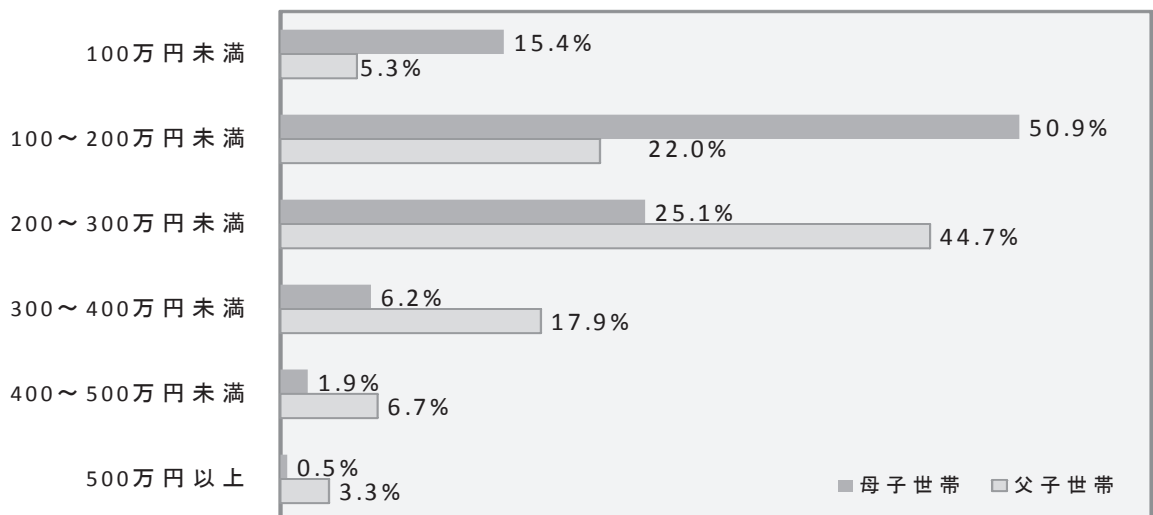


出典：青森県ひとり親世帯等実態調査

(2) ひとり親世帯の年収

本県の母子世帯の年収は、100万円～200万円未満が50.9%と最も多く、年収200万円未満が全体の66.3%を占めている。また、父子世帯の年収は、200万円～300万円未満が44.7%と最も多く、年収300万円未満が全体の72.0%を占めている。

第1-5-4表 ひとり親世帯の年収の状況（平成26年度）



出典：青森県ひとり親家庭等実態調査

(備考) 「ひとり親世帯」…配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている20歳未満の児童（未婚の者に限る）からなる世帯

第6章 安全と問題行動

第6章 安全と問題行動

第1節 青少年の安全

1 青少年の死亡者数

平成28年の青少年（0～24歳）の死亡者数は、66人で前年に比べ13人減少し、死亡者総数に占める割合は0.38%となっている。

第1-6-1表 年齢階級別青少年死亡者数の推移

(単位:人)

年	区分	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	計	総数	A(%)
H24		34	5	9	21	19	88	17,294	0.51
25		20	3	1	14	27	65	17,112	0.38
26		26	7	4	14	37	88	17,042	0.52
27		30	2	1	15	31	79	17,148	0.46
28		24	4	6	12	20	66	17,309	0.38

資料：健康福祉政策課

(注) A (死亡者総数に占める青少年層死亡者数の割合) = $\frac{\text{計 (青少年層死亡者数)}}{\text{総数 (死亡者総数)}} \times 100$

(1) 青少年の死因別順位

青少年（0～24歳）の死因別順位をみると、第1位は不慮の事故の14人で、青少年の死亡者の21.2%を占めている。

第2位は自殺の13人、第3位は悪性新生物の7人となっている。

第1-6-2表 青少年（0～24歳）の死因別順位（死因簡単分類による）

(単位:人)

年	順位	第1位	第2位	第3位	死亡者数 (0～24歳)
H24		不慮の事故 15	自殺 13	悪性新生物 その他の神経系の疾患 妊娠期間に関連する障害 6	88
25		自殺 14	不慮の事故 悪性新生物 7	その他の新生物 循環器系の先天奇形 4	65
26		不慮の事故 自殺 17	悪性新生物 10	心疾患 6	88
27		自殺 20	不慮の事故 16	悪性新生物 6	79
28		不慮の事故 14	自殺 13	悪性新生物 7	66

資料：健康福祉政策課

(2) 青少年の不慮の事故による死亡数

青少年の死亡者のうち、不慮の事故による死亡者は14人（21.2%）となっている。

また、不慮の事故による死亡者のうち、交通事故による死亡者は10人（71.4%）となっている。

第1-6-3表 青少年の不慮の事故による死亡数（平成28年）

(単位:人)

区分	0～24歳	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳
年齢階級別死亡者数(a)	66	24	4	6	12	20
不慮の事故(b)	14	2	2	1	5	4
内訳	交通事故	10	-	2	-	5
	その他	4	2	-	1	1
不慮の事故の割合(%) (b)/(a)	21.2	8.3	50.0	16.7	41.7	20.0

資料：健康福祉政策課

2 青少年の交通事故

(1) 平成29年中の交通事故概況

平成29年中の県内の交通事故は、発生件数3,258件（前年比-482件、-12.9%）、死者数42人（前年比-11人、-20.8%）、負傷者数4,022人（前年比-517人、-11.4%）で、前年に比べて発生件数、死者数、負傷者数の全てが減少し、発生件数・負傷者数は、平成13年をピークに平成14年以降、16年連続で減少した。

(2) 交通事故による子どもと青少年の死傷者

ア 平成29年中の交通事故による子ども（中学生以下）の死傷者数は、死者数1人（前年比±0人）、負傷者数213人（前年比-33人、-13.4%）で、死者は全体の2.4%、負傷者は全体の5.3%を占めた。

また、青少年（16歳以上24歳以下）の死傷者数は、死者数3人（前年比-5人、-62.5%）、負傷者数444人（前年比-107人、-19.4%）で、死者は全体の7.1%、負傷者は全体の11.0%を占めた。

第1-6-4表 交通事故による子ども（中学生以下）と青少年（16歳以上24歳以下）の死傷者数の推移

（単位：人）

項目別	年別	H25	26	27	28	29
全 死 者 数		48	54	40	53	42
	うち子どもの死者数	0	0	3	1	1
	子どもの割合(%)	0.0	0.0	7.5	1.9	2.4
	うち青少年の死者数	4	1	2	8	3
	青少年の割合(%)	8.3	1.9	5.0	15.1	7.1
全 負 傷 者 数		6,122	5,105	4,773	4,539	4,022
	うち子どもの負傷者数	377	303	283	246	213
	子どもの割合(%)	6.2	5.9	5.9	5.4	5.3
	うち青少年の負傷者数	785	625	578	551	444
	青少年の割合(%)	12.8	12.2	12.1	12.1	11.0

資料：警察本部交通企画課

イ 平成29年の死者を状態別で見ると、子どもの死者は歩行者が1人であり、青少年の死者は自動車乗車中が3人である。

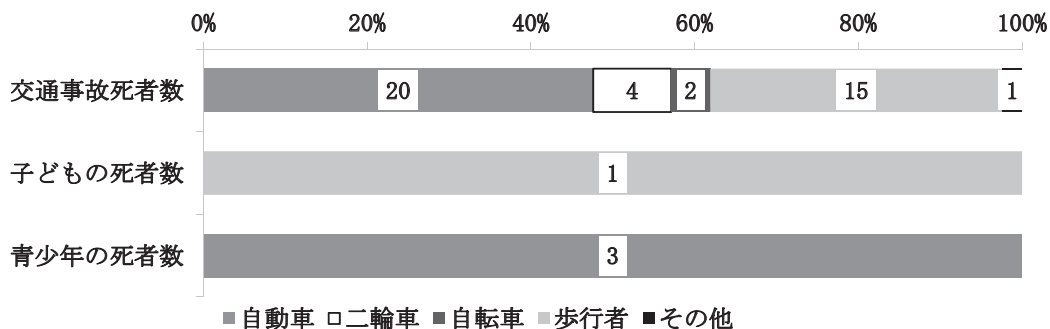
第1-6-5表 子ども（中学生以下）と青少年（16歳以上24歳以下）の状態別死者数（平成29年）

（単位：人）

	自動車	二輪車	自転車	歩行者	その他	合計
交通事故死者数	20	4	2	15	1	42
子どもの死者数	0	0	0	1	0	1
青少年の死者数	3	0	0	0	0	3

資料：警察本部交通企画課

第1-6-5図 子ども（中学生以下）と青少年（16歳以上24歳以下）の死者数の状態別内訳（平成29年）



資料：警察本部交通企画課

(3) 青少年運転者（16歳以上24歳以下）による交通事故

ア 平成29年中の青少年運転者による交通事故発生件数は484件、死者数は5人で、全発生件数の14.9%、全死者数の11.9%となっており、青少年の免許人口が全免許人口の6.7%であることを考慮すれば、交通事故発生件数の割合が高いと言える。

第1-6-6表 青少年（16歳以上24歳以下）運転者による交通事故の推移

(単位：件、人)

項目別	年別	H25	26	27	28	29
全発生件数		4,963	4,133	3,854	3,740	3,258
うち青少年運転者による事故件数		769	635	547	569	484
青少年の割合(%)		15.5	15.4	14.2	15.2	14.9
全死者数		48	54	40	53	42
うち青少年運転者による死者数		4	6	4	10	5
青少年の割合(%)		8.3	11.1	10.0	18.9	11.9
全負傷者数		6,122	5,105	4,773	4,539	4,022
うち青少年運転者による負傷者数		984	835	725	707	625
青少年の割合(%)		16.1	16.4	15.2	15.6	15.5
運転免許総人口		863,468	861,244	857,004	852,501	847,393
うち青少年の免許人口		62,270	60,917	60,276	58,761	57,008
青少年の割合(%)		7.2	7.1	7.0	6.9	6.7

資料：警察本部交通企画課、運転免許課

(注)1 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

2 運転免許総人口は、青森県が保有する運転免許保有者データを基に作成（警察庁統計と異なる）

3 運転免許人口は、各年12月末である。

イ 平成29年中の青少年運転者による死亡事故の法令違反別では、各違反に集中は見られない。

また、青少年以外の運転者による死亡事故は安全運転義務違反（13件、38.2%）によるものが最も多く、次いで通行区分（6件17.6%）によるものが多い。

第1-6-7表 青少年（16歳以上24歳以下）運転者による死亡事故の違反別状況（平成29年）

(単位：件)

	青少年運転者による死亡事故件数		青少年以外の運転者による死亡事故件数		合計	
	件数	構成率(%)	件数	構成率(%)	件数	構成率(%)
信号無視	0	0.0	1	2.9	1	2.6
通行区分	1	20.0	6	17.6	7	17.9
最高速度違反	1	20.0	1	2.9	2	5.1
横断等禁止違反	1	20.0	1	2.9	2	5.1
優先通行妨害	0	0.0	1	2.9	1	2.6
交差点安全進行義務違反	1	20.0	3	8.8	4	10.3
歩行者妨害等	0	0.0	4	11.8	4	10.3
指定場所一時不停止等	0	0.0	3	8.8	3	7.7
過労等	1	20.0	0	0.0	1	2.6
安全運転義務違反	0	0.0	13	38.2	13	33.3
停止措置義務	0	0.0	1	2.9	1	2.6
計	5	100.0	34	100.0	39	100.0

資料：警察本部交通企画課

(注)1 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

2 第1当事者が原付以上の死亡事故件数は、39件（死者数39人）である。

3 構成率は、運転者別の死亡事故件数に占める違反の割合である。

3 青少年の水難

(1) 過去5年間の青少年の水難発生状況

過去5年間の水難発生状況は下表のとおりであるが、このうち青少年の水難発生件数は13件で、全体の約12.8%を占めている。

第1-6-8表 青少年の水難発生件数

(単位:件、人)

区分		年別					計
		H25	H26	H27	H28	H29	
発生件数		3(17)	5(22)	3(18)	1(25)	1(19)	13(101)
事故者	水死者	1(10)	1(11)	1(10)	0(13)	0(4)	3(48)
	被救助者	2(9)	5(13)	2(9)	1(12)	1(17)	11(60)
	計	3(19)	6(24)	3(19)	1(25)	1(21)	14(108)

(注) ()内は、県内の全発生件数・人員である。

資料:警察本部地域課

(2) 平成29年中の青少年の水難

平成29年中(12月31日現在)の青少年の水難は、発生件数1件(前年比±0件)、水死者0人(前年比±0人)、被救助者1人(前年比±0人)である。

第1-6-9表 月別発生状況

(単位:件、人)

項目/月別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
発生件数								1						1
事故者	水死者													0
	被救助者							1						1
	計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

資料:警察本部地域課

第1-6-10表 年齢層別発生状況

未就学児童及び中学生の事故が発生した。

(単位:人)

年	区分	未就学児童	小学生	中学生	高校生及び相当年齢	計
H28		1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
H29		0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)
	増減	-1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)

(注) ()内は、水死者を内数で示す。

資料:警察本部地域課

第1-6-11表 場所別発生状況

海、用水堀での事故が発生した。

(単位:人)

年	区分	海		河川		湖沼池		用水堀		プール		その他		計	
H28								1	(0)					1	(0)
H29		1	(0)											1	(0)
	増減	+1	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)	-1	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)

(注) ()内は、水死者を内数で示す。

資料:警察本部地域課

第1-6-12表 行為別発生状況

「水泳中」、「陸上での遊戯中」の事故が発生した。

(単位:人)

年	区分	水泳中		ボート遊び		水遊び		魚とり・釣り		陸上での遊戯中		計	
H28										1	(0)	1	(0)
H29		1	(0)									1	(0)
	増減	+1	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)	-1	(±0)	±0	(±0)

(注) ()内は、水死者を内数で示す。

資料:警察本部地域課

第2節 犯罪や虐待による被害状況

1 犯罪被害の状況

(1) 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

平成29年中、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、県青少年健全育成条例違反等の少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害者となった少年は44人で、前年に比較すると11人（20.0%）減少した。学校・職業別では、被害者の約8割（88.6%）が中学生と高校生で占められている。

第1-6-13表 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

(単位:人)

法令別	学職別	総数	未就学	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年
風営適正化法		2(2)	0	0	0	2(2)	0	0	0
児童福祉法		1(1)	0	0	0	1(1)	0	0	0
児童買春・児童ポルノ法		8(8)	0	0	3(3)	4(4)	0	1(1)	0
県青少年健全育成条例		26(18)	0	0	11(5)	14(13)	0	0	1(0)
未成年者喫煙禁止法		1(0)	0	0	0	0	0	1(0)	0
労働基準法		2(2)	0	0	0	0	0	1(1)	1(1)
麻薬及び向精神薬取締法		4(0)	0	0	4(0)	0	0	0	0
合計		44(31)	0	0	18(14)	21(20)	0	3(2)	2(1)

(注) ()内は女子で内数を示す。

資料:警察本部少年課(暫定値)

(2) 出会い系サイト等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

平成29年中、出会い系サイト、コミュニティサイトを介して福祉犯の被害者となった少年は21人で、前年に比較すると1人（5.0%）増加した。学校・職業別では、被害者の約9割（90.4%）が中学生と高校生で占められている。

第1-6-14表 出会い系サイト等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別法令別状況

(単位:人)

法令別	学職別	総数	未就学	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年
児童福祉法		1	0	0	0	1	0	0	0
児童買春・児童ポルノ法		6	0	0	3	3	0	0	0
県青少年健全育成条例		13	0	0	4	8	0	0	1
労働基準法		1	0	0	0	0	0	1	0
合計		21	0	0	7	12	0	1	1

資料:警察本部少年課(暫定値)

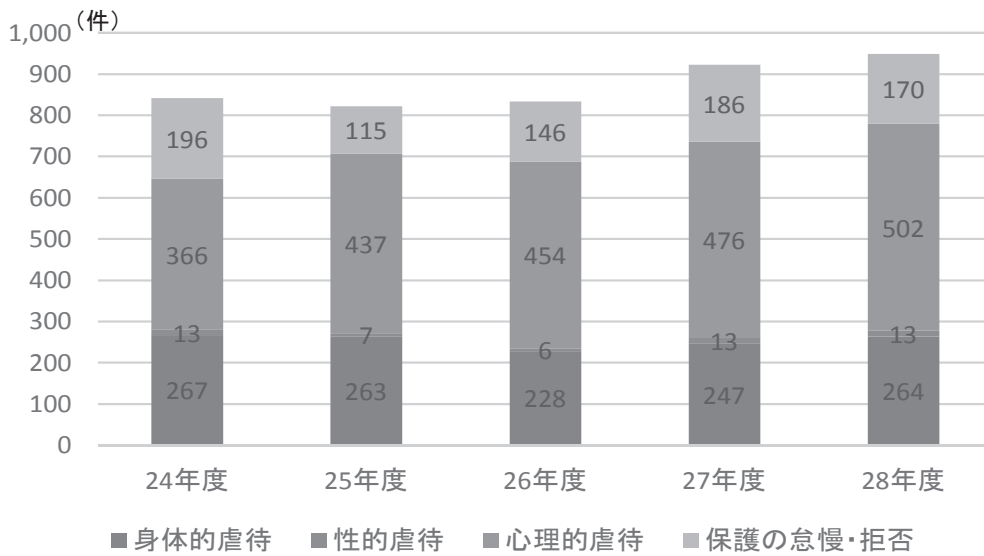
2 児童虐待の状況

近年、都市化の進行や核家族化により、家庭が地域や親戚等から孤立しがちな状況にあり、児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっている状況にある。

(1) 児童虐待相談件数

児童相談所における平成28年度の児童虐待相談件数は、949件（対前年度比+27件）となっている。その内訳は、身体的虐待264件（+17件）、性的虐待13件（±0件）、心理的虐待502件（+26件）、保護の怠慢・拒否170件（-16件）となっている。最近5年間の相談件数の推移は次のとおりである。

第1-6-15図 児童虐待相談件数



資料：こどもみらい課

第3節 少年非行の概況

1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

非行少年（刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年）の総数は、最近5年間で約6割（65.4%）減少した。平成29年中における刑法犯少年は193人で、現在の統計方式となった昭和23年以降で最も少ない検挙・補導人員となった。

第1-6-16表 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

（単位：人）

区分		年別					
		H25	26	27	28	29	
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	犯罪少年	422	323	250	187	105
		触法少年	135	141	96	92	88
		計	557	464	346	279	193
	特 別 法 犯 少 年	31	22	24	22	24	
	ぐ 犯 少 年	16	17	7	7	10	
合 計		604	503	377	308	227	
不 良 行 為 少 年		3,784	2,864	2,546	2,260	2,875	

（注）非行少年……刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。資料：警察本部少年課（確定値）
 刑法犯少年……刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。
 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。
 触法少年……14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
 特別法犯少年……覚せい剤取締法など刑法犯以外の刑罰法令（交通関係法令に規定する罪を除く）に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。
 ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は、刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。
 不良行為少年……刑罰法令に触れないが、飲酒、喫煙等自己又は他人の徳性を害する行為を行い、警察に補導された20歳未満の少年をいう。

2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

最近5年間の刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員は、各年とも窃盗犯が最も多く、平成29年中は全体の約7割（71.5%）を占めた。

第1-6-17表 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

罪種別	年別	H25	26	27	28	29
凶悪犯		2	3	1	3	5
粗暴犯		38	39	37	31	15
窃盗犯		415	355	254	200	138
知能犯		1	3	1	1	3
風俗犯		4	4	3	4	6
その他の刑法犯		97	60	50	40	26
合計		557	464	346	279	193

(注) 凶悪犯…殺人、強盗、放火及び強姦の犯罪をいう。資料:警察本部少年課(確定値)
 粗暴犯…暴行、傷害、恐喝、脅迫及び凶器準備集合の犯罪をいう。
 知能犯…詐欺、横領、偽造等の犯罪をいう。
 風俗犯…わいせつ、と博等の犯罪をいう。

3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

最近5年間の刑法犯少年の学職別検挙・補導人員は、各年とも中学・高校生の占める割合が最も多く、平成29年中は全体の約6割(61.7%)を占めた。

第1-6-18表 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

学職別	年別	H25	26	27	28	29
未就学		0	0	0	0	1
児童生徒	小学生	53	32	47	44	44
	中学生	218	198	120	110	73
	高校生	170	124	111	75	46
	その他	9	16	10	3	4
有職少年		54	47	35	34	10
無職少年		53	47	23	13	15
合計		557	464	346	279	193

(注) その他…大学生及び専修学校生等をいう。資料:警察本部少年課(確定値)

第4節 青少年の問題行動と対策

1 薬物乱用

平成29年中、大麻取締法で1人を検挙したが、平成22年以降、薬物乱用で検挙・補導された中・高校生はなかった。

第1-6-19表 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

罪種別	年別	H25	26	27	28	29
毒物及び劇物取締法		0	0	0	0	0
覚せい剤取締法		0	0	0	0	0
大麻取締法		0	0	0	0	1
その他		0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

(注) 薬物乱用とは、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法違反をいう。資料:警察本部少年課(確定値)

2 性逸脱行為

(1) 不健全性的行為少年の推移

平成29年中、不健全性的行為（少年の健全育成上支障のある性的行為）をしていたことにより補導された少年は30人で、前年に比較すると8人（21.1%）減少した。

補導された少年の約6割（60.0%）は、中学生と高校生で占められている。

第1-6-20表 不健全性的行為少年の推移

（単位：人）

学職別	年別	H25	26	27	28	29
中 学 生		7(4)	8(6)	15(13)	12(7)	5(4)
高 校 生		39(23)	23(15)	13(9)	20(15)	13(9)
そ の 他		3(1)	2(1)	5(1)	6(0)	12(9)
合 計		49(28)	33(22)	33(23)	38(22)	30(22)
中・高校生の占める割合%		93.9	93.9	84.8	84.2	60.0

（注）（ ）内は女子で内数を示す。

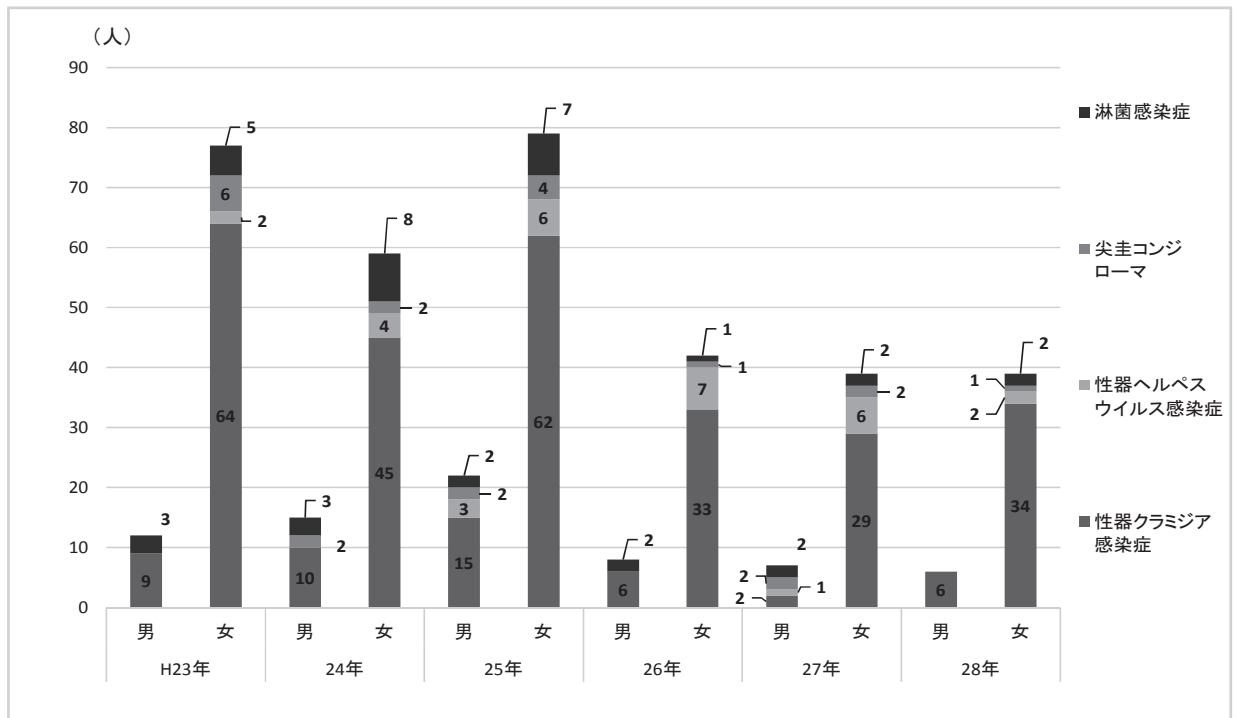
資料：警察本部少年課（確定値）

(2) 性感染症の状況

性感染症は、性的接触によって感染する病気であり、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、梅毒などがある（注）。

県内における性感染症の状況を見ると、感染者数（全年齢）は近年、減少傾向にあったが、平成28年は増加に転じており、全体の1割程度は10代の感染者である。平成28年の10代の感染者数は45人で、男女の内訳は、男性6人、女性39人となっている。（第1-6-21図、第1-6-22表）

第1-6-21図 県内10代（男女別）の性感染症発生動向（梅毒を除く）



資料：保健衛生課

（備考）性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症は、県の指定を受けた特定の医療機関（定点医療機関）から報告される定点把握対象疾患。

梅毒は、患者を診断した全ての医師から報告される全数把握対象疾患。

第1-6-22表 県内における10代の性感染症発生動向

(単位:人)

年	区分	定点把握対象疾患								全数把握対象疾患		合計		
		性器クラミジア感染症		性器ヘルペスウイルス感染症		尖圭コンジローマ		淋菌感染症		梅毒				
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
H23	全年齢	107	314	30	54	30	40	65	22	4	2	232	430	662
	10代	9	64	0	2	0	6	3	5	0	0	12	77	89
	割合(%)	8.4	20.4	0.0	3.7	0.0	15.0	4.6	22.7	0.0	0.0	5.2	17.9	13.4
24	全年齢	134	207	42	53	49	22	66	28	6	2	291	310	601
	10代	10	45	0	4	2	2	3	8	0	0	15	59	74
	割合(%)	7.5	21.7	0.0	7.5	4.1	9.1	4.5	28.6	0.0	0.0	5.2	19.0	12.3
25	全年齢	127	222	46	54	46	23	53	16	2	2	272	315	587
	10代	15	62	3	6	2	4	2	7	0	1	22	79	101
	割合(%)	11.8	27.9	6.5	11.1	4.3	17.4	3.8	43.8	0.0	50.0	8.1	25.1	17.2
26	全年齢	127	180	32	69	47	18	37	8	2	0	243	275	518
	10代	6	33	0	7	0	1	2	1	0	0	8	42	50
	割合(%)	4.7	18.3	0.0	10.1	0.0	5.6	5.4	12.5	0.0	0.0	3.3	15.3	9.7
27	全年齢	100	168	33	58	41	22	30	8	4	4	204	256	460
	10代	2	29	1	6	2	2	2	2	0	0	7	39	46
	割合(%)	2.0	17.3	3.0	10.3	4.9	9.1	6.7	25.0	0.0	0.0	3.4	15.2	10.0
28	全年齢	114	186	44	49	37	13	24	13	14	14	219	261	480
	10代	6	34	0	2	0	1	0	2	2	1	6	39	45
	割合(%)	5.3	18.3	0.0	4.1	0.0	7.7	0.0	15.4	14.3	7.1	2.7	14.9	9.4

資料:保健衛生課

(3) エイズ患者・HIV感染者の動向

本県のエイズ患者及びHIV感染者は、全て20代以上で、平成元年から平成28年までの累計で計82人(エイズ患者32人、HIV感染者50人。うち、死亡者6人)となっている。

近年、全国的な発生数は横ばい傾向にあり、本県においても同傾向にある。(第1-6-23表)

第1-6-23表 本県のエイズ患者・HIV感染者の発生動向

(単位:人)

年 人	H元~ 10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
エイズ 患者	3	4	0	1	0	0	1	4	2	1	2	3	1	1	1	1	3	2	2	32
HIV 感染者	6	0	0	4	1	2	3	5	4	3	5	4	2	3	2	1	2	1	2	50
計	9	4	0	5	1	2	4	9	6	4	7	7	3	4	3	2	5	3	4	82

資料:保健衛生課

(備考) 日本におけるサーベイランス定義では、新規エイズ患者とは初回報告時にエイズと診断された者であり、すでにHIV感染症として報告されている症例がエイズを発症するなどの場合は含まない。

第7章 青少年の意識

第7章 青少年の意識

1 青少年の意識に関する調査について

県の施策を推進し、県民の自主的活動の有効な展開を図るためには、青少年問題に関する県民の理解と市町村等関係機関の協力が必要である。

このため、県では、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて、青森県青少年健全育成条例に基づく青少年行政基礎調査事業の一つとして「青少年の意識に関する調査」を隔年で実施し、その結果を県民に明らかにするとともに、市町村等関係機関に情報提供している。

(1) 調査の目的

本県における青少年の意識や行動を把握し、青少年に関する施策の総合的な推進のための基礎資料を得るとともに、広く県民に紹介することにより、青少年の健全育成に対する理解と協力を得る。

(2) 調査の方法

質問紙による無記名集団調査

(3) 調査の対象

県内の小学校6年生	405人（15校）
県内の中学校2年生	429人（14校）
県内の高等学校2年生	407人（12校）
合計	1,241人（41校）

(4) 調査の実施期間

平成28年8月から平成28年9月

(5) 調査項目

- ア 地域のこと
- イ 世の中のこと
- ウ 学校のこと
- エ 家族・家庭のこと
- オ 自分のこと
- カ メディア・コミュニケーションのこと
- キ 読書のこと
- ク 生活規範に対する意識
- ケ 社会変化に対する意識
- コ 就労に関する意識

(6) 調査実施主体

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課

(7) 調査の監修及び調査結果の分析

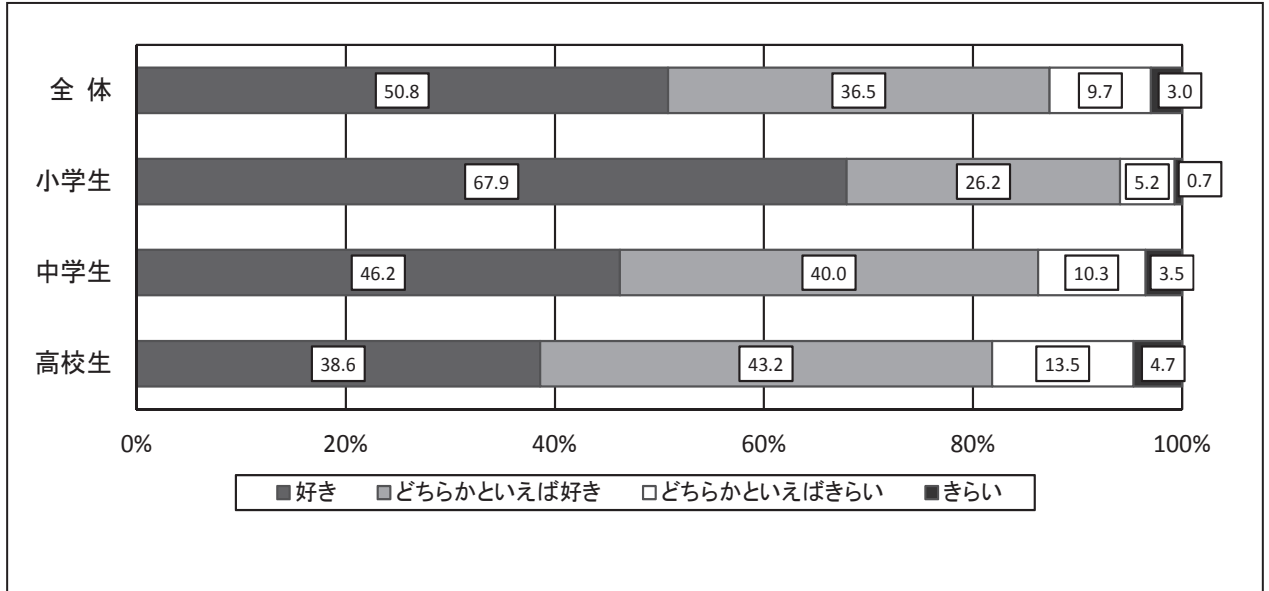
弘前大学教育学部 教授 宮崎 秀一 氏

2 結果概要

(1) 地域のこと

自分が住んでいる地域が好きかどうか尋ねたところ、全体では、87.3%が「好き」と回答している。

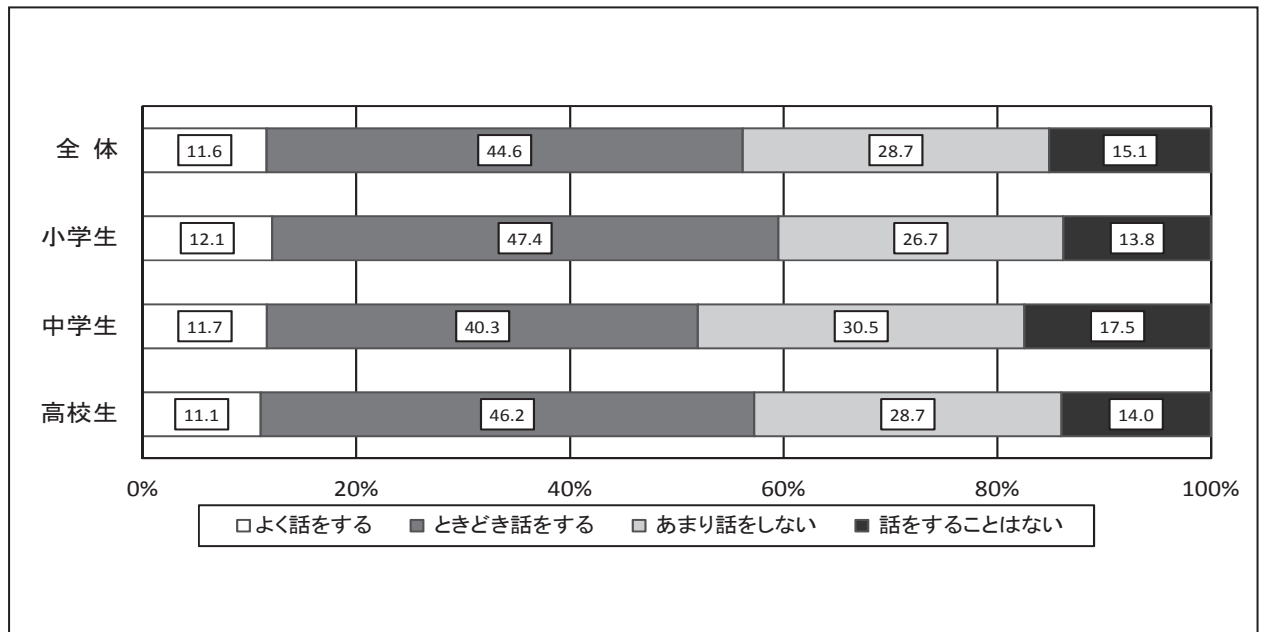
第1-7-1表 住んでいる地域への評価



(2) 世の中のこと

政治問題や社会的事件について家族や友だちなどと話をするか尋ねたところ、全体では、56.2%が「話をする」と回答している。

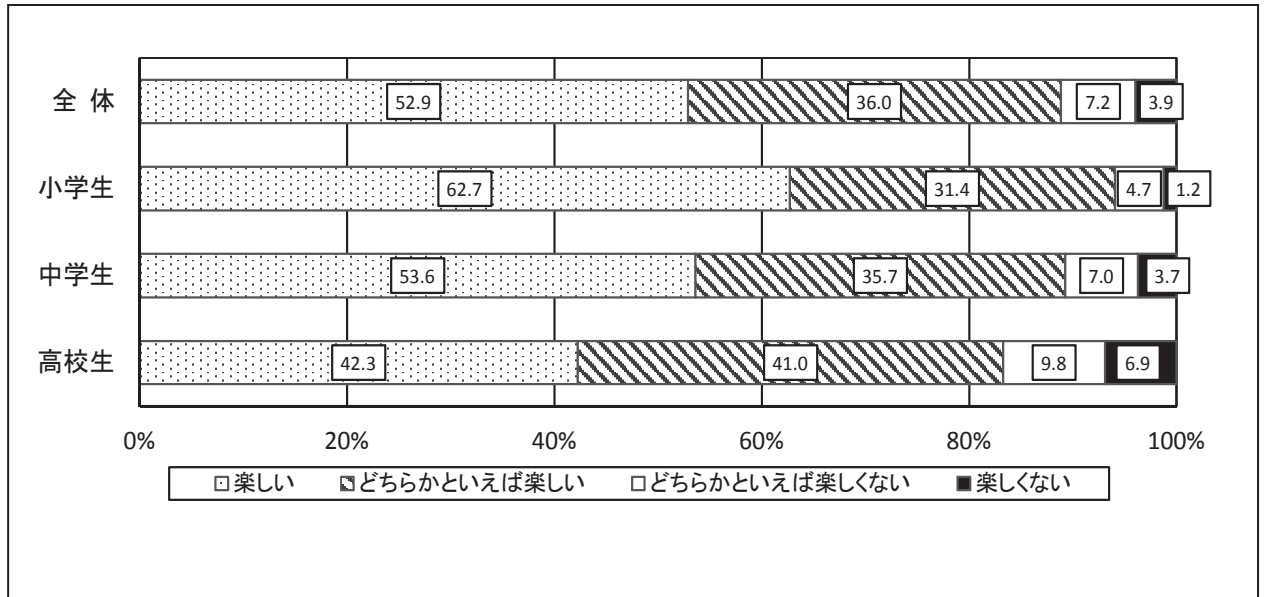
第1-7-2表 世の中の出来事についての会話



(3) 学校のこと

学校生活が楽しいかどうか尋ねたところ、全体では、88.9%が「楽しい」と回答している。

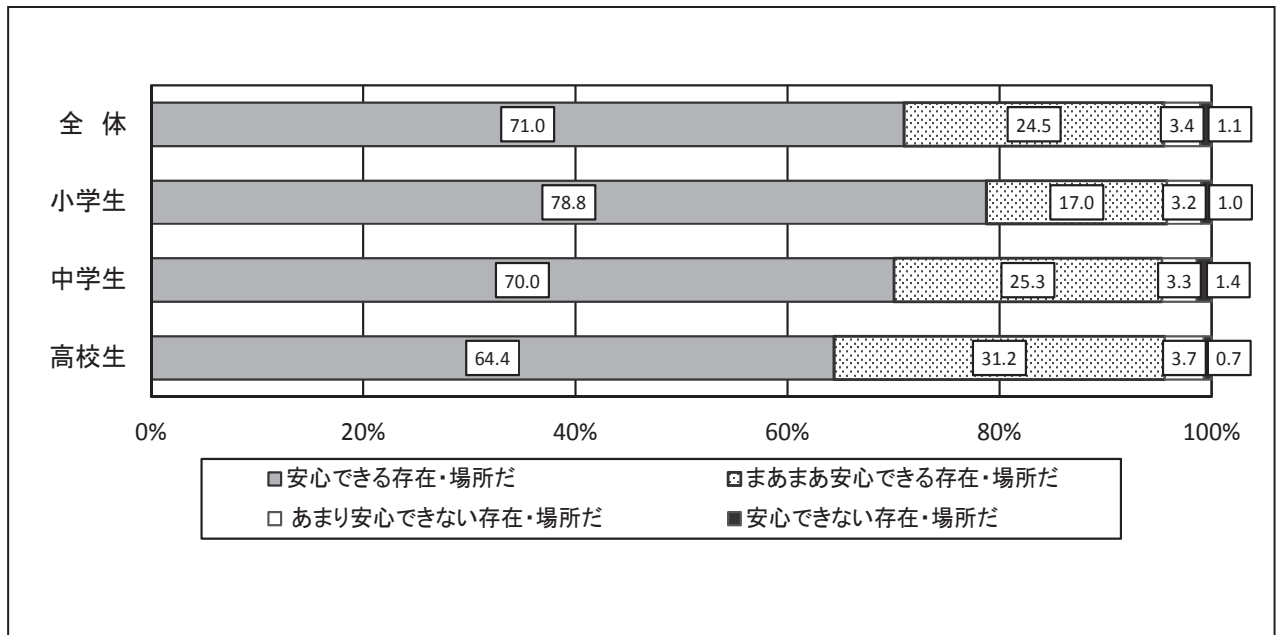
第1-7-3表 学校生活への満足度



(4) 家族・家庭のこと

家族・家庭が安心できる存在・場所かどうか尋ねたところ、全体では、95.5%が「安心できる存在・場所だ」と回答している。

第1-7-4表 家族がいる家への評価

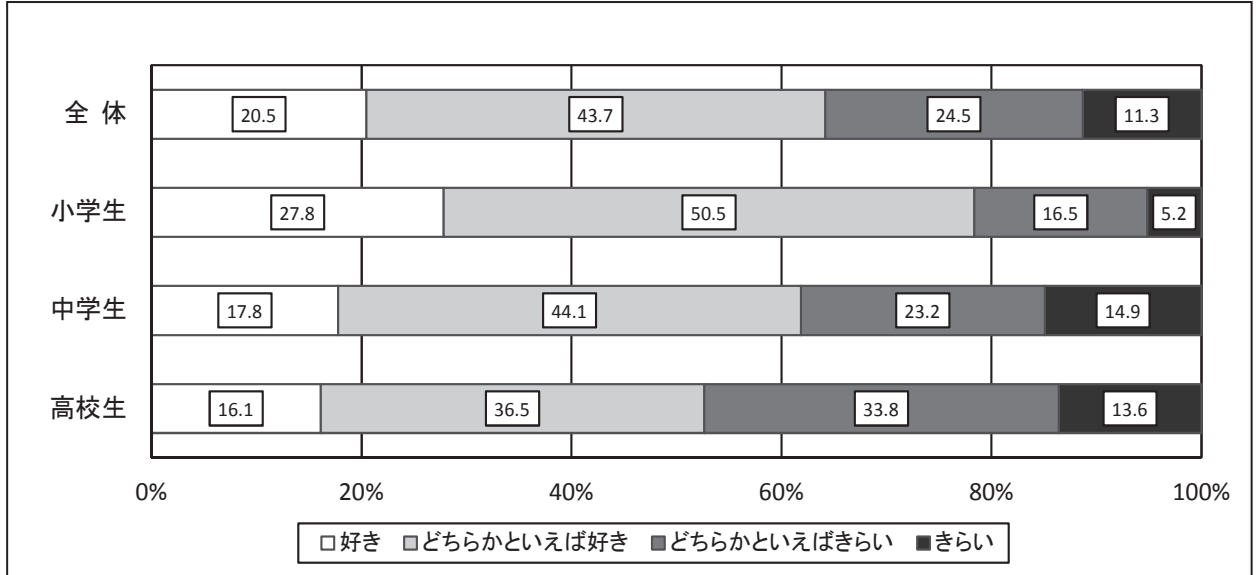


(5) 自分のこと

ア 自己への評価

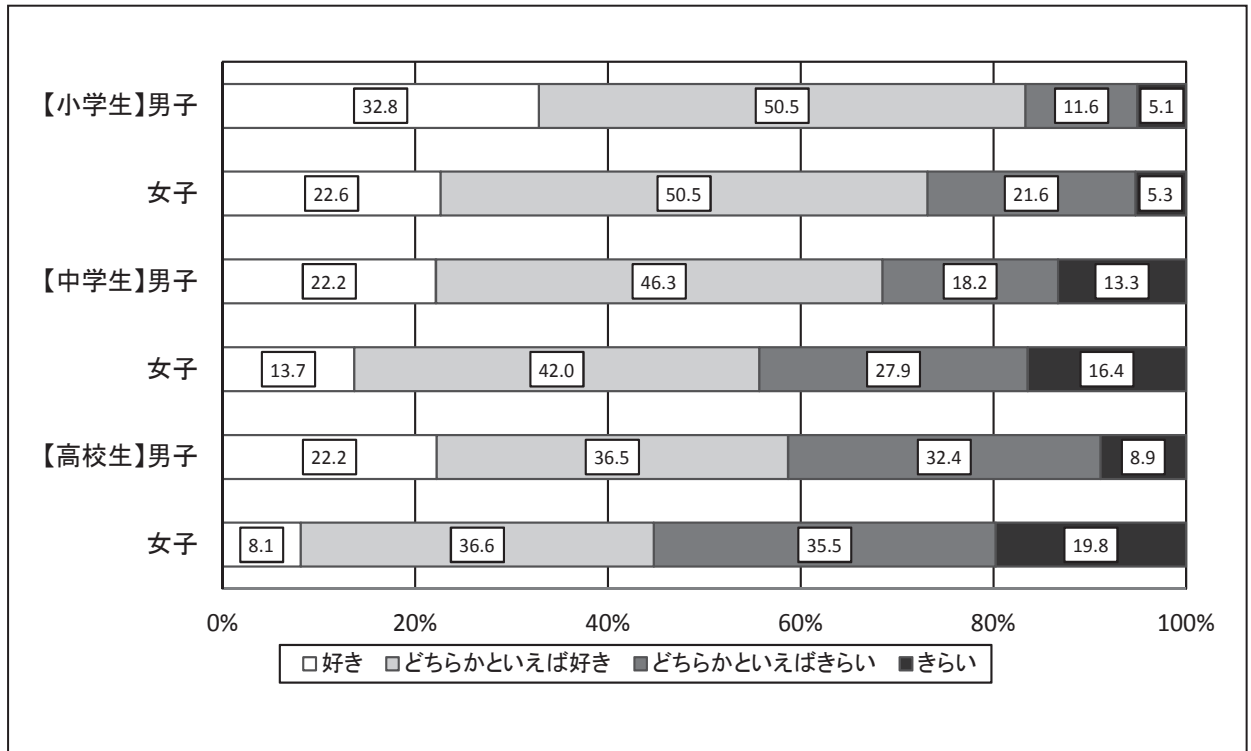
自分のことが好きかどうか尋ねたところ、全体では、64.2%が自分のことを「好き」と回答している。また、「好き」と回答した割合は、小学生、中学生、高校生と、成長につれて低下している。

第1-7-5表 自己への評価（学校種別集計結果）



また、男女別に比較したところ、小学生、中学生、高校生のいずれも、男子のほうが女子よりも「好き」と回答している割合が高い。

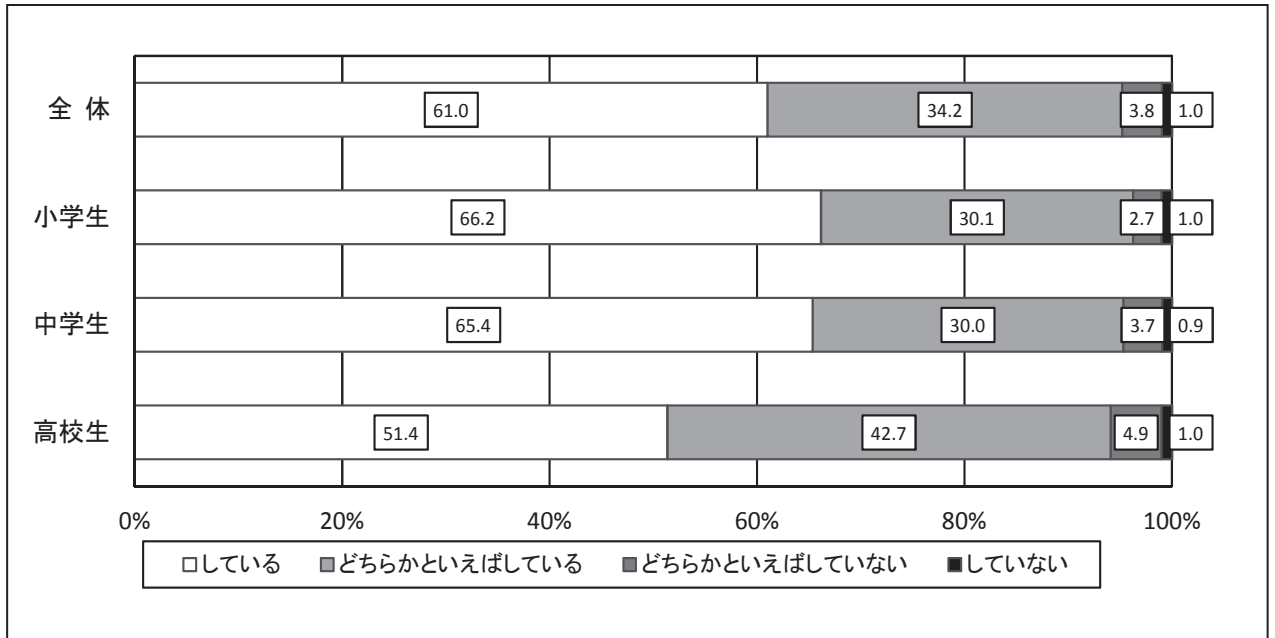
第1-7-6表 自分への評価（属性別集計結果）



イ 他人への思いやり

他人を大切にしているかどうかを尋ねたところ、全体では、95.2%が「大切にしている」と回答している。

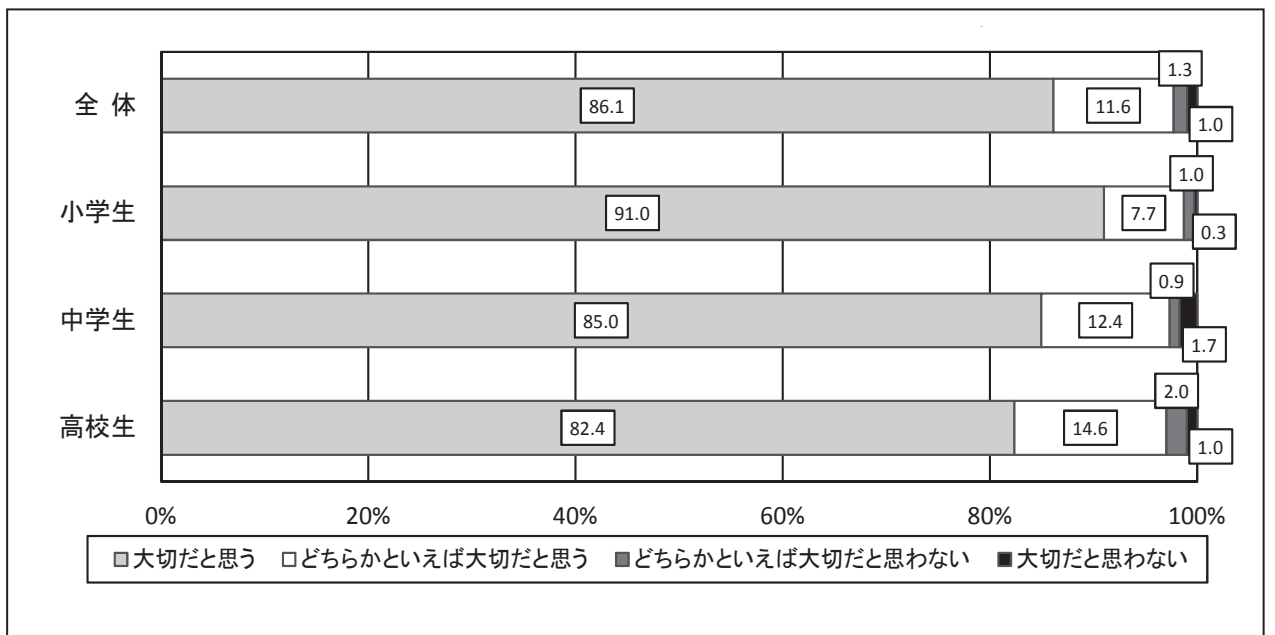
第1-7-7表 他人を大切にしているか



ウ 命について

自分や他人の命をどう思うかについて尋ねたところ、全体では、97.7%が「大切だと思う」と回答している。

第1-7-8表 自分や他人の命をどう思うか

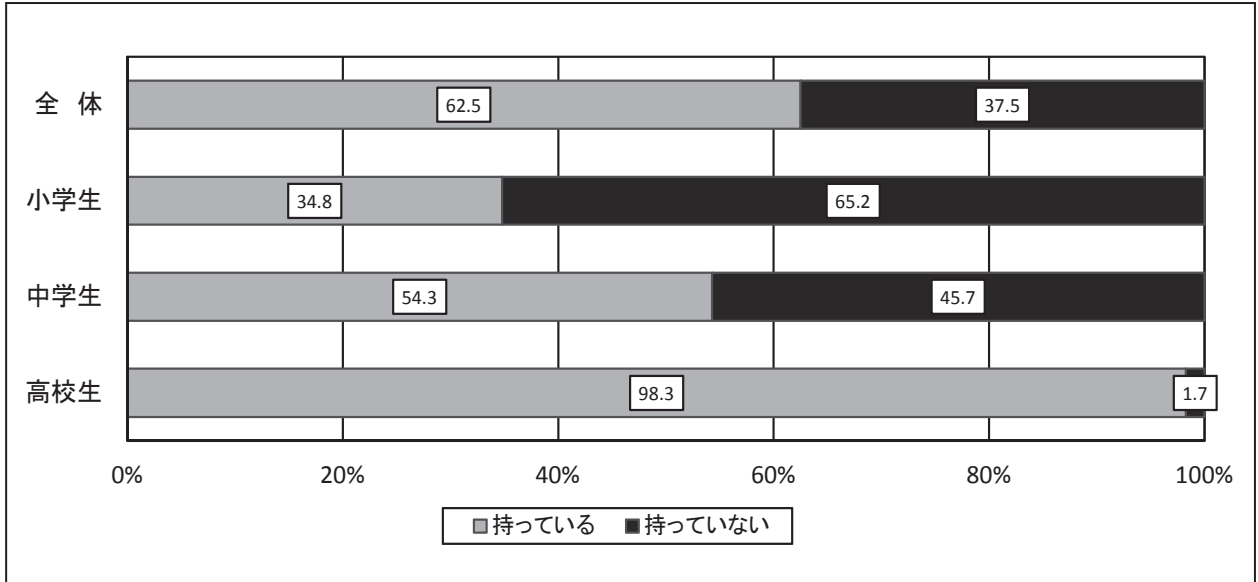


(6) メディア・コミュニケーションのこと

ア 携帯電話・スマートフォンの所有状況

携帯電話・スマートフォンを所有しているか尋ねたところ、小学生では34.8%、中学生では54.3%で、高校生では98.3%となっている。

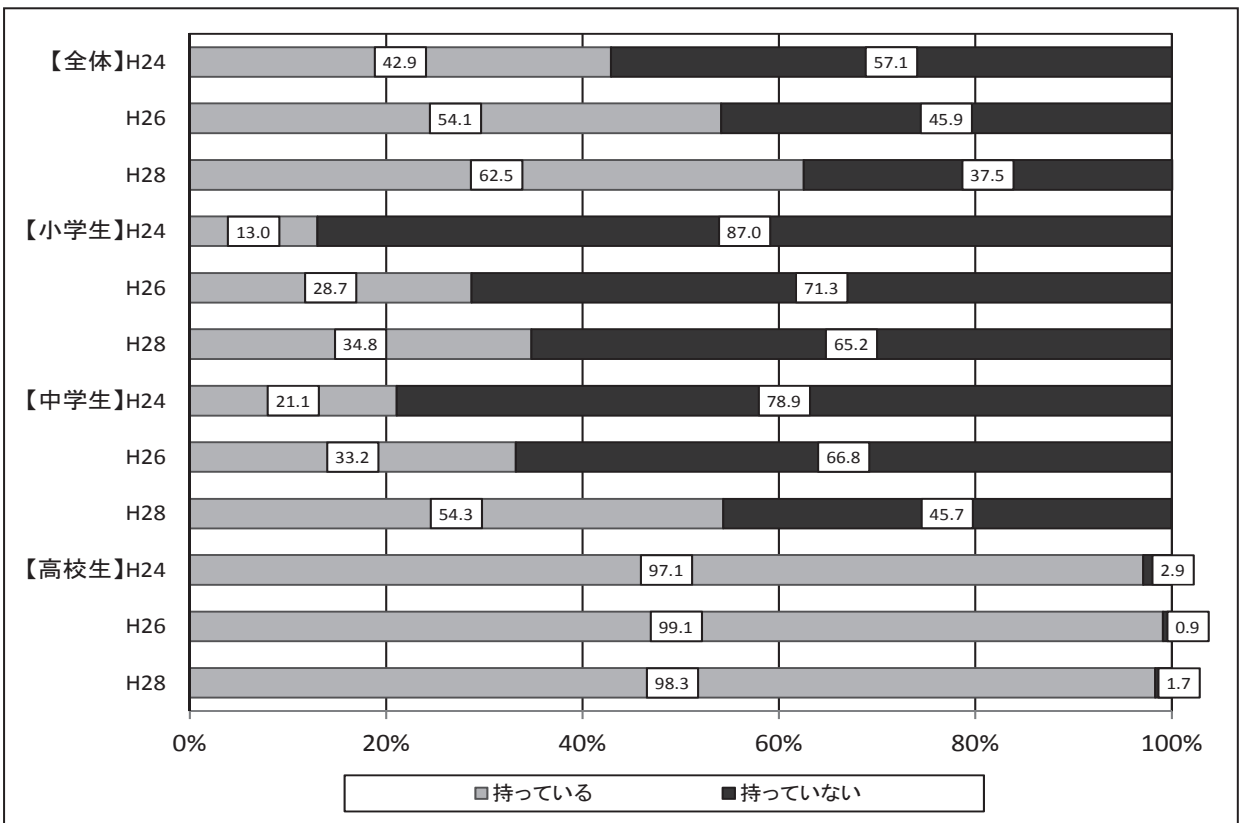
第1-7-9表 携帯電話・スマートフォンの所有状況（学校種別集計結果）



小学生の所有率は、26年度調査で28.7%であったものが28年度調査では34.8%に増えている。

また、中学生の所有率は、26年度調査で33.2%であったものが28年度調査では54.3%と、多数派になっている。

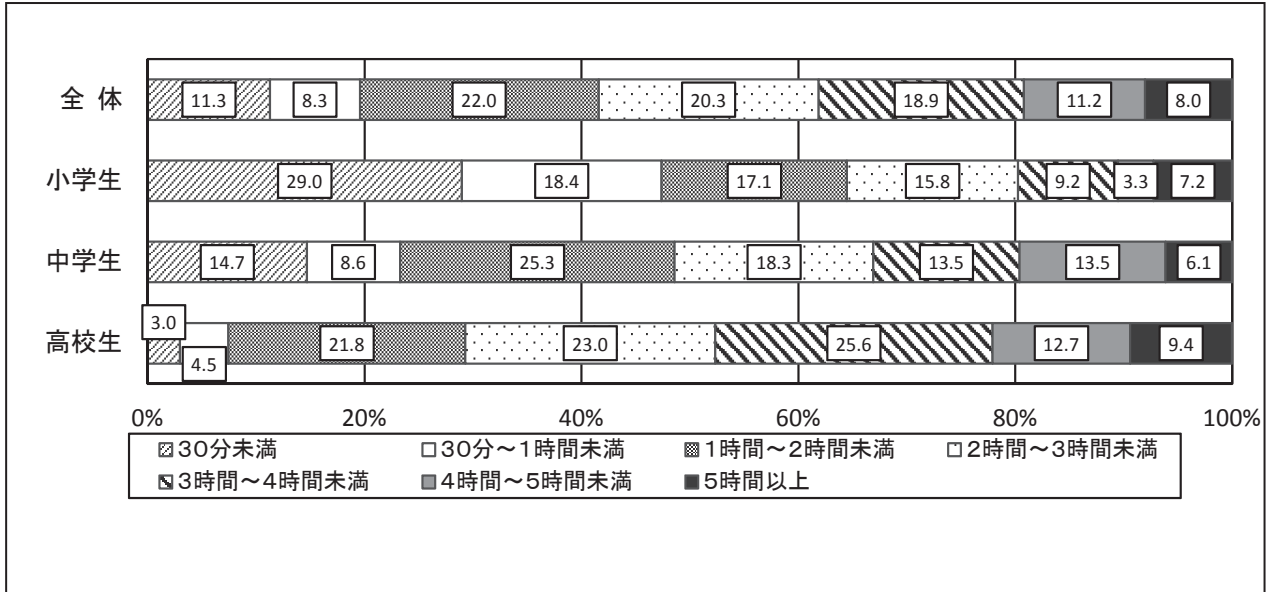
第1-7-10表 携帯電話・スマートフォンの所有状況（時系列比較）



イ 携帯電話・スマートフォンの使用時間

携帯電話・スマートフォンの1日の使用時間を尋ねたところ、小学生の52.6%が1時間以上、中学生の51.4%が2時間以上、高校生生の47.7%が3時間以上となっている。また、全体の8.0%が5時間以上使用していると回答している。

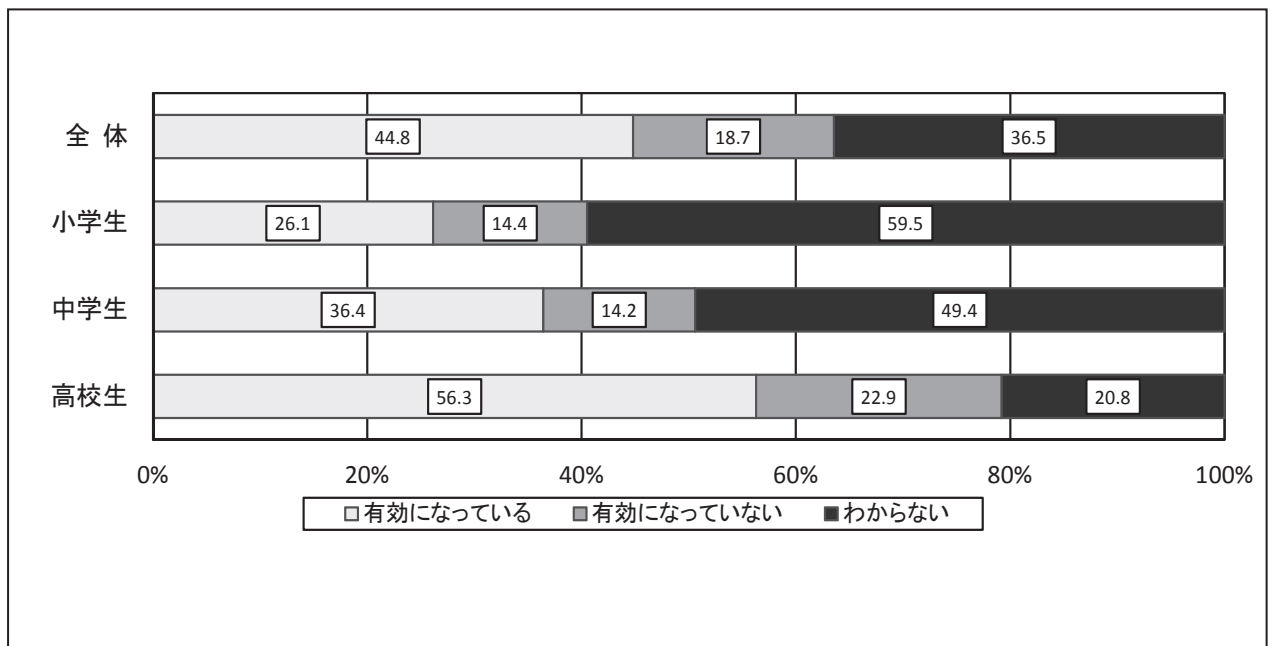
第1-7-11表 携帯電話・スマートフォンの使用時間



ウ フィルタリング機能の利用状況

使用しているスマートフォン等のフィルタリング機能について、全体では、「有効になっている」が44.8%であるが、「有効になっていない」が18.7%となっている。

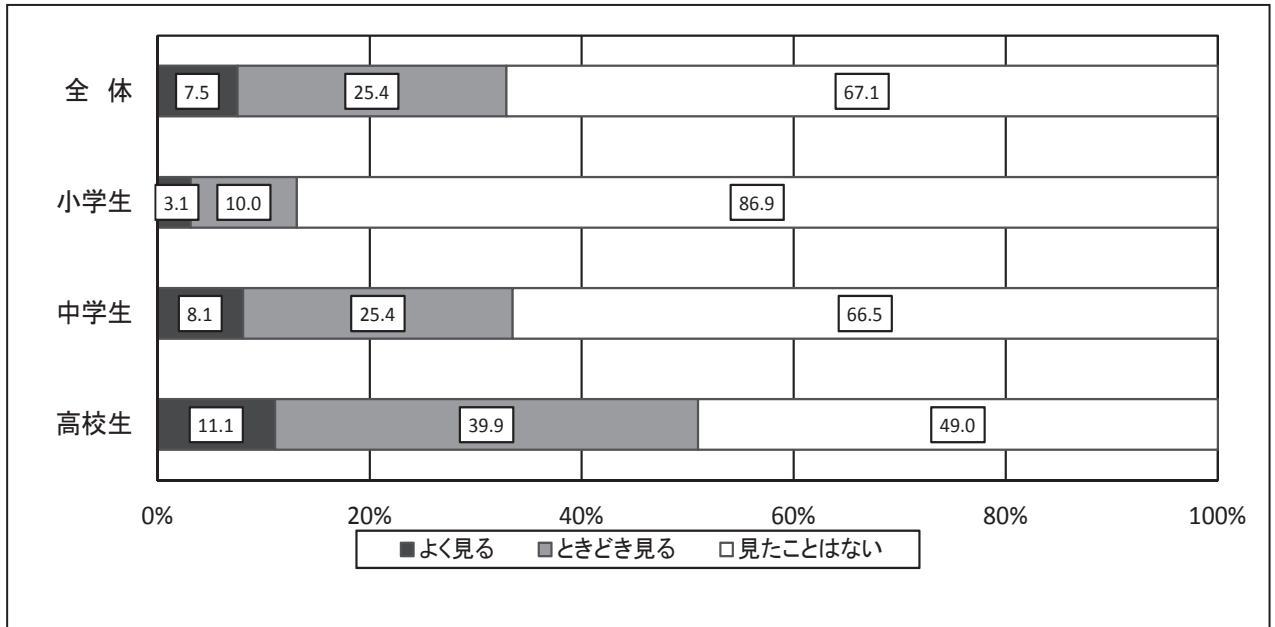
第1-7-12表 フィルタリング機能の利用状況



エ 悪口やいじめにつながる書き込みへの認知状況

スマートフォン等で悪口やいじめにつながる書き込みを見たことがあるかどうか尋ねたところ、全体では、32.9%が「見たことがある」と回答している。

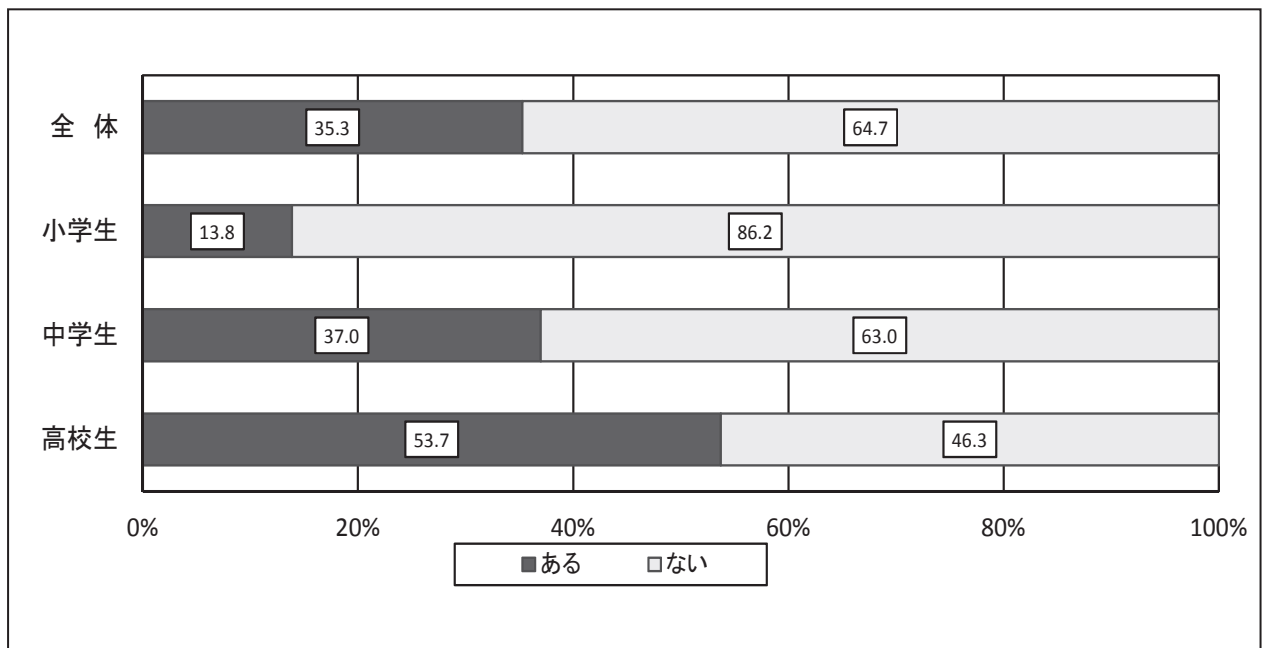
第1-7-13表 悪口やいじめにつながる書き込みへの認知状況



オ インターネットで知り合った人とのメールなどのやりとり

インターネットで知り合った人と電話やメールなどのやりとりをしたことがあるか尋ねたところ、全体では35.3%が「ある」と回答している。また、高校生では53.7%が「ある」と回答している。

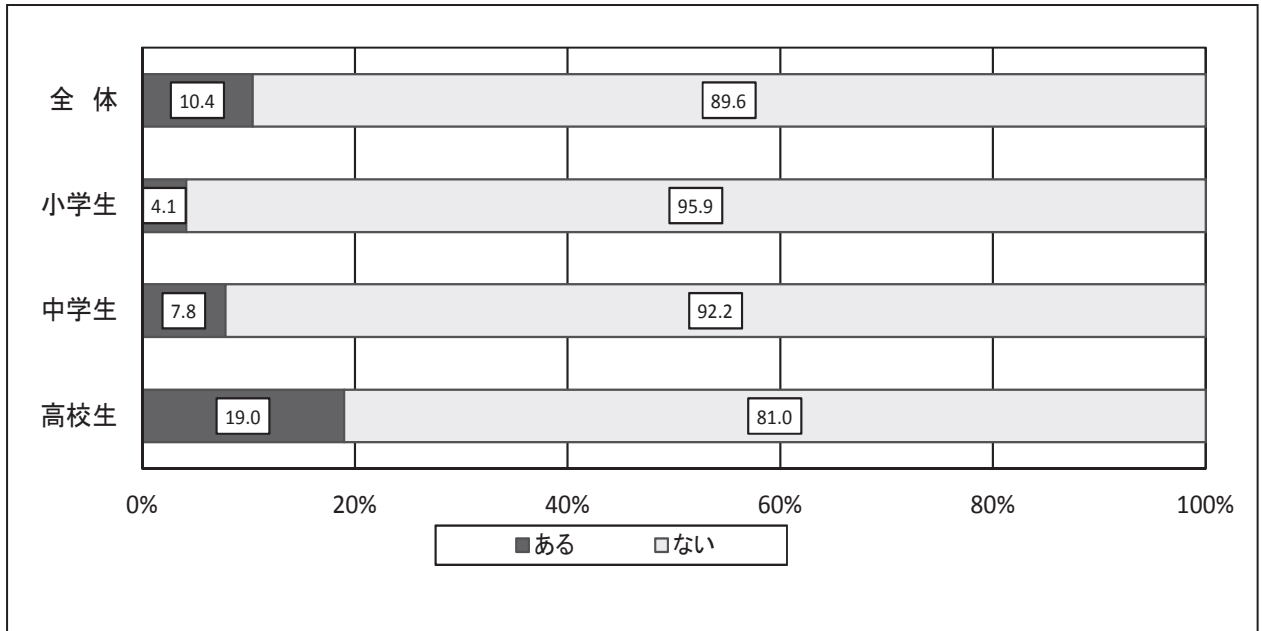
第1-7-14表 インターネットで知り合った人とのメールなどのやりとり



カ インターネットで知り合った人と実際に会う

インターネットで知り合った人と実際に会ったことがあるか尋ねたところ、全体では10.4%が「ある」と回答している。また、高校生では19.0%が「ある」と回答している。

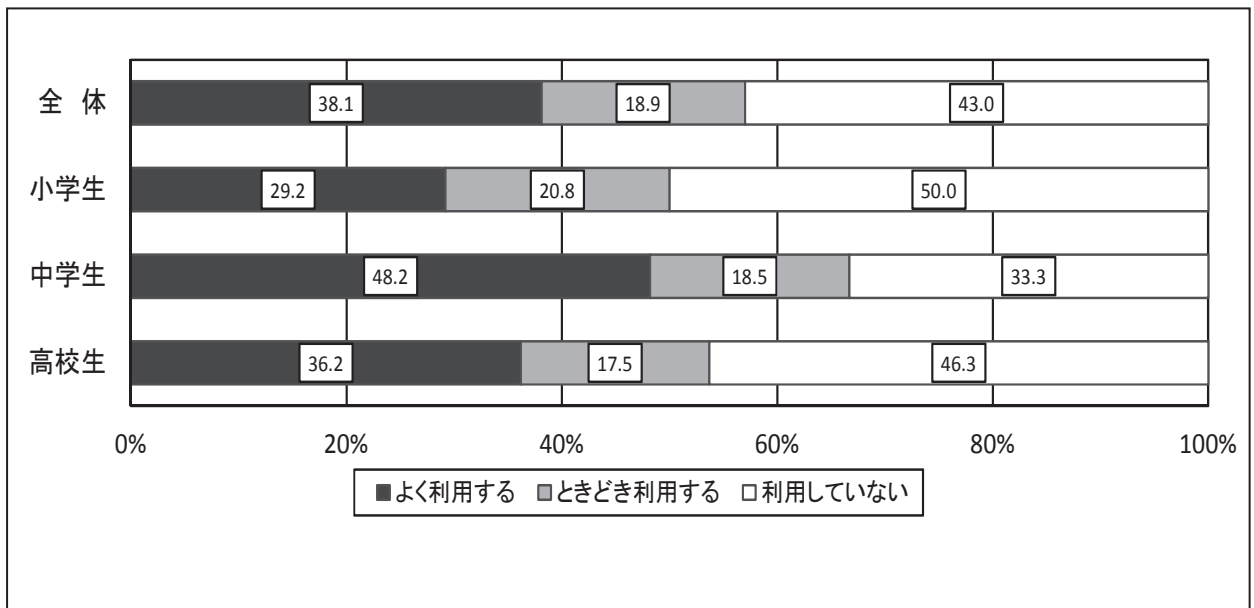
第1-7-15表 インターネットで知り合った人と実際に会う



キ ゲーム機や携帯音楽プレーヤーを使ったインターネット・LINE等の利用状況

ゲーム機や携帯音楽プレーヤーを使って、インターネットやLINEなどを利用しているかどうか尋ねたところ、全体では、57.0%が「利用したことがある」と回答している。

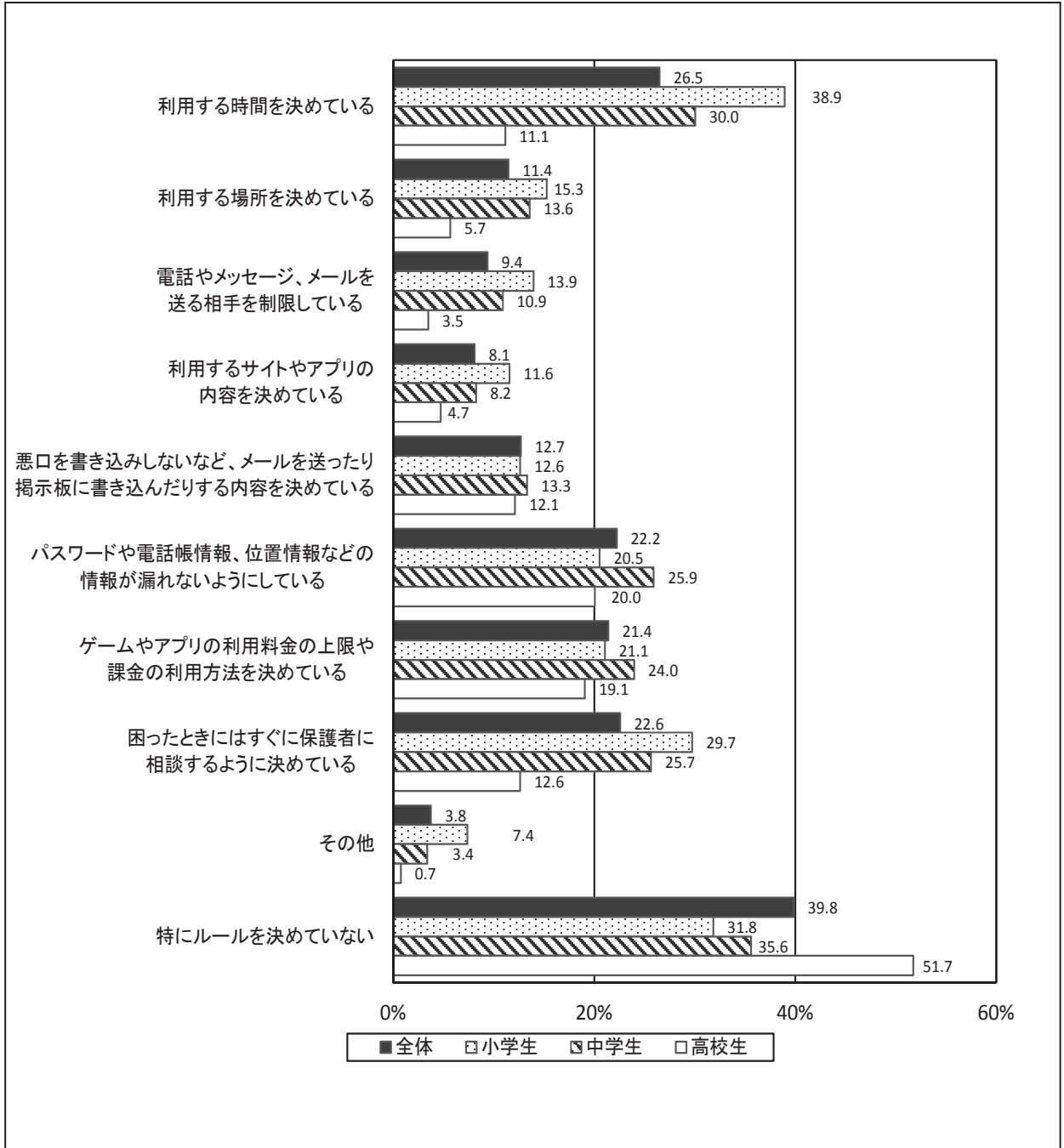
第1-7-16表 ゲーム機や携帯音楽プレーヤーを使ったインターネット・LINE等の利用状況



ク 携帯電話・スマートフォン・パソコンなどの家庭での使い方ルール

スマートフォン等の使い方の家庭でのルールを尋ねたところ、小学生では31.8%が、中学生では35.6%が、高校生では51.7%が「特にルールを決めていない」と回答している。

第1-7-17表 携帯電話・スマートフォン・パソコンなどの家庭での使い方ルール

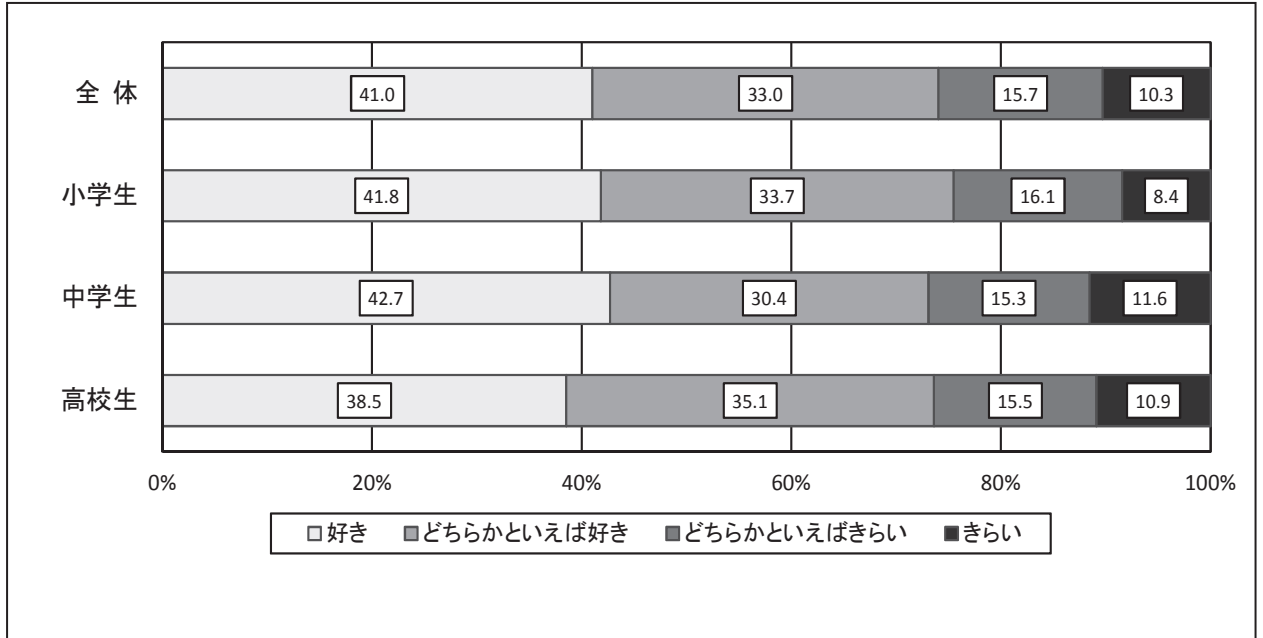


(7) 読書のこと

ア 読書への評価

読書が好きかどうか尋ねたところ、全体では、74.0%が「好き」と回答している。

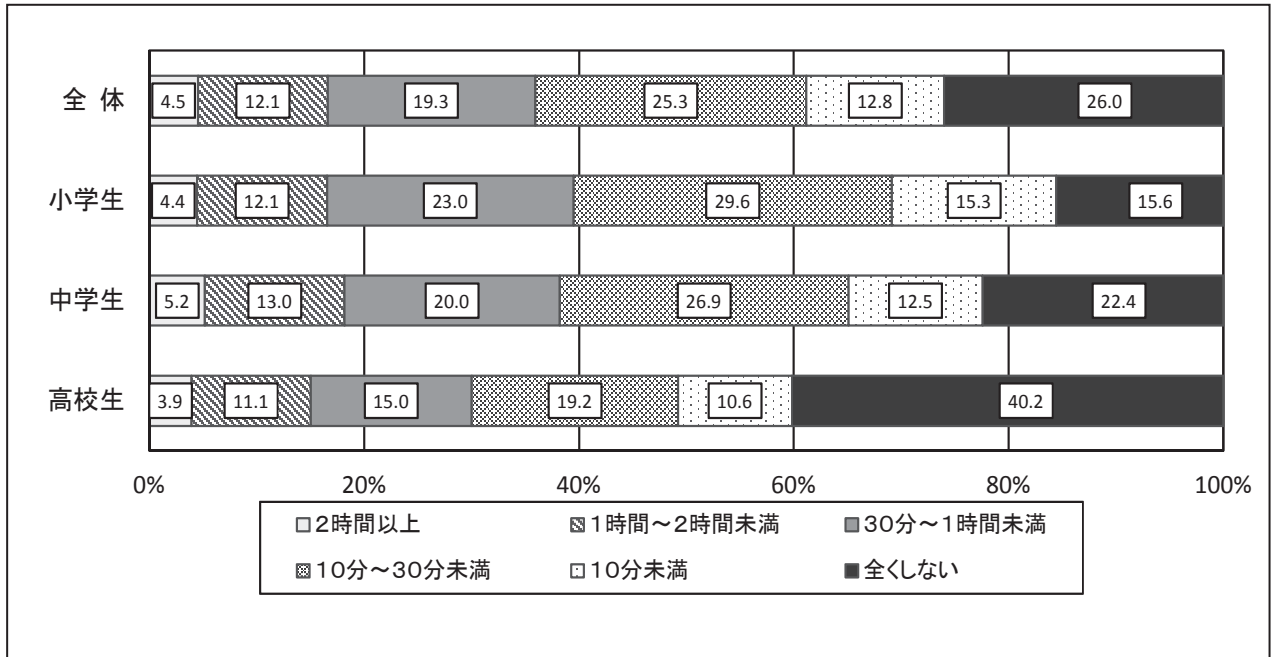
第1-7-18表 読書への評価



イ 1日の読書時間

1日の読書時間を尋ねたところ、全体では、16.6%が1時間以上読書をしている一方で、26.0%は「全くしない」と回答している。また、高校生では、「全くしない」が40.2%となっている。

第1-7-19表 1日の読書時間

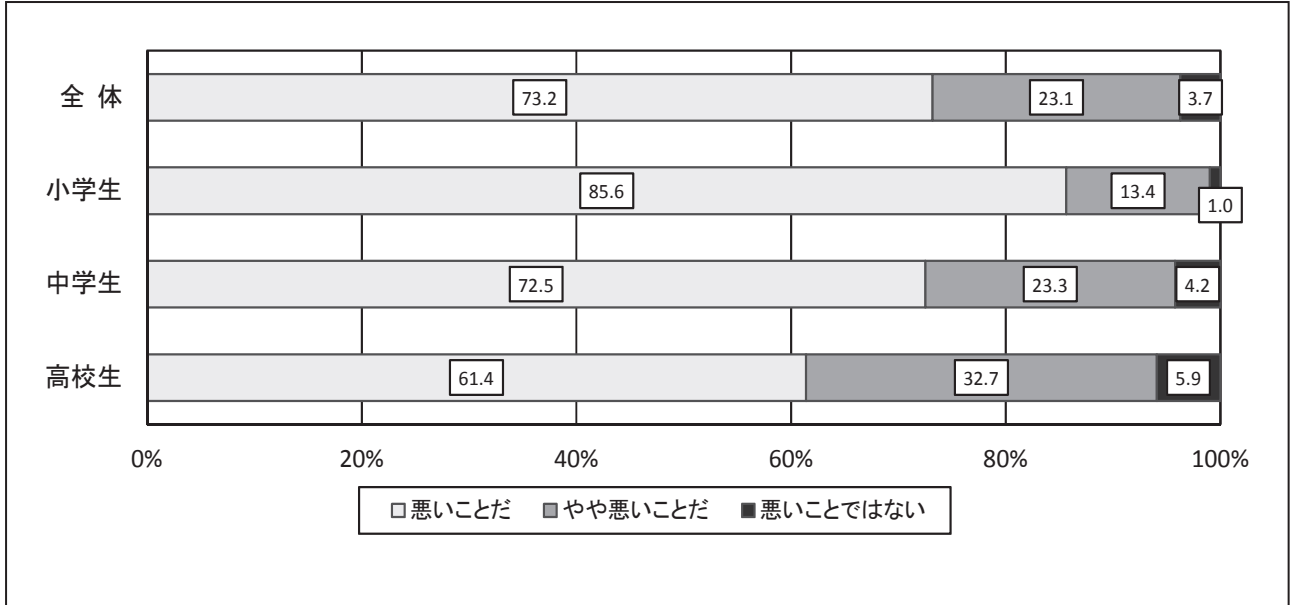


(8) 生活規範に対する意識

ア 生活規範に対する意識（自転車の二人乗り等）

自転車の二人乗りやながら自転車運転について尋ねたところ、全体では、96.3%が「悪いことだ」と回答している。

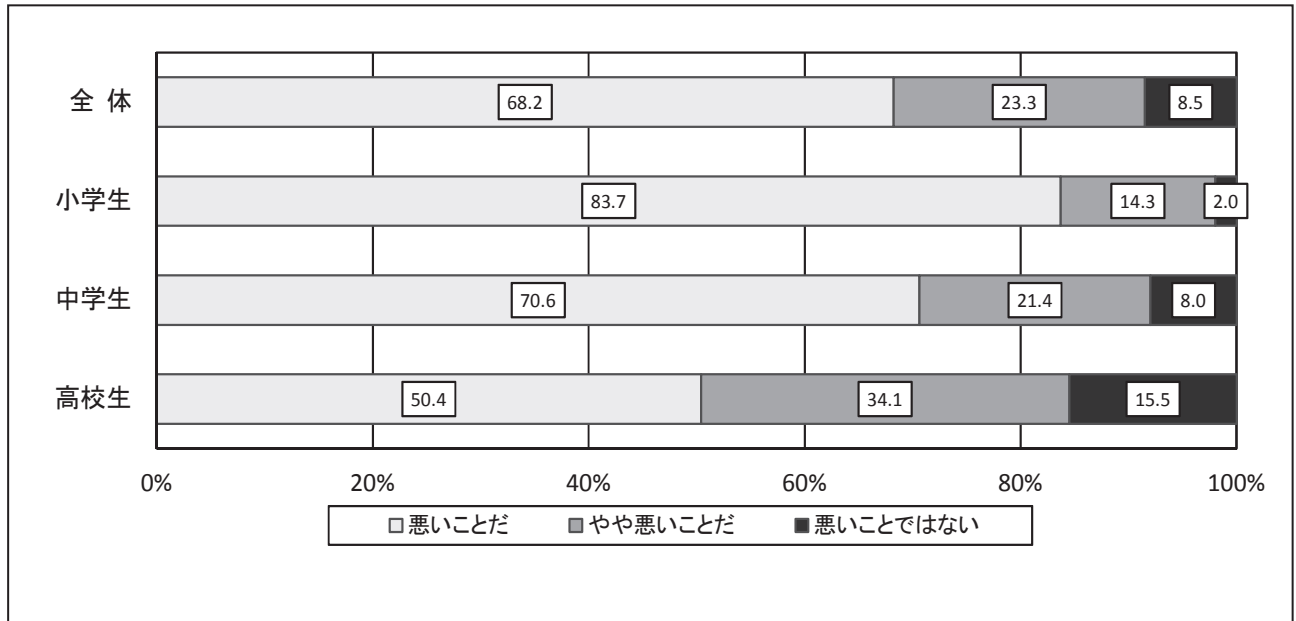
第1-7-20表 生活規範に対する意識（自転車の二人乗り等）



イ 生活規範に対する意識（面識のない人への個人情報提供）

自分のプロフィールや写真を直接あったことのない相手と交換することについて尋ねたところ、全体では、91.5%が「悪いことだ」と回答している。

第1-7-21表 生活規範に対する意識（面識のない人への個人情報提供）

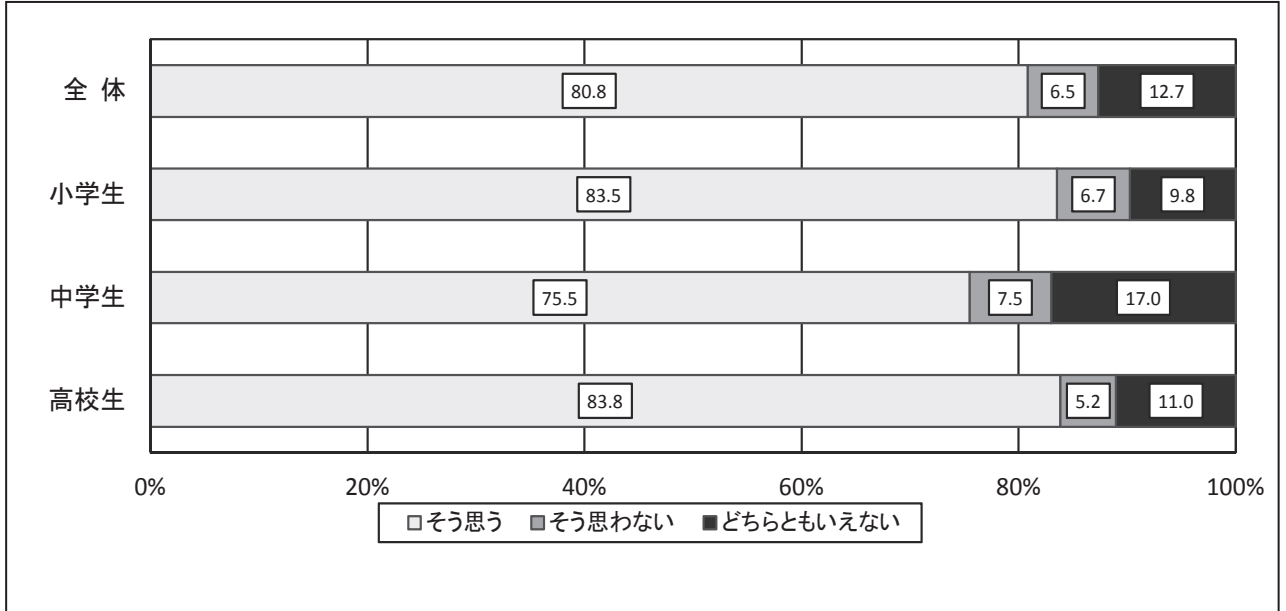


(9) 社会変化に対する意識

ア 社会変化に対する意識（男性、女性の区別なく、ともに家事や育児や介護をするのは当然だ）

男性、女性の区別なく、家事や育児や介護をするべきかどうか尋ねたところ、全体では、80.8%が「そう思う」と回答している。

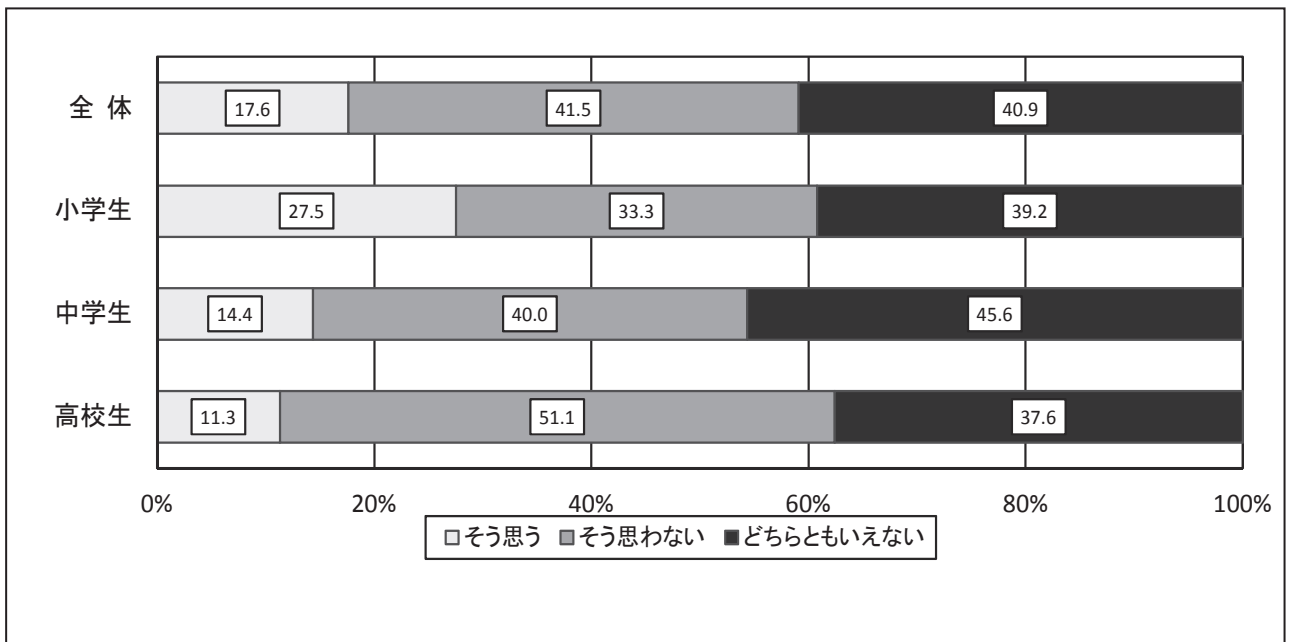
第1-7-22表 社会変化に対する意識（1）



イ 社会変化に対する意識（いま住んでいる地域に将来も住み続けるのは当然だ）

いま住んでいる地域に将来も住み続けるべきかどうか尋ねたところ、全体では、41.5%が「そう思わない」と回答している。

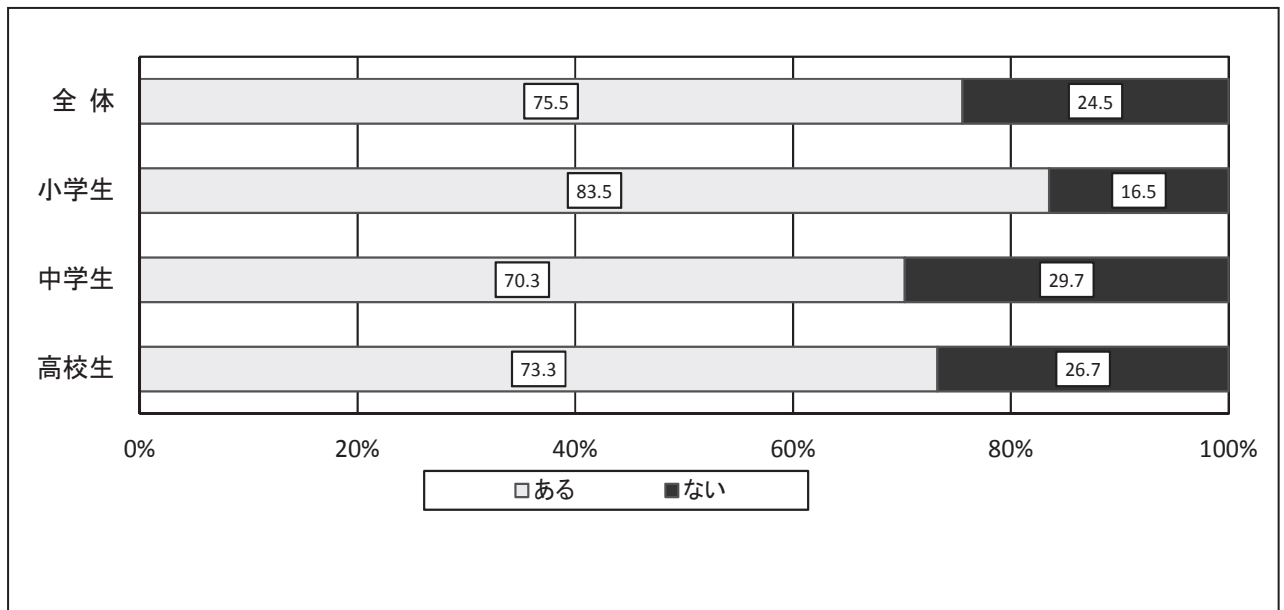
第1-7-23表 社会変化に対する意識（2）



(10) 就労に対する意識

将来したい仕事やつきたい職業があるかどうか尋ねたところ、全体では、75.5%が「ある」と回答している。

第1-7-24表 就労に対する意識



第8章 青少年の健全育成

第8章 青少年の健全育成

1 青森県青少年行政連絡会議

青少年の健全な育成を図るための施策を策定し、及び施策の総合的な推進を図るため、環境生活部長を議長とし、知事部局、教育委員会、警察本部の29課で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置している。

第1-8-1表 青森県青少年行政連絡会議構成課

<知事部局>20課

部局	課名	主な関係事務
総務部	総務学事課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校に関すること。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関すること（私立の幼稚園に係る認定こども園に関する事務に限る。）。 ・大学の整備促進に関すること。
企画政策部	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・県行政の広報及び広聴に関すること。
環境生活部	県民生活文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動等の環境整備に関すること。 ・消費生活の安定及び向上の確保に関すること。 ・交通安全運動の推進に関すること。 ・犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に係る施策の総合的な推進に関すること。 ・文化振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
	青少年・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・青少年育成の総合的な推進に関すること。 ・青森県青少年健全育成審議会に関すること。 ・男女共同参画に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・男女共同参画に係る施策の総合的な推進に関すること。 ・男女共同参画センターに関すること。
	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産白神山地に関すること。 ・自然ふれあいセンター及び白神山地ビジターセンターに関すること。
健康福祉部	健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員に関すること。 ・生活保護に関すること。
	がん・生活習慣病対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・がん及び生活習慣病の医療及び予防に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。 ・健康増進に関すること。 ・口こう保健に関すること。
	医療薬務課	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物に関すること。 ・麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 ・採血業に関すること。
	高齢福祉保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・高齢社会対策の総合的な推進に関すること。

部局	課名	主な関係事務
健康福祉部	こどもみらい課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の福祉に関すること。 ・母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 ・売春防止に関すること。 ・母子保健に関すること。 ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関すること。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する こと（私立の幼稚園に係る認定こども園に関する事務を除く。）。 ・子ども・子育て支援に関すること。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。 ・児童相談所、婦人相談所、児童自立支援施設及び子ども家庭支援セン ターに関すること。
	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉に関すること。 ・知的障害者福祉に関すること。 ・児童福祉法による障害児の福祉に関すること。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 ・発達障害者支援に関すること。
商工労働部	商工政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会、商工会連合会、商工会議所及び中小企業団体等に関すること。
	労政・能力開発課	<ul style="list-style-type: none"> ・労働福祉及び労働教育に関すること。 ・地域雇用対策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・公共職業訓練、認定職業訓練に関すること。 ・職業能力検定に関すること。 ・その他職業能力の開発及び向上の促進に関すること。
農林水産部	構造政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業構造政策の企画及び立案に関すること。 ・農林畜水産業の担い手の育成及び確保の推進に関すること。 ・青年農業士に関すること。
	林政課	<ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力対策に関すること。 ・林業の知識の普及に関すること。
	水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業の担い手の育成及び確保の推進に関すること。
県土整備部	道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の管理及び保全に関すること。
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物に関すること。 ・公園、緑地その他公共空地に関すること。
観光国際戦略局	観光企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の整備促進に関すること。 ・青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）の管理に関すること。 ・県立美術館及び浅虫水族館に関すること。
	誘客交流課	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・国際交流の総合的な推進に関すること。 ・海外技術協力に関すること。

<教育庁>5課

部局	課名	主な関係事務
教育庁	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立幼稚園、小学校及び中学校並びに県立中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導及び生徒指導等に関すること。
	教職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中学校及び高等学校の管理等並びに市町村立幼稚園、小学校及び中学校の管理の指導等に関すること。
	学校施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の施設設備の整備保全等に関すること。 ・市町村立学校施設の建築の指導及び助言に関すること。
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育及び家庭教育に関すること。 ・公民館及び図書館の設置及び管理の指導に関すること。 ・県立少年自然の家、県総合社会教育センターに関すること。
	スポーツ健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・学校体育及び社会体育に関すること。 ・スポーツの振興に関すること。

<警察本部>4課

部局	課名	主な関係事務
警察本部	生活安全企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。 ・犯罪の予防に関すること。 ・配偶者からの暴力の防止等の対策に関すること。 ・ストーカー対策に関すること。 ・子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案対策に関すること。
	地域課	<ul style="list-style-type: none"> ・水難及び山岳遭難等の事故防止に関すること。
	少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。 ・少年の補導に関すること。 ・少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。 ・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
	交通企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の防止対策一般に関すること。 ・交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

2 青森県青少年健全育成審議会

(1) 設置

平成18年4月、地方青少年問題協議会法に基づく「青森県青少年問題協議会」と、青森県青少年健全育成条例に基づく「(旧)青森県青少年健全育成審議会」を統合し、青森県附属機関に関する条例により「青森県青少年健全育成審議会」を設置した。

(2) 組織構成

審議会は、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者及び学識経験を有する者からなる委員(24人以内)により組織され、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するための「図書類等部会」(12人以内)及びいじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するための「いじめ調査部会」(9人以内)が置かれている。

第1-8-2表 青少年健全育成審議会の組織及び委員構成表

組織	委員等の構成	定数	任期	会長等の選任方法
会長 副会長 委員	1 関係業者を代表する者 2 青少年の育成に携わる関係団体を代表する者 3 学識経験を有する者	24人 以内	2年	委員の互選

資料：青少年・男女共同参画課

3 青森県青少年健全育成推進員

(1) 経緯

青森県青少年健全育成条例に基づき、県は青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、実施する責務を有し、県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本として、諸施策を積極的、効果的に実施する必要がある。

このため、青少年の健全育成を目的として、地域と密着した形で諸活動を行う「青森県青少年健全育成推進員」を昭和55年から各市町村の中学校区を基礎として配置している。

なお、平成30年1月1日現在の定員は532人で、任期は2年となっている(再任を妨げない)。

(2) 職務(活動)の内容

- ア 青少年の健全な育成のための地域活動の促進に関すること。
- イ 青少年関係行政機関及び青少年団体等との連絡及び協力に関すること。
- ウ 青少年団体等の活動の促進及び指導者の養成に関すること。
- エ 青少年問題に係る相談に関すること。
- オ 青森県青少年健全育成条例の啓蒙普及に関すること。
- カ その他青少年健全育成県民運動の活動に関すること。

第1-8-3表 青森県青少年健全育成推進員の活動状況(平成28年度)

内 容	件数(回)	割合(%)
1 地域活動の促進	5,593	54.5
2 行政機関等との連絡及び協力	1,669	16.3
3 青少年団体等の活動の促進及び指導者の育成	1,047	10.2
4 青少年問題に係る相談	126	1.2
5 県青少年健全育成条例の普及啓発	517	5.0
6 その他	1,310	12.8
計	10,262	100.0

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 推進員の配置、定員及び担当区域

ア 青森県青少年健全育成推進員は、県内各市町村に配置し、県全体の定員は532人。市町村別の定員は、**第1-8-4表**のとおりである。

イ 担当区域は、市町村の行政区域となっており、県の特別職の非常勤職員としての身分を有する。

第1-8-4表 青少年健全育成推進員市町村別定員(平成30年1月1日現在)

区分		市町村名	定員	区分		市町村名	配置人員	区分		市町村名	定員	
市町村名				市町村名				市町村名				
市	青森市		72	西・北津軽郡	鯨ヶ沢町		8	上北郡	野辺地町		8	
	弘前市		49		深浦町		9		七戸町		9	
	八戸市		60		中泊町		10		六戸町		5	
	黒石市		16		鶴田町		8		横浜町		4	
	五所川原市		25		板柳町		8		東北町		11	
	十和田市		20		計		43		おいらせ町		10	
	三沢市		16	中・南津軽郡	西目屋村		3	六ヶ所村		6		
	むつ市		30		藤崎町		9	計		53		
	つがる市		22		大鰐町		6	三戸郡	三戸町		6	
	平川市		16		田舎館村		5		五戸町		11	
	計		326		計		23		田子町		5	
	東津軽郡	平内町		8	下北郡	大間町			4	南部町		14
		外ヶ浜町		10		東通村			6	階上町		6
今別町			5	風間浦村			3	新郷村		3		
蓬田村			3	佐井村			3	計		45		
計			26	計			16	市 計		326		
										町 村 計		206
										県 計		532

資料：青少年・男女共同参画課

4 青少年の意識調査と子ども・若者白書

青少年健全育成条例第10条では、「知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない」と定めている。

このため、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて意識調査を実施し、その実態をまとめた「青少年の意識に関する調査」結果報告書の作成と青少年の現状と問題点、対策をまとめた「青森県子ども・若者白書」（平成25年度までは、青少年白書「青森の青少年」）の作成を隔年で実施している。

コラム

「子どもの貧困」と学生による学習
支援ボランティアの意義

主権者教育と若者の政治参画

「子どもの貧困」と学生による学習支援ボランティアの意義

弘前大学 教育学部 教授 宮崎 秀一

日本の子どもの貧困が社会問題としてクローズアップされ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定、施行されました（平成 26 年 1 月）。同法は対策の柱の 1 つに「教育の支援」（第 10 条）を掲げています。多くの小・中学生が放課後や休日に学習塾に通い学校の補習や受験に備えるのに対し、経済的に苦しい家庭の子どもはそうした手段を利用できないことから、学力格差、進学先の格差が生じ、将来貧困の連鎖につながると言われます。

この状況を解消するため、低所得や一人親家庭の子どもを対象とする学習支援ボランティアが青森県でも最近活発に展開されつつあります。中には、今話題の「子ども食堂」と連動した形態の事業も散見されます。

例えば青森市の「サタデイ☆くらぶ」は、平成 22 年から市の母子寡婦福祉会会員の小学生から高校生の現在約 15 人を対象に、毎週土曜の午前中に開催してきました。スタッフの中心は青森県立保健大学の児童福祉研究会の学生です。ここでは、学習指導だけでなく、従来からデイキャンプ、クリスマス会、お花見などのイベントも盛り込んでいましたが、平成 29 年度からは月に 1 回、勉強のあと母親たちが用意してくれた昼食を一緒にとることによって、食育も兼ねるようになりました。



他方、平成 29 年 5 月にスタートした弘前市の「NPO 法人マザーフィールド」の活動は、「子ども食堂ファミリーキッチン」（平成 27 年）とコラボし、弘前大学の学生サークル「teens & law」の協力を得て、学習支援もセットで行うようになり、現在に至っています。現在は、毎週水曜の夕方から夕食をはさんで一人親家庭の子ども 10 数人が登録・参加しています。いずれの事業も開設当初から参加児童は徐々に増加し、受入れ体制の補強を迫られているとのことです。



この「子ども食堂+学習支援」活動の意義と効果は二重の意味で絶大なものがあります。第 1 に、ここで子どもたちが得るものは、単なる栄養補給や成績アップではありません。最大の魅力は、こうした学びの場では、自分たちのロールモデル的存在である大学生のお兄さん・お姉さんと食事と勉強、ときには遊びを通じた交流の中で、自分の存在をしっかり受け止めてもらえることにあります。2 時間ほどのお勉強とお食事

タイムの中で、「よくできたね」と褒められ、「姿勢が悪い」と注意され、あるいは休憩時間に好きなアニメやタレントの話で盛り上がりすぎる瞬間は、素のままの自分を表出できる貴重な成長の糧となっているはずです。経済的なハンディを抱えた日々の生活と将来に対する不安感が軽減・解消し、ひいては自己肯定感、自尊感情を回復していくのだと考えられます。

第2に、見落としとしてはならないのは、これら学生ボランティアが苦しい境遇にある子どもをサポートすることの意義です。学生の多くはある意味で恵まれた環境の下で育ってきて、今「最高学府」で学ぶ機会を享受しています。でもこの活動に参加することで、子どもの暮らしに潜む経済的格差とその結果としての食や教育機会の格差という現実を目の当たりにし、その不公正さと課題を意識するに至ります。換言すれば、子どもの成長を支援している学生自身が、活動を通じて成長する機会を得ていることを意味します。

困難を抱える子どもたちが、少し上の若者世代の温かい励ましと支援により自信と希望を持って自分の進路を歩むことができ、学生たち若者世代の中に子どもの貧困の連鎖を許してはならないという精神が浸透していくならば、子どもの貧困対策法が基本理念に掲げている「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」の実現（第2条）が可能になるのではないのでしょうか。

主権者教育と若者の政治参画

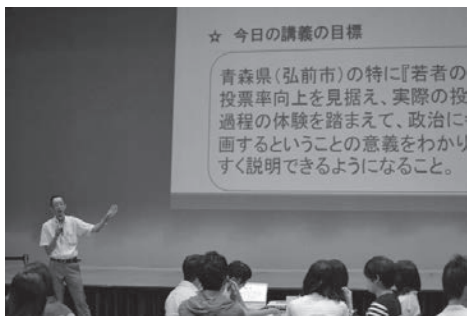
東北女子大学 家政学部 講師 小野 昇平

平成 25 年 7 月（参院選）、平成 26 年 12 月（衆院選）の選挙で、青森県の平均投票率はいずれも全都道府県中 47 位（最下位）でした。直近 2 回の選挙ではこの点は改善し、平成 28 年 7 月（参院選）が 27 位、平成 29 年 10 月（衆院選）が 26 位となっています。

他方、平成 28 年の参院選から、いわゆる「18 歳選挙権」が実現し、これまで投票権を有していなかった 18 歳と 19 歳も投票を行うことができるようになりました。その 18 歳と 19 歳の投票率を県別に並べると、青森県は平成 28 年 7 月（参院選）が 38.96%で 38 位、平成 29 年 10 月（衆院選）が 38.65%で 30 位となっており、全国的に見ても低調だということが分かります。

とは言え、全国平均でも、18 歳 19 歳の投票率は、いずれの選挙においても全体の平均投票率よりも 10%程度低くなっています。そこで現在、上述の「18 歳選挙権」導入に合わせて導入された、「主権者教育」が注目されています。文科省もこれを推奨し、実際に様々な学校、特に高校において、大学や選挙管理委員会、NPO 法人等による出前講義などの形で、投票を呼びかけるような内容の主権者教育が行われています。

筆者も、所属する大学の講義において、主として 1, 2 年生を対象に、「選挙」を意識した主権者教育をこれまで行ってきました。中でも、「地域の課題を考える」をメインテーマとした弘前市内 3 大学（弘前大、弘前学院大、東北女子大）の共通授業（「大学コンソーシアム学都ひろさき」の事業）においては、「若者の政治参画」というテーマで、参加学生たちに、28 年の参院選を素材にして、それぞれの政党の特徴やそれぞれの争点における各政党の主張についてグループで話し合いをさせ、最後に各自一つだけ政党を選択し、実際に投票するという作業を行ってもらいました。



この授業は、表面的には投票率の低さを改善することを目的としているようですが、その内実はむしろ投票先を真剣に選択するプロセスを疑似体験させ、自分が投票に行くことにどのような意味があるのか、自分が投票することで何を期待するのかを考えさせることを目的としていたものでした。

主権者教育は得てして「投票率向上教育」ととどまりがちであり、それゆえ「選挙」が公示されるなどして世間が選挙モードに入った辺りから、実際に投票を行うまでの期間においてだけ世間の注目を集めるというのが現実であるように思えます。しかし本来あるべき主権者教育は、国民主権の担い手を育成することであり、単に選挙で投票することを推奨するだけのものではありません。筆者が上述の講義で意図していたのはそのようなことでした。

だからこそ、主権者教育で行うべきことは、普段から社会の出来事を他人事、対岸の火事と思わず、自分がその出来事の当事者であればどうするかを常に考えること、また投票に行くだけでは終わらず、自分が投

票した候補者が（当落に関わらず）その後どのような政治的活動を行っているのかを継続的にチェックしていくことなど、自分たちの国、自分たちの住む街のあり方は自分たちが決めるのだという意識を涵養することだということになります。

さらに、主権者教育で見逃されがちな点ですが、年齢等の条件を満たせば、自らが議員や首長選挙に立候補することもできる訳ですから、「選ぶ側」だけではなく、「選ばれる側」に立つこともできるのだ、ということも十分に伝えていく必要があります。そして、自分が議員や首長となった際にも、自分があくまでもその国の国民、その街の住民の「代理人」としてそのような立場にあるのだということを十分に認識したうえで行動する、そのような人物を育成していくことも重要でしょう。

今から 250 年ほど前に、高名な政治思想家のルソーは選挙について次のように皮肉っていました。「イギリス人民は、自分たちは自由だと思っているが、それは大間違いである。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれてしまうと、彼らは奴隷となり、何ものでもなくなる。」このような皮肉が現在も通用しているとすれば、ある意味人類は進歩していないということになりましょう。

主権者教育が担うべき役割は、その意味でも重要なのです。

《第2部》

子ども・若者育成支援施策の 実施状況

第1章 子ども・若者育成支援 施策の総合的な推進

第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

第1節 国の動き

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備などを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱（以下「大綱」という。）として、「子ども・若者ビジョン」が策定された。

その後、有識者からなる子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催し、大綱に基づく施策の点検・評価を行うとともに、平成27年には、「子ども・若者ビジョン」の策定から5年を経過したことを受け、新たな大綱を策定すべく、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議における指摘を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、平成28年2月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定された。

第2節 県における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

1 第2次青森県子ども・若者育成支援計画の策定

子ども・若者育成支援推進法の施行等の状況を踏まえ、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針を定めるため、平成25年1月に「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、各種施策を展開してきた。

しかしながら、近年、子ども・若者を取り巻く環境は、少子化や核家族化、新たな情報通信サービスの出現等に加え、経済社会構造が変化しており、こうしたことを背景に、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、有害情報の氾濫などの環境の悪化や、生まれてから現在に至るまでの生育環境において様々な問題に直面し、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱えているなどの状況等を踏まえ、これまでの計画の見直しを行うとともに、本県における取組を更に推進するため、平成30年3月に「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定した。

(1) 計画の位置付け

子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定された「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とする。

(2) 計画期間

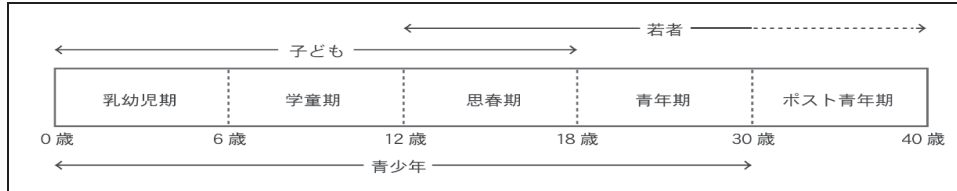
平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしている。

(3) 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者とするが、施策によっては40歳未満の者も対象とする。

(参考) 本計画における「子ども」「若者」の年齢区分



(4) 施策体系

○ 基本理念 ～ あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために ～

- 【基本目標Ⅰ】 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援**

 - 重点目標 1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します
 - 重点目標 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します
- 【基本目標Ⅱ】 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援**

 - 重点目標 3 ニート等に対する支援の充実を図ります
 - 重点目標 4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります
 - 重点目標 5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります
 - 重点目標 6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります
 - 重点目標 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります
 - 重点目標 8 子どもの貧困対策を推進します
 - 重点目標 9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります
 - 重点目標 10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します
- 【基本目標Ⅲ】 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり**

 - 重点目標 11 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します
 - 重点目標 12 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します
 - 重点目標 13 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します
- 【基本目標Ⅳ】 子ども・若者の成長を支える担い手の養成**

 - 重点目標 14 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します
- 【基本目標Ⅴ】 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成**

 - 重点目標 15 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

2 計画の進行管理

(1) モニタリング指標

平成25年1月に策定した「青森県子ども・若者育成支援推進計画」において、計画の全体的な進行管理を行うに当たり、各種施策の取組状況を把握・確認するための目安として、重点目標ごとに一定の「モニタリング指標」（計22）を設定し、毎年度の数値の推移を公表してきた。

平成30年3月に策定した「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」においても、モニタリング指標を設定し、公表することとしている。

(2) 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において、各種施策の進行管理を行っている。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていくこととしている。

第2章 子ども・若者の
たくましく健やかな
成長に向けた支援

第2章 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

第1節 基礎能力である「知・徳・体」の育成

1 命を大切にすることを育む環境づくりの推進

(1) 「命を大切にすることを育む県民運動」

次代を担う子どもたちが、命を大切に、他人への思いやりをもち、たくましく健やかに生きていけるよう、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、命を大切にすることを育む県民運動を平成16年度から県民総ぐるみで推進している。



ア 推進方針

平成16年6月に長崎県佐世保市で起きた小学生による同級生殺害事件を契機に、同月に、「命を大切にすることを育む県民運動庁内推進本部」を設置し、全庁的に取り組むこととした。また、同年8月には、教育、福祉、医療や青少年健全育成など数多くの民間団体や関係機関で構成する「命を大切にすることを育む県民運動推進会議」を設立し、県民総ぐるみで推進することとした。

命を大切にすることを育む県民運動推進会議会員は、平成30年1月現在で1,472団体となり、それぞれの立場で「命の大切さ」をテーマとした活動や情報発信などに取り組んでいる。

イ 具体的な取組状況

平成29年度は、命を大切にすることを育む県民運動に対する県民の関心を高め、具体的な行動につながるよう啓発を図るため、講演や活動事例報告などを内容とする「命を大切にすることを育む県民運動推進フォーラム」を開催した。

- 日 時 平成30年1月28日(日) 13:30～15:35
 場 所 十和田市民文化センター・生涯学習センター(十和田市)
 参加者 命を大切にすることを育む県民運動推進会議会員、一般県民 約250人
 内 容 ・子どもの夢・未来応援メッセージ動画上映
 ・子どもの夢・未来応援メッセージソング「笑顔の未来へ」合唱発表
 ・命を大切にすることを育む活動事例報告
 ・講演(講師:腰塚勇人氏(元体育教師))
 「命の授業」～ドリー夢メーカーと今を生きる～

(2) 地域の見守りで輝く笑顔推進事業

子どもたちの孤立感を解消し、明るく前向きに未来へ進んでいく心を育むとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりを図るため、平成29年度から新たに地域の見守りで輝く笑顔推進事業を実施している。

【平成29年度の実施状況】

ア 県内一斉声かけ活動

年4回、県内の全小・中・高等学校・特別支援学校で一斉に、知事が認定する「命を大切にすることを育む声かけリーダー(平成29年4月1日現在468人)等地域の大人、保護者などが、登校する児童生徒にあいさつ・声かけを行った。



(実施期間)

- ・平成29年4月10日～14日(入学、進級時)・平成29年7月14日～21日(夏休み前)
- ・平成29年8月24日～30日(夏休み明け)・平成29年12月18日～22日(冬休み前)

イ 他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会

児童生徒と地域の大人との相互理解を促進し、信頼関係の構築を図ることにより、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを進めるとともに、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を図るために実施した。

時期 平成29年10月～平成29年12月

実施校 県内6地区の小・中・高等学校・特別支援学校 計18校

テーマ 「命について考える」

内容 地域の大人と児童生徒と一緒に考え意見交換やグループワークを行う

対話集会コーディネーター

- ・弘前医療福祉大学 学生部長 保健学部看護学科教授 小玉有子(スーパーバイザー兼務)
- ・特定非営利活動法人十和田NPO子どもセンター・ハピたの代表 中沢洋子
- ・特定非営利活動法人子育てオーダーメイド・サポートこもも代表 橋本歩
- ・特定非営利活動法人はちのへ未来ネット代表 平間恵美
- ・青森県立尾上総合高等学校スクールソーシャルワーカー 三上富士子
- ・青森県教育庁下北教育事務所スクールソーシャルワーカー 佐々木秀信

実施状況

地区	学校名	開催日時	開催場所	参加者
中南	青森県立黒石高等学校	10月18日(水) 6、7校時 (14:30～16:10)	会議室	・生徒(看護科1学年)40人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員、大学生ボランティア)8人
三八	南部町立福地中学校	10月27日(金) 5、6校時 (13:30～15:20)	体育館	・生徒(1学年)41人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員等)9人
西北	鶴田町立鶴田中学校	11月7日(火) (13:50～15:20)	中学校視聴覚室	・中学校生徒(1学年)20人 ・高校生徒(国際教養コース3学年)14人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員、大学生ボランティア等)9人
	青森県立鶴田高等学校			
東青	青森市立戸山西小学校	11月8日(水) 5、6校時 (13:40～15:15)	体育館	・児童(6学年)57人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員、大学生ボランティア等)24人
上北	十和田市立ちとせ小学校	11月10日(金) 5、6校時 (14:00～15:20)	体育館	・児童(5学年)70人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員等)17人
三八	八戸市立西園小学校	11月14日(火) 5、6校時 (13:50～15:25)	第2多目的室	・児童(5学年)46人 ・地域の大人(青少年育成関係者、大学生ボランティア等)10人
上北	青森県立百石高等学校	11月15日(水) 5、6校時 (13:40～15:10)	第1体育館	・生徒(1学年)155人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員、大学生ボランティア等)29人
三八	青森県立八戸高等支援学校	11月20日(月) 5、6校時 (12:50～14:35)	多目的室1	・生徒(産業科1学年)16人 ・地域の大人(青少年育成関係者等)5人
下北	大間町立奥戸小学校	11月25日(土) 参観日 (9:20～10:15)	小学校体育館	・小学校児童(1～6学年)41人 ・中学校生徒(1～3学年)34人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員等)31人
	大間町立奥戸中学校			
西北	深浦町立修道小学校	11月29日(水) 5校時 (対話集会13:00～14:05)	体育館	・児童(6学年)18人 ・地域の大人(青少年育成関係者等)6人

地区	学校名	開催日時	開催場所	参加者
中南	田舎館村立田舎館中学校	12月4日(月) 5、6校時 (13:00～15:00)	アセンブリー (武道場)	・生徒(1学年)61人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員、大学生ボランティア等)10人
東青	青森市立戸山中学校	12月8日(金) 5校時 (13:25～14:15)	体育館	・生徒(1学年)69人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員、大学生ボランティア等)21人
中南	弘前市立東小学校	12月11日(月) 5、6校時 (13:40～15:15)	体育館	・児童(6学年)68人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員、大学生ボランティア等)16人
下北	青森県立むつ工業高等学校	12月13日(水) 5、6校時 (13:35～15:25)	第1体育館	・生徒(機械科1学年)35人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員等)7人
東青	青森県立青森中央高等学校	12月14日(木) 5、6校時 (13:30～15:20)	第1体育館	・生徒(1学年)194人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員、大学生ボランティア等)40人
上北	三沢市立木崎野小学校	12月15日(金) 5、6校時 (14:00～15:30)	体育館	・児童(6学年)88人 ・地域の大人(青少年健全育成推進員等)26人

ウ 地域の力で輝く笑顔推進青森県民大会

子どもたちの孤立感を解消し、明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちを醸成するため、学校・家庭・地域が一丸となって、子どもを見守り支援する環境づくりを推進することを目的に、「地域の力で輝く笑顔推進青森県民大会～子どもの笑顔は地域のたから～」を開催した。

日時 平成29年7月30日(日) 13:30～15:30(展示は11:00～16:30)

場所 県民福祉プラザ(青森市)

参加者 一般県民 約350人

内容

- ・知事から「あおもりの未来をつくる子どもたちへのメッセージ」の伝達
- ・大会宣言の採択
- ・いじめ防止の取組事例発表(平内町立山口小学校、十和田市立東中学校、青森県立青森北高等学校)
- ・基調講演(講師:尾木直樹氏(教育評論家))
「子どもも大人も居心地の良い学校・家庭・地域社会をめざして
～ありのままに今を輝く～」
- ・展示(県、教育庁、県警本部及び関係団体による、いじめ防止、交通安全、特殊詐欺被害防止等の展示)

エ 子どもたちの夢や未来を応援するメッセージソング・動画の制作・発信

子どもの夢・未来応援メッセージソング「笑顔の未来へ」を制作し、CD及び合唱・合奏用の楽譜を作成した。県内の全小・中・高等学校・特別支援学校にCDを配布するとともに、合唱・合奏用の楽譜を県のホームページで公表している。

また、子どもの夢・未来応援メッセージ動画は、メッセージソングをBGMとして使用し、歌を担当した「さくらしめじ」が出演、三村青森県知事のほか、青森県に縁があり、県内外はもとより、国内外で活躍している方々からの、子どもたちへ向けた応援メッセージを収録している。制作した動画は、県のホームページ等を活用し発信している。

オ 相談先ステッカーの作成・配付

児童生徒が必要な時にいつでも相談できる、県教育庁学校教育課「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号を記載したステッカーを、平成29年4月に県内の全小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒に配付した。

2 心と体の健やかな育成

(1) 幼児期からの肥満予防

県では、幼児期から肥満予防対策を行うことが将来の肥満や生活習慣病の予防につながることから、平成26年度から28年度まで保育所等入所児童の肥満傾向児出現率等の調査を行うとともに、保育所等での肥満予防保育プログラム及び肥満傾向児を対象とした肥満予防に係る個別支援等を実践し、その取組を県ホームページで紹介している。

(2) 肥満傾向児出現率低下に向けた施策

本県の児童生徒の体力は、国と比較すると低い傾向が続いているとともに、肥満傾向児出現率は、男女全ての年齢層で全国平均を上回っている状況にある。このことから、実生活の中で、自らがスポーツや運動に取り組む児童生徒の育成のために、各学校において、体力テストなどを用いて児童生徒の体力や健康状態等の実態を把握し、学校・家庭・地域社会及び関係機関等が連携した計画的、継続的な指導が大切である。

県教育委員会では、子どもの運動量確保と運動の習慣化を図るため、小学校等において健康や体力向上の改善プログラムを作成・実践するとともに、健康管理プログラムを活用した生活習慣の改善や歯科保健指導の実践研究等を実施する「未来を変える子ども健康づくり事業」に取り組んでいる。

3 確かな学力の向上

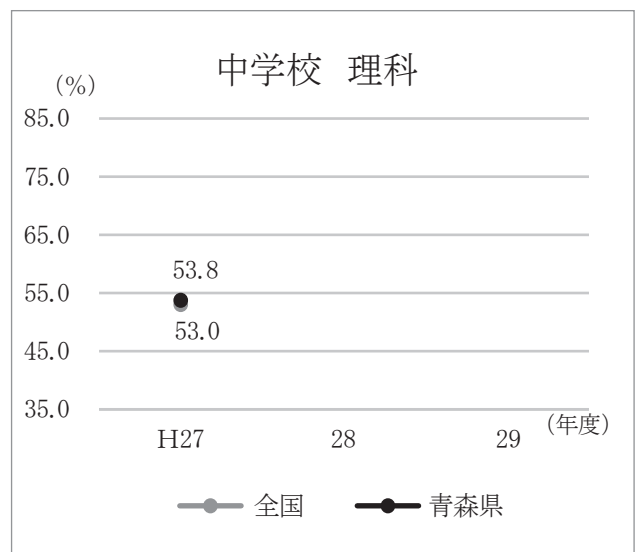
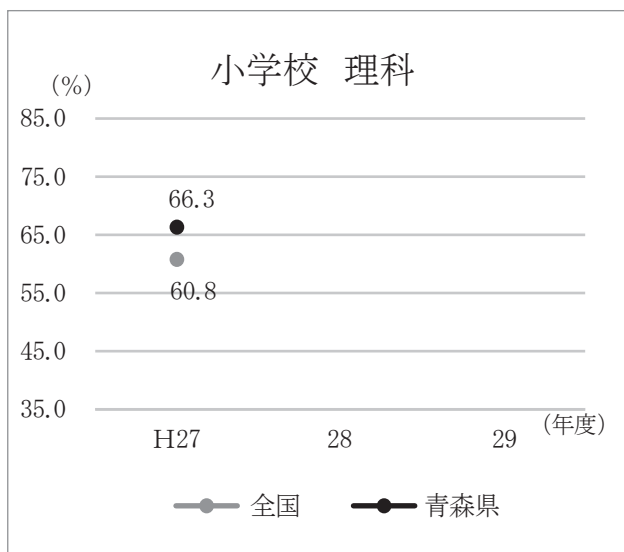
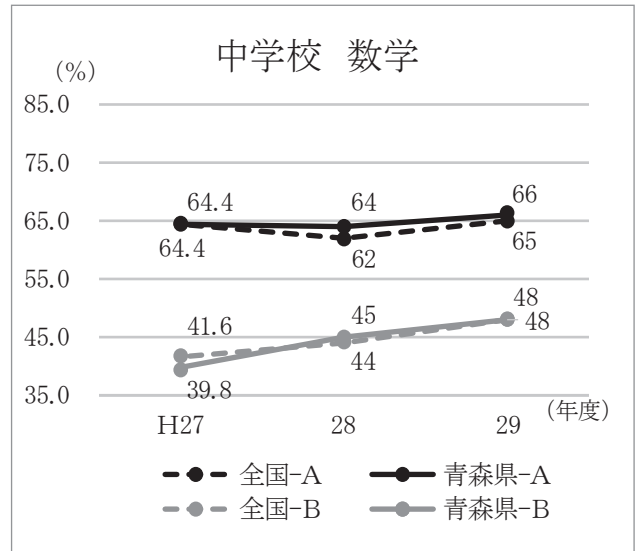
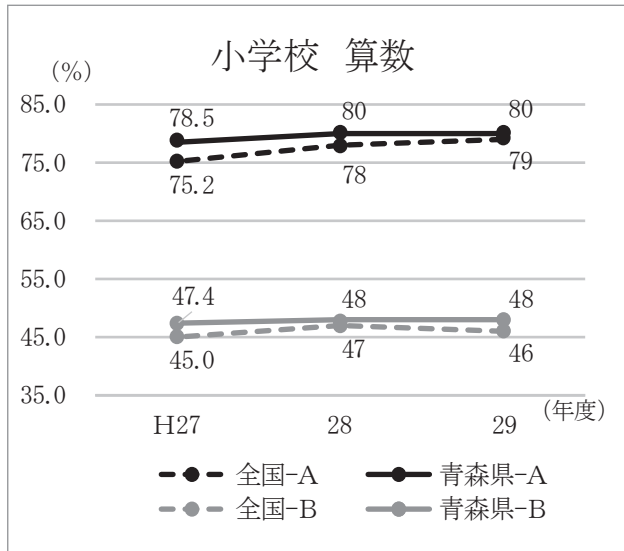
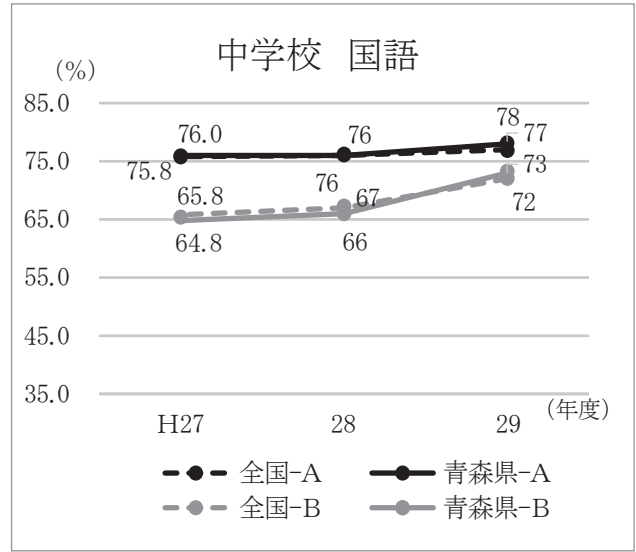
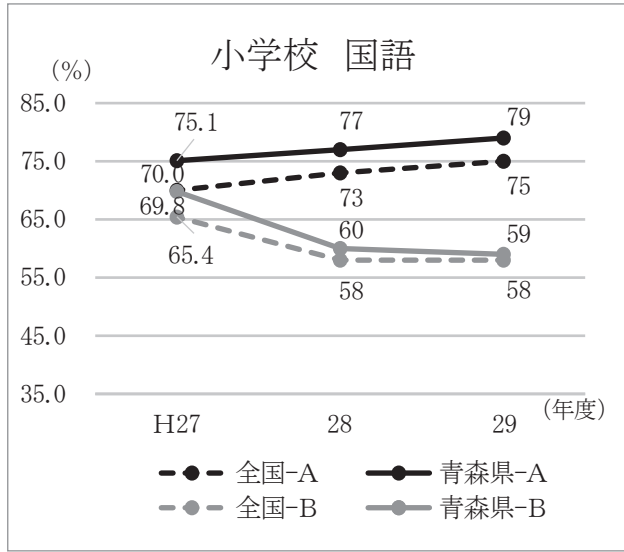
文部科学省による「全国学力・学習状況調査」によると、本県児童生徒の学力の状況は、第2-2-1図のとおりである。

平均正答率を全国と比較すると、小学校は、過去3年間にわたって、全ての教科において全国を上回っている。中学校は、平成27年度調査では、国語B（活用）と数学B（活用）、平成28年度調査では、国語B（活用）が全国平均に届かず、身に付けた知識・技能を活用する力に課題が見られた。しかし、平成29年度調査では、すべての教科において全国平均を上回るか同程度の結果であった。

なお、平成15年度から継続実施している県学習状況調査の結果から、本県の児童生徒は、基礎的・基本的な知識・理解及び技能については、教科や内容によって違いはあるものの、小・中学校全体を通じておおむね良好な状況である。また、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等については、平成28、29年度は改善傾向にある。

これら学力の実態を踏まえ、県教育委員会では、小・中学校を対象に「新しい時代を主体的に切り拓く小中学生育成支援事業」を、高等学校を対象に「深い学びにより主体的に未来を切り拓く高校生育成事業」を実施し、小学校から高等学校まで一貫して、児童生徒の学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の育成に取り組んでいる。

第2-2-1 図 全国学力・学習状況調査正答率の推移（青森県・全国）



(注) 理科は平成28、29年度は実施していない。
 A 主として知識に関する問題への正答率
 B 主として活用に関する問題への正答率

出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

第2節 社会的・職業的自立に必要な能力の育成

1 社会の変化に対応できる能力の育成

(1) キャリア教育への取組

ア 職場体験、インターンシップ等の実施状況

(ア) 中学校

平成26年度の公立中学校における職場体験の実施状況は、161校中160校であり、実施率は99.4%となっており、前年度から4.3ポイント増加した。(未実施の1校は小規模校のため、修学旅行と職場体験を隔年で実施)

平成27年度は、160校中157校であり、実施率は98.1%となっており、前年度から1.3ポイント減少した。

第2-2-2表 中学校における職場体験実施状況の推移(公立学校)

年度	実施校(校数)	実施率(%)
H23	161 / 166	97.0
24	156 / 165	94.5
25	156 / 164	95.1
26	160 / 161	99.4
27	157 / 160	98.1

出典：国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

(イ) 高等学校

平成27年度、公立高等学校のインターンシップの実施状況を課程別で見ると、全日制で86.4%、定時制で27.3%、通信制で33.3%となっており、全日制では概ね実施している。全体の実施率は75.3%となっており、前年度から0.3ポイント増加した。

第2-2-3表 高等学校におけるインターンシップ実施状況の推移(公立学校、課程別実施率)

(単位：%)

年度	全日制	定時制	通信制	全体
H23	76.9	33.3	100.0	70.5
24	76.9	33.3	100.0	70.5
25	86.9	33.3	33.3	76.3
26	83.6	41.7	33.3	75.0
27	86.4	27.3	33.3	75.3

出典：国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

(2) キャリア教育に対する施策

全国的にキャリア教育が推進される中、本県では、教員一人ひとりのキャリア教育に対する認識に差が見られるため、各学校における系統的・継続的なキャリア教育が十分に進展していない現状にあることから、「あおもりで『生きる・働く』を学ぶキャリア教育推進事業」(平成26～27年度)を実施した。

この事業は、「青森県教育委員会キャリア教育の指針(総論編・実践編)」及び「あおもりっ子キャリアノート明日へのかけ橋」の実践的な活用方法を研究するとともに、教育支援プラットフォームと連携し、児童生徒の勤労観・職業観の育成及び将来の夢実現のために努力する心を育むためのキャリア教育の推進を図るものである。

2 社会参加の推進

(1) 主権者教育への取組

ア 主権者教育について

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたが、これは若い人の意見を政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものである。主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められている。

平成27年10月29日付け文部科学省の通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」では、政治的教養を育む教育について、次のように示している。

- ・学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ・教科においては公民科での指導を中心とし、総合的な学習の時間や特別活動も活用して適切な指導を行うこと。
- ・各学校においては、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加えて、現実の具体的な政治事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うこと。
- ・生徒が政治や選挙に関する理解を深め、課題を多面的・多角的にとらえ、主権者としての政治参加の在り方へと考察が深まるように工夫するなど、適切に取り組む必要があること。

イ 主権者教育の取組について

(ア) 県教育委員会の取組

a 公職選挙法改正に伴い実施した取組

- ・主権者教育推進講座
(平成27年11月6日、県選挙管理委員会、県明るい選挙推進協議会との共催)
 - ・県選挙管理委員会と学校教育課による「主権者教育についての連携協力に関する覚書」締結
(平成27年11月20日)
 - ・高等学校等の政治的教養の教育と生徒の政治的活動等に係る研修会
(平成28年2月4日)
- b 選挙実施時における学校の対応についての文書の通知
- ・選挙における生徒の不安を取り除くよう学校が適切に対応すること。
 - ・期日前投票に関する注意喚起。
 - ・国が作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』等を活用して、事前に選挙や選挙運動等に関して確認すること。
 - ・参政権を適切に行使できるよう時間的な配慮をすること。

(イ) 各県立学校における取組（平成28年度）

a 実施状況

政治的教養の教育については、すべての県立高等学校において、公民科の指導を中心に、特別活動等を活用して実施している。

平成28年度の実施状況は、**第2-2-4表**のとおりである。

第2-2-4表 県立高等学校における主権者教育の実施状況（平成28年度）

実施時間	校数（延べ数）
公民の授業	62校
総合的な学習の時間	13校
特別活動	38校
その他	16校

資料：学校教育課

b 実施内容（一般的なもの、特色のあるもの）

- ・国の作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』を活用した政治や選挙の仕組み等についての学習
- ・選挙出前講座の実施（講演、模擬選挙等）
- ・政策と投票行動に関するワークショップの実施
- ・話し合いを通して、現実の政治的事象についての考察を深めるため学習
- ・政治・経済の授業において、「地域の課題について考える」をテーマに、ワールドカフェ方式によるワークショップの実施
- ・若者の投票率を上げるための方策について考えるグループ学習
- ・主要政党の政策の違いを通して、政治についての理解を深めるための学習

(ウ) 県選挙管理委員会の取組

将来の有権者である児童・生徒や、若者の主権者意識の向上を図るため、県・市町村選挙管理委員会、県・市町村明るい選挙推進協会、教育委員会等が連携し、学校での出前講座や若者を対象としたフォーラム等を開催している。

a 選挙出前講座の実施

将来の有権者である児童・生徒の政治や選挙に関する意識を高めるため、平成24年度から、県内の小・中・高等学校を対象に、県・市町村選挙管理委員会職員や明るい選挙推進協会委員等が学校に赴き、選挙に関する講座やクイズ、模擬投票などを行う選挙出前講座を開催している。

（平成28年度実施校数：小学校17校、中学校6校、高等学校42校）

b ヤングフォーラムの開催

若者の政治や選挙に関する意識の向上や地域への参加意識の高揚等を図るため、10代後半から20代の若者を主な対象として、年1回ワークショップ等を開催している。

平成28年度は、平成29年1月22日（日）に青森市で開催し、28人の大学生等が参加した。また、ワークショップの企画・運営は、実行委員である大学生が行った。

c 青森県の未来を担う主権者育成事業の実施

選挙権年齢の引下げを契機に、主権者教育の一層の充実を図るため、平成28年度から2カ年の重点事業として、下記の事業を実施している。

○ 高校生模擬議会の開催

県内高等学校を対象に、青森県の活性化策を検討するグループワークを実施するとともに、各校の代表を県庁に一堂に集め、県議会議員に政策提案する模擬議会を開催。

（平成28年度の参加校：5校）

- フルーツ選抜総選挙の実施
県内小中学校を対象に、県産フルーツをテーマにグループワーク及び模擬投票を実施。
(平成28年度の参加校：14校)
- 模擬投票体験コーナーの設置
県高等学校総合文化祭の主会場等、若者が多く集まる場に模擬投票体験コーナーを設置。
(平成28年度の設置場所：県高等学校総合文化祭会場（弘前市民会館）、弘前大学)

(2) 青少年団体活動

青少年が、集団の中で自己を確立し、連帯の心を身につけていく上で、青少年団体が果たす教育的役割は大きい。これら青少年団体の活動としては、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動、野外活動、国際交流活動などがある。

ア 少年団体

主な少年団体の加入状況は、第2-2-5表のとおりである。

第2-2-5表 少年団体加入状況の推移

区分		年度	H21	22	23	24	25	26	27	28
子ども会	団体数(団体)		1,288	1,218	1,141	1,133	1,080	1,045	1,045	921
	加入者数(人)		48,308	45,088	41,078	39,315	36,533	34,272	32,624	30,860
ボーイスカウト	団体数(団体)		15	15	15	15	12	11	10	10
	加入者数(人)		656	600	558	511	449	399	361	320
ガールスカウト	団体数(団体)		11	11	8	8	8	8	8	8
	加入者数(人)		297	262	236	221	243	236	225	221

資料：生涯学習課

少年団体には、地域を基盤とし主に町内のように、ある一定の地域に居住するものによって組織される「地域子ども会」や、同じ趣味・関心をもつものにより定められた活動を行うボーイスカウト、ガールスカウトなどの「目的少年団」に大別される。

近年の少子化や子どもを取り巻く環境の変化により、各少年団体は活動の参加者数の減少や、会の活動のマンネリ化などいろいろな課題を抱えており、以前ほどの活発さは失われているのが現状である。

青森県子ども会連合会は、昭和42年に結成されて以来、様々な研修会や日常的な活動の中で、子どもたちの豊かな感性や社会性、ボランティア精神を養っている。現在は全国子ども会連合会が作成した育成基準に基づき、リーダー・指導者・育成者等の養成が計画的に進められている。

ボーイスカウトは、昭和25年に青森市に最初に結成されて以来、弘前、八戸、上十三、むつなどの各地に結成され、観察活動、創作活動、奉仕活動、野営訓練、救助訓練など多彩な訓練や学習が続けられている。

ガールスカウトは、昭和26年に弘前市に誕生して以来、青森、三沢、八戸、など各地に結成されている。「やくそく」と「おきて」に基づいて、少女たちに人格の基礎を築く機会を与え、平和な世界の実現に寄与することを目的に、野営訓練や国際交流活動、奉仕活動、リーダー養成研修などが行われている。

イ 青年団体

青森県連合青年団は、県青年大会及び県青年問題研究集会の参加者の減少や同団の役員不足などから、平成29年度より活動を当面休止することとなった。また、県内各地域の青年団については組織されている数が少なく、活動の縮小や活動中止となっているところもある。

一方で、まちおこしや子育て支援など、地域課題等について特化した青年組織は、青年団よりも多

く存在しており、各地域において活動を展開している。

本県の青森県連合青年団の加盟団体及び加盟者数の推移は第2-2-6表のとおりである。

第2-2-6表 青森県連合青年団加盟団体及び加盟者数の推移 (単位：団体、人)

区分	年度	H22	23	24	25	26	27	28	29
加盟団体数		5	6	5	5	5	4	4	活動休止
加盟者数		120	110	120	100	100	100	100	

資料：生涯学習課

(3) 体験活動・ボランティア活動の推進

ア 地域の体験活動等の体制整備・情報提供

○ 学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の推進

青少年に社会性と思いやりの心など豊かな人間性を育むため、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の機会充実を図ることを目的として、幅広い関係機関・団体等との連携を図る協議会を組織するとともに、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを自治体が設置している。

第2-2-7表 体験活動ボランティア活動支援センター一覧 (平成27年1月現在)

No	設置する自治体	名称	設置場所
1	青森県	インフォメーションプラザありす	青森県総合社会教育センター内
2	平内町	生涯学習人材バンク	平内町教育委員会生涯学習課
3	弘前市	弘前市ボランティア支援センター	市民参画センター
4	六戸町	六戸町ボランティアセンター	六戸町社会福祉協議会
5	八戸市	八戸市ボランティアセンター	八戸市社会福祉協議会
6	五戸町	元気ッズサポートセンター	五戸町教育委員会教育課

資料：生涯学習課

イ 子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大

(ア) 放課後子ども教室推進事業

平成27年度から、放課後子ども総合プランとして「放課後児童健全育成事業」と一体的にあるいは連携した取組を、各市町村の実情に応じて実施している。子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、スポーツや文化活動等の体験活動、地域住民と交流活動の取組を実施している。

第2-2-8表 平成29年度放課後子ども教室開設一覧

No	地区	市町村	No	放課後子ども教室名	開設場所
1	青森市		1	造道放課後子ども教室	造道小学校
2			2	浪打放課後子ども教室	浪打小学校
3			3	佃放課後子ども教室	佃小学校
4			4	合浦放課後子ども教室	合浦小学校
5			5	堤放課後子ども教室	堤小学校
6			6	萁町放課後子ども教室	萁町小学校
7			7	橋本放課後子ども教室	橋本小学校
8			8	浦町放課後子ども教室	浦町小学校
9			9	長島放課後子ども教室	長島小学校
10			10	古川放課後子ども教室	古川小学校
11			11	甲田放課後子ども教室	甲田小学校

No	地区	市町村	No	放課後子ども教室名	開設場所		
12	青森市		12	千刈放課後子ども教室	千刈小学校		
13			13	篠田放課後子ども教室	篠田小学校		
14			14	沖館放課後子ども教室	沖館小学校		
15			15	油川放課後子ども教室	油川小学校		
16			16	荒川放課後子ども教室	荒川小学校		
17			17	高田放課後子ども教室	高田小学校		
18			18	東陽放課後子ども教室	東陽小学校		
19			19	原別放課後子ども教室	原別小学校		
20			20	浜館放課後子ども教室	浜館小学校		
21			21	筒井放課後子ども教室	筒井小学校		
22			22	横内放課後子ども教室	横内小学校		
23			23	新城放課後子ども教室	新城小学校		
24			24	奥内放課後子ども教室	奥内小学校		
25			25	西田沢放課後子ども教室	西田沢小学校		
26			26	後潟放課後子ども教室	後潟小学校		
27			27	野内放課後子ども教室	野内小学校		
28			28	金沢放課後子ども教室	金沢小学校		
29			29	三内放課後子ども教室	三内小学校		
30			30	浜田放課後子ども教室	浜田小学校		
31			31	小柳放課後子ども教室	小柳小学校		
32			32	泉川放課後子ども教室	泉川小学校		
33			33	浪館放課後子ども教室	浪館小学校		
34			34	幸畑放課後子ども教室	幸畑小学校		
35			35	大野放課後子ども教室	大野小学校		
36			36	戸山西放課後子ども教室	戸山西小学校		
37			37	筒井南放課後子ども教室	筒井南小学校		
38			38	三内西放課後子ども教室	三内西小学校		
39			39	新城中央放課後子ども教室	新城中央小学校		
40			40	女鹿沢放課後子ども教室	女鹿沢小学校		
41			41	浪岡野沢放課後子ども教室	浪岡野沢小学校		
42			42	大栄放課後子ども教室	大栄小学校		
43			43	本郷放課後子ども教室	本郷小学校		
44			44	浪岡北放課後子ども教室	浪岡北小学校		
45			45	浪岡南放課後子ども教室	浪岡南小学校		
46			東郡	平内町	1	山口小学校子ども教室	山口小学校
47					2	ひらないすこやか教室	就労サポートセンターさつき
48					3	東小学校子ども教室	東小学校
49				外ヶ浜町	1	蟹っ子教室	外ヶ浜町中央公民館、蟹田体育館
50					2	やませっ子教室	外ヶ浜町保健センター
51					3	三厩子ども教室	三厩公民館
52			今別町	1	今別町小学校子ども教室	今別小学校	
53			西郡	深浦町	1	レッツ！ふかうら北教室	深浦町農村環境改善センター
54					2	レッツ！ふかうら中央教室	深浦町介護予防世代間交流施設さくら館
55					3	レッツ！ふかうら南教室	深浦町社会文化会館
56			北郡	中泊町	1	中里小学校放課後子ども教室	中里小学校
57	2	中央公民館子ども教室			中泊町中央公民館		
58	3	博物館子ども教室			中泊町博物館		
59	4	図書館子ども教室			中泊町図書館		
60	5	武田小学校放課後子ども教室			武田小学校		

No	地区	市町村	No	放課後子ども教室名	開設場所
61	北郡	中泊町	6	薄市小学校放課後子ども教室	薄市小学校
62			7	漁火センター子ども教室	中泊町日本海漁火センター
63			8	すくすくしたまえ館子ども教室	すくすくしたまえ館
64			9	小泊小学校放課後子ども教室	小泊小学校
65		鶴田町	1	鶴田子ども教室	鶴田小学校
66			2	公民館子ども教室	鶴田町公民館
67			3	豊明館子ども教室	鶴田町豊明館
68			4	菖蒲川子ども教室	菖蒲川小学校
69			5	梅沢子ども教室	梅沢小学校
70			6	胡桃館子ども教室	胡桃館小学校
71			7	水元中央子ども教室	水元中央小学校
72			8	富士見子ども教室	富士見小学校
73	弘前市	1	三大小放課後子ども教室	第三大成小学校	
74		2	西小放課後子ども教室	西小学校	
75		3	松原小放課後子ども教室	松原小学校	
76		4	BiBiっとスペース(学習センター)	弘前市総合学習センター	
77		5	BiBiっとスペース(第一中学校)	第一中学校	
78		6	BiBiっとスペース(第三中学校)	第三中学校	
79		7	BiBiっとスペース(石川中学校)	石川中学校	
80		8	BiBiっとスペース(船沢公民館)	船沢公民館	
81		9	BiBiっとスペース(千年公民館)	千年公民館	
82		10	BiBiっとスペース(高杉公民館)	高杉公民館	
83		11	BiBiっとスペース(自得児童館)	自得児童館	
84	12	BiBiっとスペース(第五中学校)	第五中学校		
85	13	BiBiっとスペース(津軽中学校)	津軽中学校		
86	平川市	1	わくわく遊び体験教室	柏木小学校	
87		2	わくわくひらかわ教室	平川市生涯学習センター	
88		3	わくわく新体操教室	碓ヶ関小学校	
89	南郡	藤崎町	1	わんぱく広場	藤崎町文化センター
90			2	子どもふれあい教室	常盤生涯学習文化会館
91		大鰐町	1	公民館教室	大鰐町中央公民館
92			2	めんちゃ教室	旧大鰐第二小学校
93	十和田市	1	三本木放課後子ども教室	三本木小学校	
94		2	北園放課後子ども教室	北園小学校	
95		3	東放課後子ども教室	東小学校	
96		4	下切田放課後子ども教室	下切田小学校	
97		5	藤坂放課後子ども教室	藤坂小学校	
98		6	高清水放課後子ども教室	高清水小学校	
99		7	深持放課後子ども教室	深持小学校	
100		8	ちとせ放課後子ども教室	ちとせ小学校	
101		9	東公民館放課後子ども教室	東公民館	
102	上北郡	七戸町	1	城北子ども教室	城北児童センター
103			2	城南子ども教室	城南児童館
104			3	東小子ども教室	天間東小学校
105			4	西小子ども教室	天間西小学校
106		おいらせ町	1	甲洋なかよし教室	甲洋小学校
107			2	百小のびのび教室	のびのび館
108		六戸町	1	メイプルジュニアクラブ	六戸町文化ホール

No	地区	市町村	No	放課後子ども教室名	開設場所
109	上北郡	横浜町	1	菜の花っ子教室	よこはま児童センター
110		東北町	1	上北小学校区子ども教室A	上北小学校
111			2	上北小学校区子ども教室B	上北小学校
112			3	上北小学校区子ども教室C	上北小学校
113			4	上北小学校区子ども教室D	上北小学校
114			5	甲地小学校区子ども教室A	甲地小学校
115			6	甲地小学校区子ども教室B	甲地小学校
116			7	蛭沢小学校区子ども教室A	蛭沢小学校
117			8	蛭沢小学校区子ども教室B	蛭沢小学校
118			9	蛭沢小学校区子ども教室C	蛭沢小学校
119			10	蛭沢小学校区子ども教室D	蛭沢小学校
120			11	千曳小学校区子ども教室	千曳小学校
121		12	水喰小学校区子ども教室	水喰小学校	
122	むつ市		1	勇気ランド子ども教室	希望の友保育園
123			2	川内地域子ども教室	川内公民館
124			3	二枚橋子ども教室	二枚橋小学校
125			4	脇野沢地域子ども教室	脇野沢公民館
126			5	大湊小学校子ども教室	大湊小学校
127	下北郡	大間町	1	大間放課後子ども教室	大間小学校
128			2	奥戸子ども教室	奥戸交流館
129		風間浦村	1	風間浦子ども教室	風間浦小学校
130		佐井村	1	佐井村放課後子ども教室	佐井小学校
131	八戸市		1	根城地区放課後子ども教室	根城小学校
132			2	小中野地区放課後子ども教室	小中野児童館
133			3	館地区放課後子ども教室	館なかよしクラブ
134			4	東地区放課後子ども教室	東公民館
135	三戸郡	三戸町	1	なかよし教室	老人福祉センター
136			2	杉沢小子ども教室	杉沢小中学校
137		五戸町	1	子どもあそびの広場	五戸小学校
138		階上町	1	道仏小学校子ども教室	道仏小学校

資料：生涯学習課

(イ) 地域の豊かな社会資源を活用した土曜学習推進事業

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちにとってより有意義な土曜日の実現をめざすため、地域の多様な経験や技能を持つ人財の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援している。

【土曜学習推進事業を実施している市町】 弘前市 今別町 中泊町

ウ 高校生のための講演会

青少年のキャリア教育の充実を図ることを目的として、東京及びその近郊に在住する本県出身者や本県にゆかりのある著名人を講師に、高校生を対象とした講演会を開催している。

平成29年度の開催状況は、第2-2-9表のとおりである。

第2-2-9表 平成29年度高校生のための講演会開催状況

期 日	開催場所	参加者数	内 容
10月11日(水)	鱒ヶ沢高校	134人	演題 「ミクロの世界からのメッセージ」 講師 千葉大学グランドフェロー・名誉教授 野田 公俊
10月11日(水)	黒石高校	477人	
10月19日(木)	八戸北高校	720人	演題 「グローバル社会で活躍するには～新体操の審判員を通して～」 講師 日本女子体育大学 学長 石崎 朔子
10月19日(木)	五戸高校	184人	
10月20日(金)	青森山田高校	986人	演題 「青森からアメリカとカンボジアへ～世界で生きる これからの私たち～」 講師 アカデミック・リソース・ガイド株式会社 リレーションズ・ストラテジスト 鎌倉 幸子
10月20日(金)	青森工業高校	728人	

資料：生涯学習課

(4) 環境教育・環境学習の推進

本県の豊かな環境を保全し次世代に引き継ぐためには、県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境配慮行動を実践していくことが必要であることから、家庭や地域、学校、職場等における環境教育・環境学習を推進している。

ア 北東北三県共通環境ワークブックの作成

青森県、岩手県及び秋田県の北東北三県共同の取組として、総合学習の時間のほか、教科の授業においても活用できる北東北三県共通環境ワークブックを作成し、平成27年度から三県の全小学校に配布している。

イ こどもエコクラブの活動支援等

こどもエコクラブは、各地域の子どもたちが、自主的に環境学習や実践活動を行うものであり、平成28年度は全国で約11万4千人、青森県内では30クラブ、1,579人の子どもたちがこどもエコクラブ会員として活動した。

県では、県内のこどもエコクラブの活動促進のため、子どもたちを支援する大人(サポーター)と市町村の担当者(コーディネーター)等を対象とした研修会を実施している。

また、環境配慮行動を促進するため、県民、環境保全団体及び事業者等に対して環境活動等に関するタイムリーで多様な情報を掲載した「エコの環メール通信」を月1回発行している。

ウ 環境出前講座の実施

次代を担う子どもたちが、ごみの減量、リサイクル、省エネ型のライフスタイルについて学び、自ら環境配慮行動ができる人財の育成を推進するため、県では環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と地域の環境NPOとの協働により、環境出前講座を実施している。

平成28年度は、小学校60校において、2,801人を対象に103回の環境教育プログラムを実施した。

エ 大学等との協働による環境教育の推進

県内大学に調査研究事業を委託し、大学とNPO等が協働した環境教育の取組モデルとして、座学や体験型のセミナー、シンポジウム等を実施した。また、NPOや事業者、大学などの各主体が協働した環境教育などの取組を促進させるためのフォーラムやワークショップ、親子を対象とした環境スクールを開催した。

オ 既存プログラムの運用

環境問題に対する「気付き」と環境配慮行動の「実践」を促す環境教育・学習の機会の教材として、幼児及び児童を対象としたDVD紙芝居「環境戦士カンキョマン」や、イベントや研修会などで活用できる環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」の無償貸出を実施している。

カ あおもり環境ホームページの運営

環境問題や施策に関する情報、エコ・ライフに関する情報、環境教育・環境学習に関する情報などを広く県民に提供するため、平成11年9月からあおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を開設し、運営している。

(5) 森林・林業と青少年

本県の森林は、県総土地面積の65%を占めており、木材の生産はもとより、水資源のかん養、土砂崩れの防止、二酸化炭素の吸収、保健休養、教育・文化の場の提供など、多岐にわたる非常に重要な役割を果たしている。

こうした森林内で自ら体験し学ぶことを通じて、子供たちの「生きる力」を育み、森林の多面的機能や森林資源の循環利用に対する理解を深めるため、森林環境教育や「緑の少年団」等、森林・林業に関心を持ち、自然に親しむ子どもたちの育成活動を支援している。

ア 森林環境教育の実施

近年、学校や市民団体等による森林環境教育の取組事例も見られることから、学校等における森林環境教育をさらに進めることを目的として、森林・林業教室の実施や森林環境教育指導者情報の提供等により、子どもの「生きる力」の育成や、森林を社会全体で支えるという県民意識の醸成に努めることとしている。

<取り組み内容>

- 森林環境教育指導者データベースの運用
 - 教員を対象とした研修の実施
 - 森林・林業教室
 - 木工教室
 - 自然観察
- } (必要に応じ、随時実施)

イ 緑の少年団の育成

「緑の少年団」は、緑を愛し、緑を守り、緑を育てる活動を通して、少年たちが広く自然の知恵を学び、人とのふれあいを深くして、自らの社会を愛する心、豊かな人間性を育てることを目的に結成された少年少女の団体である。(青森市には、保育園児による「緑の幼年団」もある。)

県内では、昭和46年にむつ市(旧大畑町)で「小目名ひばの子森林警備隊」が結成されたのを最初に各地で結成がすすみ、現在は35団体、団員数1,239人となっている。

県では、公益社団法人青森県緑化推進委員会と協力し、「緑の少年団」の活動支援を行っている。

<主な活動>

- 緑の少年団交流会(毎年、各県民局管内ごとに実施)
 - 森林・林業教室
 - 木工教室
 - 自然観察
 - 緑の少年団全国大会への県代表派遣
- } (必要に応じ、随時実施)

第2-2-10表 地域別「緑の少年団」数(平成29年4月現在) (単位:グループ、人)

県民局管内	グループ数	会 員 数
東 青 地 域 県 民 局	8	228
中 南 地 域 県 民 局	3	69
三 八 地 域 県 民 局	4	29
西 北 地 域 県 民 局	11	656
上 北 地 域 県 民 局	5	150
下 北 地 域 県 民 局	4	107
計	35	1,239

資料:林政課

3 国際交流・国際理解教育の推進

(1) 海外派遣状況

ア 内閣府青年国際交流事業

この事業は、日本や各国を代表する青年が、共に国際的課題についてのディスカッション等の活動を行うことを通じ、国際的視野を広げ、国際協調の精神と実践力を向上させ、リーダーの育成を目指すことを目的に内閣府が毎年度実施しているもので、以下に述べる5つの事業で構成されている。

各事業に参加する青年については、各都道府県で参加申し込みを受け付けた後、各都道府県での中間選考を経て内閣府に推薦され、最終選考を兼ねた事前研修の結果を踏まえて、最終的に各事業への参加者が決定されている。

(ア) 国際青年育成交流事業

平成5年の皇太子殿下の御成婚を記念して平成6年から開始した事業であり、3か国に日本青年を派遣している。訪問国では、現地青年との社会事情に関するディスカッション、日本文化の紹介、施設訪問、ホームステイなどを行う。また、帰国後は日本に招へいた外国青年と共に国際青年交流会議（合宿形式でのディスカッション）に参加する。

(イ) 日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業

日本・中国青年親善交流事業は、昭和53年に日中平和友好条約が締結されたことを記念して、昭和54年度から開始された事業で、日本・中国両政府が共同で実施している。中国に日本青年を派遣し、現地青年とのディスカッション、文化・スポーツ交流、各種施設の訪問、ホームステイ等を行う。日本に招へいする中国青年と交流する機会もある。

また、日本・韓国青年親善交流事業は、昭和59年9月の日韓両国首脳会談における共同声明の趣旨を踏まえ、昭和62年から開始した事業で、両政府が共同で実施している。韓国に日本青年を派遣し、現地青年とのディスカッション、施設訪問、ホームステイを行う。日本に招へいた韓国青年と「日韓青年親善交流のつどい」に参加する機会もある。

(ウ) 「東南アジア青年の船」事業

昭和49年1月のインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイと日本との共同声明に基づき始められた事業で、ASEAN10か国の青年と船内や訪問国で共同生活をしながら、各種交流活動を行い、国際協調の精神の醸成と国際協力における実践力の向上を図る。テーマに基づくディスカッションをメインプログラムとし、各訪問国では、表敬訪問やホームステイ等も行う。

(エ) 次世代グローバルリーダー事業

世界各地から集まった外国青年と船内で共同生活をしながら、ディスカッションや文化交流等を通して、異文化対応力やコミュニケーション力を高め、リーダーシップ等の向上を図る。訪問国では、ディスカッションのテーマに応じた施設訪問や現地青年との交流などを行う。

(オ) 地域課題対応人材育成事業

高齢者関連、障害者関連、青少年関連分野の社会活動に携わる日本青年を3か国へ派遣し、各分野の地域社会活動において中心的担い手となる人材を育成する。訪問国では、関係機関や施設等の訪問及び意見交換、派遣分野の事情及び背景や社会活動に関する先進的な取り組みを学ぶほか、ホームステイ等による交流を行う。

第2-2-11表 青森県からの内閣府青年国際交流事業派遣状況

(単位：人)

事業名	年度 平成22年度 までの累計	25	26	27	28	29	合計
青年海外派遣 国際青年育成交流 日本・中国青年親善交流 日本・韓国青年親善交流	66	—	—	2	—	2	70
世界青年の船	21	/	/	/	/	/	21
東南アジア青年の船	9	—	—	—	—	—	9
次世代グローバルリーダー	0	—	—	—	1	—	1
地域課題対応人材育成	0	/	—	—	—	—	0
計	96	—	—	2	1	2	101

資料：青少年・男女共同参画課

イ 青年農業者の海外研修

(ア) 青年農業者の海外農業研修

公益社団法人国際農業者交流協会が行う、20代の農業青年を対象としたアメリカ、ヨーロッパでの長期研修プログラムへの参加推薦により、青年農業者の農業技術や経営管理能力の向上、国際的視野の拡大を図る。

第2-2-12表 青森県からの青年農業者海外研修推薦状況

(単位：人)

区分	年度	H25	26	27	28	29
アメリカ		—	—	1	—	—
デンマーク		—	—	—	—	—
スイス		—	—	—	—	—
オランダ		—	—	—	—	—
計		—	—	1	—	—

資料：構造政策課

(イ) りんご基幹青年育成事業

平成5年のニュージーランド産りんご、平成6年の米国産りんご等の輸入解禁を受け、(公財)青森県りんご協会では、「青森県りんご産業基幹青年養成事業」において、外国産りんごの栽培・品質・流通状況等の実態調査等を通して国際的視野を持つ青年農業者の育成に向けた海外研修を実施している。

第2-2-13表 「青森県りんご産業基幹青年養成事業（(公財)青森県りんご協会）」海外研修状況

区分	年度	H13	H15	H17	H19	H21	H23	H25	H26
研修国 (参加人数)		米国 (43人)	米国 (27人)	中国 (31人)	中国 (30人)	韓国 (40人)	韓国 (36人)	ニュージーランド、 シンガポール (47人)	ニュージーランド (43人)

資料：りんご果樹課

(2) 外国青年受入状況

ア 外国青年招致事業

県内における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の発展を図るため、総務省、文部科学省、外務省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下に「語学指導等を行う外国青年招致事業」を実施しており、本県の平成29年度の受入状況は次のとおりである。

(ア) 日本人教師の外国語授業の助手として職務に従事する「外国語指導助手（ALT）」132人を招致し、主に教育委員会または私立学校に配置した。(第2-2-14表)

(イ) 外国からの訪問客の接遇、外国語刊行物の翻訳・監修、イベント等の通訳などの職務に従事する「国際交流員（CIR）」16人をアイルランド、アメリカ、オーストラリア、カナダ、シンガポール、ドイツ、モンゴル、韓国及び中国の各国から招致し、県及び市町村に配置した。

なお、昭和62年度からの招致人員は延べ2,966人である。(第2-2-15表)

第2-2-14表 語学指導等を行う外国青年招致人員内訳(平成29年7月1日現在)

〈国別、男女別〉 (単位：人)

区 分	男	女	計
アイルランド	0	3	3
アメリカ	67	52	119
イギリス	1	1	2
オーストラリア	3	1	4
カナダ	4	3	7
ジャマイカ	0	1	1
シンガポール	0	1	1
ドイツ	1	0	1
トリニダード・トバゴ	0	1	1
フィリピン	0	1	1
モンゴル	0	1	1
ロシア	0	1	1
韓国	1	2	3
中国	0	3	3
計	77	71	148

〈職業別、男女別〉

区 分	男	女	計
国際交流員（CIR）	7	9	16
外国語指導助手（ALT）	70	62	132
計	77	71	148

資料：誘客交流課

第2-2-15表 語学指導等を行う外国青年招致事業外国青年招致数（平成29年7月1日現在）

（単位：人）

団体名	平成29年度			平成28年度			平成27年度			平成26年度			昭和62年度～平成25年度			
	CIR	ALT	計	CIR	ALT	計	CIR	ALT	計	CIR	ALT	計	CIR	ALT	SEA※	計
青森県	4		4	5		5	5		5	5		5	99			99
教育庁		29	29		29	29		29	29		29	29		766	5	771
小計	5	29	33	5	29	34	5	29	34	5	29	34	99	766	5	870
青森市	3	14	17	3	14	17	3	14	17	3	14	17	50	119		169
弘前市	1	14	15	1	11	12	1	10	11	1	7	8	1	81		82
八戸市	1	17	18	1	17	18	1	17	18	1	17	18	17	135		152
黒石市		2	2		2	2		2	2		2	2		34		34
五所川原市		3	3		3	3		3	3		3	3		56		56
十和田市		6	6		6	6		6	6		6	6	2	50		52
三沢市		2	2		2	2		2	2		2	2		22		22
むつ市		3	3		3	3		3	3		4	4	14	74		88
つがる市	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	27	72		99
平川市		2	2		2	2		2	2		2	2		44		44
平内町		1	1		1	1		1	1		1	1		27		27
今別町	1	1	2		1	1		1	1		1	1		18		18
蓬田村		1	1		1	1		1	1		1	1		12		12
外ヶ浜町		2	2		2	2		2	2		1	1		21		21
鱒ヶ沢町		2	2		2	2		1	1		1	1	13	16		29
深浦町		2	2		1	1		1	1		1	1	5	23		28
西目屋村																
藤崎町					1	1		1	1		1	1		22		22
大鰐町		1	1		1	1		1	1		1	1		19		19
田舎館村		1	1		1	1		1	1				6			6
板柳町	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	17	24		41
鶴田町	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	22	26		48
中泊町		2	2		2	2		2	2		2	2		45		45
野辺地町														7		7
七戸町		2	2		1	1		1	1		1	1	9	30		39
六戸町	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	12	2		14
横浜町		2	2		2	2		2	2		1	1		3		3
東北町		2	2		2	2		2	2		2	2		11		11
おいらせ町		2	2		2	2	2	1	3		2	2		4		4
六ヶ所村	2		2	2	1	3		2	2	2	1	3	22	21		43
大間町								1	1					14		14
東通村														5		5
風間浦村		1	1		1	1					1	1		12		12
佐井村		1	1			1								11		11
三戸町		1	1		1	1		2	2		2	2		31		31
五戸町		3	3		3	3		3	3		2	2		48		48
田子町		1	1		1	1		1	1		1	1		26		26
南部町								1	1		1	1		50		50
階上町		2	2		2	2		2	2		1	1		18		18
新郷村					1	1		1	1		1	1		3		3
中部上北広域事業組合		1	1		1	1		1	1		1	1		25		25
私立学校		3	3		2	2										
東部上北教育研究協議会														48		48
市町村等 計	11	103	115	11	99	111	11	97	108	11	90	101	217	1,309		1,526
県計	16	132	148	16	128	145	16	126	142	16	119	135	316	2,075	5	2,396

（注）※はスポーツ国際交流員

資料：誘客交流課

イ 海外技術研修員の受入

開発途上国の優秀な青年を受け入れ、その国の発展に必要な技術を習得させ、これを活かして研修員が自国の経済発展に貢献するとともに、県民との交流を通じて、日本の社会、経済、文化、習慣等についての理解を深め、日本との友好関係の増進に寄与することを目的としている。

本事業は、昭和49年度から実施しており、平成27年度までの累計で海外青森県人会等の推薦による海外技術研修員255人を受け入れている。(第2-2-16表)

第2-2-16表 海外技術研修員国別・年度別受入状況(平成29年4月1日現在)

(単位:人)

	49~5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
ブラジル	125	7	7	6	6	6	3	3				1	1	1	2	1	2	2	2		1				176
アルゼンチン	11						2	1	2				1												17
パラグアイ	3						1	1		2	2	1		1	1	1						1	1		16
中国	4	1	1	2	1	2	2	1	4	4	4	1	1	1		1									30
韓国	1	1	1	2	2	2																			9
モンゴル									1																1
マレーシア	1																								1
フィリピン			1					1																	2
モロッコ		1		1																					2
トンガ					1																				1
計	145	10	10	11	10	10	8	7	7	6	6	3	3	3	3	3	2	2	2	0	2	1	0	1	255

資料:誘客交流課

(3) その他

ア 青年海外協力隊

青年海外協力隊は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施しているボランティア事業の一つで、開発途上国の人々のために、自分の持っている技術や経験を生かしたいという強い意欲を持った青年を派遣する事業である。

本事業の昭和40年発足以来、本県からは、世界74ヶ国で439人の派遣実績がある。(平成29年12月末現在)(第2-2-17表)

- (ア) 対象国:アジア、アフリカ、中南米、大洋州、中東、欧州の約90か国
- (イ) 活動分野と職種:計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野、約120職種
- (ウ) 派遣期間:原則として2年間
- (エ) 応募資格:満20歳から満39歳までの日本国籍を有する者
- (オ) 待遇:現地生活費、往復渡航費等は国際協力機構の負担

イ 日系社会青年ボランティア

日系社会青年ボランティアは、中南米の日系人社会の一層の発展を図るため、独立行政法人国際協力機構(JICA)が満20歳から満39歳までの青年をボランティアとして派遣する事業である。昭和60年発足以来、本県からは、世界3ヶ国で10人の派遣実績がある。(平成29年12月末現在)

ウ 三沢基地内大学県民就学推進事業

三沢基地内大学県民就学推進事業は、青森県の発展に貢献する国際性に富む有為な人材を育成するため、県内に居ながら三沢米軍基地内にあるアメリカの大学等（メリーランド大学、トロイ大学院）への就学を希望する県民を対象としており、これまでの就学者数の累計は、平成29年11月末現在で531人となっている。

(4) 市町村の青少年国際交流状況

青少年の国際交流事業は、各市町村においても積極的に取り組む姿勢があり、継続的あるいは記念事業としての海外派遣事業や、相互交流を推進する海外青少年の受入事業を積極的に推進している。

平成28年度の実施状況は**第2-2-18表**のとおりである。

第2-2-17表 本県出身青年海外協力隊年度別派遣数(平成29年12月末現在)

(単位:人)

派遣国	～H13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
インドネシア	6			1				1	1	1				1			1	12
マレーシア	17					1												18
フィリピン	19						1			1								21
タイ	5		1	1														7
カンボジア	3					1		1		1								6
ラオス	3							1						1				5
東ティモール										1					1			2
ベトナム	1		1											1				3
中国	4	1			1													6
モンゴル		1									2					1		4
ブータン																		0
バングラディシュ	11			1	1		1						1		1			16
モルディブ	2																	2
ネパール	9		1					1	2								1	14
パキスタン	1		1		1													3
スリランカ	7						1		1		1					1		11
キルギス					1			1			1			1				4
ウズベキスタン	1									2								3
小計	89	2	3	3	5	2	4	4	4	8	2		1	4	3	1	2	137
ヨルダン										2				1				3
シリア	4						1		1									6
イエメン					1	1												2
エジプト								1								1		2
モロッコ	9											1						10
チュニジア	2																	2
小計	15				1	1	1	1	1	2		1		1		1		25
ボツワナ	2																	2
エチオピア	3							2							1	1		7
ガーナ	9					1				1	1					2		14
ケニア	20													1				21
リベリア	2																	2
マラウイ	14				1	1	2				1							19
南アフリカ共和国		1																1
ウガンダ								1	1	1								3
タンザニア	14		1		1			2										18
ザンビア	8						1		1									10
ジンバブエ	4					1										1		6
ベナン										1		1		1				3
ブルキナファソ	1	1			2	2		1	1								1	8
カメルーン									1			1			1			3
コートジボワール	1																	1
マダガスカル		1								1								2
モザンビーク					1													1
ニジェール	3		1		1													5
ルワンダ						1						1	1	1				4
ガボン												1						1
セネガル	7	1	1	1	1			2	2	1								16
ジブチ													1					1
小計	88	4	3	1	7	6	3	8	5	6	2	4	2	3	2	4	1	148
コスタリカ	4					1												5
ドミニカ										1								1
ドミニカ共和国	2					1				1		1				1		6
エルサルバドル	2			1														3
グアテマラ	6				1	1												8
ホンジュラス	5		1								1							7
ジャマイカ	2	1													1			4
メキシコ	2	1																3
パナマ	3	1			1													5
ボリビア	6			1				2	1								1	11
チリ	1		1	1						1								4
コロンビア	1																	1
エクアドル	2						1						1				1	5
パラグアイ	8		1		1					1				2			1	14
ベネズエラ												1						1
ペルー	3						1											4
小計	47	3	3	3	3	3	2	2	1	4	1	2	1	2	1	1	3	82
フィジー	3											1						4
マーシャル										1								1
ミクロネシア	1			1														2
ババニューギニア	5			1			1		1									8
ソロモン	6									1							1	8
トンガ	4									1		1						6
バヌアツ	3			1						1								5
サモア	8																	8
パラオ	1						1											2
小計	31			3			2		3	2	1	1					1	44
ハンガリー			1															1
ルーマニア			1															1
小計			2															2
合計	271	11	9	10	16	12	11	15	14	21	6	7	5	11	6	7	7	439

資料:独立行政法人国際協力機構

第2-2-18表 平成28年度各市町村における青少年国際交流の実施状況

市町村名	担当部署	事業名	実施時期 (期間)	対象国 (対象地域)	事業概要	人員 (派遣・受入等)
青森市	経済部交流推進課	国際交流員設置事業 (市長部局配置分)	通年	英国(H28.4~H28.9) アイルランド(H28.10 ~H29.3) 韓国	地域の国際化推進のため、国際交流員を配置し、通訳・翻訳、国際交流事業の企画立案、民間団体等が主催する国際交流事業への支援などを行った。	招致2名
青森市	経済部交流推進課	平澤市留学生受入事業	通年	韓国 (平澤市)	友好交流都市である平澤市から青森公立大学へ留学生を受け入れ、両市の相互理解及び友好交流関係の進展に寄与する人材を育成するとともに、当該留学生を通じて異文化交流や両市の交流事業の進展を図った。	留学生5名
青森市	経済部交流推進課	青森公立大学生平澤市派遣事業	H28.9	韓国 (平澤市)	両市の相互理解と友好交流を促進するため、平澤市からの招待を受けて青森公立大学生及び職員を平澤市へ派遣し、現地大学生との交流や文化体験を実施した。	派遣者13名 (学生11名、職員2名)
青森市	経済部交流推進課	ロシア車椅子カーリングチーム合宿受入	H29.2.19~H29.3.1	ロシア	韓国・江陵(カンヌン)で開催される「2017年世界車椅子カーリング選手権大会」の事前合宿のために来青したロシア車椅子カーリングナショナルチームを受け入れした。	受入7名
青森市	教育委員会事務局指導課	友好交流推進事業	H28.7	中国(大連市)	本市指定校を含む児童生徒を大連市に派遣し、大連市指定校の児童生徒と交流を行った。	派遣17名 (うち引率5名)
青森市	教育委員会事務局指導課	語学指導等を行う外国青年招致事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実を図った。	招致14名
青森市	教育委員会事務局指導課	国際交流員設置事業 (教育委員会設置分)	通年	英語圏	地域の国際化推進のため、国際交流員を配置し、通訳・翻訳、国際交流事業の企画立案、民間団体等が主催する国際交流事業への支援などを行った。	招致1名
青森市	教育委員会事務局社会教育課	青森市少年海外生活体験事業	(派遣)H28.7 (受入)H28.8	韓国 (平澤市)	友好交流都市である平澤市中学生との交流事業として、本市中学生の派遣及び平澤市中学生を受け入れし、ホームステイや体験活動等による交流を行った。	派遣16名 (うち引率4名) 受入16名 (うち引率4名)
青森市	教育委員会事務局社会教育課	グローバル人材育成事業	(第1回体験活動) H28.7 (第2回体験活動) H29.1	英語圏	外国語によるコミュニケーション能力を培うとともに、国際化に対応できるグローバルな人材を育成することを目的として、市内の小学生がCIR・ALTと英語体験活動を行った。	(第1回体験活動) 児童 20名 ALT 4名 (第2回体験活動) 児童 20名 CIR 1名 ALT 4名
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	市民スクール 「使える!トラベル英会話 ~国際交流員から学ぼう! ~」	H28.10.17 H28.10.24 H28.10.31 H28.11.7 H28.11.14	英語圏	市民が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした英会話講座を開催した。	受講者数128人 全5回
青森市	浪岡教育事務所教育課	青森市中学校生徒海外派遣・受入事業	(受入)H28.7~H28.8 (派遣)H29.1	アメリカ合衆国 (メーン州)	本市の中学校生徒とアメリカ合衆国メーン州の中学校生徒が相互に派遣・受入を行い、ホームステイや体験活動等による交流を行った。	受入11名 (うち引率者2名) 派遣13名 (うち引率者3名)
青森市	浪岡事務所地域づくり振興課	異文化理解講座	H29.11	韓国	国際交流員を講師として招き、韓国文化をわかりやすく紹介した。	参加者 24名
弘前市	学校指導課	英語教育推進事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実を図った。	招致11名
弘前市	学校指導課	中学生国際交流学習事業	H28.8.1~H28.8.6	シンガポール	中学生をシンガポールに派遣し、語学研修やホームステイを通して英語力の向上を図った。	派遣生徒12名

市町村名	担当部署	事業名	実施時期 (期間)	対象国 (対象地域)	事業概要	人員 (派遣・受入等)
弘前市	学校指導課	ひろさきイングリッシュキャンプ	H28.9.17～H28.9.19	英語圏	小・中学生を対象とした市内でのイングリッシュキャンプにおいて、英語劇の創作や外国人スタッフとの交流を通して、英語への関心を高めた。	参加小学生36名 参加中学生4名
弘前市	中央公民館	国際理解講座「聞いてみよう世界の暮らし」	①H28.7.3 ②H28.10.16 ③H29.3.4	①ロシア ②マレーシア ③中国	弘前市民を対象に、外国人及び外国文化への理解を深めるため、研究者や外国人留学生を迎え、世界各地の文化を学ぶ機会を提供した。	参加者:82名 (①30名②25名③27名)
弘前市	中央公民館	外国人留学生から直接聞ける「世界のおはなし」	①H28.7.16 ②H29.1.21	各国	弘前大学で日本語を学ぶ外国人留学生に勉強の成果を発表する場を提供するとともに、外国人留学生と市民とが交流する場を設けた。	①参加者:107名(①50名②36名) 発表者:21名 (①10名②11名)
弘前市	中央公民館	外国人のためのひろさき楽習	H28.11.23	各国	弘前在住の外国人を対象に、弘前ででの生活をより充実させ、市民との交流促進を目的として、日本や弘前の文化、歴史について理解してもらおう場を設けた。	参加者:15名 (うち外国人2名)
弘前市	中央公民館	国際理解講座「留学生と遊ぼう！キッズアジアンプラス」	H28.6.12～H28.12.10	各国	小・中学生を対象に、様々な場所で弘前大学留学生との遊びや体験活動を通じて、お互いの言葉や文化を学び、理解を深めた。	参加者:222名 (うち留学生59名)
弘前市	中央公民館	和徳公民館:子ども会国際交流と夏まつり	H28.7.17	各国	5月から子どもたちが事業の企画運営を行い、弘前大学の留学生を招待し、異国間・世代間の交流を深め、国際感覚の視野を深めた。	参加者:86名 (うち留学生14名)
弘前市	中央公民館	弘前大学との連携事業(船沢公民館)世代間国際交流事業	H28.7.30	各国	留学生・教員と農村地域住民との交流会(グラウンドゴルフ大会、流しそうめん、各国の紹介、ゲーム)を通して、異国間・世代間の交流を深め、国際感覚の視野を深めた。	参加者:150名 (うち留学生40名)
八戸市	市民連携推進課	友好都市交流	H28.7.14～H28.7.15	中国(蘭州市)	友好都市中国蘭州市との相互訪問を隔年で実施。平成28年度は蘭州市からの訪問団を受入。	受入6名
八戸市	市民連携推進課	語学指導等を行う外国青年招致事業	通年	英語圏	国際交流員として外国青年を招致し、地域の国際化推進を図る。	招致1名
八戸市	教育指導課	青少年海外派遣事業(派遣)	H28.5.27～H28.6.3	中国	国際協調の精神を育てるとともに、青少年の健全育成を図るため、中学生を海外に派遣する。	派遣24名 (うち引率者5名)
八戸市	教育指導課	国際理解教育・英語教育推進事業	通年	英語圏	外国語指導助手による小・中学生等への国際理解教育・英語教育	招致17名
八戸市	教育指導課	教員海外相互派遣交流事業	H28.5.11～H28.11.25	中国	教員の資質向上と中国との教育交流の推進のために、教育の相互派遣を行う。	受入2名
八戸市	八戸国際交流協会 (事務局:市民連携推進課)	ジャパン・デー・イン・八戸	H28.6.5		在住外国人を対象に開催し、日本の伝統文化である投扇興を体験したり酒蔵見学をしながら交流を図る。	参加17名
八戸市	八戸国際交流協会 (事務局:市民連携推進課)	ホフストラ大学学生ホームステイ受入	H28.7.16～H28.7.18	アメリカ	米国ニューヨーク州ホフストラ大学の「ホフストラ・イン・ジャパン2016」プログラムの一環として来八した学生のホームステイの受入。	受入12名 (引率者1名)
八戸市	八戸国際交流協会 (事務局:市民連携推進課)	ハロウィンツアー	H28.10.30	アメリカ・ヨーロッパ	主に西欧文化圏の伝統行事ハロウィンを紹介することで、異文化に接する機会を提供する。	参加235名
八戸市	八戸国際交流協会 (事務局:市民連携推進課)	異文化理解イベント	H29.1.26	アメリカ(サウスカロライナ)	サウスカロライナに伝わる郷土料理作りや文化紹介を通して、異文化に対する市民の理解を深める。	参加19名
八戸市	八戸国際交流協会 (事務局:市民連携推進課)	トラベル英会話講座	H29.2.15～H29.3.1 (全5回)	英語圏	国際交流員を講師に、地域住民を対象に旅行先で使える英会話講座を開講。	受講20名
八戸市	八戸国際交流協会 (事務局:市民連携推進課)	日本語講座	通年		在住外国人を対象に基礎的な日本語講座を開講する。	受講150名
黒石市	企画課市民参画交流係	永川市からの高校生ホームステイ受入事業	H28.8.3～H28.8.5	大韓民国(永川市)	市内一般家庭において、永川市高校生のホームステイ受入を行い、市内高校生との交流会等を通じて市民の国際理解を深めた。	受入14名 (引率者3名を除く)
五所川原市	観光物産課	津軽半島地域サイクルルート設定業務台湾調査	H28.11.16～H28.11.19	台湾	自転車先進国である台湾のサイクリングコース等を実地調査し現地のサイクリング協会と交流を図った	派遣4名 (うち民間1名)
五所川原市	観光物産課	津軽半島地域サイクルルート設定業務韓国調査	H29.2.5～H29.2.8	韓国(済州道)	韓国済州道のサイクリングコース等を実地調査し現地の済州自転車連盟と交流を図った	派遣3名 (うち民間2名)
五所川原市	指導課	語学指導等を行う外国青年招致事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実を図った。	招致3名
五所川原市	指導課	ALT交流活動	H28.12.13		適応指導教室通室生と外国語指導助手との交流活動を実施。	参加者12名

第2部 子ども・若者育成支援施策の実施状況

市町村名	担当部署	事業名	実施時期 (期間)	対象国 (対象地域)	事業概要	人員 (派遣・受入等)
十和田市	指導課	語学指導等を行う外国青年招致事業	H28.7～H29.7	アメリカ	外国語指導助手として外国青年を招致し、小・中学校における外国語教育の充実を図った。	招致1名
十和田市	指導課	国際教育支援事業	H28.4～H29.2	韓国・アメリカ	異文化理解学習 小学校で行われる国際理解教育のためのゲストティーチャーを派遣し、異文化を理解する一助とした。	EST(地域に住む外国人)2名
十和田市	指導課	国際教育支援事業	H28.8.21 H28.12.10	カナダ・オーストラリア・アメリカ	イングリッシュ・デイ in Towada 市立小・中学校の児童生徒を対象に、一日の生活のほとんどを英語で行う「英語漬け体験」を年2回ALTと協力して実施した。	ALT6名
十和田市	南公民館	南公民館講座	H29.1.13	アメリカ	「冬休み子ども学び塾ゆめ寺子屋」の講師として小学校3～6年の児童を対象に英会話を教えた。	ALT2名
十和田市	十和田湖公民館	湖畔地区出前教室・外国語講座	H29.1.23 H29.1.26 H29.1.30	カナダ・オーストラリア	地域住民を対象に基礎的な英語講座を開講した。	ALT3名
三沢市	国際交流課	三沢ジュニアスポーツデー	H28.4.22		日米の小学生と保護者を対象に、スポーツやレクリエーションを通じてお互いの友好を深めることを目的として開催した。	参加者約300名
三沢市	国際交流課	ウェナッチバレーカレッジ英語研修派遣	H28.8.8～H29.8.19	アメリカ ワシントン州(ウェナッチバレー)	三沢市とウェナッチバレーとの姉妹都市交流を基盤とし、国際感覚の醸成と語学に対する向上心の涵養を図り、次代を担うグローバル人材の育成及び将来にわたる姉妹都市関係のさらなる発展を図るため、ウェナッチバレーカレッジでの英語研修プログラムに三沢市の高校生を派遣。	派遣20名 (高校生18名、引率2名)
三沢市	国際交流課	姉妹都市交流事業	H28.8.16～H28.8.21 H28.9.28～H28.10.7	アメリカ ワシントン州(ウェナッチバレー)	親善使節団(一般公募の中学生及び大人)の相互訪問を通じ、各都市間の相互理解と良好な関係の継続を図るものである。	8月受入21名 10月派遣21名 (中学生12名、大人9名)
三沢市	国際交流課	三沢市中学生イングリッシュキャンプ	H28.8.3～H28.8.5		国際社会で活躍できる人材育成事業として、三沢市の地域特性を活かし、英語教育の充実とコミュニケーション能力向上を目的に実施。	40名
三沢市	国際交流課	英語教育推進事業	通年	アメリカ	市内全小学校1～6学年全クラスへの英語指導助手として派遣し、英語教育の充実を図った。	11名
三沢市	国際交流課	外国青年招致事業	通年	アメリカ ワシントン州	外国語指導助手として外国青年を招致して、中学校英語教育の充実を図った。	招致2名
三沢市	国際交流課	国際理解教育事業	通年	レバノン、ジャマイカ、トルコ、フランス	各小学校における国際理解教育へ外国人講師を派遣し、異文化理解を通して、自国の文化理解と愛国心の育成を図る。	4名
三沢市	国際交流課	日米交流推進事業	通年	アメリカ	市内全小学校対象 日米各校の国際理解教育における異文化理解及び英語による交流の充実を図る。	
三沢市	国際交流課	あおもりグローバルアカデミー フォローアップ海外研修	H28.10.30～H28.11.6	アメリカ(ハワイ州)	あおもりグローバルアカデミーの修了生を対象に、セミナーで培われた学びや英語でのコミュニケーションスキルなどを海外で実践するとともに、観光、企業、自然エネルギーなどの先進事例を学ぶため、フォローアップ海外研修を実施した。	派遣11名 (うち随員4名)
三沢市	国際交流課	ハロウィンフェスタ IN MISAWA	H28.10.15		様々なコスチュームに身を包んだ日米参加者が商店街を練り歩き、相互交流を楽しみながら、併せて中心商店街の活性化に寄与。	参加者約600名 来場者約11,000名
三沢市	国際交流課	国際子どもアイスフェスティバル	H28.3.12	基地内及び市内小学生とその保護者	国際都市を標榜する当市の特色を生かし、子供たちの冬期間の交流の場として、三沢アイスアリーナを会場に色々なゲームを通じてお互いの友好を深めることを目的として開催するものである。	日米約150名
三沢市	国際交流課	三沢国際サマーフェスティバル	H28.8.20		三沢まつり中日に併催される「みこしまつり」であり、国際交流を図ると共に、市の文化と産業の振興に寄与。	参加者約600名

市町村名	担当部署	事業名	実施時期 (期間)	対象国 (対象地域)	事業概要	人員 (派遣・受入等)
むつ市	学校教育課	中華民国陽明国民中学との 友好交流事業	H28.5.27~H28.5.28	台湾(高雄市)	中華民国から中学生と教職員等を受け入れ学校訪問 を通して友好交流を図った。	受け入れ22名 (うち引率10名)
むつ市	学校教育課	むつ市ジュニア大使派遣事 業	H29.1.3~H29.1.10	アメリカ合衆国 (ポートエンジェルス 市)	中学生を姉妹都市に派遣し、まちづくりに関する意見 交流、学校訪問、ホームステイ等により、現地の中 学生との交流を図った。	派遣14名 (うち引率5名)
むつ市	学校教育課	語学指導等を行う外国青年 招致事業	通年	英語圏	外国語指導助手(ALT)として外国青年を招致し、英 語教育の充実及び国際交流事務の円滑化を図って いる。	招致3名
むつ市	企画調整課	国際交流推進事業	通年	アメリカ合衆国	市内在住の米国国籍所有者で、国際交流業務に必 要な知識、経験、技能を有する者を国際交流推進員 として委嘱し、国際交流事業の展開を図った。	委嘱1名
つがる市	総務部企画調整課	つがる市姉妹都市国際交流 事業(国内事業)	H28.8.4~H28.8.14	アメリカ (メーン州バス市)	バス市から来訪する訪問団を受け入れ、ホームステ イをしながら、各種交流事業を実施し、友好・親善を 深めるとともに、市民の国際感覚の育成を図った。	受入15名
つがる市	総務部企画調整課	つがる市姉妹都市国際交流 事業(国外事業)	H28.7.23~H28.8.2	アメリカ (メーン州バス市)	バス市に訪問団を派遣し、ホームステイをしながら、 各種交流事業を実施し、友好・親善を深めるととも に、参加者の国際感覚の育成を図った。	派遣15名 (うち引率3名)
つがる市	教育委員会指導課	語学指導等を行う外国青年 招致事業 (ALT)	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、小・中 学校における外国語教育の充実を図った。	招致3名
つがる市	総務部企画調整課	語学指導等を行う外国青年 招致事業(CIR)	通年	アメリカ	国際交流員として外国青年を招致し、地域国際交 流の促進及び英語教育の充実を図った。	招致1名
つがる市	総務部企画調整課	国際ふれあい事業	H28.4~H28.6 H28.10~H28.12	アメリカ	国際交流員が保育所や幼稚園を訪問し、園児にゲ ームや工作等を通して外国文化に親しみ、国際理解 を深める機会を提供した。	参加者延べ573 名
つがる市	総務部企画調整課(実施主 体:つがる市姉妹都市協会)	国際交流フェア	H28.11.3	アメリカ等	姉妹都市である米国メーン州バス市、北海道白老町 及び千葉県柏市との交流活動を紹介し、広く市民の 理解促進を図った。また県内在住ALT、CIRによる世 界各国の料理の振る舞いや、外国文化を紹介する ブースを設けるなど異文化に触れる機会を提供した。	参加約1,200名
平川市	教育委員会 指導課	平川市国際交流(中学生 ホームステイ受入)事業	H28.4.22~H28.4.29	アメリカ(メーン州)	中学生を受入し、ホームステイ等により、当市の中 学生との交流を行った。	受入12名 (うち引率2名)
平川市	教育委員会 指導課	平川市国際交流(中学生 ホームステイ派遣)事業	H29.1.3~H29.1.13	アメリカ(メーン州)	中学生を派遣し、ホームステイ等により、現地の中 学生との交流を行った。	派遣12名 (うち引率2名)
平内町		英語指導助手招致事業	H28.8.1~H29.7.31	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教 育の充実を図った。	招致1名
今別町	教育課	フェンシング競技を中心とし た国際交流事業	H29.3.19~H29.3.26	モンゴル国	2020年東京オリンピック出場を目指すモンゴルジュ ニアフェンシングチームの強化合宿受入	選手・コーチ 10名
蓬田村	教育課	語学指導等を行う外国青年 招致事業	H28.8.1~H29.7.31	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教 育の充実を図る。	招致1名
鱒ヶ沢町	教育課	語学指導等を行う外国青年 招致事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教 育の充実を図った。	招致2人
藤崎町	教育委員会 学務課学務係	語学指導等を行う外国青年 招致事業	H28.4~H28.7	アメリカ	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教 育の充実を図る。	招致1名
藤崎町	教育委員会 学務課学務係	語学指導等を行う外国青年 招致事業	H28.8~H29.3	アメリカ	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教 育の充実を図る。	招致1名
藤崎町	教育委員会 学務課学務係	町単独ALT雇用事業	通年	フィリピン	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教 育の充実を図る。	雇用1名
藤崎町	藤崎町 国際交流協会	国際交流フェスタinふじ崎 2016	H28.4.24~H28.4.29	中国、タイ、オース トラリア、ニュージ ーランド、韓国、ロ シア、マレーシア	陸上自衛隊第9音楽隊を招いての演奏会や留学生に よる町内小学校児童との交流会、日本の伝統文化体 験交流の開催	参加者のべ500 人 (うち外国人20 名)
大鰐町	教育委員会 学務生涯学 習課	語学指導等を行う外国青年 招致事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、小・中 学校へ派遣。英語教育の充実を図った。	招致1名
田舎館村	教育課学務係	語学指導等を行う外国青年 招致事業	H28.8.1~H29.3.31	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教 育の充実を図った。	招致1名

市町村名	担当部署	事業名	実施時期 (期間)	対象国 (対象地域)	事業概要	人員 (派遣・受入等)
板柳町	総務課・教育委員会学務課	語学指導等を行う外国青年招致事業	通年	中国、英語圏	国際化に対応した行政施策の推進及び語学教育の充実を図るため、国際交流員(CIR)及び外国語指導助手(ALT)を招致。	CIR1名、ALT1名
板柳町	総務課	小学生親善教育文化交流団受入事業	H28.7.25～H28.7.30	中国 (北京市昌平区)	昌平区小学生の交流団を受入し、日中子どもサミット等を開催しながら次代を担う子どもたちの国際感覚を養い、日中の友好を深める。	交流団23名 (内引率2名)
板柳町	教育委員会学務課	中学生米国派遣研修事業	H28.7.30～H28.8.6	アメリカ (ワシントン州ヤキマ市、ポートランド市他)	国際化時代に対応出来る人材育成を目的として姉妹都市米国ヤキマ市に中学生を派遣。	派遣12名 (内引率2名)
鶴田町	総務課	アースデイ2016	H28.4.16		国際交流員と子どもたちが、アースデイの歴史を学んだり、ダンボールを再利用して工作をしたりしながら、環境保護の意識を高める。	参加者27名
鶴田町	総務課	外国青年による津軽弁大会	H28.7.2		外国青年に津軽弁を通じて、津軽の文化、習慣性を理解していただくとともに、地域の活性化を図る。	来場者約200名
鶴田町	教育委員会	姉妹都市からの中学・高校生大使受入事業	H28.8.9～H28.8.17	アメリカ (フッドリバー市)	姉妹都市から中学・高校生大使が来町。ホームステイをしながら、日本の文化に親しむ。	受入16名 (うち引率6名)
鶴田町	総務課、教育委員会	語学指導等を行う外国青年招致事業	通年	英語圏	国際交流員及び外国語指導助手を招致し、英語教育並びに国際交流の推進を図る。	招致2名
鶴田町	総務課	姉妹都市からの外国青年招致事業	通年	アメリカ (フッドリバー市)	姉妹都市から国際交流員を招致し、英語教育並びに国際交流の推進を図る。	招致1名
鶴田町	教育委員会	中学生大使派遣事業	H29.3.13～H29.3.21	アメリカ (フッドリバー市)	中学生大使を姉妹都市へ派遣し、ホームステイをしながら交流を行う。	派遣25名 (うち引率2名)
鶴田町	教育委員会	町民英会話教室	通年		国際交流員及び外国語指導助手が大人を対象に公民館で英会話教室を開催する。	参加者10名程度
七戸町	生涯学習課	教育旅行受入事業	H28.10.16～H28.10.17	台湾	台湾の教育旅行生を受け入れ、町の中学生との交流会を行った。	招致24名
六戸町	企画財政課	JETプログラムによる国際交流員周知	通年	オーストラリア	国際交流活動及び国際相互理解の推進	1名
六戸町	教育課	JETプログラムによる外国語指導助手周知事業	通年	アメリカ	外国語指導助手が市内小・中学校を訪問し、外国語活動や外国語教育の充実を図る。	1名
六戸町	企画財政課	国際交流員による学童保育所での文化交流	通年(週1回程度)		学童保育所において、児童とふれあいながら国際文化交流を図る。	20名程度/回
六戸町	企画財政課	国際交流員派遣	通年(月2回程度)		保育園において子どもとふれあい、コミュニケーションをはかることによって外国人・英語にふれあう場をつくる。	30名程度/回
六戸町	教育課	中学生海外派遣事業	H28.4.24～H28.5.1	アメリカ	海外派遣によって、ホームステイ等を実施し現地の中学生と交流を図る。	4名
六戸町	教育課	キタリー町訪問団対応	H28.8.4～H28.8.9	アメリカ	交流を深めているキタリー町からの訪問団を受け入れ、ホームステイや日本の文化等に触れ交流を図る。	
東北町	教育委員会 学務課	外国語指導助手招致事業	通年	米国	JET事業により、ALTを招致し、小学生を対象に国際理解及び、ネイティブな英語に触れる機会をつくった。	招致2名
東北町	教育委員会 学務課	異文化交流事業	通年	外国圏	小学校については、青森県国際交流員を派遣し、コミュニケーション能力の向上や異文化への興味関心を深めた。また、中学校は姉妹校の台湾の中学生との交流活動を通じ、国際社会に対応できる人材の育成を図った。	
東北町	商工観光課	日米交流事業	H29.3.4	三沢米軍基地	在日米軍と周辺地域との調和を図るため、米軍三沢基地の米軍人等と町民との交流事業を実施。	約80名
東北町	商工観光課	台湾台北市中学校交流推進事業	H28.7.13～H28.7.16	台湾(台北市)	台湾台北市立天母国民中学と東北町の中学校2校と姉妹校を締結し、定期的な相互訪問を実施し、歴史や文化等異文化交流による相互理解や国際理解を深め、生徒達のグローバルな人間形成を目指すとともに、台湾の国民に対し東北町の野菜(長いも・にんにく等)や水産資源(シジミ・シラウオ・わかさぎ)等の町特産品の積極的なPR活動を展開し、新たな販路開拓や観光など交流人口の拡大により地域活性化を図った。	中学生26名 引率20名

市町村名	担当部署	事業名	実施時期 (期間)	対象国 (対象地域)	事業概要	人員 (派遣・受入等)
六ヶ所村	六ヶ所村国際教育研修センター	語学指導等を行う外国青年招致事業(CIR)	通年	韓国、ドイツ	通訳・翻訳・語学指導等を行うとともに、村民の異文化理解の推進を図った。	ドイツ1名 韓国1名
六ヶ所村	〃	日本語講座	通年	—	在住外国人に対する日常会話レベルの日本語の教授、および生活支援や情報提供等を行った。	生徒数約10名
六ヶ所村	〃	外国語講座	通年	—	ALTやCIR等を講師に、英会話教室、韓国語教室、フランス語教室、ドイツ語教室を開催した。	生徒数 小学生16名 一般 60名
六ヶ所村	〃	高校生ホームステイ派遣事業	H28.7.22～H28.7.27	韓国(襄陽郡)	六ヶ所村高校生が襄陽郡高校生宅にホームステイし、異文化を体験した。	派遣12名 (うち引率4名)
六ヶ所村	〃	小学生サッカー交流受入事業	H28.8.3～H28.8.4	韓国(襄陽郡)	韓国襄陽郡の小学生が六ヶ所村を訪問し、村小学生サッカーチームと試合を行い交流した。	受入20名 (うち引率3名)
六ヶ所村	〃	高校生ホームステイ受入事業	H28.8.3～H28.8.6	韓国(襄陽郡)	襄陽郡高校生を六ヶ所村高校生宅にホームステイ受入、異文化を体験した。	受入15名 (うち引率3名)
六ヶ所村	〃	日本文化教室	通年	—	村在住の外国人を対象に日本の文化を紹介し、理解を深めた。(米作り体験、布草履作り体験、掛軸作り体験)	各イベント参加者 35名程度
六ヶ所村	六ヶ所村教育委員会学務課	語学指導等を行う外国青年招致事業(ALT)	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実を図った。	招致1名
六ヶ所村	〃	外国語指導業務委託	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を配置し、英語教育の充実を図る。	配置2名
おいらせ町	学務課	中学生海外派遣事業	H28.4.21～H28.4.29	アメリカ(メイン州)	中学生を姉妹都市に派遣し、ホームステイ等を行うことで、現地の中学生との交流を図る。	派遣15名 (うち引率3名)
おいらせ町	学務課	語学指導等を行う外国青年招致事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国人青年を招致し、英語教育の充実を図る。	招致2名
おいらせ町	企画財政課	国際交流員派遣	通年		地域の多文化共生意識を育むため、各種団体等へ国際交流員を派遣する。	派遣1名
おいらせ町	社会教育・体育課	幼児英会話教室	通年	英語圏	町国際交流員を町内保育園及び幼稚園に派遣し、幼児期からの英会話学習を行う。	派遣1名
おいらせ町	企画財政課	生涯学習フェスティバル(ブース設置)	H28.10.22～H28.10.23		おいらせ町生涯学習フェスティバルでの国際交流ブースの出展	参加者約170名
東通村	教育委員会	21世紀東通村教育デザイン海外研修事業	H28.8.3～H28.8.12	ニュージーランド	中学生を対象とした海外派遣でのホームステイ等により、外国語によるコミュニケーション能力と相手を理解する国際感覚を培う。	13名 (うち引率3名)
東通村	教育委員会	東通村外国人英語講師委託事業	H28.4.1～H29.3.25	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、こども園・小中学校の英語教育、国際理解教育の充実を図る。	招致2名
三戸町	教育委員会事務局	中学生海外派遣事業	H28.10.30～H28.11.5	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州タムワース)	下記の目的で、町内の中学生を姉妹都市へ派遣する。 ①外国の生活習慣や文化に直接触れる ②ホームステイをととしての国際理解の醸成と英会話学習 ③異文化交流による自国文化の理解	派遣13名 (うち引率3名)
三戸町	教育委員会事務局	語学指導等を行う外国青年招致等事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致又は直接採用し、町内小中学校での英語教育の充実を図った。	招致1名、採用1名
五戸町	教育課	語学指導等を行う外国青年招致事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実を図った。	招致3名
五戸町	企画振興課	五戸町中学生姉妹都市韓国沃川郡派遣研修事業	H28.8.17～H28.8.21	大韓民国(忠清北道沃川郡)	五戸町中学生を姉妹都市韓国沃川郡に派遣し、中学生交流や文化体験を通じて、相互理解と人材育成を図った。	派遣25名(中学生20名、引率者5名)

市町村名	担当部署	事業名	実施時期 (期間)	対象国 (対象地域)	事業概要	人員 (派遣・受入等)
田子町	政策推進課	ギルロイ市友好青年招致事業	通年	アメリカ (ギルロイ市)	国際交流推進員として姉妹都市から招致、町民との友好親善を図った。	招致1名
田子町	教育委員会	語学指導を行う外国青年招致事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致、英語教育の充実を図った。	招致1名
田子町	教育委員会	中学生海外派遣事業	H28.10.26～H28.11.2	アメリカ (ギルロイ市)	町内の中学生を姉妹都市へ派遣、ホームステイや現地中学生との交流を通じて異文化を体験した。	派遣14名 (うち引率4名)
田子町	政策推進課	青少年海外派遣事業	H29.1.6～H29.1.14	アメリカ (ギルロイ市)	田子高校生を姉妹都市へ派遣、ホームステイや現地高校生との交流を通じて異文化への理解を深めるとともに語学の向上を推進した。	派遣9名 (うち引率3名)
田子町	政策推進課	ギルロイ市高校生短期留学プログラム	H28.7.1～H28.7.6	アメリカ (ギルロイ市)	ギルロイ市高校生の短期研修を受け入れ、ホームステイや児童生徒との交流により異文化への理解を深めた。	受入10名 (うち引率2名)
田子町	政策推進課	ギルロイ市ガーリックフェスティバル訪問事業	H28.7.27～H28.8.3	アメリカ (ギルロイ市)	姉妹都市交流の一環として、ガーリックフェスティバルを訪問し友好親善を図った。	訪問8名
田子町	政策推進課	瑞山市訪問事業	H28.10.7～H28.10.12	韓国(瑞山市)	姉妹都市交流の一環として、韓国瑞山市を訪問、交流を深めた。	訪問9名
田子町	政策推進課	にんにくとべごまつり招待事業	H28.9.29～H28.10.5	アメリカ(ギルロイ市) 韓国(瑞山市)	ギルロイ市、瑞山市からにんにくとべごまつりへ招待し町民との交流を深めた。	招待10名 (ギルロイ4名、 瑞山6名)
田子町	政策推進課	町民外国語講座	通年	—	町民を対象とした外国語講座を実施。 (英会話教室、韓国語講座)	計97名受講
田子町	政策推進課	English Day Camp	H29.2.4	—	英語漬けの一日体験プログラムを実施。 講師:町CIR、ALT他	中学生8名参加
田子町	政策推進課	ギルロイ市国際夕食会派遣事業	H29.3.23～H29.3.29	アメリカ (ギルロイ市)	ギルロイ市姉妹都市協会主催の「国際夕食会」へシェフとして町民を派遣。郷土料理等を振る舞った。	派遣4名
南部町	教育委員会 学務課	中学生海外派遣事業	H28.10.21～H28.10.28	カナダ (プリティッシュコロ ンビア州・バンクー パー付近)	海外の文化、歴史及び産業等の視察並びに現地学生との交流活動を行った。 また、ホームステイを通じてコミュニケーション能力の向上を図った。	2学年 23名 引率 4名 合計 27名
南部町	商工観光交流課	さくらんぼ祭りWelcome Party	H28.6.19	アメリカ合衆国	アメリカ(米軍三沢基地)の家族をさくらんぼ祭りオープニングに招待し、さくらんぼ祭りやさくらんぼの種飛ばし大会を通じて交流を図った。	参加人数:35人
南部町	商工観光交流課	上海個人旅行者農家民泊	H28.8.19～H28.8.21	中国	農家民泊(2泊)を実施し、農業体験や日本の文化交流を行った。	受入人数:4人
南部町	商工観光交流課	台湾僑光科技大学農家民泊・産直施設視察	H28.9.5～H28.9.6	台湾	農家民泊(1泊)の及び、南部町内産直施設(チェリーセンター)の視察を実施し交流を図った。	受入人数:14人
南部町	商工観光交流課	達者村パンプキンパーティー	H28.10.16	アメリカ合衆国	町内及びアメリカ(米軍三沢基地)の家族を対象に、収穫したかぼちゃを利用した交流事業を実施した。	参加人数:41人
南部町	商工観光交流課	JENESYS2016東南アジア女性起業家農家民泊・町内視察・伝統工芸体験	H28.10.26～H28.10.31	東南アジア4カ国	JICE(日本国際協力センター)外国人研修団による農家民泊(2泊)、南部町営市場の視察や伝統工芸体験を実施し交流を図った。	受入人数:73人
南部町	商工観光交流課	青森県留学生ジャンボリー農家民泊	H28.11.19～H28.11.20	アジア10カ国の留学生	県内の大学に通う留学生が農家民泊(1泊)やクリスマスリース作りを通じて交流を図った。	受入人数:49人
南部町	商工観光交流課	対日理解促進プログラム(アメリカ)「カケハシ」プロジェクト農家民泊・視察	H29.1.11～H29.1.15	アメリカ合衆国	JICE(日本国際協力センター)外国人研修団による農家民泊(1泊)を実施し交流を図った。また、研修団は、八戸市内企業(トヨタカローラ八戸、八戸酒造(株))の視察も行った。	受入人数:45人
南部町	社会教育課	英会話教室	H28.9～H28.12	—	米軍三沢基地内小学校教師を講師に招き、町民を対象とした英会話教室の実施。	クラス7名 (延べ60人)
南部町	社会教育課	英会話教室(初級)	H28.9.7～H28.12.7	—	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実を図った。	クラス12名 (延べ115人)

(注)一部、平成29年度にかけて実施されています。

資料:誘客交流課

4 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援

(1) 職業能力開発の状況

本県の経済・雇用情勢は回復基調が続いているが、一部業種で人手不足もあることなどを踏まえ、地域の実情に即した産業・雇用対策により雇用の安定・創出を図るためには、求職者の職業能力の開発・向上はもとより、地域産業を担う人財の育成が喫緊の課題となっている。

このため、県では、「第10次青森県職業能力開発計画（実施期間平成28年度～32年度）」で、①地域・産業ニーズを的確に捉えた職業能力開発の推進、②地域の活力創出に向けた新たな担い手の育成、③技能の振興・継承の促進、の三つの実施目標を設定し、この計画に基づいて県経済・雇用環境の変化に対応した職業能力開発施策を展開していくことにより、労働者の職業能力の開発・向上を図り、地域経済社会の発展と労働者の福祉の向上を目指して取り組んでいくこととしている。

ア 公共職業能力開発施設

本県には県立の職業能力開発施設として、青森市、弘前市、八戸市、むつ市に職業能力開発校が4校あり、延べ12訓練科、定員455人で人財育成を行っているほか、障害者のための県立障害者職業訓練校（弘前市）があり、3訓練科、定員40人で人財育成を行っている。

また、国の独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設として、五所川原市に青森職業能力開発短期大学校があり、3訓練科、定員130人で高度な専門知識を兼ね備えた実践技術者（テクニシャン・エンジニア）を養成しているほか、青森市の高齢・障害・求職者雇用支援機構青森職業能力開発促進センターにおいては、7訓練科、定員348人で離転職者の再就職訓練を行っている。

第2-2-19表 県立職業能力開発校の状況（平成29年4月）

（単位：人）

校名	課程	訓練科名	年次	定員	在籍者数
青森高等 技術専門学校	普通	電気工学科	1年	20	13
			2年	20	7
		環境土木工学科	1年	20	16
			2年	20	10
	計			80	46
	弘前高等 技術専門学校	普通	自動車システム工学科	1年	20
2年				20	20
建築システム工学科			1年	20	14
			2年	20	18
短期		造園科	—	15	14
		配管科	—	20	11
計			115	97	
八戸 工科学院	普通	機械システム工学科	1年	25	7
			2年	25	13
		自動車システム工学科	1年	30	26
			2年	30	30
		設備システム工学科	1年	20	11
			2年	20	12
		制御システム工学科	1年	25	9
			2年	25	18
計			200	126	
むつ高等 技術専門学校	普通	木造建築科	1年	20	8
			2年	20	10
	短期	配管科	—	20	7
			計		
合計			455	294	

第2-2-20表 障害者職業訓練校の状況（平成29年4月）

（単位：人）

校名	訓練科	定員	在籍者数
障害者職業訓練校	製 版 科	15	8
	〇 A 事務科	15	11
	作 業 実 務 科	10	3
合 計		40	22

資料：労政・能力開発課

第2-2-21①表 青森職業能力開発短期大学の状況（平成29年4月）

（単位：人）

校名	訓練系	訓練科	年次	定員	在籍者数
青森職業 能力開発 短期大学	機 械 システム系	生産技術科	1年	20	18
			2年	20	18
	電気・電子 システム系	電気エネルギー 制御科	1年	20	18
			2年	20	18
	電子情報制御 システム系	電子情報技術科	1年	25	20
			2年	25	20
合 計				130	112

資料：労政・能力開発課

第2-2-21②表 青森職業能力開発促進センターの状況（平成29年4月）

（単位：人）

校名	訓練科	期間	定員	入所時期
青森職業 能力開発 促進セン ター	CAD・NC加工技術科	6ヶ月	各12	4月、7月、10月、1月
	CADオペレーション科	6ヶ月	各15	5月、8月、11月、2月
	住宅リフォーム技術科	6ヶ月	各15	4月、7月、10月、1月
	住宅建築施工科	6ヶ月	各15	6月、9月、12月、3月
	電気設備技術科（短期デュアルコース）	6ヶ月	各20	8月、2月
	電気メンテナンス課	6ヶ月	各10	6月、9月、12月、3月
	電気設備科（OS）（橋渡し訓練）	1ヶ月	各20	7月、1月
合 計			348	

資料：労政・能力開発課

イ 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主が雇用している者に対して、職業に必要な知識と技能を習得させ、又は向上させるために行う職業訓練であり、事業主が共同して実施する共同職業訓練校と、単独で実施する単独職業訓練校とがある。

現在、県内の認定職業訓練実施校は8校で、延べ33訓練科（コース）、約293人で職業訓練を実施している。

第2-2-22表 認定職業訓練実施校一覧（平成29年度）

区分	訓練校名	所在地	訓練科（コース）
共同	八戸職業能力開発校	八戸市	塑性加工科、木造建築科、建築塗装コース（短期1コース）、建築板金コース（短期1コース）、建築大工コース（短期1コース）
	十和田職業能力開発校	十和田市	左官タイル施工科
	三沢職業能力開発校	三沢市	和裁科、左官・タイル施工科
	弘前職業能力開発校	弘前市	建築板金科、木造建築科、左官・タイル施工科、建築塗装科、和裁科 和裁コース（短期1コース）、塗装コース（短期1コース）、板金コース（短期1コース）、建築コース（短期2コース）、左官コース（短期1コース）
	七戸職業能力開発校	七戸町	木造建築科
	八戸調理共同高等職業訓練校	八戸市	調理・サービス向上コース（短期5コース）
	あおもりコンピュータ・カレッジ	青森市	プログラム設計科
	ヘアメイク・アーティストスクール	十和田市	美容コース（短期6コース）
合計	8校		

資料：労政・能力開発課

(2) 技能検定

技能検定は労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、我が国の技能水準を向上させ、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、技能労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とするものであって、職業能力開発促進法に基づいて実施されている。

技能検定は、職種ごとに特級、1級、単一等級、2級、3級等に分けて、それぞれ学科・実技試験によって行われ、両方に合格した者に、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級等については都道府県知事名の合格証書が交付され「技能士」の称号が与えられる。

本県では、平成28年度までに、特級53人、1級16,725人、単一等級567人、2級17,880人、3級5,858人、随時3級25人、基礎1級77人、基礎2級2,866人の合計44,051人に技能士の称号が与えられている。

(3) 青森県技能奨励賞

青森県技能奨励賞表彰制度は、若年技能者を表彰することにより、技能を通じて能力発揮の希望を与え、技能労働者の地位向上と、技能の研鑽を奨励することを目的に平成4年度から実施している。

- ア 表彰対象者 技能の程度が極めて優秀であり、それに関わる職業に10年以上の経験を有し、かつ45歳未満の者で、将来その活躍が一層期待される者であること。
- イ 表彰者数 5人以内
- ウ 表彰時期 毎年11月
- エ 受賞者数 102人（平成29年11月12日現在）

(4) 小規模事業者等後継者の育成

県では、小規模事業者等の若手後継者及び青年経営者等の育成及び資質向上を図るため、次の事業を実施する商工会、商工会議所、県商工会連合会及び県中小企業団体中央会に対し助成、指導を行っている。

- ア 商工会、商工会議所及び県商工会連合会の青年部が部員の資質向上を図るために広域で行う、各種研修会、講習会の開催及び地域の小規模企業の振興、発展を図るために行う調査研究、地場産業育成事業等
- イ 県中小企業団体中央会が事業協同組合等の青年部員の資質向上を図るために行う各種研修会、講習会及び研究会の開催等

第3章 困難を有する子ども・ 若者やその家族への きめ細やかな支援

第3章 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細やかな支援

第1節 ニート等に対する支援

1 ニート等に対する就労支援

「青森県若者サポートステーション」（平成19年4月、ジョブカフェあおもり内に設置）は、国の認定施設であり、15歳から39歳までの若年無業者や保護者を個別・継続的に支援するため、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談をはじめ、職場見学、就労体験、地域イベントへの参加などを通じた就労支援を行っている。

平成25年4月からは、青森市に加えて、弘前市及び八戸市にも「地域若者サポートステーション」を設置し、同様の支援を実施している。

2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進

(1) 雇用対策

ア ジョブカフェあおもり

「ジョブカフェあおもり」（平成16年4月設置）では、相談から就職決定までの一貫したキャリアカウンセリングや、就職支援ガイダンス・企業説明会、就職活動に役立つさまざまなセミナーの開催など、若者を対象とした総合的な就職支援サービスを提供している。

また、平成23年11月から「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「あおもり若者サポートステーション」の3施設を一体的に運営する「ヤングジョブプラザあおもり」をオープンし、新たに総合案内窓口の設置や「チーム支援」及び「就勝クラブ」の実施などを行い、若年求職者に対する一貫した就職支援を行っているほか、県内3ヶ所（弘前、八戸、むつ）に設置している「ジョブカフェあおもりサテライトスポット」において、ハローワークとの一体的運営を行っている。

第2-3-1表 ジョブカフェあおもり利用状況

(単位:人)

年度	利用者数	就職者数
H24	43,156	2,830
25	47,307	2,976
26	54,056	2,904
27	53,717	2,723
28	57,812	2,428

資料:労政・能力開発課

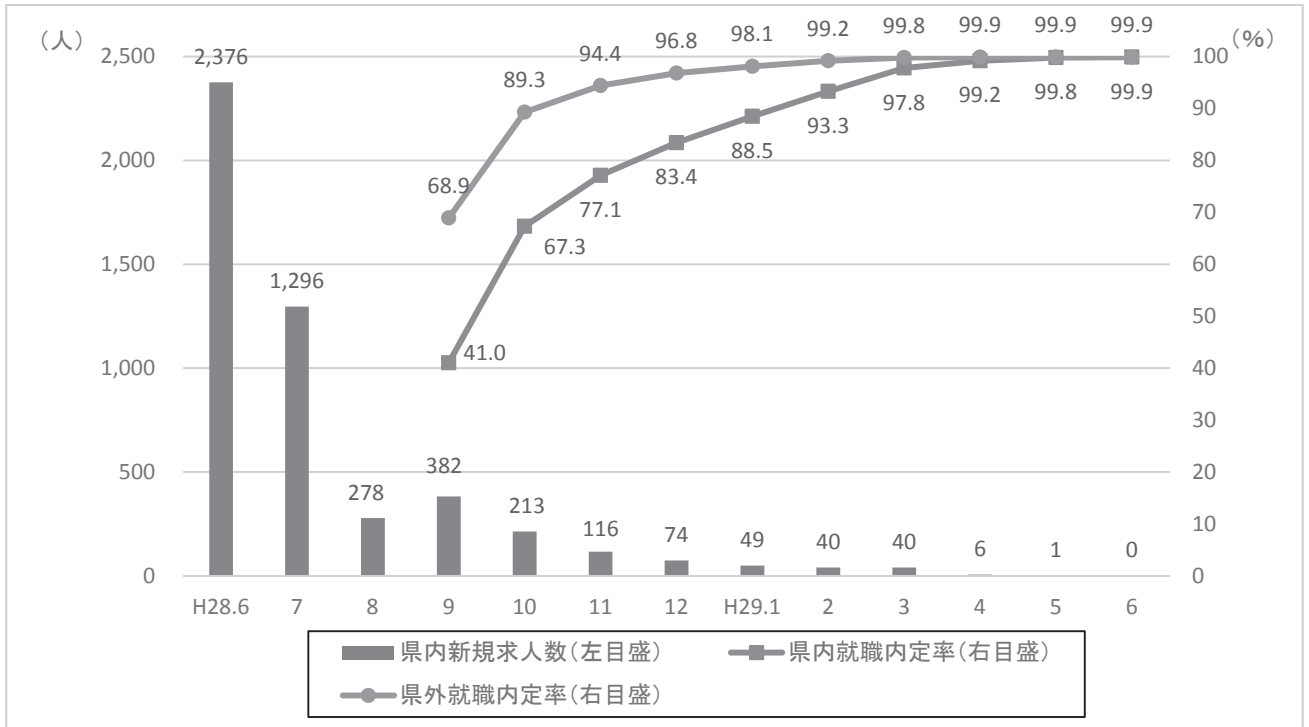
(注)就職者数は併設のハローワークヤングプラザの職業紹介を含む。

(2) 県内就職促進・定着化

ア 新規高等学校卒業予定者県内就職促進事業

県では、新規高等学校卒業予定者の県内就職を促進するため、県内経済団体への早期求人提出要請や、高校生を対象とした企業見学会を実施している。

第2-3-2図 平成29年3月新規高卒者の月別新規求人数及び就職内定率比較（県内、県外）



資料：青森労働局

第2-3-3表 企業見学会実施状況

年度	延べ回数 (回)	参加学生数 (人)	見学企業数 (箇所)
H24	67	2,644	207
25	68	2,471	191
26	71	2,992	215
27	72	3,206	213
28	64	2,702	205

資料：労政・能力開発課

イ 県出身学生就職促進事業

県では、本県出身の大学、短大、専門学生等の県内就職を促進するため、県内外において就職ガイダンスを開催している。平成28年度は、青森、弘前、八戸、仙台、東京の各会場で開催した。

第2-3-4表 就職ガイダンス開催状況

年度	参加企業数 (社)	参加学生数 (人)
H24	179	1,013
25	201	878
26	267	907
27	151	479
28	393	622

資料：労政・能力開発課

ウ 工業高校生等県内就職促進事業

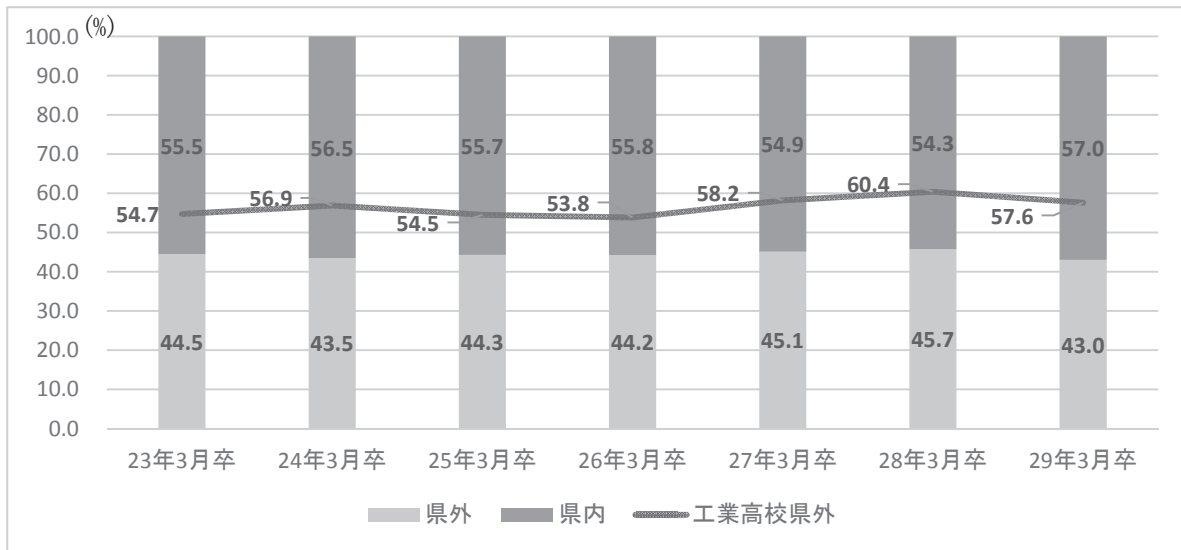
県外就職率が高い工業高校生をはじめとする新規学卒者の県内就職を促進するため、企業情報の専用サイト設置や企業展示フェアの開催などにより、地元企業や仕事内容に関する情報発信を強化したほか、県内企業の求人情報を地元主要新聞にいち早く掲載した。

エ 就活応援・しごと定着事業

県では、県外の大学等へ進学した優秀な人材を確保するため、県出身の大学生等に対する就職支援を積極的に行うとともに、若年者の早期離職防止のため、県内事業所に対する職場定着支援や高校生・大学生等に対する就労意識形成支援を行い、職場定着促進を図っている。

優秀な人材を確保するため、首都圏等で合同企業説明会や就職ガイダンスを開催したほか、青森県企業情報誌を作成し、県内企業の情報発信に努めた。また、若年者の早期離職を防止と安定した就業のため、企業に対する支援として、新入社員、中堅社員、人事担当者等に対する研修を実施したほか、若年者に対する支援として、高校生やその保護者に対する就労意識形成支援セミナーや企業見学会を実施した。

第2-3-5図 新規高卒者の県内・県外就職割合の推移



資料：青森労働局

第2-3-6表 新規学校卒業者の定着状況

(単位：%)

区分	新規高等学校卒業者の定着率			新規大学等卒業者の定着率			
	1年後	2年後	3年後	1年後	2年後	3年後	
H21.3月卒	全国	82.9	72.0	64.3	88.6	79.0	71.2
	青森県	81.4	70.0	62.7	85.5	75.8	68.4
H22.3月卒	全国	79.3	68.2	60.8	86.6	76.7	69.0
	青森県	74.3	62.4	53.6	81.6	72.2	65.0
H23.3月卒	全国	79.2	69.2	60.4	85.7	76.5	67.6
	青森県	71.8	61.0	51.1	78.3	69.5	62.1
H24.3月卒	全国	80.4	68.6	60.0	87.0	76.7	67.7
	青森県	71.4	59.0	49.7	81.1	69.9	61.4
H25.3月卒	全国	80.1	68.2	59.1	87.3	77.2	68.1
	青森県	74.1	60.8	50.5	83.0	71.8	62.5
H26.3月卒	全国	80.6	68.6	59.2	87.8	77.2	67.8
	青森県	74.8	61.6	51.9	78.3	68.2	60.2
H27.3月卒	全国	81.9	70.3		88.2	77.7	
	青森県	79.5	66.6		81.8	69.6	
H28.3月卒	全国	82.8			88.7		
	青森県	81.4			83.5		

資料：青森労働局

第2節 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応

1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援

(1) いじめに対する施策

県及び県教育委員会は、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、県・市町村・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成26年6月、青森県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、平成29年10月に改定を行った。

この基本方針に基づき、「青森県いじめ防止対策審議会条例」を平成26年7月7日に公布・施行し、専門的知識を有する外部人材を委員とする県教育委員会の附属機関である「青森県いじめ防止対策審議会（以下「いじめ防止対策審議会」という。）」を設置した。いじめ防止対策審議会は、県立学校におけるいじめ防止等のための調査研究等について専門的知見からの審議や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行ってきた。さらに、県は、法28条の重大事態に係る再調査を行う知事の附属機関として、「青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会（以下「いじめ調査部会」という。）」を設置し、対応してきた。

さらに、県教育委員会では「青森県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置し、関係機関、団体及び各市町村教育委員会の参加を得て、いじめ防止等に関する情報共有や相互の取組に対する一層の連携に取り組んでいる。

具体的な施策としては、いじめ防止対策審議会、いじめ調査部会及び連絡協議会の意見等を踏まえ、子どもを取り巻く状況の把握力を高めるため、いじめ防止のリーフレットを作成し、全ての小学校、中学校、高等学校の児童生徒への配布を通して、学校主体のいじめ防止学習を支援しているほか、教員のいじめへの対応力を高めるため、児童生徒の心の健康に関する研修会のほか、各種研修会を開催している。

また、教育相談体制の拡充を図るため、各学校に派遣するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員するとともに、資質の向上を図るための研修会を開催している。児童生徒及び保護者等からのいじめ等の相談窓口として「あたたかテレホン」や「24時間子供SOSダイヤル」等の相談専用電話を開設し、助言・支援を行っている。

さらに、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口サイトを開設するとともに、ソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に関係する不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携し学校への支援や情報の削除に努めている。

このほか、いじめ防止に関するポスターの掲出、テレビCMの放映、地域の青少年健全育成団体等と協力して、いじめ防止を街頭で呼び掛ける取組等を行い、児童生徒、保護者、県民が一体となったいじめ防止対策に努めている。

○ いじめ防止キャンペーン推進事業

いじめの防止は、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携して取り組むことが重要であり、いかなるいじめも許さないという人権尊重の精神を育む体制を整備することが必要であることから、地域からいじめ防止の意識啓発キャンペーンを幅広く展開し、学校におけるいじめ防止に向けた取組を支えている。

【平成29年度の実績】

① いじめ防止CM原作コンクール

県内の高校生を対象として、いじめ防止テレビCMの原作を募集し、生徒一人一人が、いじめについて考える機会を創出している。

- ・ 募集期間 4月～5月
- ・ 応募作品総数 45点
- ・ 審査結果 審査会において、6点を優秀作品として選定し、これを表彰した。

② いじめ防止標語コンクール

県内の小学生・中学生・高校生及び一般を対象として、いじめ防止を訴える標語を募集し、児童・生徒及び県民一人一人が、いじめについて考える機会を創出している。

- ・ 募集期間 6月～9月
- ・ 応募作品総数 7,904点
- ・ 審査結果 審査会において、7点を優秀賞、1点を審査員特別賞として選定し、これを表彰した。

③ テレビCM放映

学校の長期休業明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きく変わる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、児童生徒の変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化等を集中的に行うことは効果的であるとされていることから、テレビCMを制作し放送することにより、いじめ防止に向けた一層の意識啓発に努めている。

ア 春休み明け(4/5～4/14、5/8～5/19)

平成28年度いじめ防止標語CMを放送

イ 夏休み明け(8/16～9/12)

平成29年度いじめ防止CM原作コンクール優秀作品をもとにしたCMを放送

ウ 冬休み明け(1/11～2/6)

平成29年度いじめ防止標語コンクール優秀賞作品を用いたCMを放送

○ 地域の見守りで輝く笑顔推進事業

【平成29年度の実施状況】

① 県内一斉声かけ活動

年4回、県内の全小・中・高等学校・特別支援学校で一斉に、地域の大人、保護者などが参加する声かけ活動を実施した。

(実施期間)

- ・平成29年4月10日～14日(入学、進級時)
- ・平成29年7月14日～21日(夏休み前)
- ・平成29年8月24日～30日(夏休み明け)
- ・平成29年12月18日～22日(冬休み前)

② 他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会

児童生徒と地域の大人の相互理解を促進し、信頼関係の構築を図るため、平成29年10月～12月、小・中・高等学校・特別支援学校18校で、「命について考える」をテーマに意見交換等を実施した。

③ 地域の力で輝く笑顔推進青森県民大会

平成29年7月30日(日)に青森市の県民福祉プラザで、「地域の力で輝く笑顔推進青森県民大会～子どもの笑顔は地域のたから～」を開催した。

(内容)

- ・知事から児童生徒へのメッセージの伝達
- ・大会宣言の採択
- ・いじめ防止の取組事例発表
- ・基調講演(講師:教育評論家 尾木直樹氏) 等

④ 子どもたちの夢や未来を応援するメッセージソング・動画「笑顔の未来へ」の制作・発信及び相談先ステッカーの作成・配付

(第2部第2章第1節1(2)「地域の見守りで輝く笑顔推進事業」を参照。)

(2) 不登校に対する施策

県教育委員会では、児童生徒の望ましい人間関係の構築、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう教育相談に関わる各種研修講座の充実及び少人数学級の実施、小・中・高等学校へのスクールカウンセラー配置・派遣等の拡充に努めている。

さらに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、医療・福祉等の関係機関と連携しながら、家庭訪問や面談・カンファレンスを行い改善に努めている。

また、教員が、生徒の抱える悩みや不安、精神疾患等に関する理解を深め、児童生徒を取り巻く状況の把握力及び対応力を高めるため、「心の健康に関する研修会」を開催したり、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒が適切な支援のもと学校生活が継続できるよう、様々な教員研修の機会を捉えて、発達障害等の理解と対応に関する内容を取り入れるなど教員の資質向上に努めている。

(3) 暴力行為に対する施策

県教育委員会では、子どもたちの規範意識の醸成や教員と子どもとの信頼関係の構築に向け、教育相談に関わる各種教員研修講座の開設、小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの派遣及びスクールソーシャルワーカーの派遣等の施策の一層の充実に努めている。

さらに、「地区健全育成推進会議」や「地域生徒推進連絡協議会」等を開催し、暴力行為の実態や具体的な取組についての情報交換や協議を行うなど、学校、家庭、地域社会、関係機関の協力体制の強化に努めている。

2 高校中途退学対策と中途退学者への支援

県教育委員会では、中途退学を防止するため学校における生徒の能力・適性や興味・関心などに応じた魅力ある教育活動となるよう様々な取組の支援に努めている。

学業の継続に悩んでいる生徒に対する各学校のガイダンス機能の充実やきめ細かな教育相談体制の整備が重要であることから、各学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣するとともに、福祉的な支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒や保護者等が抱える悩みや状況等の改善に向けた支援に努めている。

また、教員を対象とした中途退学者等に関する調査を行い、その調査結果を参考に中途退学者削減に向けた対応に努めている。

第3節 障害等のある子ども・若者への支援

1 身体・知的・精神障害のある子ども・若者への支援

(1) 心身障害児（者）の現況

ア 身体障害児（者）の現況

本県における平成29年3月31日現在の身体障害者手帳交付児（者）は、60,275人で、県人口に対する割合を見ると、1,000人に対し46.8人となる。

これらを主な障害の種類別にみると、肢体不自由が52.3%と一番多く、次いで内部障害が32.4%、聴覚・平衡機能障害が8.5%、視覚障害が5.9%、音声・言語機能障害が0.9%となっている。

身体障害者の障害の程度をみると、1、2級の重度の身体障害者は総数の52.5%と過半数を占めている。

障害者に対する施策は、その自立を主眼に推進しており、重度障害者の対策強化を図るとともに、在宅障害者の社会参加を進めるための地域福祉活動の促進等に努めている。

第2-3-7表 身体障害者障害別人員数（平成29年3月31日現在）

(単位:人)

障害別 年齢区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計
18歳未満	35	103	3	635	233	1,009
18歳以上	3,557	5,019	533	30,871	19,286	59,266
計	3,592	5,122	536	31,506	19,519	60,275
構成比(%)	5.9	8.5	0.9	52.3	32.4	100.0

資料:障害福祉課

第2-3-8表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数（平成29年3月31日現在）

(単位:人)

障害別 等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	1,438	920	229	247	414	344	3,592
聴覚障害	70	1,303	610	1,167	24	1,948	5,122
音声・言語機能障害	14	22	350	150	0	0	536
肢体不自由	8,279	6,598	5,438	7,756	2,331	1,104	31,506
内部障害	12,852	114	2,881	3,672	0	0	19,519
計	22,653	8,957	9,508	12,992	2,769	3,396	60,275
構成比(%)	37.6	14.9	15.8	21.5	4.6	5.6	100.0

資料:障害福祉課

イ 知的障害児(者)の現況

障害者相談センターで把握している平成29年3月31日現在の知的障害児(者)は、12,609人となっている。これを障害程度別にみると重度のものが5,012人で39.7%を占め、中軽度が7,597人の60.3%となっている。

第2-3-9表 知的障害児(者)の障害程度別人員数及び構成比(平成29年3月31日現在)

(単位:人)

年齢区分 障害程度	重 度	中軽度	計
18歳未満	688	1,664	2,352
18歳以上	4,324	5,933	10,257
計	5,012	7,597	12,609
構成比(%)	39.7	60.3	100

資料:障害福祉課

(2) 心身障害児(者)の福祉対策

知的、身体的に障害を持つ人々に対しては、障害者も社会の構成員であり、その生活の欲求は健常者と何ら変わるものではないという基本的な認識のもとに、これらの人々の日常生活を支援しつつ、リハビリテーション体制の確立と就労機会の増大を図り、障害者の社会活動への参加を促進するとともに、公共施設や道路等を障害者が気軽に利用できるような住みよい環境づくりを推進している。

また、障害者の真の幸福は家族とともに生活するだけでなく、社会の一員として生活することにあると考えられるため、障害者が家族や地域社会との関係を十分に保ちながら生活できるよう、教育、労働、保健等の各分野のきめ細かい在宅対策を進めている。

ア 身体障害者への対策

身体障害者の更生援護に関する問題については、市町村及び障害者相談センター(身体障害者更生相

談所)が診査及び更生相談を行っており、更生医療の給付、障害者支援施設への入所等必要な支援・措置を行っている。

(7) 障害者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況

平成28年度の障害者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況を見ると、取扱実人員が5,142人（来所及び巡回の合計）、相談件数が5,448件となっており、相談内容は更生医療の3,254件が最も多い。また、判定内容別ではすべて医学的判定で4,982件、判定書交付件数は5,215件となっており、内容別では更生医療の3,021件が最も多くなっている。

第2-3-10表 障害者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況 (単位:件)

年度	区分	取扱実人数(人)	相談内容							判定内容					判定書交付件数						
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	機能的判定	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害支援区分	その他	計
H28	来所	4,764	3,021	1,743	0	0	0	0	0	4,764	4,764	0	0	0	4,764	3,021	1,743	0	0	0	4,764
	巡回	378	233	218	233	0	0	0	0	684	218	0	0	0	218	0	218	233	0	0	451
	計	5,142	3,254	1,961	233	0	0	0	0	5,448	4,982	0	0	0	4,982	3,021	1,961	233	0	0	5,215

資料:障害福祉課

(4) 青森県身体障害者福祉センター「ねむのき会館」

身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市に開館し、平成18年度から指定管理者制度導入により、現在、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に管理運営を委託している。

第2-3-11表 ねむのき会館利用状況 (単位:人)

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
H24	1,395	75	208	2,447	1,032	1,483	5,303	11,943
25	1,616	81	63	3,195	1,425	1,417	5,429	13,226
26	1,344	153	100	3,683	1,257	1,824	4,674	13,035
27	1,474	64	204	4,555	1,700	2,164	5,271	15,432
28	1,468	38	218	4,697	1,801	2,349	5,555	16,126

資料:障害福祉課

イ 知的障害者への対策

知的障害者の更生援護に関する問題については、知的障害児(者)やその家族からの相談に応じて、市町村、児童相談所及び障害者相談センター(知的障害者更生相談所)が必要な助言、指導、施設入所等必要な支援・措置を行っている。

(7) 障害者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況

平成28年度の障害者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況を見ると、更生援護取扱実人員が583人（来所及び巡回の合計）、相談件数が589件となっており、相談内容は療育手帳の399件が最も多い。また、判定件数は908件で、内容別では心理学的及び機能的判定で396件となっているほか、判定書交付件数は574件で、内容別では療育手帳の394件が最も多くなっている。

第2-3-12表 障害者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況

(単位:件)

年度	区分	取扱実人数(人)	相談内容									判定内容					判定書交付件数			
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判断	心理学的判断	機能的判断	その他の判断	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
H28	来所	312	1	0	1	2	6	0	128	180	318	40	125	125	0	290	0	125	180	305
	巡回	271	0	0	0	0	0	0	271	0	271	76	271	271	0	618	0	269	0	269
	計	583	1	0	1	2	6	0	399	180	589	116	396	396	0	908	0	394	180	574

資料:障害福祉課

ウ 心身障害児(者)の在宅福祉対策

心身障害児(者)の主な在宅福祉対策は次のとおりである。

第2-3-13表 主な在宅福祉対策

制度・事業等	内 容
自立支援医療(更生医療)の給付	身体上の障害を軽減除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るための医療給付を行う。平成28年度の給付人員は5,644人である。
補装具の交付修理	身体上の欠損又は機能の損傷を補うための義肢、装具、補聴器、車いす等の補装具交付及び修理。平成28年度の交付及び修理件数は4,546件である。
居宅介護事業	居宅において食事の世話、洗濯等の日常生活上の介護を行う。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	重度の障害のゆえに負っている特別の負担軽減の一助として月額26,830円(児童14,600円)支給。平成28年度の受給者(月平均)は2,895人である。
障害児(者)短期入所	心身障害児(者)を介護している保護者が疾病等の事由によって家庭における介護を受けることが困難となった場合に、心身障害児(者)を一時的に入所(通所)させ福祉の向上を図る。
心身障害者扶養共済制度	心身障害児(者)を扶養する保護者の死亡後、残される障害児(者)の生活の安定と福祉向上を図るため、任意加入の共済制度として昭和45年から実施する。
日常生活用具の給付	重度障害者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
職親委託	知的障害者を職親のもとに預かり、その更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を行う。
重度心身障害者医療費助成	市町村が行う重度心身障害者医療費支給事業に対し県が2分の1を補助し、重度心身障害者の医療費負担の軽減を図る。
共同生活援助(グループホーム)	地域の中にあるグループホームでの生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長する。
障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の地域での生活を支援するため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する、より専門的な療育機能との重層的な連携を図ることにより、障害児(者)の福祉の向上を図る。
児童発達支援・放課後等デイサービス	心身に障害のある児童に対し通所の方法により日常生活における基本的動作等の指導及び集団生活への適応訓練を行う。
生活介護事業	心身に障害のある者に対し、通所の方法により日常生活上の支援等を行う。

資料:障害福祉課

エ 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

平成28年度における心身障害者扶養共済制度加入者数は553人、年金受給者数は597人となっている。

第2-3-14表 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

(単位:人)

区分	年度	H24	25	26	27	28
加入者数		616	599	586	568	553
年金受給者数		583	589	598	601	597

資料:障害福祉課

オ 重度心身障害者医療費助成

平成28年度における重度心身障害者医療費助成の実施状況は、次のとおりである。

第2-3-15表 重度心身障害者医療費助成金額（平成28年度）

実施市町村	受給者交付件数	医療費給付金額	県補助金	備考
40市町村	19,414件	1,632,754千円	816,377千円	補助率1/2

資料：障害福祉課

(3) 障害児入所施設等への入所支援

平成18年、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）施行により、障害種別の一元化や複雑な施設体系の見直しが図られ、障害者にとって必要なサービスを選択し利用する体制となった。障害者の入所施設については、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設など種別ごとに設置されていたものが障害者支援施設として再編された。

ア 福祉型障害児入所施設

施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行っている。

第2-3-16表 福祉型障害児入所施設設置状況（平成29年4月1日現在）

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
八甲学園	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市	30
弘前市弥生学園	弘前市	弘前市	60
うみねこ学園	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市	50
森田学園	西北五広域福祉事務組合	つがる市	30
公立もみのき学園	上北地方教育・福祉事務組合	七戸町	40
はまゆり学園	下北地域広域行政事務組合	むつ市	30
もみじ学園	南黒地方福祉事務組合	黒石市	20
あすなる療育福祉センター	青森県	青森市	6
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	5
計			271

資料：障害福祉課

イ 医療型障害児入所施設

施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識機能の付与および治療を行っている。

第2-3-17表 医療型障害児入所施設設置状況（平成29年4月1日現在）

施設名	所在地	定員(人)
県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚17の729	(肢体) 42 (重心) 40
国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野155	(重心) 120
国立病院機構八戸病院	八戸市吹上3丁目13の1	(重心) 100
計		302

資料：障害福祉課

ウ 障害者支援施設

施設に入所する障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

第2-3-18表 障害者支援施設

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
青森コロニーセンター	青森県コロニー協会	青森市	60
障害者支援施設徳誠園	徳誠福祉会	青森市	60
障害者支援施設金浜療護園	心和会	青森市	85
指定障害者支援施設りんどう苑 (東京都委託施設)	浪岡あすなる会	青森市	80
青森コロニーリハビリ	青森県コロニー協会	青森市	40
青森月見寮	義栄会	青森市	46
障害者支援施設こぶし園	田茂木野福祉会	青森市	40
障害者支援施設野木和園	新井田福祉会	青森市	50
障がい者支援施設幸養苑	清養会	青森市	30
障害者支援施設津麦園	喜倅会	青森市	50
ゆきわり荘	幸仁会	青森市	50
あすなる療育福祉センター	青森県	青森市	15
知的障害者生活支援施設弘前市弥生荘	弘前市(弘前草右会)	弘前市	50
障害者支援施設千年園	千年会	弘前市	50
障害者支援施設山郷館	七峰会	弘前市	30
障害者支援施設拓光園	七峰会	弘前市	80
障害者支援施設草薙園	島光会	弘前市	40
さくら園	聖康会	弘前市	40
障害者支援施設三和の里	つがる三和会	弘前市	50
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	24
青森ワークキャンパス	道友会	八戸市	50
のぞみ園	のぞみ会	八戸市	40
妙光園	豊寿会	八戸市	40
八太郎山療護園	秋葉会	八戸市	40
いちい寮	八戸市社会福祉事業団	八戸市	50
松館療護園	やすらぎ会	八戸市	80
障害者支援施設東幸園	東幸会	八戸市	50
うみねこ学園	八戸市社会福祉事業団	八戸市	10
南黒地方障害者支援施設もみじ学園	南黒地方福祉事務組合	黒石市	10
障害者支援施設山郷館くろいし	七峰会	黒石市	30
障害者支援施設栄幸園	愛生会	五所川原市	40
障害者支援施設大東ヶ丘サントピアホーム	叶福祉会	五所川原市	50
障がい者支援施設第二うちがた	内潟療護園	五所川原市	30
障害者支援施設青松園	愛生会	五所川原市	36
障害者支援施設あかまつ園	新生会	十和田市	50
となみ療護園	明和会	むつ市	30
陽幸園	みちのく福祉会	むつ市	50
障害者支援施設しもきた療育園	みちのく福祉会	むつ市	50
月見野園	健誠会	つがる市	40
つがるの里(東京都委託施設)	健誠会	つがる市	80
障害者支援施設旭光園	七峰会	平川市	40
南黒地方障害者支援施設青葉寮	南黒地方福祉事務組合	平川市	50
障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設しらかば寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	80
障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設さつき寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	60
障害者支援施設かもめ苑(東京都委託施設)	平館福祉会	外ヶ浜町	80
大鱈療育センター	素樸会	大鱈町	60

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
障がい者支援施設内潟療護園	内潟療護園	中泊町	30
障害者支援施設あすなるクリーナース	海陽会	野辺地町	40
障害者支援施設あぜりあ苑(東京都委託施設)	つつじ会	七戸町	80
障がい者支援施設一誠園	至誠会	七戸町	120
公立からまつ寮	上北地方教育・福祉事務組合 (七戸福祉会)	七戸町	45
上北療護園	新生会	東北町	70
障がい者支援施設けやき寮	恵徳会	東北町	40
公立ぎんなん寮	上北地方教育・福祉事務組合	東北町	45
障害者支援施設かけはし寮	松緑福祉会	六ヶ所村	40
障害者支援施設あかしや寮	昭壽会	おいらせ町	40
明幸園	サポートセンター虹	五戸町	60
三戸郡福祉事務組合立やまばと寮	三戸郡福祉事務組合	五戸町	50
清岳園	清慈会	南部町	40

資料：障害福祉課

(4) 障害者地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施している。

第2-3-19表 障害者地域生活支援事業(平成28年度)

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	事業内容:「障害者110番」運営事業のほか、社会参加促進事業の実施に対する協力等
2. 「障害者110番」運営事業		事業内容:常設相談窓口を設置(相談員2人配置)、障害者の権利擁護に係る相談等への対応 28年度相談件数:456件
3. 相談員活動強化事業	①(一財)青森県身体障害者福祉協会 ②(一財)青森県手をつなぐ育成会	①身体障害者相談員研修 実施地区:青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市 実施回数及び参加人員:延6回、延112人 ②知的障害者相談員研修 実施地区:青森市、八戸市 実施回数及び参加人員:延2回、延62人
4. スポーツ教室開催事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	事業内容:視覚障害者スポーツ教室、健康教室、ボウリング教室等 28年度参加人員:計1,042人
5. スポーツ大会開催事業		第24回青森県障害者スポーツ大会 H28.8.28 青森県総合運動公園等
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会 18人 中級スポーツ指導員養成研修会 4人
7. 字幕入りビデオライブラリー貸出事業	(一社)青森県ろうあ協会	利用登録者数:289人、26団体 貸出件数:169件
8. 在宅盲人点字指導事業	(一社)青森県視覚障害者福祉会	在宅の重度視覚障害者(おもに中途失明者)への点字の指導 28年度指導人員:2人
9. 視覚障害者コミュニケーション支援事業		目の見えない方、見えにくい方のための福祉展開催 28年度:青森市(参加者218人)
10. 盲女性家庭生活訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	事業内容:料理教室等 実施地区:3地区(青森、弘前、八戸) 実施回数及び参加人員:延4回、延45人
11. 盲青年等社会生活教室開催事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	事業内容:講演会 実施地区:青森市 実施回数及び参加人員:1回、14人
12. 手話講習会事業	(一社)青森県ろうあ協会	実施地区:青森市等(全8市4町1村) 実施回数及び参加人員:延51回、延464人
13. オストメイト社会適応訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	実施地区:青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員:延18回、延400人
14. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区:青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員:延114回、延787人

事業名	実施主体	実施状況
15. 音声機能障害者指導者養成事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	指導者養成人員：4人
16. 点訳奉仕員養成事業	(一社)青森県視覚障害者福祉会	養成人員：16人
17. 朗読奉仕員養成事業		養成人員：8人
18. 要約筆記者養成事業	(一社)青森県ろうあ協会	基礎課程：32時間(全9回)8人修了 応用課程：20時間(全5回)10人修了
19. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間(全12回)19人修了 基礎課程：45時間(全14回)8人修了
20. 手話通訳者養成事業		通訳Ⅰ：53時間(全13回)7人修了 通訳Ⅱ：50時間(全12回)15人修了 フォローアップ講座：15時間(全7回)修了者なし
21. 手話通訳士養成事業		38時間(全9回)6人受講
22. 手話通訳設置事業		設置場所：県障害福祉課(1人) 青森県聴覚障害者情報センター(2人)
23. 手話通訳者等指導者養成研修		手話通訳士・手話通訳者・要約筆記者養成を担当する講師研修会 延67人
24. サービス提供者情報提供事業		派遣件数 県内：35件、県外：10件
25. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		派遣件数 6件

資料：障害福祉課

(5) 障害者青年学級

自立と社会参加を支援し社会性の向上をめざすことを目的として、集団学習や趣味の講座、障害者スポーツをとおして他の卒業生や在校生、学校のある地域の人たちなどと交流する機会を提供している。

第2-3-20表 平成28年度「障害者青年学級」開催状況

期日	開催場所	参加者数	内容
9～10月	県立盲学校	51人	点字ブロック理解への呼びかけ、球技大会参加、県盲祭参加
5～10月	県立八戸盲学校	72人	組織作り、スポーツ体験(フロアバレーボール)、芸術教室(合唱)、学習発表会参観・参加
6～12月	青森若葉養護学校	28人	運動会参加、親睦旅行、スポーツ体験、閉級式
5～1月	浪岡養護学校	107人	運動会参加、PTA研修、重訪部クラス会、成人を祝う会、浪養祭参加、DVD鑑賞教室、スポーツ体験交流
6～10月	弘前第二養護学校	84人	運動会参加、合同ねぶた祭り参加、同窓会参加、ふれあいコンサート、学習発表会参加
5～11月	八戸第一養護学校	155人	レクリエーション、成人を祝う会・夏を楽しむ会、高等部祭見学会
6～11月	青森第一高等養護学校	121人	運動会参加、ヨガ、スポーツ体験、めいせい祭参加
5～1月	青森第二養護学校	124人	運動会参加、ボウリング、スポーツ体験、会報の発行
5～11月	弘前第一養護学校	130人	運動会参加、スポーツ体験、総会・親睦会、親睦旅行、学習発表会鑑賞
6～10月	八戸第二養護学校	285人	卒業生の集い、卒業生と在校生の交流会、高校生ボランティアとの交流会
7～11月	森田養護学校	79人	スポーツ体験(ダンス)、森養祭への参加、バス遠足(公共機関の利用)
7～10月	黒石養護学校	124人	閉級式、映画鑑賞、軽スポーツ「フライングディスク」
6～11月	むつ養護学校	196人	運動会参加、スポーツレクリエーション、福祉を向上するための情報等の共有、ふれあいボウリング大会
6～10月	七戸養護学校	139人	同窓会総会、成人を祝う会、同窓会バス旅行
6～11月	青森第二高等養護学校	286人	二高養祭参加、地域ブロック活動、同窓生の集い

資料：生涯学習課

(6) 精神障害者の保健福祉

精神障害者に対する保健福祉は、「入院治療中心から地域ケア、さらには社会復帰へ」という流れに沿って展開されており、地域医療との連携の下に精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、次の施策を推進している。

- ア 保健所や精神保健福祉センターにおける、医療や社会復帰など精神保健福祉に関する相談指導
- イ 回復途上にある精神障害者を対象に、保健所における生活指導等
- ウ 通院医療の一環として、精神保健福祉センターや精神科病院における作業指導や生活指導・療養指導等を内容とした精神科デイケア
- エ 精神障害者の保健福祉の向上を目的として精神障害者保健福祉手帳の交付事業を実施
- オ 精神障害者の地域生活の充実、社会生活の適応や就労への移行を推進するため、各種障害福祉サービスや相談支援の利用を促進

第2-3-21表 精神障害者保健福祉手帳の所持状況(各年度末現在)

(単位:人)

年度 等級	H24	25	26	27	28
1級	3,920	4,128	4,157	4,079	4,004
2級	4,908	5,289	5,609	5,808	6,048
3級	909	985	1,037	1,141	1,267
計	9,737	10,402	10,803	11,028	11,319

資料：障害福祉課

2 発達障害のある子ども・若者への支援

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

発達障害のある人には、症状の発現後できるだけ早期の発達支援が重要であることから、就学前や学校における発達支援や、発達障害のある人への就労及び地域生活への支援、家族に対する支援の必要がある。

県では、発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として発達障害者支援センターを設置し、発達障害児(者)及びその家族からの様々な相談への対応や普及啓発、地域の支援体制の充実を図っている。

ア 相談支援

(ア) 発達支援相談 発達障害のある人やその家族からの発達支援に関する相談への対応。その人の特性に応じた療育支援計画の作成や助言

(イ) 就労支援相談 就労を希望する発達障害児(者)の相談への対応。公共職業安定所などの労働関係機関との連携による情報提供

イ 普及啓発

発達障害をより多くの人に理解してもらうための地域住民向けの講演会、発達障害を支援する保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関職員を対象とする研修、県民向けフォーラムの実施

ウ 地域の支援体制

市町村や保育所等を訪問し、発達障害についての各種サポート、ペアレントトレーニング等の支援等を実施し、地域の発達障害者支援体制の充実を促進

第2-3-22表 青森県発達障害者支援センターにおける相談件数

(単位:件)

	H24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
発達障害に係る相談	744	656	701	689	2,105

資料：障害福祉課

(注) 27年度までは「ステップ」の相談件数、28年度からは「ステップ」及び新設の「わかば」、「Doors」の相談件数の合計

第2-3-23表 青森県発達障害者支援センター主催研修

	H24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
主催研修の実施回数(回)	31	17	26	26	16
参加延べ人数(人)	800	817	1,376	1,277	970

資料：障害福祉課

(注) 27年度までは「ステップ」の実施回数、28年度からは「ステップ」及び新設の「わかば」、「Doors」の実施回数の合計

第4節 ひきこもりの子ども・若者への支援

1 精神保健・福祉・医療分野での支援

ひきこもりのうち、本人の社会参加の回避が長期化し社会生活の再開が困難となった場合や、何らかの精神障害の症状が顕在化している場合は、精神保健・福祉・医療分野などからの支援が必要となる。

(1) 青森県ひきこもり地域支援センター（県立精神保健福祉センター・県民福祉プラザ）

ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図るための各種事業の実施

ア 相談支援

本人及び家族等からの相談対応や、地域に出向いての相談会の実施

イ グループ等支援

対人交流等を通じて社会参加の促進を促す本人グループ（ひきこもりほっと・ステーション）、家族が悩みを共有し不安軽減等を図る家族教室（青年期ひきこもり家族教室）の開催

ウ 連絡協議会

ひきこもり支援に関わる関係機関を構成員とする連絡協議会の開催

エ 教育研修

ひきこもりに対する支援方法等の研修の実施

オ 普及啓発

センター利用の広報、ひきこもり支援に関する情報発信

(2) 精神保健福祉相談（県立精神保健福祉センター及び各保健所）

こころの悩み、ストレスの問題、こころの病気等についての精神保健福祉相談の実施

(3) 思春期精神保健相談（県立精神保健福祉センター）

不登校やひきこもり、拒食等の思春期精神保健相談の実施

2 社会教育からの支援

(1) 自然体験・交流塾の実施

ひきこもりやニート等の課題を抱える若者の社会参加を促進するために、ひきこもりやニート等の課題を抱える若者（16歳～概ね40歳）を対象に、寝食をともにした共同生活をしたり、就労体験により仕事や人にかかわったりすることによって、人間関係力やコミュニケーション力を培うなどの、自立支援等を目的とした事業を実施している。

【平成29年度の実績】

○第1回自然体験・交流塾（日帰り）

日時・場所：平成29年7月1日（種差少年自然の家）

参加者：4名

活動内容：アイスブレイク、野外炊事、自然林観察会など

○第2回自然体験・交流塾（1泊2日）

日時・場所：平成29年8月26日～27日（種差少年自然の家、カワヨグリーン牧場、階上岳）

参加者：5名

活動内容：アイスブレイク、就労体験（牧場）、レクリエーション、登山など

○みんなで自然体験・交流塾（日帰り ※家族の参加可）

日時・場所：平成29年10月21日（種差少年自然の家）

参加者：9名

活動内容：アイスブレイク、体験活動、炊事、ふりかえりトークなど

第5節 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実

1 警察

(1) 非行少年等の処遇と福祉

少年警察活動は、「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図ること。」を目的としていることから、非行少年等の処遇については、少年の健全育成の精神を基本原則とし、

- ・ 少年の心理、生理、その他少年の特性に関する理解
- ・ 少年の性行及び環境を洞察するなど処遇の個別化
- ・ 少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないようにすることへの配慮
- ・ 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向への配慮

により適正に努めている。

(2) 非行少年を生まない社会づくりの推進

ア 少年の立ち直り支援活動の推進

再非行のおそれのある少年及びその保護者と継続的に連絡を取り、指導・助言を実施するとともに、少年警察ボランティア、大学生ボランティア（少年サポートボランティア「picot」）、関係機関・団体等と連携し、少年個々の状況に応じた就学・就労等の支援活動を行っている。

イ 少年を見守る社会気運の醸成

社会全体で少年を見守る必要性について理解を得るため、地域の非行情勢について、PTA団体、自治会等に対する情報発信活動を推進するとともに、少年警察ボランティアや防犯ボランティア等と連携し、声かけ・挨拶運動、社会奉仕活動や各種街頭キャンペーン等への参加等、少年が大人と触れ合うことができる機会の確保に努めている。

ウ 街頭補導活動の推進

街頭補導等を通じ、被害少年及び要保護少年の早期発見に努め、継続補導等適切な保護措置に努めているほか、不良行為少年を早期発見、補導するため、街頭補導を推進している。

※要保護少年…児童虐待を受けた児童、保護者のいない少年その他児童福祉法による福祉のための措置等が必要と認められる少年をいう。

エ 相談活動の推進

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、ヤングテレホン及びインターネット利用のヤングメール等の相談活動を推進するとともに、関係機関との一層の連携を図っている。

オ 少年の規範意識の醸成活動の推進

少年の規範意識の醸成を図るため、非行防止教室等啓発活動、保護者の意識醸成、少年非行防止JUMPチームのスキルアップとその活動を推進しているほか、特に、低年齢少年対策として

- ・ 小学校における少年非行防止リトルJUMPチームによる挨拶運動等各種活動
- ・ 「子ども会」組織との緊密な連携、情報発信活動等

を推進している。

また、県警察本部及び県教育委員会から合同サポートチームを、学校、PTA、その他少年育成団体の研修会等に派遣し、少年の非行防止と犯罪被害防止等の取組を支援している。

カ 初発型非行防止活動の推進

「万引き」、「自転車盗」等の初発型非行を防止するため、「万引き抑止重点店舗」及び「自転車盗抑止重点箇所」を選定し、少年警察ボランティア、学校、PTA、関係機関・団体等と連携した巡回等の強化及び管理者側に対する自主的防犯対策の指導・要請等の集中対策を推進している。

(3) 福祉犯の取締りの強化

福祉犯は、少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害することから取締りを強化している。

また、暴力団等が関与する福祉犯の取締り及び暴力団への加入強要や脱退妨害等の取締りを徹底するとともに、少年に対する暴力団の影響の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

(4) 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

善良な風俗環境を保持するため、少年に有害な商品等を供給する各種営業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請を行うなどにより、有害な商品等の少年への供給の遮断を図っている。

また、携帯電話販売会社等に対し、保護者へのフィルタリング等の説明・推奨について指導・要請するとともに、保護者説明会等の様々な機会を利用した広報啓発活動により、少年による有害情報の閲覧やインターネットに起因する福祉犯被害等の防止を図っている。

(5) 児童虐待への対応における取組の強化と被害少年支援対策の推進

ア 児童の安全の確認及び保護を最優先とした児童虐待への迅速な対応

各種活動を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全確認及び保護を最優先とした迅速な対応を図っている。

また、被害児童を認知した際は、速やかに児童相談所へ通告し、関係機関との緊密な連携を保つなど、児童の保護のための措置を講じている。

イ 被害少年支援対策の推進

犯罪被害等に遭った少年に対しては、二次被害の防止を図るため、心身への影響に配慮しつつ、個々の被害児童の実情に即した適切な助言を行っているほか、必要に応じて、被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を受けるなど、少年の特性に配慮した効果的な支援を行っている。

(6) 学校におけるいじめ問題に対する的確な対応

学校におけるいじめ問題に関しては、学校等関係機関と連携を図るとともに、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、迅速・的確な対応を行っている。

2 少年補導センター

少年補導センターは、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及びボランティアが、少年の非行防止を図り、あわせて少年の健全育成を期するための合同活動の拠点として、全国に設置されている。

本県においては、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び三戸町の9市町に少年補導センターが設置されている。

少年補導センターの業務は、少年補導委員等による非行少年等の早期発見、早期補導のための街頭巡回を主とし、少年相談の受理、専門機関への通告、補導連絡会の開催、家庭等に対する補導連絡及び補導活動等に必要な情報資料の収集整備、並びにその他少年の非行防止等に関する事項がある。

第2-3-24表 少年補導センターの設置状況（平成30年1月1日現在）

名 称	所 在 地	設置年月日	補導委員(人)	所 長
青森市教育委員会指導課少年育成チーム	青森市栄町一丁目10-10	S41. 4. 1	151	教育委員会指導課長
弘前市少年相談センター	弘前市上白銀町1-1	S41. 6. 1	244	健康福祉部子育て支援課長
八戸市少年相談センター	八戸市内丸一丁目1-1	S38.10. 1	145	教育委員会教育指導課長
黒石市青少年相談センター	黒石市内町24-1	S41. 4. 1	30	教育委員会社会教育課長
五所川原市少年相談センター	五所川原市一ツ谷504-1	H17. 3.28	40	教育委員会社会教育課長
十和田市民生部まちづくり支援課	十和田市西十二番町6-1	H19. 3.30	15	民生部まちづくり支援課長
三沢市青少年補導センター	三沢市幸町1-8	S43. 8. 1	39	市民生活部生活安全課長
むつ市少年センター	むつ市中央一丁目8-1	S44. 4. 1	60	保健福祉部児童家庭課長
三戸町少年指導センター	三戸町川守田字関根川原55	S40.12.10	35	教育委員会教育長

資料:青少年・男女共同参画課

3 家庭裁判所

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年1月1日に発足した。

家庭裁判所は、このような夫婦、親子、相続、戸籍、家族の福祉等に関するいろいろな問題の家事事件について審判や調停を行い、また、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等に関する少年事件について、審判を行っている。これらは、非公開の手続きで行われる。

○ 少年保護事件

家庭裁判所が少年事件として扱うのは、①犯罪少年、②触法少年、③ぐ犯少年の事件で、そのほとんどは検察官、警察官から送致されてくるが、これら以外の機関（例えば、児童相談所等）や一般の人も、それぞれの立場から、送致又は通告できるようになっている。

事件を受理した家庭裁判所は、少年に対し、心理学、教育学、社会学等の専門的知見を活用した家庭裁判所調査官による調査を行い、さらに、家庭裁判所の中にある医務室で精神面及び身体面等の医学的な検査や診断をすることもある。また、詳しい心身鑑別の必要が生じたときには、少年に少年鑑別所の鑑別を受けさせ、その結果を活用している。

少年に対する処分は、非行に陥った少年を保護し、教育することにより健全な市民として更生させることを目的としており、家庭裁判所の教育的措置によって、少年が立ち直ったため、特に処分を必要としない状況にあると認められる場合には、審判不開始又は不処分の決定となる。近年は、保護者への指導助言をより強化し、また、万引き等事件について、被害者の立場を考えさせる講習を実施するなど、教育的措置の充実を図っている。

審判が開かれると、裁判官は、単に非行の内容だけでなく、その背後にあるいろいろな事情について詳しく審理し、かつ、少年の更生を十分考えた上で、少年の処分を決定する。また、重大な事件については、検察官が関与し、合議体により審理を行うこともある。少年や家庭の問題に応じて、児童福祉法による措置が適当であれば知事又は児童相談所長に事件を送り、あるいは、保護観察所の指導、監督が必要であれば保護観察決定がされる。在宅での保護が困難な場合には、少年院や児童自立支援施設に送って指導、訓練を受けさせることもある。

また、家庭裁判所は少年に刑罰を科することが適当と認めた場合には、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせることもある。以上のほかに、中間的な処分として、少年を家庭裁判所調査官の試験観察に付して一定期間生活状況を観察したり、老人福祉施設等で社会奉仕活動に従事させて、その経過を見た上で最終処分を決めることもある。なお、被害者等の意見聴取、審判傍聴、審判結果通知及び記録の閲覧謄写など、被害者等に対する配慮の充実も図られている。

第2-3-25表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件新受状況（事件種別別新受人員）（単位：人）

事件種別	年別	平成24年	25年	26年	27年	28年
刑 法 犯		869	641	540	400	345
特別法犯（除く道交）		42	32	15	24	26
ぐ 犯		3	1	0	1	2
一般保護事件計		914	674	555	425	373
道路交通法違反保護事件		94	85	56	64	64
総 数		1,008	759	611	489	437

出典：司法統計年報

第2-3-26表 青森家庭裁判所管内少年保護事件終局状況（終局決定別既済人員）（単位：人）

終局決定別	年別	平成24年			25年			26年			27年			28年		
		総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法
検 察 官 送 致	年 齢 超 過	15	13	2	9	4	5	16	14	2	3	3	0	7	4	3
	刑 事 処 分 相 当	11	3	8	8	0	8	4	1	3	9	0	9	13	1	12
保 護 処 分	保 護 観 察	188	136	52	173	123	50	174	130	44	114	77	37	89	52	37
	児童自立支援施設 児童養護施設送致	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
	少 年 院 送 致	17	17	0	13	13	0	7	7	0	11	11	0	5	5	0
知 事 ・ 児 童 相 談 所 長 送 致	2	2	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
不 処 分	290	286	4	256	250	6	222	219	3	197	192	5	162	157	5	
不 開 始	450	437	13	273	263	10	205	198	7	166	158	8	134	129	5	
従 た る 事 件	63	59	4	25	24	1	22	20	2	10	10	0	8	8	0	
移 送 ・ 回 付	19	13	6	15	12	3	6	5	1	10	8	2	12	8	4	
総 数		1,056	967	89	773	690	83	656	594	62	522	461	61	431	365	66

出典：司法統計年報

4 少年鑑別所

少年鑑別所は、法務省所管の施設であり、現在は平成27年に施行された少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき業務を行っている。各都道府県所在地など、全国で52か所に設置されている。

少年鑑別所の主たる目的は、(1) 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2) 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、(3) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことである。

少年鑑別所法により、少年鑑別所視察委員会の設置、救済や苦情の申出制度が新たに設けられる等、施設運営の透明性の確保等の法体制が整備された。

(1) 鑑別

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するための適切な指針を示すことであり、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行っている。

(2) 観護処遇

家庭裁判所の求めに応じて、観護の措置が執られて収容された者の収容期間は、おおむね4週間以内であり、少年たちが落ち着いた気持ちで審判を受けられるように、明るく静かで規則正しい生活環境を整備するなど配慮している。また、在所者が成長過程にある者であることを踏まえ、健全な育成のための支援として、在所者の自主性を尊重しつつ、学習支援や一般教養の付与等の支援を行っている。

なお、年次別の年間収容人員は、第2-3-27表のとおりである。

第2-3-27表 青森少年鑑別所年間収容人員（過去5年）（単位：人）

区分\年別	H24	25	26	27	28
男	53	47	36	31	19
女	12	7	3	5	2
計	65	54	39	36	21

資料：青森少年鑑別所

(3) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助業務）

少年鑑別所法において規定された業務であり、非行・犯罪に係る専門的知識や技術を活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止、青少年の健全育成のために、本人や保護者等の個人及び関係機関や団体（以下、「機関等」という。）の依頼に応じ、下記のとおり、様々な活動を行っている。

ア 情報の提供

本人・保護者や機関等に対して、非行・犯罪をした者の特性や他の関係機関に関する情報などを提供する。

イ 助言

本人・保護者や機関等に対して、特定の対象者のために必要な対応策や処遇方針、指導計画等の助言を行う。

ウ 各種調査の実施

本人・保護者や機関等の依頼に応じて、知能検査、性格検査、職業適性検査等を実施する。

エ 心理的援助

本人・保護者や機関等の依頼に応じて、面接、カウンセリング、プログラム等を実施する。

オ 青少年の健全育成活動の実施、協力

機関等が実施する社会貢献活動や行事等に協力する。

カ 事例検討会の実施、出席

機関との事例検討会において、対象者の処遇方針等について助言を行う。

キ 講演・研修

機関等に対する研修・講演・法教育等

平成28年における地域援助業務実施件数は、第2-3-28表及び第2-3-29表のとおりである。

第2-3-28表 個人の依頼による地域援助業務実施件数（平成28年）（単位：件）

相談内容	非行・問題行動	性格	家庭・育成	学校・教育	その他	合計
件数	18	5	1	0	0	24

資料：青森少年鑑別所

第2-3-29表 機関・団体の依頼による地域援助業務実施件数（平成28年）（単位：件）

区分	個人の対象者に係る援助 *1	事例検討会	講演・研修 *2	その他	合計
件数	30	1	6	8	45

資料：青森少年鑑別所

(注) 1 平成28年に実施した機関等の依頼に対する個人の対象者に係る援助の内容…心理検査の実施、性的な問題行動がある少年へのカウンセリングやワークブックの実施等

2 平成28年に実施した研修・講演の内容…保護者を対象にした子育てで大切なことについての講演、小・高校等での法教育（いわゆる出前授業（薬物乱用防止教室、万引き防止教室））等

5 保護観察所

保護観察所は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の推進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的に設置された法務省の機関である。本県においては青森市に青森保護観察所が置かれ、国家公務員である保護観察官とともに民間ボランティアである保護司が協働して、更生保護関係団体等と連携しながら業務に取り組んでいる。また、保護観察所に配属された社会復帰調整官が心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進することを目的に、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図る精神保健観察等に当たっている。

(1) 保護観察

犯罪や非行をした人たちを、自由な社会の中で通常の生活を営ませつつ、本人が更生する上で必要な約束事（遵守事項という。）を定め、それを守るよう指導監督するとともに、帰住の斡旋や宿泊所の供与、必要な教養、訓練、医療若しくは就職を助けるなどの補導援護を行うことによって、その者の改善更生を図ろうとするものである。保護観察の種類及び保護観察期間については、**第2-3-30表**のとおり。

なお、保護観察事件の年間取扱い件数は、**第2-3-31表**のとおりである。

○ 段階別処遇

保護観察対象者につき、犯罪又は非行に至る行動をする可能性及びその改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、その結果に基づいて保護観察対象者を処遇の難易により区分した各処遇段階に編入し、各処遇段階に求められる処遇の強度に応じて、保護観察官と保護司の協働体制により適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、各処遇段階における処遇の実施状況により、処遇段階の変更、不良措置、良好措置等の措置が的確に採られるように体系的な保護観察処遇を実施する。

○ 類型別処遇

保護観察対象者が持つ問題性その他の特性を、その犯罪、非行の態様、環境条件によって13区分に類型化して把握し、各類型ごとにその特性に焦点を当てて処遇する。類型によっては、集団処遇を実施し処遇効果を上げている。

○ 専門的処遇プログラム

一定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その犯罪傾向の改善のため、認知行動療法（自己の思考や物事の捉え方のゆがみを自覚させ、行動パターンの変容を促す心理療法の一つ）を理論的基盤として、体系化された手順に基づき行われるもので、性犯罪者処遇プログラム、暴力防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラムの4種類がある。プログラムの受講は遵守事項により義務付けられる場合と保護観察対象者の任意意思で実施する場合があるが、いずれの場合も保護観察官が保護観察対象者に対して実施する。いずれのプログラムも中心は全5回のコア・プログラム等であり、薬物再乱用防止プログラムについてはコア・プログラム修了後にステップアッププログラムがある。

○ 社会貢献活動

社会貢献活動は、保護観察対象者が地域社会に貢献する活動を行い、社会の役に立つ体験を通じて、人の役に立てるという感情（自己有用感）や社会のルールを守る意識（規範意識）を育むとともに、一緒に活動するボランティア等とのコミュニケーションを通じて社会の一員としての意識（社会性）を高める効果が期待される保護観察処遇の一つである。

第2-3-30表 保護観察の種類及び保護観察期間

保護観察の対象となる者		保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所の決定により保護観察に付された者	保護処分決定の日から20歳に達するまで。ただし、その期間が2年に満たない場合は2年間。
2号観察	地方更生保護委員会の決定により少年院から仮退院を許された者	少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまで。通常では20歳に達するまでであるが、26歳を超えない範囲で例外が認められている。
3号観察	地方更生保護委員会の決定により刑務所等から仮釈放を許された者	仮釈放の日から残刑期間の満了する日まで。無期刑仮釈放者は、恩赦によらない限り終身。ただし少年のとき無期刑の言渡しを受けた者は仮釈放後10年を経過するまでの期間となるなど例外がある。
4号観察	裁判所の判決により、刑の全部の執行を猶予され保護観察に付された者、または、刑の一部の執行を猶予され保護観察に付された者	刑の全部を猶予された期間、又は刑の一部を猶予された期間で、いずれもその期間が満了するまで。

第2-3-31表 青森県内における保護観察事件の年間取扱件数

(単位：件)

年別 号別	平成24年	25年	26年	27年	28年
1号観察	341	332	307	250	187
2号観察	53	47	38	22	19
3号観察	172	198	179	134	109
4号観察	236	235	221	220	188
合計	802	802	745	626	503

資料：青森保護観察所

(2) 生活環境調整

本人が、刑務所や少年院に入所中に、釈放後に生活する予定の住居や環境が本人の立ち直りに適当なところであるかどうか調査し、もし問題があれば、それを解決するよう家族を始めとする周囲の人に働きかけ、スムーズに社会復帰ができるように調整するものである。

(3) 更生緊急保護

刑務所から満期釈放された人や裁判で執行猶予となった人若しくは検察庁で起訴猶予になった人などが、刑事上の手続または保護処分による身体の拘束を解かれた後、家族や親戚、公共の福祉機関などから自立更生に必要な保護や援助が得られない場合に、本人自身の申出により、当面の宿泊所の提供や食事の供与、就業の援助、社会生活の訓練といった必要な援助を行うものである。

(4) 犯罪被害者等施策

犯罪・非行による被害者等に対して、更生保護においては、仮釈放等について意見等を述べたい被害者等の支援や、保護観察の状況等の通知、保護観察中の加害者に心情を伝える制度等を設け、被害者等の思いに応えるとともに、保護観察対象者の反省や悔悟の情を深めさせることにも資する施策を行っている。

(5) 犯罪予防活動

犯罪や非行の予防のため、世論の啓発や社会環境の改善に努める活動として、更生保護における犯罪予防活動の特色は、社会内処遇実施者としての専門的知識や経験を生かしつつ、犯罪を抑止する社会的諸条件の強化促進に焦点をおいている。

さらに、犯罪や非行に陥った人の社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会がそれらの人を排斥することなく地域社会の一員として受入れ、その更生を援助することによって、新たな犯罪・非行を防止することを目指している。

毎年7月を強調月間として「社会を明るくする運動」を実施し、青森県では、県知事を推進委員長として、県内各地で、街頭や地域のイベント等における広報活動、座談会、講演会、スポーツ大会等を通じ、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼び掛けている。

(6) 保護司

保護司は、社会奉仕の精神をもって、保護観察所の所掌事務に従事する非常勤の国家公務員として、法務大臣が委嘱し、県内を11の区域に分けた「保護区」に配属されている無給のボランティアである。県内の保護司定数は630名で、保護観察や生活環境の調整に従事するほか、保護区ごとに保護司会を組織し、地域の関係機関・団体との連携のもと、地域における犯罪予防を始めとする様々な活動を行っている。平成29年度現在、7つの保護司会が「更生保護サポートセンター」を自治体等の協力を得て公共施設内に設置し、地域の安心・安全の拠点となっている。また、県単位の組織としては青森県保護司会連合会がある。

(7) 民間協力組織

関係組織等	主な活動内容
更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。更生保護事業には、更生保護施設を設け、被保護者に宿泊所を提供して必要な保護を行う継続保護事業、宿泊所は提供せず帰住の援助、金品の給貸与、生活相談等の保護を行う一時保護事業及びこれらの事業等に対する連絡・助成等を行う連絡助成事業がある。
更生保護法人 青森県更生 保護協会	被保護者に対する一時保護事業の他、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係団体の活動への助成、更生保護関係者の研修の実施及び更生保護に関する世論の啓発等の連絡助成事業を行っている。
更生保護法人 あすなる	更生保護施設を設置し、保護観察対象者、刑期満了者、執行猶予者及び起訴猶予者等で、適当な住居が無い場合更生のための保護を必要としている者を宿泊させ、食事の給与、就職の援助、生活指導その他の保護を行うことを目的としている。平成12年9月継続保護事業を再開した。
更生保護女性会	女性としての立場から、地域の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人たちの更生に協力することによって、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体である。（地区会数25 会員数約1,840人）
BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)	非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年によるボランティア活動である。（地区会数5 会員数約130人）
協力雇用主	保護観察対象者や更生緊急保護対象者をその前歴にこだわることなく積極的に雇用等し、職業生活の補導の面から更生保護事業に協力している民間篤志事業家である。（約180事業所）
自立準備ホーム	施設の一部を、生活する場のない保護観察対象者、刑期満了者、執行猶予者及び起訴猶予者等に提供し、宿泊や食事の給与等を行う福祉施設等である。青森県内では3事業所が登録されている。

資料：青森保護観察所

第6節 子どもの貧困対策の推進

困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、未来を担う子どもたちが、いわゆる貧困の連鎖によって将来が閉ざされることのないよう、本県の貧困対策を進めていくための指針として「青森県子どもの貧困対策推進計画」を平成28年3月に策定した。

1 計画に基づく施策の推進

本計画に掲げる「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つを基本方針として施策を体系化し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県の実現に向けた取組を推進している。

(1) 教育支援の推進

子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減などの経済的支援の取組を推進している。

I 教育の支援	1 学校をプラットフォームとした総合的な支援	(1) 学校教育による学力保障 (2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 (3) 地域による学習支援 (4) 高等学校等における就学継続のための支援
	2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上	
	3 就学支援の充実	(1) 義務教育段階の就学支援の充実 (2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減 (3) 特別支援教育に関する支援の充実
	4 大学等進学に対する教育機会の提供	(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 (2) 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
	5 生活困窮世帯等への学習支援	
	6 その他の教育支援	(1) 子どもの食事・栄養状態の確保 (2) 多様な体験活動の機会の提供 (3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実

(2) 生活支援の推進

子どもたちが安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、その保護者も含めた生活面の支援を推進している。

また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知など、きめ細かな生活面の支援を図っている。

II 生活の支援	1 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立支援 (2) 保育等の確保 (3) 保護者の健康確保 (4) 母子生活支援施設等の活用
	2 子どもの生活支援	(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援 (2) 食育の推進に関する支援 (3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
	3 子どもの就労支援	(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 (2) 親の支援のない子ども等への就労支援 (3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援 (4) 高校中退者等への就労支援
	4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	(1) 関係機関の連携
	5 支援する人員の確保等	(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 (2) 相談職員の資質向上
	6 その他の生活支援	(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等 (2) 住宅支援

(3) 保護者に対する就労支援の推進

世帯の生活の安定が図られるよう、また、保護者の働く姿を子どもに示すという教育的視点から、保護者に対する就労の支援を推進している。

また、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るなど、不安定な就労形態にある家庭が多いことから、より高い収入が得られる就業を可能とするための支援を図っている。

Ⅲ 保護者に対する就労の支援	(1) 親の就労支援
	(2) 親の学び直しの支援
	(3) 就労機会の確保
	(4) 保育等の確保

(4) 経済的支援の推進

生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援の確保を図っている。

また、ひとり親家庭に対して、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての周知を図っている。

Ⅳ 経済的支援	(1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付
	(2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
	(3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
	(4) 教育扶助
	(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援
	(6) 養育費の確保に関する支援

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、教育関係者、社会福祉事業従事者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、学識経験者で構成される、青森県子どもの貧困対策等推進委員会を設置し、PCDAサイクルによる計画の進行管理を行い、その状況について、県ホームページで公表している。

第7節 困難を有する子ども・若者のための相談支援体制の強化**1 関係機関等による相談支援体制の強化**

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などの困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各分野における関係機関等により構築したネットワークにおける相互の連携・協力体制の強化を図る。

(1) 青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会

子ども・若者支援に関わる関係機関の連携・協力体制を強化するため、平成25年4月、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会として、「青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会」を設置した。

同協議会は、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野における相談機関や行政担当課、民間支援団体、学識経験者など、計31の構成機関で構成されている。

分野等	構成機関
教育	青森県教育庁学校教育課
	青森県総合学校教育センター
	青森県総合社会教育センター
福祉・保健・医療	青森県健康福祉部こどもみらい課
	青森県健康福祉部障害福祉課
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室
	青森県子ども家庭支援センター
	青森県精神保健福祉センター
	青森県発達障害者支援センター
雇用	青森県商工労働部労政・能力開発課
	青森労働局職業安定部職業安定課
	青森公共職業安定所
	青森県若年者就職支援センター
	あおもり若者サポートステーション
	ひろさき若者サポートステーション
	はちのへ若者サポートステーション
非行対策	青森県警察本部警務部広報課
	青森県警察本部生活安全部少年課
	青森県少年補導センター連絡協議会
矯正・更生保護	青森少年鑑別所
	青森保護観察所
人権擁護	青森地方法務局人権擁護課
市町村	青森市健康福祉部障害者支援課
	平内町保健福祉課
民間団体	子ども・若者サポート「つがる・つながる」
	学習サークル「サンハウス」
学識経験者等	青森県が委嘱する学識経験者等（計2名）
調整機関	青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

(2) 「あおもり子ども・若者支援機関マップ」の作成・配布

青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会の構成機関を中心とする子ども・若者支援に関する相談窓口や専門機関を紹介した「あおもり子ども・若者支援機関マップ」を、平成25年11月に作成し、各相談機関や市町村窓口などを通じて配布した。以降随時更新している。

(3) 「子ども・若者総合案内」の設置・運営

困難を有する子ども・若者やその家族が適切な支援を受けることができるよう、各分野における様々な相談窓口等の周知に努めるとともに、どこに相談したらよいかわからない方などに対して、適切な相談機関を紹介・案内するための「子ども・若者総合案内」（専用電話）を青少年・男女共同参画課内に設置（平成25年6月）し、運営している。

2 地域で支える体制・気運の構築

これまでの関係機関との連携や協力体制の強化、民間支援団体の育成等の取組の成果を踏まえつつ、さらに地域で支援する体制の構築と住民意識の醸成により、困難を有する子ども・若者の自立を地域において切れ目なく支援する体制の整備を図る。

(1) 地域における総合支援連携体制の構築

地域で子ども・若者を支援している市町村、公的相談機関及び民間支援団体が参画し、県内3地区に設置した「子ども・若者支援地区連絡会議」を開催し、勉強会や事例研究を行った。

【平成29年度の実施内容】

○勉強会

第1回連絡会議

- ・平成29年8月7日（三八地区）、8日（東青地区、中南地区）
- ・テーマ：困難を有する子ども・若者の現状と課題
～若者自立支援のための実態把握調査から見えたこと～
- ・講師：教育心理支援教室・ガジュマルつがる 代表 松本敏治氏

第2回連絡会議

- ・平成29年9月12日（中南地区、東青地区）、13日（三八地区）
- ・テーマ：地域でできること ～ひきこもり支援から見えた地域福祉の可能性～
- ・講師：秋田県藤里町社会福祉協議会 会長 菊池まゆみ氏

○事例研究

第3回連絡会議 平成29年12月21日（三八地区）、22日（東青地区、中南地区）

第4回連絡会議 平成30年1月16日（中南地区）、17日（東青地区、三八地区）

- ・テーマ：社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者やその家族を地域で切れ目なく総合的に支援するため、地区連絡会議において想定事例での支援策の検討を行うとともに、関係者間で現状や課題等の情報を共有する。
- ・コーディネーター：
 - （東青地区）あおもり若者サポートステーション 総括コーディネーター 小笠原浩一氏
 - （中南地区）ひろさき若者サポートステーション キャリアコンサルタント 小玉好氏
 - （三八地区）はちのへ若者サポートステーション 総括コーディネーター 俵山悟氏
- ・スーパーバイザー：札幌市若者支援総合センター 館長 松田考氏

(2) 地域で支える住民意識の醸成

困難を有する子ども・若者の現状や支援についての県民の理解を深めるとともに、地域全体で支えることへの気運の醸成を図るため、地域における支援の在り方をテーマとする「子ども・若者地域支援フォーラム」を、県内3地域で開催した。

【平成29年度の実施内容】

日時

（三八地域）平成29年12月12日（火） 13:30～15:30 デーリー東北新聞社 メディアホール

（中南地域）平成29年12月18日（月） 13:30～15:30 弘前文化センター 中会議室

（東青地域）平成29年12月19日（火） 13:30～15:30 青森国際ホテル5階 芙蓉の間

内容 ①講演（講師：ジャーナリスト 池上正樹氏）

「ひきこもり当事者の求める支援と情報（資源）」

②パネルディスカッション

テーマ：「困難を抱える子ども・若者のためにできること」

パネリスト：

(三八地域)

はちのへ若者サポートステーション 総括コーディネーター 俵山悟氏
青森県発達障害者支援センター「D o o r s」 センター長 分枝篤史氏
NPO法人はちのへ未来ネット 事務局長 新井谷昌江氏

(中南地域)

ひろさき若者サポートステーション 総括コーディネーター 成田治氏
青森県発達障害者支援センター「わかば」 副センター長 其田真一氏
NPO法人弘前子どもコミュニティ・ぴーぷる 代表理事 清野真由美氏

(東青地域)

NPO法人コミュニサーあおもり 理事長 西川智香子氏
青森県発達障害者支援センター「ステップ」 センター長 町田徳子氏
子ども・若者サポート「つがる・つながる」 代表 金澤拓紀氏

第4章 子ども・若者の成長を
社会全体で支える
環境づくり

第4章 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

第1節 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上の推進

1 家庭の教育力向上のための支援の推進

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤である。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化している。このため、社会全体で家庭教育を支えることが求められている。

県教育委員会は、平成24年度から「家庭教育支援推進事業」により、身近な地域において親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、保護者への学習機会の企画・提供や、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応などの家庭教育を支援する取組を推進している。

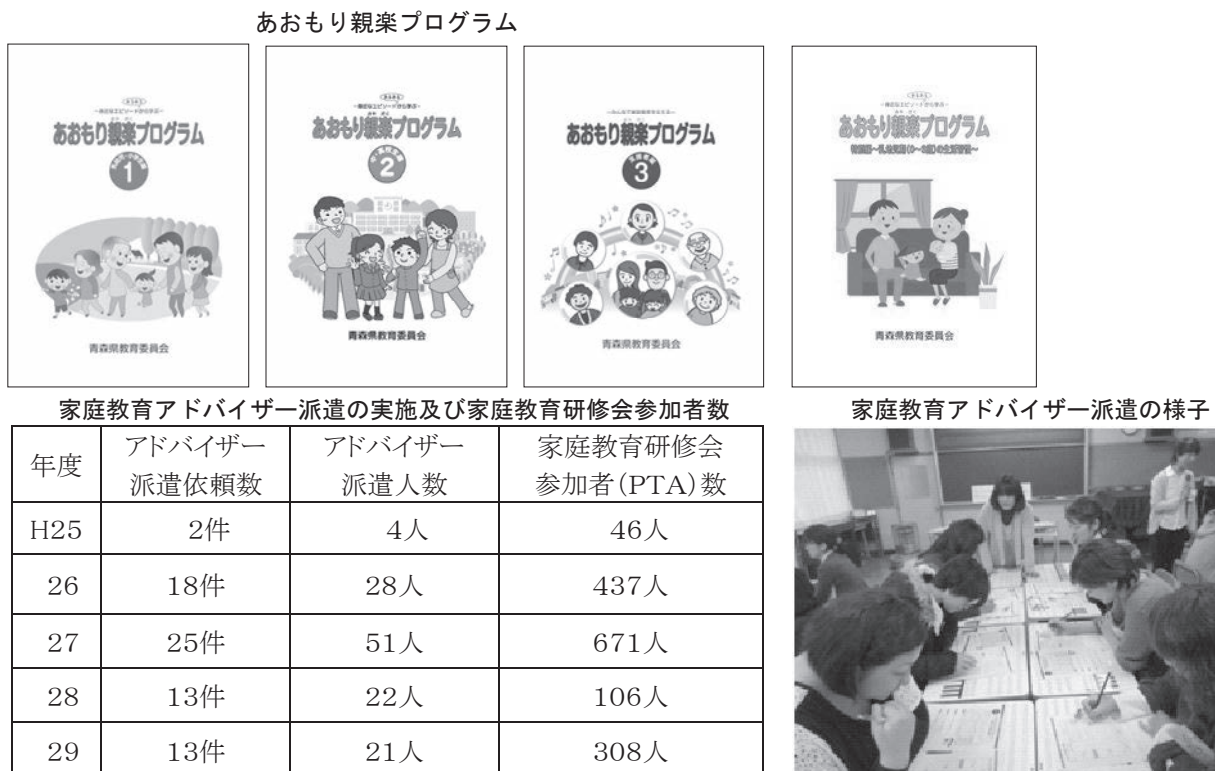
また、肥満傾向児出現率やう歯被患率の高さなど本県特有の課題を踏まえ、乳幼児期からの家庭教育を推進するため、平成28年度から「あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育応援事業」を実施している。

(1) あおもり親楽プログラム

家庭教育の今日的な課題に対応するために、子どもの理解や親子の関わり方等、子育てに必要な知識や技術について、参加者同士が身近なエピソードをとおして話し合い、主体的に学ぶ参加型の学習プログラム「あおもり親楽プログラム」を作成することとし、平成24年度は、「乳幼児・小学生編」を、平成25年度は「中・高校生編」を、平成26年は「支援者編」を、平成28年度は「特別編～乳幼児期(0～3歳)の生活習慣～」を作成した。また、プログラムの進行役となる「あおもり家庭教育アドバイザー」を養成しており、市町村教育委員会やPTA等の希望により研修会等へ派遣している。(第2-4-1図)

【家庭教育アドバイザー登録者数：108人(平成29年11月現在)】

第2-4-1図



(平成29年11月現在)

資料：生涯学習課

(2) 家庭教育支援普及定着研修会

社会全体で家庭教育を支援するため、家庭教育支援に関わる人たちが一堂に会し、家庭教育の今日的な課題等について学習するとともに、市町村及び家庭教育支援者等のネットワークを広げるための研修会を開催した。

(3) 家庭教育支援チーム

家庭教育支援チームは、地域の学校や公民館などを活動拠点に、子育てサポーターや民生委員、保健師等様々な地域の人や専門家が関わりながら、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりしている。時には、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートしている。

【登録チーム（平成29年11月現在）】

- ・今別町家庭教育支援チーム
- ・鱒ヶ沢町家庭教育支援チーム「鱒ヶ沢町子育てサポートセンター」
- ・青森市家庭教育支援チーム「青森市家庭教育サポーター連絡会」
- ・横浜町家庭教育支援チーム「おひさまルーム」
- ・八戸市城北家庭教育支援チーム
- ・つがる市家庭教育支援チーム「つがる絆プロジェクト」
- ・おいらせ町家庭教育支援チーム「しるくはあと」

(4) あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育応援事業

肥満傾向児出現率の高さ、う歯被患率の高さなど本県特有の課題を踏まえ、乳幼児期からの家庭教育支援について調査研究を行う「青森県乳幼児期からの家庭教育支援調査研究委員会」を設置し、その調査研究内容を踏まえたウェブサイト「教えて！！乳幼児期からの生活習慣」を開設している。

また、今まで届かなかった家庭へのアプローチと、社会全体で家庭を支える気運を醸成するためにテレビ番組を制作し放映した。（放映時間：日曜日 17:00～17:15 RAB 青森放送にて放映）

【平成28年度】

本放送日	再放送日	作品タイトル
10月2日	10月30日	みんなで支える子育て
11月6日	11月27日	ママの気持ち、パパの気持ち
12月4日	12月25日	ママさんたちの本音トーク
1月22日	1月29日	肥満因子は3歳までに決まる！？

【平成29年度】

本放送日	再放送日	作品タイトル
10月1日	10月29日	はじめよう！生活習慣の改善～肥満・虫歯予防～
11月5日	11月26日	地域で支える子どもの体力づくり
12月3日	12月24日	働くママが抱える「小1の壁」
1月21日	1月28日	子どもの健康を守るイクジイ・イクバア

さらに、家庭教育をサポートする祖父母を対象に乳幼児期からの子どもの発達段階に応じた家庭教育の重要性に関する研修会を開催した。

- ・テーマ 「子ども達の健康を守る ～イクジイ、イクバアの出番です～」
- ・講師 青森中央学院大学准教授 高橋 佳子 氏

【平成28年度】

開催地	実施日	会場	参加者数
蓬田村	9月21日(水)	蓬田村ふるさと総合センター	130人
弘前市	12月5日(月)	長慶閣	162人
むつ市	2月17日(金)	むつ市中央公民館	82人

【平成29年度】

開催地	実施日	会場	参加者数
鱒ヶ沢町	9月4日(月)	舞戸公民館ホール	173人
野辺地町	10月19日(木)	野辺地中央公民館	125人
新郷村	11月14日(火)	美郷館	100人

2 家庭や地域との連携による学校づくりの推進

本県の学校教育においては、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を重要な教育課題としており、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成が重要である。

本県では、これまででも、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、自ら学び自ら考える力などの確かな学力や、他人と協調し他人を思いやる心などの豊かな人間性、困難を乗り越えていくたくましい心と健康や体力など、生きる力を育む教育の推進に取り組んできている。

急速な変化を遂げる社会の中においては、一人ひとりが自立的に生きることが求められていることから、今後も、生きる力を育む教育の更なる推進を図るとともに、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や希望を抱かせる教育の展開が求められている。

そのためには、幼児期から小・中・高等学校までの12年間を見通した学校教育の推進と、学校・家庭・地域の連携により社会全体で子どもたちを育むことが重要である。教育は人づくりという視点に立って、一人ひとりの子どもの未来を見据え、学校運営に創意工夫をこらし、学校、家庭、地域の「横」の連携と、小・中・高等学校における発達段階を考慮した「縦」の連携を大切にしながら、計画的、組織的、継続的に取り組む必要がある。

(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

ア 地域の多様な人財の参画による教育支援の充実

学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくためには、教育の様々な分野において、地域の多様な人財の参画による教育支援の取組を積極的に進めることが有効である。

県教育委員会は、平成23年度から国庫補助事業を活用し、市町村が授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校の見守りなどについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートできるよう

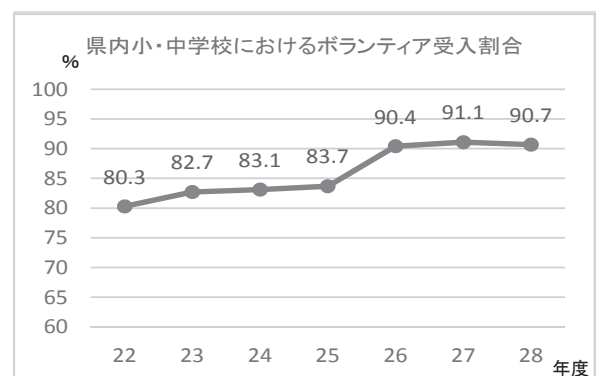
「学校支援地域本部（学校支援センター）」の設置に取り組み、学校支援コーディネーターが中心となって、地域住民など豊かな社会体験を持つ外部の人財などを活用し、学校・家庭・地域の連携による様々な取組が行われるよう支援している。

平成28（2016）年度に県内小中学校でボランティアを受け入れている割合は90.7%となっている。

（第2-4-2図）

平成27年度からは、域内の全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人財・企業などの協力により、土曜日

第2-4-2図 県内小・中学校でボランティアを受け入れている割合の推移



出典：生涯学習課「平成28年度 学校と地域との連携に関するアンケート調査」

に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図っている。

平成29年3月に社会教育法等が改正され、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進することが求められており、学校支援本部から地域学校協働本部への発展に向けてフォーラムを開催するなど、地域学校協働活動の普及啓発を図っている。

こうした取組を通じて、学校と地域の連携・協力が強化され、学校を核とした地域づくりの促進が期待される。

イ 地域とともにある学校づくりと学校評価

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。「学校評価ガイドライン」では、学校評価の実施手法を次の三つの形態に整理している。

(ア) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】

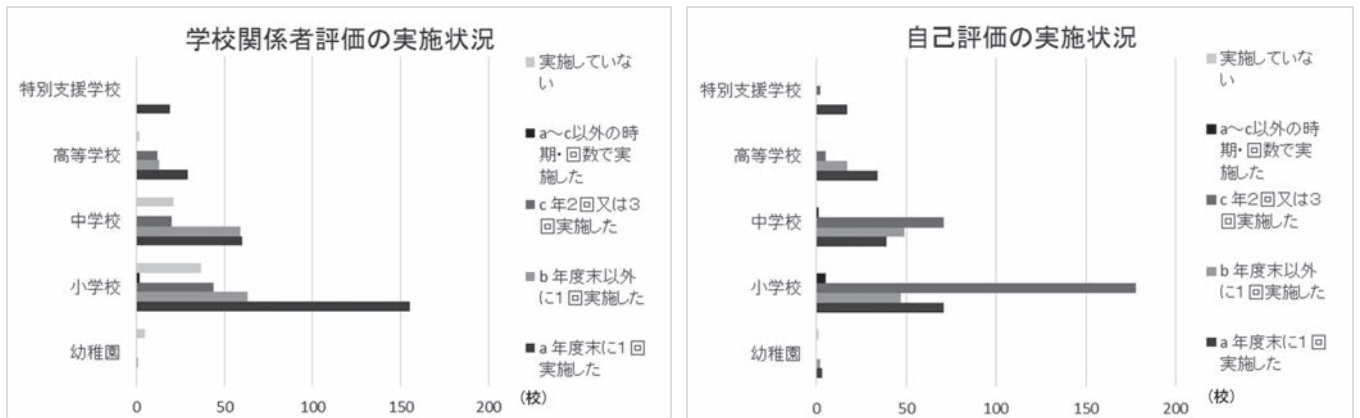
(イ) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】

(ウ) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

地域とともにある学校づくりを進めていく上で、学校関係者評価は、学校の現状と課題について学校と保護者・地域住民等の共通理解や信頼関係を深め、相互の信頼関係や連携・協働を促すコミュニケーション・ツールとして、また、教育活動その他の学校運営の改善を目的とした学校と保護者や地域住民との「協働の場」として活用されることが期待されるものである。

本県における自己評価及び学校関係者評価の実施状況は、第2-4-3図のとおりである。なお、第三者評価については、県内ではほとんど実施されていない。

第2-4-3図 平成26年度間学校評価等実施状況調査



出典：文部科学省「平成26年度間学校評価等実施状況調査」

(2) 教育・相談の体制や機能の充実

ア 教員の資質能力の向上

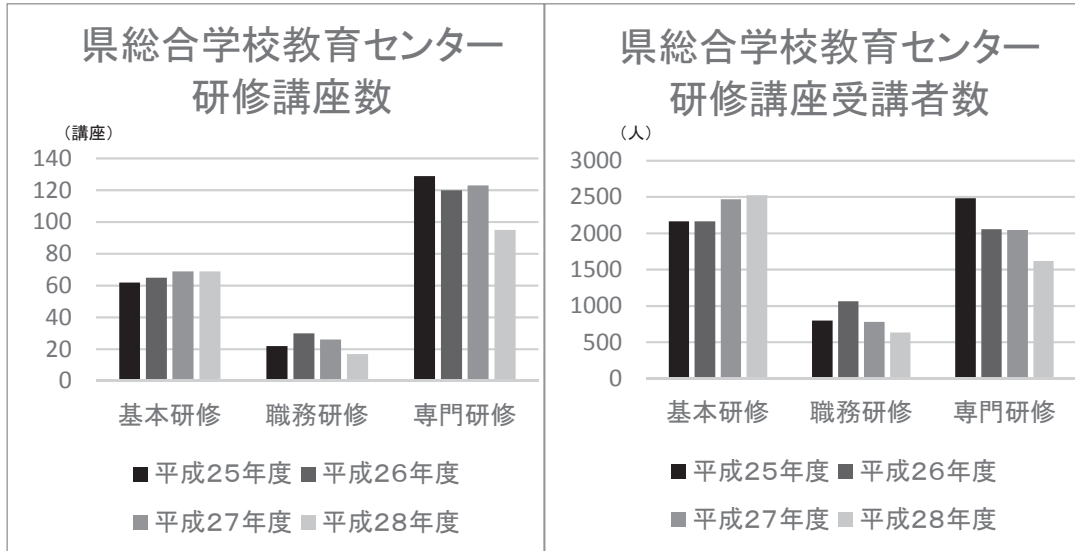
県教育委員会は、複雑化・多様化している学校現場の諸課題に適切に対応できる実践的指導力のある教員を育成するため、以下のとおり、教員養成・研修などの充実を図っている。

- ・ 基本研修【初任者研修、フォローアップ研修（2年次）、教職経験5年研修、中堅教諭等資質向上研修】
- ・ 職務研修【職務研修Ⅰ（新任時）、職務研修Ⅱ（随時）】
- ・ 専門研修【教科研修、教科外研修】

- ・ 特別研修
- ・ 指導改善研修
- ・ 派遣研修

本県における基本研修、職務研修、専門研修の実施状況は、第2-4-4図のとおりである。

第2-4-4図 平成25～28年度 研修講座の状況



資料：県総合学校教育センター調

イ 学校における相談体制の充実

(第2部第3章第2節1 「いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援」を参照)

3 地域の教育力向上のための取組の推進

(1) 放課後の居場所づくりの推進

○ 放課後子ども総合プラン

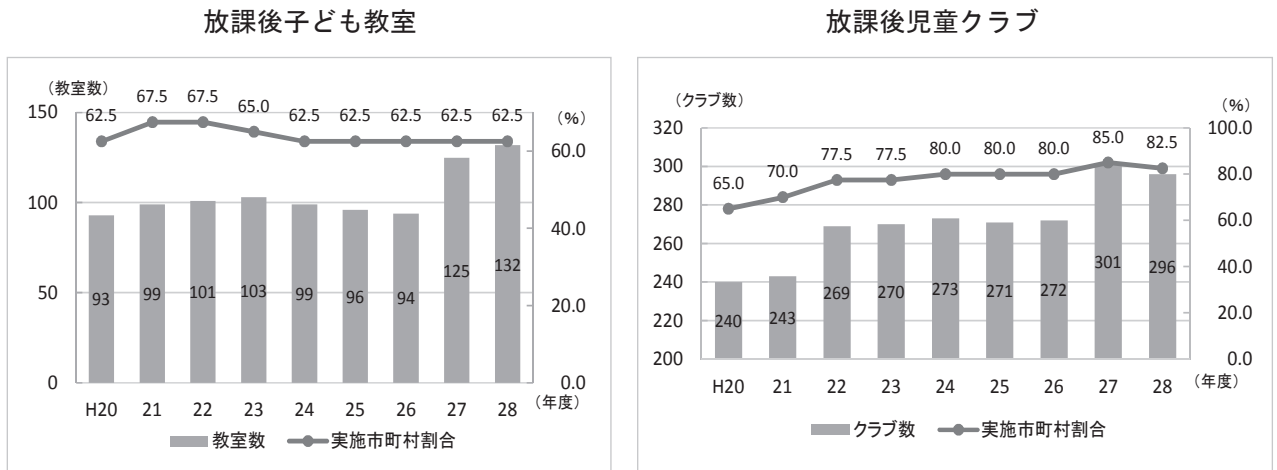
共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人財を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的にあるいは連携して実施する「放課後子ども総合プラン」を策定し推進している。

県では、「放課後子ども教室推進事業」を教育庁生涯学習課、「放課後児童健全育成事業」を健康福祉部こどもみらい課がそれぞれ所管し、市町村の取組を支援している。また、両課が連携して放課後対策の総合的な在り方について検討する推進委員会を設置するとともに、放課後子ども教室関係者と放課後児童クラブ関係者を対象とした指導員等研修を実施し、同プランを推進している。

全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子ども教室」は、平成29年12月現在、25市町村で138教室(中核市の青森市45教室、八戸市の4教室を含む。)が行われている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、平成29年5月現在、33市町村で307か所(中核市の青森市54クラブ、八戸市の48クラブを含む。)で実施され、14,445人の児童が登録されている。(第2-4-5図)

「放課後児童クラブ」については、平成27年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、職員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)や「放課後児童クラブ運営に関する指針」(平成27年3月)に基づき、児童の生活の場としての質の向上を図っている。

第2-4-5図 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の開設状況の推移（中核市含む）



○ 学生サポーター派遣

県内の農山漁村（へき地校区等）においては、土曜日等の教育活動を実施したり支援したりする人財が不足している。また、少子高齢化の急激な進展により、子どもたちにとって将来の憧れや手本となる身近な若者（大学生等）が不足しており、地域のコミュニティ機能の活性化に向けた取組を進めることが難しい現状にある。

そこで、農山漁村における地域コミュニティの活性化を深めるため、土曜日等（日曜日、祝日、長期休業日を含む。）の学習活動への学生サポーター派遣を行っている。

【これまでの実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度 (1/16 現在) ※
登録人数	54人	36人
所属大学（人数）	青森中央学院大学（7人） 青森中央短期大学（3人） 青森明の星短期大学（10人） 八戸学院大学（12人） 弘前大学（11人） 東北女子大学（11人）	青森中央学院大学（3人） 青森明の星短期大学（4人） 八戸学院大学（5人） 八戸工業大学（2人） 弘前大学（7人） 東北女子大学（15人）
派遣市町村（回数）	8市町村 13箇所（29回）	8市町 14箇所（23回）

※平成29年度の1/16以降：横浜町、佐井村への派遣を予定。

(2) 地域の教育力向上に向けた人財の育成

ア 地域産業と学校の連携による地域人財育成事業

若年層の県内定着・回帰のため、教員、児童生徒及び保護者の地域産業に対する理解を深めることにより、郷土に愛着と誇りを持ち、積極的に地域に関わろうとする人財を育てるものである。

本事業では、地域の特色を生かしたキャリア教育実践の充実のために、出前授業、職場体験活動など地域産業による学校への教育支援活動の仲介等を行う教育支援活動推進員の発掘及びコーディネーターとしてのスキルアップを図る取組を県内各地区で実施している。（第2-4-6表）

第2-4-6表 教育支援活動推進員数一覧(平成30年3月末現在)

地区	東青	西北	中南	上北	下北	三八	合計
人数	9人	3人	7人	3人	6人	5人	33人

資料：生涯学習課

イ 子どもの読書活動推進事業

平成26年度に策定した「青森県子ども読書活動推進計画（第三次）」に基づき、読書に親しみ自主的に読書活動をする子どもたちを育てるため、家庭・地域・学校が連携して、子どもが読書に親しむ機会の充実、環境の整備・充実、理解と関心の普及啓発を進める取組を展開している。

本事業では、平成27年度から「親子ふれあい読書アドバイザー」の新規養成及び読み聞かせ実践者のスキルアップを図るための研修会を、県内6地区の地区読書団体連合会等への事業委託により実施している。（第2-4-7表）

第2-4-7表 親子ふれあいアドバイザー研修会開催状況（平成29年度）

地区	開催日	会場	事業委託先	参加者
中南	10月12日	平川市生涯学習センター	津軽地区読書推進運動連絡会	43人
上北	10月21日	十和田市民文化センター	十和田市読書団体連絡協議会	56人
西北	10月25日	鱒ヶ沢町中央公民館	西北五つがる読書推進連絡会	42人
三八	11月16日	八戸市根城公民館	八戸市読書団体連合会	77人
東青	12月9日	今別町中央公民館	東青地区読書団体連絡協議会	14人
下北	1月21日	むつ市立図書館	むつ下北地区読書団体連絡協議会	11人

資料：生涯学習課

（注）親子ふれあい読書アドバイザー登録者数446人（平成29年度1月現在）

また、子どもの読書習慣の形成と豊かな心の育成を図る機運を高めるため、保育所・学校の教職員並びに保護者、市町村職員、読み聞かせ団体及び一般県民を対象に子どもの読書活動推進大会を県内2か所で開催した。（第2-4-8表）

第2-4-8表 子どもの読書活動推進大会開催状況（平成29年度）

地区	開催日	会場	内容	参加者
下北	7月28日	下北文化会館	講演「みずぶさんのまなざし ～本を読む喜び～」 講師：童謡詩人、金子みすゞ記念館館長 矢崎 節夫 氏 事例研究 「学校・家庭・地域の連携による子どもの読書 活動の推進」	102人
東青	11月9日	青森県総合社会教育センター	講演「わたしの絵本と自然と子ども」 講師：絵本作家 いわむら かずお 氏 講義・演習 「子どもの自主的な読書活動の推進に向けて ～ビブリオバトル、ビブリオトークの実践を 通して～」 講師：八戸学院大学短期大学部 学長補佐 茂木 典子 氏	176人

資料：生涯学習課

ウ 地域の豊かな社会資源を活用した土曜学習推進事業

（第2部第2章第2節2（2）「体験活動・ボランティア活動の推進」に再掲）

エ 学校と地域の協働実践セミナー

（第2部第4章第2節1（3）青少年のための施設の整備「青森県総合社会教育センター」に掲載）

オ 市町村の社会教育活性化支援事業

市町村の社会教育主事の資質向上とその専門性を生かした社会教育の活性化のため、生涯学習課と教育事務所が連携し、個別課題の検討会や研修会を開催するものである。

本事業では、生涯学習課や教育事務所の職員が各市町村に出向き、市町村それぞれの課題に応じ、課題解決に向けた方策や手法を検討する「市町村地域課題検討会」を行っている。

- ・平成27年度 12市町村で開催
- ・平成28年度 13市町村で開催

また、市町村域を超えた地域人財のネットワークを形成するとともに、地域課題解決に向けた連携を促進するため、各地区において、教育委員会、行政関係者、地域活動実践者（NPO団体等）などが集まる「地域人財ネットワーク形成ワークショップ」を行っている。

第2節 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりの推進

本県の未来を担う青少年の健全育成に関わる民間活動の中核として、青少年の社会参加の促進・地域社会の環境浄化運動の促進・青少年の非行防止活動など、県民運動を実施している「青少年育成青森県民会議」と「協働」し、県民一人ひとりが地域の住民としての自覚や愛着に基づいた自主的、自発的な特色ある青少年健全育成運動への取組を促進している。

1 地域の人財育成と活動支援の充実

(1) 青少年育成県民運動の推進

ア 青少年育成青森県民会議

青少年育成青森県民会議は、県民全ての願いである、青少年の心身ともに健やかな成長を実現するため、国や県の施策に呼応して、青少年育成関係機関・団体等の支援と協力を得ながら、青少年育成県民運動を推進している民間団体である。（事務局 青少年・男女共同参画課内）

(ア) 結成の経緯

昭和40年に、中央青少年問題協議会の青少年非行対策特別委員会で青少年の非行防止と健全育成を進めるために強力な国民運動の推進の必要性が政府に意見具申されるなど、青少年健全育成の一大国民運動の展開の必要性が叫ばれるようになり、昭和41年5月、国民運動の推進母体として青少年育成国民会議が結成された。

本県でも、それと時をほぼ同じくして、国や県の青少年に対する施策と呼応して健全育成のために県民総ぐるみで取り組むことを目的に、昭和41年11月28日、青少年育成青森県民会議が結成されたものである。（※青少年育成国民会議は平成21年に解散。）

(イ) 組織（平成30年1月末現在）

- ・会長1人、副会長8人、監事2人、委員16人
- ・青少年専門指導員2人
- ・会員（個人 314人、団体 82団体、40市町村）
- ・参与（環境生活部長、環境生活部次長）
- ・賛助会員（個人9人、団体 55団体）
- ・事務局10人 事務局長（青少年・男女共同参画課長）
事務局次長（青少年・男女共同参画課 青少年グループマネージャー）
事務局員8人（うち1人は専任の県民会議主事）

(ウ) 平成29年度事業

重点目標1 健全な家庭づくり運動

① 「家庭の日」の普及・啓発

- ・家庭のぬくもりを通じて絆を深める「家庭の日」の普及・啓発
 - ア 情報啓発誌への掲載
 - イ ホームページでの啓発
 - ウ 強調月間における啓発物品等の作成・配付

重点目標2 人と人とのつながり、命を大切にすることを育む環境づくり推進活動

- ① あいさつ運動の推進
 - ・ 「人と人、心と心をつなげ合うあいさつ運動」の提唱
 - ・ 地域における各種団体が実施する活動への協力
- ② 命を大切にすることを育む県民運動の推進
 - ・ 家庭・学校・地域社会が一体となって命の大切さを訴え、次代を担う子どもたちの命を大切にすることを育む県民運動の広報・啓発
 - ・ 県が行う関連事業への協力
 - 〔 命を大切にすることを育む県民運動推進会議・フォーラム開催事業 〕
 - 〔 地域の見守りで輝く笑顔推進事業 〕

重点目標3 青少年の自立と社会参加活動

- ① 青少年の自立と社会参加活動の促進
 - ・ 「第39回青森県少年の主張大会」開催
 - ア 期日…平成29年9月14日(木)
 - イ 場所…生涯学習交流センター「松の館」(つがる市)
 - ウ 対象…中学生、青少年育成関係団体等の関係者、PTA関係者、青少年教育関係者等
 - エ 収録…報告書「青い雲」
- ② 困難を抱える子ども・若者への支援推進
 - ・ 県が行う子ども・若者育成支援事業への協力
 - 〔 子ども・若者総合案内の周知等 〕
 - 〔 子ども・若者地域支援推進フォーラム 〕

重点目標4 青少年の非行防止とよい環境づくり運動

- ① よい環境づくり運動の推進
 - ・ 情報啓発誌「若い芽」の作成・配布活動
 - ア 内容…安全・安心なインターネット利用のための情報、地域活動の様子など
 - イ 配布先…小学生(4～6年生)及びその保護者、育成関係者、企業など
- ② 非行・事故防止運動への協力
 - ・ 未成年者を酒・たばこ・薬物等から守る運動への協力
 - ・ 非行防止サポートチーム「JUMP チーム」活動への協力
 - ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間等への参加協力
- ③ 良書の普及推進
 - ・ 青森県青少年健全育成条例に基づいて推奨された良書の普及を推進

重点目標5 県民運動推進体制の整備

- ① 総会、各種会議の開催
 - ・ 総会…平成29年6月9日(金)アピオあおもり
 - ・ 監査…平成29年4月25日(火)県庁北棟5階A会議室
 - ・ 委員会…年3回開催(6月、11月、3月)
- ② 地域活動促進事業……地域活動を推進するうえでの課題解決と県民運動の活性化及び一層の推進を目的に実施
 - ・ 地区企画委員会の設置、開催
 - ・ 地域活動の実践
 - ・ 合同企画委員会の開催
 - ・ 活動発表研修会の開催
- ③ 青少年育成市町村民会議等への協力及び設置促進
 - ・ 大会・総会等への出席
 - ・ 育成集会、研修会への講師・助言者の派遣及び紹介
 - ・ 地域活動への協力

- ・ 啓発資料の提供等
- ・ 未設置市町村への設置要請
- ④ 他都道府県民会議との連携
- ⑤ 青少年育成推進指導員の研修
- ⑥ 表彰・・・青少年育成青森県民会議表彰要綱に基づくもの、県・国が実施する表彰への推薦
- ⑦ 広報・啓発活動
 - ・ 諸資料の作成
 - ・ 情報啓発誌「若い芽」
 - ・ 少年の主張大会報告書「青い雲」(再掲)
 - ・ 子ども・若者育成支援強調月間用リーフレット
 - ・ ホームページの整備
- ⑧ 正会員、賛助会員の加入促進・・・あらゆる機会を捉え加入促進に努め、パンフレット、リーフレットや情報誌、様々なマスメディアを活用した加入促進

イ 青少年育成市町村民会議

青少年育成活動を地域社会に十分に浸透させ、より効果的に展開するため、地域住民が進んで参加できるような総合的組織として、全県的に市町村民会議を結成し、青少年育成青森県民会議等と連携しながら、健全育成運動を推進していくことが望まれる。

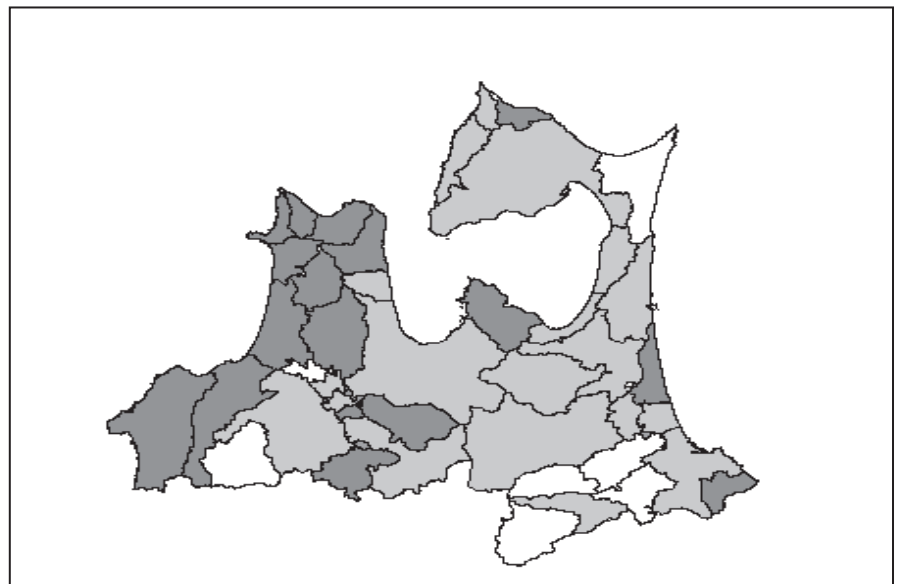
平成29年4月1日現在の市町村民会議設置状況は、第2-4-9図のとおりである。

第2-4-9図 市町村民会議設置状況

市 部	北津軽郡	上北郡	下北郡	三戸郡
青森市	板柳町	野辺地町	大間町	三戸町
弘前市	鶴田町	七戸町	東通村	五戸町
八戸市	中泊町※	六戸町	風間浦村※	田子町
黒石市※	南津軽郡	横浜町	佐井村	階上町※
五所川原市※	藤崎町※	東北町		新郷村
十和田市	大鰐町※	六ヶ所村		南部町
三沢市※	田舎館村※	おいらせ町		
むつ市				
つがる市※				
平川市				
東津軽郡				
平内町※				
今別町※				
蓬田村				
外ヶ浜町※				
西津軽郡				
鱒ヶ沢町※				
深浦町※				
中津軽郡				
西目屋村				

既設置(市町村民会議 18 類似の組織 15)

- (注) 1 色は市町村民会議を設置している市町村
 2 色※は類似の組織を設置している市町村
 3 色は未設置の市町村



資料：青少年・男女共同参画課

(2) 「家庭の日」の促進

ア 「家庭の日」の制定

人が生まれ、育てられる最も基礎的な生活の場である家庭は、子どもにとって安心して成長していける場であり、夫婦・親子が愛情と信頼の絆で結ばれ、社会を形成する基礎的な単位である。

「家庭の日」は、県民がそれぞれの地域において、家庭単位で過ごす日として定められており、ぬくもりある家庭づくりを促進し、青少年の健全育成に資することを目的としている。

青少年育成青森県民会議では、昭和41年の発足とともに「家庭の日運動」を青少年育成県民運動の重要な柱として推進してきた。

県においても、平成11年9月に「青森県家庭の日及びノー行事デイを定める要綱」を制定し、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭づくりについて家庭内で考え、話し合い、楽しみ合い、協力し合う日としている。また、毎年5月を「家庭の日」普及強化月間とし、その第3日曜日を「ノー行事デイ」としており、県及び公共団体等が原則として行事を開催しないこととしている。

イ 「家庭の日」の具体的なねらい

「家庭の日」を周知するにあたって、具体的には次のようなことを啓発している。

- ・ 家族みんなで話し合おう
家族全員が集まり楽しく話し合いを持つ、毎月の「家庭の日」の計画を立てる、など。
- ・ 家族みんなで楽しみ合おう
家族全員が集まったら楽しく過ごす、笑顔あふれる時間を共有する、など。
- ・ 家族みんなで協力し合おう
家族みんなで家事を分担してやってみる、など。

ウ 「家庭の日」普及啓発の取組状況

県では、「家庭の日」及びノー行事デイについて、市町村等に対する周知やホームページによる広報活動を行っている。

(3) 青少年のための施設の整備

ア 青森県総合社会教育センター

県では、社会教育の充実振興を図り、県民の生涯にわたる学習意欲の高揚及び学習活動の進展に資するために、平成元年7月1日、青森県総合社会教育センターを設置した。

センターでは、団体間の連携による活動を促進するため、団体連絡室を設けて青少年団体の利用に供したり、青少年教育にかかわる事業を展開したりしている。

(ア) 運営方針

a 人財育成

地域を支える人財や次代を担う青少年を育成するため、受講者の実践活動を含め専門的、実践的な研修を行う。

b 教育活動支援

家庭や地域の教育力の向上を図るため、地域づくりや家庭教育支援の人財育成に関する専門的、実践的な研修を行う。

c 市町村・団体支援

生涯学習、社会教育関係職員の資質向上及び社会参加活動を推進するため、生涯学習、社会教育に関する専門的な研修や社会参加活動支援機関の研修と情報交換を行う。

d 生涯学習活動支援

県民の学習活動や社会参加活動を支援するため、生涯学習、社会教育に関する情報提供、学習相談を行うとともに、今日的課題や生涯の各時期における課題に対応した学習講座を開設する。

e 施設提供

社会教育及び県民の学習活動のために研修施設・視聴覚機材を提供する。

(イ) 平成29年度の事業の実績

a 未来の青森県を担う若人育成講座

青少年が自己肯定感を高め、主体的に行動できるようにする異年齢集団における活動をとおり、他者と協力し、相互に学び合う講座と演習を実施した。

【平成29年11月30日現在の実績】

- ・ 受講者数：延べ158人（青森市・黒石市・七戸町）
- ・ 内 容

期 日	内 容
第1講座：コミュニケーション能力を高める講座	
4月30日(日) 青森市	講義「児童への接し方」 演習「畑活動の準備」 講師 県総合社会教育センター職員
6月18日(日) 黒石市	講義「寺子屋サンサンの目的」 「ボランティアの意義」 「避難場所の確認～危機管理について～」 演習「私たちが目指す寺子屋を考える」 「寺子屋運営に必要なこと①」 講師 県総合社会教育センター職員
7月4日(火) 七戸町	講義「寺子屋ワッシュイとらじよの目的」 「ボランティアの意義」 「避難場所の確認～危機管理について～」 演習「私たちが目指す寺子屋を考える」 「寺子屋運営に必要なこと①」 講師 県総合社会教育センター職員
第2講座：自分や仲間の良さを知る講座	
7月9日(日) 黒石市	演習「仲間づくり～アイスブレイク～」 講義「コミュニケーション論」 演習「寺子屋運営に必要なこと②」 「寺子屋運営シミュレーション」 「寺子屋サンサン運営準備」 講師 県総合社会教育センター職員
7月9日(日) 七戸町	演習「仲間づくり～アイスブレイク～」 講義「コミュニケーション論」 演習「寺子屋運営に必要なこと②」 「寺子屋運営シミュレーション」 「寺子屋ワッシュイとらじよ運営準備」 講師 県総合社会教育センター職員
7月23日(日) 青森市	演習「第3講座の準備」 講師 県総合社会教育センター職員
第3講座：地域で実践活動を体験し、仲間と実践する企画を考える講座	
8月10日(木) ～8月12日(土) 青森市 黒石市 七戸町 (合同)	実践活動 映画「ふるさとがえり」上映会・トークセッション 演習「高校生・大学生のワークショップ1」 映画「空飛ぶ金魚と世界のひみつ」上映会・トークセッション 演習「高校生・大学生のワークショップ2」 映画「惑う～After the Rain～」上映会・トークセッション 講師 映画監督 林 弘樹
第4講座：地域実践活動を企画する講座	
8月27日(日) 青森市 9月3日(日) 黒石市 9月24日(日) 七戸町	演習「第5講座(実践活動)の企画立案」 講師 県総合社会教育センター職員

期 日	内 容
第5講座：地域実践活動を実践する講座	
10月1日(日) 青森市 黒石市 七戸町 (合同)	実践活動「生涯学習フェアにおける販売体験」
第6講座：地域実践活動を準備する講座	
10月15日(日) 青森市 11月12日(日) 黒石市 11月5日(日) 七戸町	演習「第7講座(実践活動)の企画立案」 講師 県総合社会教育センター職員
第7講座：これまでの実践活動等を振り返り、どのように活かすかを考える講座	
1月20日(土) ～1月21日(日) 青森市 黒石市 七戸町 (合同)	実践活動(予定) 施設見学「七戸町立鷹山宇一記念美術館」 施設見学「十和田市現代美術館」 活動紹介「ハピたのかふえ」 講師 特定非営利活動法人十和田NPO子どもセンター・ハピたの 代表理事 中沢 洋子 演習「ネイチャーゲーム体験」 講師 県総合社会教育センター職員 交流会 演習「ネイチャーゲーム・アイスブレイク体験」 講師 県総合社会教育センター職員

青森市

(1)登録者数 70人

校種別	大学生等		高校生		中学生		小学生		合 計
性 別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
人 数	4	9	8	13	5	1	10	20	70
小 計	13		21		6		30		70

(2)のべ参加人数 496人(全31回)

校種別	大学生等		高校生		中学生		小学生		合 計
性 別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
人 数	15	69	130	130	25	1	40	86	496
小 計	84		260		26		126		496

黒石市

(1)登録者数 49人

校種別	大学生等		高校生		中学生		小学生		合 計
性 別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
人 数	3	1	3	16	0	4	9	13	49
小 計	4		19		4		22		49

(2)のべ参加人数 100人(全7回)

校種別	大学生等		高校生		中学生		小学生		合 計
性 別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
人 数	4	1	7	33	0	6	20	29	100
小 計	5		40		6		49		100

七戸町

(1)登録者数 39人

校種別	大学生等		高校生		中学生		小学生		合 計
性 別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
人 数	0	1	0	15	4	1	8	10	39
小 計	1		15		5		18		39

(2)のべ参加人数 57人(全7回)

校種別	大学生等		高校生		中学生		小学生		合 計
性 別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
人 数	0	2	2	26	2	0	9	16	57
小 計	2		28		2		25		57

資料：生涯学習課

b 高大連携キャリアサポート推進事業

高校生の「やる気」や意欲を引き出し、自らの夢に向かって主体的に行動できる人財を育成するために、大学生によるワークショップを実施するとともに、コミュニケーション、ファシリテーション等の研修を行い、大学生のスキルアップを図る事業を実施している。

【平成29年11月30日現在の実績】

(a) <会議等の開催>

- ・ 大学生会議（平成29年5月7日（日）、7月16日（日））
- ・ 担当者研修会（平成29年11月24日（金））

(b) <大学生対象研修会の開催>

- ・ 基本研修（計6回）延べ受講者数：127人
- ・ ワorkshop演習（計6回）延べ受講者数：129人
- ・ 合同リハーサル（計8回）延べ参加者数：846人
- ・ 応用研修（計3回）受講者数：16人

(c) <ワークショップ「キャリアサポ」の実施>

- ・ 実施高等学校数 21校（全25校予定）
- ・ 延べ参加高校生数 3,021人
- ・ 延べ参加大学生数 976人

c 高校生スキルアッププログラム推進事業

高校生の知識や経験の幅を広げるとともに、社会の変化に柔軟に対応し逞しく生きるための様々なスキルの向上を図ることを目的として、学校外における学習への積極的な取組みを推進するため、学校外学習の機会に関する情報の収集と提供、高校生スキルアップ認定証の交付及び研修会を開催している。

【平成29年11月30日現在の実績】

(a) 研修会

- ・ 期 日：平成29年11月24日（金）
- ・ 会 場：青森県総合社会教育センター
- ・ 参加者：高校生スキルアッププログラム担当教員
- ・ 内 容：講演
 演題 「キャリア教育活動としてのキャリアサポとカタリバ」
 講師 認定特定非営利活動法人カタリバ 代表理事 今村 久美

(b) 参加学校数等

地区	参加学校数	参加生徒数	認定証交付者数
東青	3校	181人	2人
西北	0校	0人	0人
中南	0校	0人	0人
上北	3校	256人	2人
下北	2校	560人	12人
三八	4校	1,117人	4人
合計	12校	2,114人	20人

d あおもり県民カレッジ運營業務

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できることを目的として、県民の生涯学習を総合的に支援している。（指定管理者による実施）

【平成29年11月30日現在の実績】

- (a) 県民カレッジ学生総数 累積 22,198人
 - ・教養学習コース 累積 17,600人
 - ・子どもカレッジコース 累積 4,598人
- (b) 県民カレッジ卒業・認定者数 累積 6,423人
- (c) 連携機関数 累積 705機関

e 学校と地域の協働実践セミナー

地域学校協働活動の推進に向け、関係者の理解及び意識啓発を促進するとともに、実施体制の構築、仕組み作りや活動に係るスキルの向上を図る。

【平成29年11月30日現在の実績】

(a) 研修会

地区	開催日	会場	参加人数	主な内容
下北	29. 6. 29(木)	下北文化会館	25人	【講義・演習】 「子どもは地域の宝～地域と学校が連携して子どもを育むために」 講師 弘前大学教育学部 教職キャリア支援 コーディネーター 特任助教 齋藤 厚
東青	29. 8. 31(木)	県総合社会教育センター	22人	【講義・演習】 「子どもは地域の宝～地域と学校が連携して子どもを育むために」 講師 八戸学院大学 短期大学部 学長補佐 茂木 典子
西北	29. 9. 28(木)	板柳町多目的ホール あぶる	24人	【講義・演習】 「子どもは地域の宝～地域と学校が連携して子どもを育むために」 講師 青森県PTA 連合会 事務局長 棚瀬 敏雄
上北	29. 11. 1(水)	三沢航空科学館	36人	【講義・演習】 「子どもは地域の宝～地域と学校が連携して子どもを育むために」 講師 八戸学院大学 短期大学部 学長補佐 茂木 典子

(b) 公開講演・映画上映会

- ・ 開催日：平成29年9月21日(木)
- ・ 会場：県総合社会教育センター
- ・ 参加人数：202人
- ・ 内容：映画「みんなの学校」上映会
講演「学校が変われば地域が変わる 地域が変われば社会が変わる」
講師 大阪市立大空小学校 前校長 木村 泰子

f 家庭教育支援コンテンツ制作事業

家庭教育の重要性を訴えるとともに、子育てに関わる人々の抱える不安や悩みを軽減することを目的として、学習機会と情報の提供を行うとともに、学習教材（動画）の制作と普及活動を行っている。

【平成29年11月30日現在の実績】

(a) 一般家庭向け(5分)

- ・子どもの遊び場ある?ない?
- ・虫歯予防 こどものうちから身に付けよう!
- ・地域で支える子育て・体力づくり～肥満傾向児出現率を抑えるために～
- ・助産師の子育て支援
- ・「LGBT」って知っていますか?

(b) 家庭教育支援テレビ番組(15分)

- ・はじめよう!生活習慣の改善～肥満・虫歯予防～
- ・地域で支える子どもの体力づくり

g 家庭教育相談事業(すこやかほっとライン)

子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生の保護者や家族を対象に、電話・メール等による寄り添い型の家庭教育相談を行っている。

【平成29年11月30日現在の実績】

(a) 電話相談 週2回 水・木曜日(祝日・年末年始を除く。)

(b) メール相談(24時間受付)、面談(予約制)

家庭教育支援員 4人

相談件数:42件

h 絆でつながる家庭教育支援セミナー

家庭教育支援に関わる人々の輪を広げるため、地域の絆の中での家庭教育支援につながる講座の企画・運営等の実践を通して、地域に密着した家庭教育支援者を育成する。

【平成29年11月30日現在の実績】

(a) 各市町村開催講座

- ・ 場 所: 県内2市町村

〔 青森市会場
六ヶ所村会場 〕

- ・ 参加者: 受講者数 20人

- (ア) 基礎講座…支援者として身につけておきたいスキル等
- (イ) 連携講座…前年度の支援者及び活動者との交流、情報交換
- (ウ) 実践講座…子育てサロンの運営

○青森市会場

回	開催日	内 容
1	5月12日(金)	第1回基礎講座「家庭教育支援者としてできることを考えてみよう」 講師 県総合社会教育センター職員
2	6月16日(金)	第2回基礎講座「子どもの気になる行動と関わり方～発達障害への理解～」 講師 児童心理治療施設「青森おおぞら学園」園長 鳴海 明敏 演習「手遊び歌や読み聞かせをしよう」 講師 県総合社会教育センター職員
3	7月14日(金)	第1回実践講座「大型絵本を読もう」 講師 県総合社会教育センター職員
4	8月18日(金)	第1回連携講座「昨年度の取組について」 講師 H28 子育て支援サークル「ハグハグ」代表 山内 美恵子 花田 啓子 西田 充子 演習「手作りおもちゃで遊ぼうⅠ」 講師 県総合社会教育センター職員
5	9月22日(金)	第2回実践講座「手作りおもちゃで遊ぼうⅡ」 講師 県総合社会教育センター職員
6	10月20日(金)	第3回実践講座「まったりおしゃべりしようⅠ」 講師 県総合社会教育センター職員
7	11月17日(金)	第4回実践講座「体を動かそう」 講師 県総合社会教育センター職員

○六ヶ所村会場

回	開催日	内 容
1	5月24日(水)	第1回基礎講座「家庭教育支援者としてできることを考えてみよう」 講師 県総合社会教育センター職員
2	6月28日(水)	第1回実践講座「おしゃべりタイム～手遊び歌や読み聞かせをしよう～」 講師 県総合社会教育センター職員
3	7月26日(水)	第1回連携講座「昨年度の取組について」 講師 H28子育て支援サークル「ハグハグ」代表 山内 美恵子 花田 啓子 演習「身長と体重をはかろう」 講師 県総合社会教育センター職員
4	8月30日(水)	第2回基礎講座「保護者への支援の仕方について」 講師 児童心理治療施設「青森おおぞら学園」 園長 鳴海 明敏 演習「音の出るおもちゃをつくって遊ぼう」 講師 県総合社会教育センター職員
5	9月27日(水)	第3回基礎講座「寄り添うこと・つながること」 講師 青森抱っこの会 松林 恵公子 演習「手形・足形アート」 講師 県総合社会教育センター職員
6	10月31日(火)	第2回実践講座「ろっぶる横丁で遊ぼう」 講師 県総合社会教育センター職員
7	11月29日(水)	第3回実践講座「ミニミニコンサートを楽しもう」 講師 県総合社会教育センター職員

(b) 共通スキルアップ講座 (4市町村合同)

- ・ 開催日：平成29年10月6日(金)
- ・ 会 場：県総合社会教育センター
- ・ 参加者：99人

① 公開講演

「親子を支援する上で大切なこと」

講師 玉川大学 教育学部 教授 大豆生田 啓友

② 情報交換会

「支援の在り方を考えよう～自分たちの活動の充実・発展のために～」

進行 県総合社会教育センター職員

イ 青少年教育施設

青少年に、自然の中での集団による共同生活等を経験する機会を提供する施設として、少年自然の家、青年の家が整備されている。

県では、少年自然の家を、昭和46年、五所川原市に県立梵珠少年自然の家、51年に八戸市に県立種差少年自然の家、55年にむつ市(旧下北郡大畑町)に県立下北少年自然の家を相次いで開設した。

この他に、上北地方教育・福祉事務組合が昭和47年に公立小川原湖青年の家を東北町(旧上北郡上北町)に設立している。

これらの施設では、施設が自ら企画・実施する主催事業及び学校・各種青少年団体等の計画に基づいて実施する受入事業が行われており、その自然環境を生かした自然体験活動やレクリエーションのほか、各種研修が行われている。

また、県立少年自然の家では県内各地において身近な自然を利用した自然体験活動が促進されるように、平成19年度より学校・各種青少年団体等への出前講座を実施している。

近年、子どもたちの「生きる力」を育むため、自然体験・生活体験が重視される中であって、青少年教育施設の役割はますます増大している。

本県における少年自然の家、青年の家の施設状況及び年間延利用者数については以下の表のとおりである。

第2-4-10表 少年自然の家、青年の家施設状況

名 称	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	収容人員 (人)	野 外 施 設
県立梵珠少年自然の家	6,514	2,187	160	野営場、営火場、梵珠山登山コース、各種活動プログラムコース
県立種差少年自然の家	65,977	3,488	200	野営場、営火場、自然観察コース
むつ市下北自然の家	122,432	3,740	193	野営場、営火場、野外炊事場、野外食卓、登山・ハイキングコース、スキーコース、トレッキングコース、冒険の森アスレチック
公立小川原湖青年の家	70,444	4,396	200	野営場、営火場、多目的グラウンド、ウォークラリー、サイクリングロード

資料：生涯学習課

第2-4-11表 少年自然の家、青年の家年間延利用者数

(単位：人)

区分	年度	H24	25	26	27	28
県立梵珠少年自然の家		19,765	18,656	17,578	17,018	16,515
県立種差少年自然の家		28,840	30,858	32,827	32,390	37,931
むつ市下北自然の家		9,237	9,742	8,661	9,186	9,332
公立小川原湖青年の家		20,706	19,595	18,721	18,520	19,552

(注) 県立下北少年自然の家は平成20年度からむつ市へ移管しむつ市下北自然の家となった。

資料：生涯学習課

県立種差少年自然の家は平成28年度から指定管理となった。

ウ 公民館

公民館は、地域における青少年の自主グループの育成や学習・レクリエーションの機会と場を提供するなど青少年の地域活動の拠点となっている。このため、県は地域住民と一体となった公民館活動の推進や、その指導体制の充実について指導助言に努めている。

本県の公民館は、平成29年4月1日現在、県内39市町村に設置されており、その総数は280館である。これを本館、分館別にみると本館167館（中央館45館、地区館122館）、分館113館となっている。

青少年の多様な学習要求への対応や、余暇の健全な活用に資する新たなプログラムの開発、各施設間の連携・協力、学習情報の提供などが積極的に行われることが望まれる。

エ 図書館

図書館は、青少年が自らすすんで学習するための資料や情報を収集・保存し、提供する役割を持っている。

県立図書館を含めた県内の公立図書館は、平成29年4月1日現在で、独立館が25館、分館が11館、分室が1室設置され、類似施設として、市町村公民館図書室及び教育委員会図書コーナーが23か所設置されている。

これら施設では、青少年の健全育成を図る上からも、青少年に関する資料の充実やおはなし会の開催、学校への配本など様々な取組みが行われている。

また、県立図書館と市町村立図書館等をオンラインで結ぶ「青森県図書館情報ネットワークシステム」による相互貸借等のサービスも活用されている。

第2-4-12表 県内の図書館（平成29年4月1日現在）

区分	施設名			
独立館 (25)	青森県立図書館	むつ市立図書館	中泊町図書館	おいらせ町立図書館
	青森市民図書館	つがる市立図書館	野辺地町立図書館	三戸町立図書館
	弘前市立弘前図書館	平川市平賀図書館	七戸中央図書館	五戸町図書館
	八戸市立図書館	平川市尾上図書館	六戸町立図書館	田子町立図書館
	五所川原市立図書館	平内町立図書館	横浜町民図書館	
	十和田市民図書館	藤崎町図書館大夢	東北町立図書館	
	三沢市立図書館	板柳町民図書館	六ヶ所村民図書館	
分館(8)	弘前市立岩木図書館	伊藤忠吉記念図書館	五所川原市立図書館市浦分館	むつ市立図書館大畑分館
	八戸市図書情報センター	八戸市立南郷図書館	むつ市立図書館川内分館	むつ市立図書館脇野沢分館
分室(2)	弘前市立図書館駅前分室こども絵本の森	東北町立図書館乙供分室		
公民館等 (23)	スポカライン黒石図書コーナー	「太宰の宿」ふかうら文学館	鶴田町公民館	名川中学校図書室1階
	黒石ほるぷ子ども館	深浦町岩崎社会文化会館	東通村教育委員会	ハートフルプラザ・はしかみ
	今別町立中央公民館	北通り総合文化センター「ウイング」	大間町立公民館	南部町立中央公民館
	蓬田村ふるさと総合センター	西目屋村中央公民館	風間浦村中央公民館	南部町立福地公民館
	外ヶ浜町中央公民館	大鰐町中央公民館	佐井村中央公民館	階上道仏公民館
	日本海拠点館あじがさわ	田舎館村中央公民館図書室		新郷村教育委員会

資料：生涯学習課

オ 勤労青少年ホーム

平成29年4月1日現在、県内に11か所の勤労青少年ホームが設置され、青少年が参加するレクリエーション、クラブ活動、その他余暇活動を行うための施設として利用されている。

第2-4-13表 勤労青少年ホーム所在地

(平成29年4月1日現在)

名称	所在地	TEL
八戸市勤労青少年ホーム	八戸市沼館2丁目13の20	(0178)22-8612
青森市	青森市松原1丁目6の3	(017)735-1649
弘前市	弘前市大字五十石町7	(0172)34-4361
むつ市	むつ市大湊上町3の12	(0175)24-2410
三沢市	三沢市幸町1丁目7の5	(0176)53-5714
十和田市	十和田市西三番町2の12	(0176)23-6708
黒石市	黒石市大字内町24の1	(0172)53-1612
三戸町	三戸郡三戸町大字川守田字関根4の1	(0179)22-0173
大間町	下北郡大間町大字大間字大間平41の7	(0175)37-4346
野辺地町	上北郡野辺地町字中道20の1	(0175)64-9657
平内町	東津軽郡平内町大字小湊字小湊79の3	(017)755-3945

資料：労政・能力開発課

カ 児童厚生施設

児童厚生施設は、広く一般児童のため健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするためのものであり、児童憲章にいう「児童はよい環境の中で育てられる」という精神を具現化したものである。

(ア) 小型児童館・児童センター

小型児童館は、小地域を対象として児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど児童健全育成に関する総合的な機能を果たす拠点として設置されているものであり、平成29年4月1日現在64館（休止中含む。）となっている。

また、児童の体力低下、運動ぎらい等が問題となっていることから、従来の小型児童館に体力増進機能を加えた児童センターの整備を図ってきており、平成29年4月1日現在28館となっている。

第2-4-14表 市郡別児童館・児童センター設置状況（平成29年4月1日現在）

市 部		郡 部	
区分	設置数（か所）	区分	設置数（か所）
青森市	17 (1)	東津軽郡	1
弘前市	24 (9)	西津軽郡	0
八戸市	15 (9)	中津軽郡	0
黒石市	6 (2)	南津軽郡	2
五所川原市	0	北津軽郡	0
十和田市	0	下北郡	0
三沢市	9 (4)	上北郡	8 (3)
むつ市	3	三戸郡	4
つがる市	1		
平川市	2		
計	77 (25)	計	15 (3)
県 計			92 (28)

資料：こどもみらい課

(注) () 内は、児童センターの再掲

第2-4-15表 児童館・児童センターの利用状況（1日あたり）

(単位：人)

区 分	9年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		
	人員	割合 (%)	人員	割合 (%)	人員	割合 (%)	人員	割合 (%)	人員	割合 (%)	人員	割合 (%)	
学童	任意利用	809	21.5	217	5.8	298	7.6	406	10.3	401	10.3	211	5.8
	集団利用	2,167	57.7	3,293	88.7	3,432	87.8	3,350	85.0	3,275	84.4	3,256	90.2
	計	2,976	79.2	3,510	94.6	3,730	95.4	3,756	95.3	3,676	94.8	3,467	96.1
幼児	任意利用	180	4.8	103	2.8	95	2.4	104	2.6	104	2.7	124	3.4
	集団利用	602	16.0	99	2.7	83	2.1	82	2.1	99	2.6	17	0.5
	計	782	20.8	202	5.4	178	4.6	186	4.7	203	5.2	141	3.9
合 計	3,758	100.0	3,712	100.0	3,908	100.0	3,942	100.0	3,879	100.0	3,608	100.0	

資料：こどもみらい課

(イ) 児童遊園

児童遊園は、広場、遊具など児童の創意、工夫を生かすことができる設備を有し、児童の自主性、社会性及び創造性を高めるよう遊びの指導を行う施設である。

第2-4-16表 児童福祉法による児童遊園整備状況（平成29年4月1日現在）

(単位：か所)

区 分	公 立	私 立	計
整 備 数	40	0	40

資料：こどもみらい課

2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進

男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進においては、女性も男性も互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会に対する理解を深めるとともに、男女が子育てに参画できる環境づくりが重要である。

「第4次あおもり男女共同参画プラン2 1（計画期間平成29～33年度）」（県の男女共同参画推進に関する基本計画）では、「教育、メディアを通じた理解の促進」と「仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」等を重点目標に掲げて、学校教育等における男女共同参画に関する理解促進、男性の家事・育児参画促進等に取り組んでいる。

(1) 高校生等を対象とした啓発パンフレットの作成・配布（平成19年度～）

高校生等を対象とした男女共同参画の意識啓発パンフレットを作成し、県内の高校生等に配布している。

(2) 男性の家事・育児参画の促進（平成29年度～）

男性が家事・育児に参画したり育児休業等を取得したりすることを応援する気運を醸成するための普及啓発や、ワーク・ライフ・バランスがとれた働き方で企業業績も高める「イクボス」の取組促進等を行っている。

(3) ハートフルセミナーの開催（平成20年度～）

女性の人権軽視が背景にあるとされるDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者にも加害者にもならない良好なコミュニケーションのあり方について学んでもらうため、県内中学校でセミナーを開催している。

第3節 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進

1 社会環境浄化対策の推進

(1) 青少年健全育成条例制定の趣旨及び経緯

青森県青少年健全育成条例（以下この節において「条例」という。）は、明日の青森県を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に公布（昭和55年4月1日施行）された。本条例の趣旨は、県民総ぐるみの運動を基調とした青少年の健全育成の推進と関係業界の良識ある判断と自粛によって、その目的を達成しようとするものであり、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した改正（計10回）を重ねながら現在に至っている。

(2) 青少年健全育成審議会

ア 設置

昭和55年4月19日、青森県附属機関に関する条例に基づき、青森県青少年健全育成審議会を、知事の附属機関として設置した。

平成18年4月19日、青少年問題協議会（委員24人）と青少年健全育成審議会（委員20人）を統合し、新たに青森県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を設置した。また、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、図書類等部会を置いて審議会を運営することとした。

平成26年8月1日、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するため、新たにいじめ調査部会を設置した。

審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、図書類等部会では、有害図書類の指定、条例第25条の規定に基づく優良書籍等の推奨、条例第26条の規定に基づく青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。また、いじめ調査部会では、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項について必要に応じて調査審議している。

イ 組織構成

審議会の委員は、学識経験者、関係業界、青少年育成団体の関係者等24人（任期2年）で構成さ

れており、その状況は第2-4-17表のとおりである。

第2-4-17表 青少年健全育成審議会委員構成表

(平成30年1月現在)

委員数	学識経験者	関係業界	青年団体	学校関係	青少年育成者	公募
24人	6人	3人	3人	4人	6人	2人

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 有害図書類の指定状況

条例第12条の規定に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を審議会の答申を受けて有害指定しており、その状況は第2-4-18表のとおりである。

第2-4-18表 有害図書類の指定状況

区分 \ 年度	H24	25	26	27	28
総数(冊)	21	24	23	23	24
月刊誌	7	6	9	8	3
単行本	-	-	-	-	-
コミック誌	14	18	14	15	21
ビデオテープ	-	-	-	-	-

資料：青少年・男女共同参画課

(4) 優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況

条例第25条の規定に基づき、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画及び団体の行う活動を審議会の答申を受けて推奨しており、その状況は第2-4-19表のとおりである。

第2-4-19表 優良書籍、映画及び団体の推奨

区分 \ 年度	H24	25	26	27	28
優良書籍(冊)	4	2	3	3	4
優良映画(本)	-	1	-	-	-
優良団体	-	-	-	-	-

(注) 団体の推奨規定は平成8年に新設

資料：青少年・男女共同参画課

(5) 条例に基づく表彰状況

条例第26条の規定に基づき、青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は青少年、青少年団体でその活動等が他の模範となると認められるものに対して知事表彰を行っており、その状況は第2-4-20表のとおりである。

第2-4-20表 条例に基づく表彰状況

区分 \ 年度	H24	25	26	27	28
個人	4	6	9	9	9
団体	1	1	1	0	0

資料：青少年・男女共同参画課

(6) 立入調査員の配置及び調査実施状況

条例の遵守状況について調査と指導を行うために、立入調査員を8人(青少年・男女共同参画課)を配置し、県内において立入調査を実施している。

また県では毎年、立入調査員などによる社会環境浄化一斉調査を行っており、平成29年3月末現在での把握数は、有害図書類等収納自動販売機 67、有害図書類取扱書籍販売店 87、有害図書類等取

扱スーパー等 591、有害ビデオ及び DVD 取扱店等 84、有害コンピュータソフト販売店 46、個室カラオケ営業店 45 となっている。

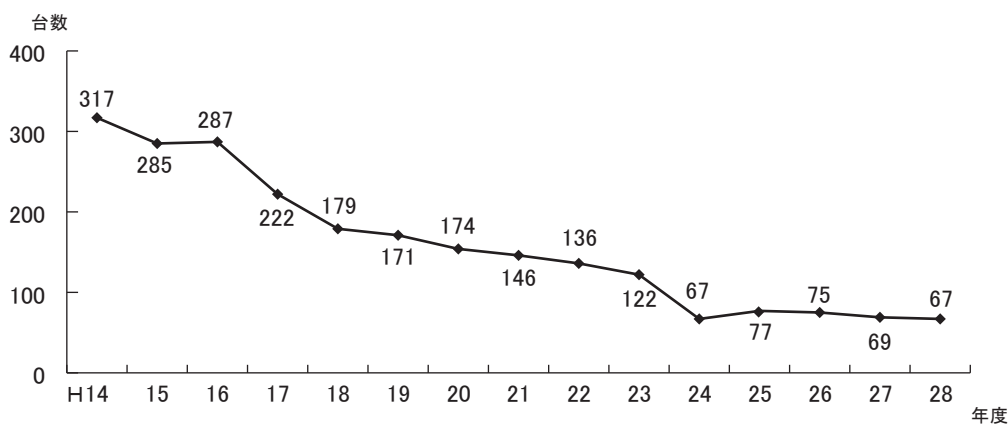
(7) 有害図書類収納自動販売機の設置状況

本県における有害図書類収納自動販売機の設置台数は、昭和 56 年 11 月以降、年々減少の傾向にあったが、平成 6 年から増加傾向を示したことから、平成 8 年の条例改正により、自動販売機等による販売等の状況を把握し、条例の効果的な施行と行政指導が行えるよう、業者に自動販売機等による販売の届出を義務付けている。

平成 16 年度以降から減少に転じているが、今後も設置業者などに対する条例の遵守に関する行政指導を行っていく。

本県における昭和 54 年以降の有害図書類収納自動販売機の設置台数の推移は、第 2-4-21 図のとおりである。

第 2-4-21 図 有害図書類収納自動販売機設置台数の推移



資料：青少年・男女共同参画課

(8) インターネット等をめぐる問題対策の推進

ア 青森県青少年健全育成条例に基づくインターネット利用環境の整備

インターネット上のアダルトサイト等を介したトラブルが増加していることから、有害情報から青少年を保護することを目的に、条例を平成 18 年 10 月に改正（規定の新設）し、平成 19 年 4 月 1 日から施行した。

保護者や事業者等は、青少年がトラブルに遭わないようフィルタリングソフトの活用や情報提供などに努めなければならないこととされている。

※条例第 21 条の 2 の内容

- 保護者や学校の関係者等の青少年の育成に携わる者は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットカフェや公共施設等でインターネットを入場者に利用させる者は、フィルタリングソフトの活用等の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットに接続する端末設備（パソコン等）の販売業者やプロバイダ等のインターネット事業者は、フィルタリングソフトの活用等に係る情報提供により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。

イ 合同サポートチーム（STEPS）の活動について

県教育委員会及び県警察本部は、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチーム（STEPS）を結成し、学校・団体等の要望に応じた数人を派遣し、少年非

行防止、犯罪被害防止等の取組を支援している。

平成29年度中における携帯電話やパソコンを利用したインターネット関連の派遣が44件あり、県内の児童生徒や教職員、保護者を対象とした犯罪被害防止に向けた研修会等において、県内において発生している現状等を説明するとともに、加害者、被害者にならないために心掛けるべき点やトラブルに巻き込まれた際における対応法等について、分かりやすく講話を行っている。

ウ インターネットに関する情報の監視について

県教育委員会では、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口専用サイトを開設するとともに、平成22年度からインターネット上の児童生徒が関係する情報の監視を実施している。インターネットの監視については、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の普及に対応し、平成26年度からソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に關係する不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携を図り情報の削除や学校への指導の支援に努めている。

また、県警察本部では、少年警察ボランティアの中から2人をサイバーボランティアとして指定するとともに、大学生をサイバーボランティアとして委嘱し、サイバーパトロールや小・中学校におけるネット被害防止講話等を実施している。

エ インターネット上のトラブルや携帯端末等使用に係る啓発用リーフレットの作成

平成29年3月に、リーフレット「スマートフォン、ゲーム機、音楽プレイヤーなど『考えよう！使い方のルール』」（小学生用、中学生・高校生用）を作成し、小・中・高等学校及び特別支援学校を通じて、県内全ての児童・生徒及び保護者に配付した。

2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

(1) 子どもへの虐待防止対策

県では、子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、早期に発見できるネットワークの構築を図るとともに、気軽に相談できる体制をつくり、虐待の防止を図るため、広報・啓発や関係する職員への研修など各種事業を実施している。

(2) 子ども110番の家設置

「子ども110番の家（車）」とは、子どもたちが「声かけ」、「つきまとい」など何らかの犯罪に遭った、又は巻き込まれそうになって助けを求めてきたときに、子どもたちを安全に保護し、警察や学校等に連絡するなどして、子どもたちの安全を守っていくボランティア活動である。

各地域では、一般家庭や商店、事業所等の協力を得て、「子ども110番の家（車）」の設置促進を図り、子どもの安全対策を強化している。

第2-4-22表 子ども110番の家（車）設置状況（平成28年12月末現在）

区分	設置状況
子ども110番の家（戸）	13,587
子ども110番の車（台）	7,755

資料：警察本部生活安全企画課

(3) 薬物乱用防止対策の推進

インターネットや携帯電話の普及等により、県内においても青少年への薬物汚染の広がりが懸念されており、青少年の薬物情勢は依然として予断を許さない状況にある。

県及び県教育委員会では、青少年による薬物乱用を防止するために、次のような薬物乱用対策に取り組んでいる。

ア 青森県薬物乱用対策推進本部

当本部は、県内の関係行政機関（矯正、警察、行政機関等）及び関係団体（医業、薬業団体等）の長などで構成されており、当本部にて策定している青森県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、これらの関係機関・団体が連携しながら、県内における対策を総合的かつ効果的に推進している。

県としては、この要綱に基づき、地域における啓発、広報媒体・運動による啓発等を行っている。

イ 青森県薬物乱用防止指導員

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を目的として、地域に密着した啓発活動の強力な推進及び講演等での指導・相談活動を行うため、薬剤師、保護司、民生委員など約309人を青森県薬物乱用防止指導員として委嘱している。

また、各保健所単位で指導員地区協議会が設置されており、協議会毎に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動期間中に街頭キャンペーンの実施、各種会合における啓発など各指導員の職能等を活かした活動を展開している。

ウ 不正大麻けし撲滅運動

近年、大麻による検挙者数は、全国的に増加傾向にあり、特に若年層での増加が目立っている。

県では、自生している大麻による乱用を防止するため、自生大麻の除去作業を実施している。

併せて、あへんの原料となる植えてはいけないけしが栽培されていないか、保健所あへん監視員により、管内の巡回が実施され、栽培が確認された場合は警告書を交付し除去させている。

また、悪質事例に対しては、麻薬取締員による取締りを実施している。

第2-4-23表 不正大麻・けし除去状況

(単位:本)

区分 \ 年度	H22	23	24	25	26	27	28
大麻除去本数	74,843	482,971	410,312	288,329	77,357	373,622	117,122
けし除去本数	3,100	6,721	22,210	24,615	8,460	18,930	8,319

資料：医療薬務課

エ 薬物乱用防止教室の開催

県教育委員会では、心身の健全な発達や健康の保持増進の観点から、児童生徒の発達の段階に応じ、健康を害する行為をしないという態度等を身につけることが重要であることから、各学校に対して、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、薬物乱用による心身の影響、依存症、社会への影響などについて理解するとともに、適切な意思決定と行動選択ができる資質や能力を育成するため、全ての中・高等学校において薬物乱用防止教室を開催するよう指導している。

また、若年層の大麻や覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用が大きな問題となっていることから、教職員等への薬物に対する正しい知識の普及啓発や指導力の向上を図るため、薬物乱用防止教育研修会を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図っている。

(4) 性教育に関する施策（教育庁）

県教育委員会では、性に関する科学的知識と人間関係の築き方などを包括して「性に関する教育」としてとらえ、指導力の向上を図るために教職員・地域保健関係者等を対象とした「性に関するセミナー」や「性に関する教育指導者研修会」を開催している。また、高校生の性（エイズ）に関する教育のさらなる充実を図るため、平成4年度から、県内6地区別各1校の県立高等学校に学校医として産婦人科医を配置し、生徒・教職員及び保護者に対し性に関する指導や、悩みについて指導助言、講演会等を実施している。

《第3部》

本県の子ども・若者関連事業の概要

(青森県子ども・若者育成支援推進計画における基本目標・重点目標ごとに掲載)

重点目標1 基本的能力である「知・徳・体」を育成します

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の実施内容	課名
「夢のカタチ」形成事業		継続	4,385	・高校生が明確な職業意識を持つきっかけとするため、県内の先輩社会人を講師とする「先輩から後輩への夢相伝講座」を県内の高等学校(5校程度)で開催する。 ・中学生を対象に、発想力と創造力を磨くサマーセミナー「未来ひらめき創造塾」を開催する。 ・日本の次世代リーダー養成塾に本県の高校生を派遣する。	地域活力振興課
統計理解で次代を担う世代育成事業		継続	1,255	児童生徒等を対象とし、統計グラフコンクールやその統計指導者向けセミナーなどを開催することにより、統計の重要性を理解するとともに、統計の基礎的能力を身につけた人材を育成する。	統計分析課
青少年行政基礎調査事業		継続	316	本県の青少年の現状と課題を明らかにするとともに、関係行政機関における青少年に関する諸施策を取りまとめ、次代を担う青少年の健全育成に資するため、青少年白書(「青森県子ども・若者白書」)を作成・配付する。	青少年・男女共同参画課
命を大切にすることを育む県民運動推進会議・フォーラム開催事業		継続	1,902	推進フォーラムの開催及び情報誌の作成・配付等を引き続き行うとともに、声かけリーダーの認定及び地域における声かけ活動を継続的に推進していく。	青少年・男女共同参画課
地域の見守りで輝く笑顔推進事業		新規	12,497	県内全ての小・中・高等学校及び特別支援学校において県内一斉声かけ活動を実施するほか、県内18校の小・中・高等学校及び特別支援学校での対話集会の実施、県民大会の開催、メッセージソング・動画の制作・発信、相談先を掲載したステッカーの作成・配付を行う。	青少年・男女共同参画課
親子のむし歯予防と無煙世代育成事業	重点枠事業	新規	2,581	幼児のむし歯保有率の改善のため、フッ化物の定期的な利用によるむし歯予防対策と産後の再喫煙率減少のため、「禁煙見守りカード」を活用した禁煙支援の仕組みづくりを行う。	がん・生活習慣病対策課
次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業		継続	2,189	県民が食育の意義や必要性を理解し、実践することを目的に、全県挙げて実施してきた「いただきます!あおもり食育県民運動」を、より一層充実・強化するため、地域食育ネットワーク協議会の運営、青森県食育指導者研修会の開催のほか、「あおもり食育検定」運営業務への支援を行う。	食の安全・安心推進課
地域に根ざした食育活動推進事業		継続	2,850	第3次青森県食育推進計画の目標達成に向け、あおもり食育サポーターの活用によるライフステージに応じたきめ細やかな食育活動を推進するとともに、地域の実情に即した食育活動を展開する。	食の安全・安心推進課
県民の食育実践向上事業	重点枠事業	新規	10,338	県民が、農林水産業が盛んな本県の生産・流通の現場や健康的な食事の基礎を学ぶことにより、「食育は身近にある食材で手軽に始められること」を理解するための機会を提供する。	食の安全・安心推進課
りんごの食習慣づくりステップアップ事業	重点枠事業	継続	5,393	・知事による親子対象のアップルスクールを県外で開催するとともに、県内外で「青森りんご出前授業」を受けた小学生を「青森りんごキッズ」として認定するほか、りんごに関するキッズ絵画コンクールを開催する。 ・県内消費者を対象とした青森りんごの健康情報を発信するセミナーを開催する。 ・海外からの留学生等に青森りんごに関するアンケートを実施するとともに、留学生を通じて母国に青森りんごの魅力を情報発信する。	りんご果樹課
下北まちづくりプレーヤーレベルアップ事業	重点枠事業	継続	2,280	将来の地域づくりを担う若手人材を対象に、地域づくりのスキル・マインドアップを図る研修会を実施するほか、若手人材を講師に、一般住民を受講者としたまちづくり講座を開催する。	地域連携部
語学指導を行う外国青年招致事業		継続	13,351	語学指導等を行う外国青年を招致し、県立高等学校、学校教育課、総合学校教育センターに配置し、異文化理解の促進や国際性豊かなグローバル人材の育成を図る。	学校教育課
学習状況調査		継続	4,350	県内公立小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査及び調査結果の分析を行い、本県児童生徒の学習指導上の課題を明らかにするとともに、より学校で活用できるような指導事例を掲載し、学習指導の改善に向けた報告書を作成する。なお、今年度は3年に1度実施している「学習に関する意識や実態」についての調査も併せて実施する。	学校教育課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の実施内容	課名
進学力を高める高校支援事業		継続	6,471	大学等進学率向上のため、各学校における生徒の進学力向上、教員の指導力向上、保護者の意識啓発を図る事業を支援する。また、進学力向上の基礎となる校内研修体制の改善を支援する。	学校教育課
新しい時代を主体的に切り拓く小・中学生育成支援事業	重点枠事業	新規	18,796	小・中学校における主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善や新学習指導要領に応じた授業づくりのため、研究指定校による実践研究を実施するとともに、公開授業を含むフォーラムの開催、将来中核となる教員を対象とした研修の実施及び学力向上支援資料を作成する。	学校教育課
あおもりっ子育てプラン21		継続	665,250	個に応じたきめ細かな学習指導や生活指導を行うため、小学校1～4年生及び中学校1年生を対象に1学級33人の少人数学級編制などを実施し、これに要する教職員の増配置を行う。	教職員課
いきいき青森っ子健康づくり事業		継続	2,762	健康教育実践研究校として12校を指定し、本県における健康教育のあり方、進め方を協議するとともに健康課題解決のための具体的な指導内容、指導方法について研究する。	スポーツ健康課
栄養教諭・学校栄養職員研修事業(新規採用研修・経験者研修、中堅教職員指導実践力向上研修)		継続	795	経験年数に応じて研修会を開催し、栄養教諭・学校栄養職員としての資質向上を図る。	スポーツ健康課
学校安全教室指導者研修会		継続	1,805	各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進することができるよう、教職員等を対象とした研修会を開催する。	スポーツ健康課
学校保健総合支援事業(課題解決支援事業及び性に関する教育普及推進事業)		継続	1,119	児童生徒の健康課題解決のための研修会等を実施するとともに、学校における適切な性に関する教育の実践のための取組を支援する。	スポーツ健康課
薬物乱用防止教室推進事業		新規	218	各学校において、実践的な薬物乱用防止教育を推進することができるよう、教職員等を対象とした研修会を開催する。	スポーツ健康課
性に関するセミナー		継続	350	研修会を開催し、性に関する教育を担当する指導者の資質向上を図る。	スポーツ健康課
体力向上推進事業		継続	1,140	本県児童生徒の体力を向上させるとともに、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に資することができるよう、生徒が自ら進んで運動できる環境づくりを支援するため、中学校及び高等学校保健体育科担当者教員の実践的な指導法の研修会等を実施する。	スポーツ健康課
交通安全プロモーション事業		継続	107	・交通安全教育の指導体制づくり(高校生の交通安全教育の啓発を図るため、交通安全教材を配布し、指導体制づくりの強化) ・交通安全推進指定校の指定(児童生徒等の交通安全行動の定着化を図るため、学校を中心とする地域全体の交通安全意識啓発)	スポーツ健康課
身近な犯罪への抵抗力向上事業	重点枠事業	継続	1,814	引き続き、特殊詐欺に対する抵抗力の向上を図るため、幅広い世代に対するポスター・チラシ、リーフレットを作成、また水際対策として、コンビニエンスストアに対する注意喚起袋の配布を行う。 また、身近な犯罪を起こさせない地域の抵抗力の向上を図るため、有識者によるセミナー、研修会を開催する。	生活安全企画課

重点目標 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の主な事業内容	課名
職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進事業(特色教育支援経費補助)		継続	7,860	職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進のため、多様な職業体験や地域社会・産業界等と連携・協働した取組に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
次世代を担う人材育成の促進事業(特色教育支援経費補助)		継続	5,600	次世代を担う人材育成の促進を図るため、英語教育の強化や国際交流の推進に係る取組に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
「夢のカタチ」形成事業 【重点目標1に再掲】		継続	4,385	・高校生が明確な職業意識を持つきっかけとするため、県内の先輩社会人を講師とする「先輩から後輩への夢相伝講座」を県内の高等学校(5校程度)で開催する。 ・中学生を対象に、発想力と創造力を磨くサマーセミナー「未来ひらめき創造塾」を開催する。 ・日本の次世代リーダー養成塾に本県の高校生を派遣する。	地域活力振興課
IT政策推進費 (ユビキタス出前授業～ユビキタス?君なら何する??～)		継続	727	ユビキタスネットワーク社会への理解を深めるため、小学生を対象とした最先端のユビキタス技術を体験してもらう出前授業を開催する。	情報システム課
オープンデータ利活用人材育成事業	重点枠事業	継続	1,138	大学生や県民等を対象にオープンデータを活用したアプリ開発講座を開催する。	情報システム課
中学生を対象としたITについての理解を深めてもらうための出前授業	重点枠事業	新規	746	中学生を対象として、ITについての理解を深めてもらうことを目的として、また、将来及び進路検討の参考にも資することができるよう、県内外IT企業関係者等による出前授業を開催する。	情報システム課
高校生ファッションチャレンジ事業		新規	12,551	ファッション文化の振興を通じた人材育成、産業振興及び地域活性化を図るため、第17回全国高等学校ファッションデザイン選手権大会(ファッション甲子園)の開催を支援する。	県民生活文化課
芸術文化出前教室開催事業		継続	807	芸術文化の鑑賞機会の充実、担い手の育成を図るため、県民文化祭に参加する15分野の芸術文化団体を学校や児童館などに派遣し、出前教室を実施する。	県民生活文化課
青森県民文化祭開催事業		継続	9,360	芸術文化活動の発表と鑑賞の場として、上十三地域において青森県民文化祭を開催する。	県民生活文化課
文化芸術による創造のまちづくり推進事業	重点枠事業	継続	7,494	文化芸術を活かした地域づくりの推進を目的としたモデル地域におけるラウンドテーブルの開催を通じて「アートプロジェクト」の取組の普及を図る。 また、先端の芸術表現に触れる機会を創出するため、芸術活動に興味をもつ高校生を対象に、首都圏の芸術大学との連携による「アートスクール」を開催する。	県民生活文化課
青少年行政基礎調査事業 【重点目標1に再掲】		継続	316	本県の青少年の現状と課題を明らかにするとともに、関係行政機関における青少年に関する諸施策を取りまとめ、次代を担う青少年の健全育成に資するため、青少年白書(「青森県子ども・若者白書」)を作成・配付する。	青少年・男女共同参画課
環境出前講座実施事業		継続	1,694	小学生向け環境教育プログラムを活用し、環境教育専門員と地域のNPOとの協働により、環境出前講座を実施する。	環境政策課
環境教育促進強化事業	重点枠事業	新規	5,000	地域資源を活用した親子で楽しく学ぶ体験型の環境教育プランを公募し、優秀提案をモデル事業として県内6地区で実施するほか、県内大学において地域のNPO等との協働による学生向けの環境セミナーやフィールド活動等を実施する。 また、環境出前講座の充実に向けた検討会や環境教育専門員のレベルアップ研修会を開催する。	環境政策課
北東北三県新環境教育教材作成配布事業		継続	1,036	教材の時点修正等を行い、県内全小学校に配布する。	環境政策課
環境活動推進事業		継続	199	地域の子どもたちの自主的な環境活動の取組である「こどもエコクラブ」を対象とした研修会や随時の情報提供を行う。	環境政策課

事業名	重点事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の実施内容	課名
小川原湖流域水環境改善促進事業	重点事業	新規	1,817	近年急激に悪化する傾向を示している小川原湖の水質改善を図るため、小川原湖流域住民の水環境保全意識の醸成に向けた啓発活動を実施する。 ・流域内において水環境フェアを開催する。 ・流域で開催される各種イベントにおいて啓発パネル展示を行う。	環境保全課
地域医療志向医師の早期育成・県内定着促進事業		継続	19,298	今年度においても、早期から地域医療を志す医師の育成・確保を進めるため、中高生、医学生、研修医等の各ステージに応じた医師確保対策を展開していく。 (1) 未来のあおもりを担う医療人財早期育成事業 ①ドクタートーク ②医療チュートリアル体験 ③外科手術体験セミナー (2) 医学生・研修医の青森県内研修支援事業 ・へき地医療実習 (3) 地域医療を志す臨床研修医確保対策事業 ①大都市圏初期研修医説明会 ②臨床研修医のためのセミナー、ワークショップ開催	医療業務課
創業・起業支援強化推進事業	重点事業	継続	953	創業・起業を目指す意欲のある人材を育成するため、高校・大学生向けに起業家による講演会を開催する。	地域産業課
創造する産業人材育成事業		新規	5,753	子どもの創造性を育成する地域団体等へ活動費の一部を助成するとともに、発明くふう展と「科学の夢」絵画展を開催する。また、大学等との連携により親子で科学を体験できる科学体験コーナーや科学工作教室などを開催する。	新産業創造課
現場で学ぶ子どもの創造性育成推進事業	重点事業	継続	2,165	発明クラブの活動を将来の産業人材の育成につなげていくため、地域、企業の技術者による発明クラブ員を対象とした工作教室の実施、地域企業の経営者及び技術者を対象とした将来の発明クラブ指導員としてのスキルアップを目的とした研修会の実施等について経費を助成する。	新産業創造課
ジョブカフェあおもり推進・運営事業		継続	90,190	カウンセリングやセミナーなどによる総合的な就職支援。	労政・能力開発課
離職者等再就職訓練事業		継続	609,649	民間教育機関等を活用して、委託により多様な職業訓練(委託訓練)を機動的に実施することとし、29年度は、84コース、1528名定員で訓練を計画している。	労政・能力開発課
訓練校事業		継続	42,717	県立職業能力開発校において、高卒者等が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練を実施する。	労政・能力開発課
未来ものづくり人材確保・育成事業		継続	1,729	技術者育成段階で更に技能水準を高め、より技能レベルの高い人材を社会に供給していくため、技能競技全国大会への参加支援やものづくりへの理解促進活動により、若年者の技能向上、社会全体の技能尊重気運の醸成を図る。	労政・能力開発課
工業高校生等県内就職促進事業	重点事業	新規	14,523	①県内のものづくり企業に関する情報を収集・整理し、ホームページ等で情報発信 ②採用予定企業の製品、技術を実際に紹介し、体験してもらうための企業展示フェアの開催 ③自社の魅力を生徒に対し効果的にPRするための個別コンサルティングの実施 ④県内企業の求人予定を県独自に取りまとめ・新聞等で公表	労政・能力開発課
就活応援・しごと定着事業	重点事業	継続	37,680	【就活応援業務】 ①新規大卒者向け合同企業説明会(4地域) ②学内就職セミナー職員派遣(38校) ③採用広告掲載支援 ④企業ガイドブック作成 ⑤暮らしやすさPRリーフレット詳細版、DVDによるPR展開 【しごと定着事業】 ①高校生と保護者向け就労意識形成セミナー ②企業人材育成研修 ③事業主・若手社員向けフォローアップセミナー(アンケート・カウンセリング含む) ④高校生と保護者向け就職ガイドブック作成	労政・能力開発課

事業名	重点枠事業 新規・継続・廃止	H29予算額 (千円)	平成29年度の実施内容	課名	
地域と育てる明日の技能者育成事業	重点枠事業	継続	1,452	地域貢献として、ベンチや井戸枠設置、高齢者宅の修繕により地域貢献を行うとともに、県内のより多くの中学校に対し施設見学会を行い、むつ高等技術専門校の認知度向上に努める。	労政・能力開発課
青森ブランドを育むきれいな水資源保全事業	重点枠事業	継続	2,430	岩木川流域における「水資源」保全の取組を強化し、県産品のブランド形成を後押しするため、NPO団体により市町村等と連携した地域活動のコーディネート及びフォーラムを開催するほか、自主活動の推進につながる啓発資料を作成し、県民の環境保全意識を深めていく。	農林水産政策課
女性起業育成・フォローアップ事業		新規	3,680	本格的な起業を目指す農山漁村女性(おおむね55歳以下)に対して、新商品開発や機器整備を支援する他、事業拡大を目指す女性起業のフォローアップなどにより、地域の活性化を図る。	農林水産政策課
女性農業者の活躍応援事業	重点枠事業	新規	4,230	女性ならではの視点・発想を生かした地域貢献プロジェクト活動を支援し、女性の活躍による地域コミュニティーの強化と農山漁村の活性化を図る。	農林水産政策課
かみきた女性らく楽農作業サポート事業	重点枠事業	新規	2,672	野菜農家の軽労化と農繁期の労働力を確保するため、女性の目線で、身体的負担が少ない働き方と若手農業サポーター(県内大学生等)の確保に向けた体制づくりを推進する。	農林水産政策課(上北地域県民局地域農林水産部)
農業次世代人材投資事業(準備型・経営開始型) (旧事業名:青年就農給付金事業)		継続	1,071,580	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保するための資金(最大150万円/年)を交付する。	構造政策課
フレッシュファーマーズ育成定着支援事業		継続	3,172	・新規就農者や青年農業者を対象とした専門研修や集合研修により、資質向上を支援する。 ・農村青少年クラブの活動支援及びリーダー育成活動を実施する。	構造政策課
農ある未来応援事業		継続	2,631	・新規就農ガイドブックの作成、配布やHPIによる新規就農支援のPR活動を実施する。 ・関係機関と連携した新規就農相談及び各種就農支援を実施する。 ・新規就農者が作成する「青年等就農計画」の作成を支援する。	構造政策課
働かせたい・働いてよかった建設業発信事業	重点枠事業	継続	1,602	①小中学生を対象とした土木技術公開講座の開催 1回 ②高校生を対象とした若手技術者との意見交換会 2回 ③小中学生を対象とした写真コンテストの開催 1回 ④高校生を対象とした働いてよかった体験談講演会の開催 1回 ⑤小中学生を対象とした夏休み親子バスツアーの開催 2回	監理課
特別支援学校就職促進事業		継続	1,144	産業現場等における実習は、生徒の就労意欲を育むとともに、事業所側の雇用に対する意識の高まりが期待されることから、引き続き、実習を希望する生徒の賠償責任保険料及び職場開拓や巡回指導などに係る教員の旅費を助成していく。	学校教育課
あおもりグローバルスチューデント育成事業	重点枠事業	継続	12,319	高校生の郷土理解を基礎とした語学力、主体性を育み、グローバル人材の育成を図るための企業・大学訪問、国内外での体験型学習を通じた育成プログラムの開発や交流を行う。	学校教育課
高校生農力開花プロジェクト	重点枠事業	継続	7,487	GAP指導員等の高度資格取得への挑戦、農産物流通等の学習のための市場調査、新商品開発等による6次産業化、最新測量技術の習得に取り組み、就農者及び農業関連産業を支える人材を育成する。	学校教育課
農工融合による水耕栽培普及チャレンジ事業	重点枠事業	継続	6,175	新しい水耕栽培施設(設備の低コスト化)の開発や導入推進、LEDを活用した栄養価の高い高機能野菜を開発するために関係機関と連携し、水耕栽培設備開発推進協議会(仮称)を設立及び運営する。	学校教育課
高校生の就職総合支援プロジェクト事業		継続	36,542	就職状況については、好調の兆しは見えるものの、就職内定率は依然として全国平均を下回る状況にあることから、引き続き事業を実施していく。また、企画政策部、商工労働部との連携を強化し、高校生の県内就職を支援する。	学校教育課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の実施内容	課名
医師を志す高校生支援事業		継続	22,461	医学部医学科を志す高校生の実力養成を図るとともに、教員の教科指導力の向上により本県高校生の医学部医学科合格者の増加を図っていく。また、拠点校を中心とした学習セミナーにおいては、医師への志を確かなものとし、学習に向かう姿勢を作るために、ワークショップを実施する。	学校教育課
小・中学生英語力向上推進事業	重点枠事業	新規	8,339	小学校における外国語の教科導入等への体制整備及び中学生の英語力と英語担当教員の指導力の向上を図るため、小学校英語教育に係る実践研究を実施するとともに、英語担当教員の指導力向上のための研修及び中学生を対象としたイングリッシュ・キャンプを開催する。	学校教育課
郷土を愛する心を育てる学校教育支援事業	重点枠事業	継続	11,390	小・中学生の郷土に対する理解を深め、将来の夢や志の実現に向けて挑戦する心を育む体験型学習を推進するため、市町村教育委員会と連携して中学校区単位での実践研究等を行う。今年度は、「あおもり子どもサミット」を開催し、各研究指定地区の成果等を全県に発信するとともに、成果報告書を発行し、還元を図る。	学校教育課
高校生スキルアッププログラム推進事業		継続	263	高校生の知識や経験の幅を広げ、社会の変化に柔軟に対応したくましく生きるための様々なスキルの向上を図るため、学校外における学習への積極的な取組を促進する。	生涯学習課(総合社会教育センター)
高大連携キャリアサポート推進事業		継続	876	高校生の「やる気」や意欲を引き出し、自らの夢に向かって主体的に行動できる人財を育成するため、大学生による高校でのワークショップを25校、3,575人の高校生を対象に行うとともに、コミュニケーション、ファンリレーション等の研修を行い、大学生のスキルアップを図る。	生涯学習課(総合社会教育センター)
子どもの読書活動推進事業		継続	2,879	・青森県子ども読書活動推進計画(第三次)に基づき、家庭・地域・学校が連携して、子どもが読書に親しむ機会の充実、環境の整備・充実、普及啓発を進めるための取組を実施する。 ・「親子ふれあい読書アドバイザー」の新規養成と実践者のスキルアップを図るため研修会を開催(12校程度) ・子ども読書活動推進大会を県内2ヶ所(むつ・青森)で開催 ・あおもりの中学生・高校生による『大切なあなたへ薦める青春の一冊』実施	生涯学習課
青少年教育施設主催事業【※人件費を含む】		継続	197,892	自然について学び、自然に親しむ態度や豊かな心を育むために、受入事業、各種主催事業等の充実を図り、多様な体験活動機会を提供する。	生涯学習課
地域産業と学校の連携による地域人財育成事業	重点枠事業	継続	3,982	地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を展開し、若者の地元定着を進めるため、県内6地区に実行委員会を設置し、出前授業や職場体験活動など、地域産業による学校への教育支援活動を推進するとともに学校と地域の企業との相互理解を促進する。	生涯学習課
選挙出前講座実施事業		継続	217	将来の有権者である児童・生徒の政治や選挙に関する意識を高めるため、県内の小・中・高等学校を対象に、選挙に関する講座やクイズ、模擬投票などを行う選挙出前講座を開催する。(小・中学校は市町村選挙管理委員会、高等学校は県選挙管理委員会が実施。)	選挙管理委員会
ヤングフォーラム開催事業		継続	596	若者の政治や選挙に関する意識の向上や地域への参加意識の高揚等を図るため、10代後半から20代の若者を主な対象として、ワークショップ等を開催する。	選挙管理委員会
青森県の未来を担う主権者育成事業	重点枠事業	継続	4,877	将来の有権者である児童・生徒の主権者意識向上のため、県内高等学校を対象に青森県の活性化を検討するグループワークや議員との意見交換を行う「高校生模擬議会」や県内小中学校を対象に、県産フルーツをテーマにグループワーク及び模擬投票を実施する「フルーツ選抜総選挙」等を実施する。	選挙管理委員会

【基本目標Ⅱ】 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

重点目標3 ニート・フリーターに対する支援の充実を図ります

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額 (千円)	平成29年度の主な事業内容	課名
子ども・若者地域総合支援推進事業	重点枠事業	新規	5,736	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者の育成支援を充実させるため、地域において子ども・若者を支援している市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係機関等が参画する地区連絡会議(県内3地域)や、地域で支える住民意識の醸成のためのフォーラムを開催する。	青少年・男女共同参画課
ジョブカフェあおもり推進・運営事業 【重点目標2に再掲】		継続	90,190	カウンセリングやセミナーなどによる総合的な就職支援。	労政・能力開発課

重点目標 4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の主な事業内容	課名
教育相談体制の整備事業(特色教育支援経費補助)		継続	12,600	教育相談体制を整備するため、いじめ防止に係る校内研修会や生徒等へのカウンセリングに要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
子ども・若者地域総合支援推進事業 【重点目標3に再掲】	重点枠事業	新規	5,736	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者の育成支援を充実させるため、地域において子ども・若者を支援している市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係機関等が参画する地区連絡会議(県内3地域)や、地域で支える住民意識の醸成のためのフォーラムを開催する。	青少年・男女共同参画課
地域の見守りで輝く笑顔推進事業 【重点目標1に再掲】		新規	12,497	県内全ての小・中・高等学校及び特別支援学校において県内一斉声かけ活動を実施するほか、県内18校の小・中・高等学校及び特別支援学校での対話集会の実施、県民大会の開催、メッセージソング・動画の制作・発信、相談先を掲載したステッカーの作成・配付を行う。	青少年・男女共同参画課
ジョブカフェあおもり推進・運営事業 【重点目標2に再掲】		継続	90,190	カウンセリングやセミナーなどによる総合的な就職支援。	労政・能力開発課
特別支援学校技能検定事業		新規	3,896	H28年重点枠事業「夢や志の実現を目指す「特別支援学校技能検定」開発事業」の成果を踏まえ、特別支援学校高等部生徒の社会的・職業的自立を促進するため、青森県版「特別支援学校技能検定」の充実を図るとともに、「青森県特別支援学校技能検定・発表会」を実施する。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業		継続	73,907	・県内全公立中学校154校及び121小学校へ派遣。 ・市町村教育委員会からの要請で緊急派遣を行う。 ・3県立高等学校に定期派遣。	学校教育課
24時間いじめ等電話相談事業		継続	12,243	・生徒指導支援グループとハートケアアドバイザーが平日08:30~17:30対応する。 ・上記以外は、9名の24時間電話相談員が対応。	学校教育課
子どもを見守る環境づくり推進事業	重点枠事業	継続	3,270	・精神科医等による「こころの緊急支援活動チーム」の派遣。 ・関係教員対象の研修会の開催。 ・いじめ問題対策連絡協議会の開催。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業		継続	30,723	各教育事務所に2~4名の計19名、県立学校に6名を配置し、地区の各校の要請に応じて派遣する。	学校教育課
ソーシャルメディア等監視員配置事業		継続	1,987	学校教育課内にソーシャルメディア等監視員1名を配置し、SNS等インターネットサイトの書き込み等について、各学校へ情報提供を行う。	学校教育課
思いやりを育む安心できる学校づくり実践研究事業		継続	5,958	教育事務所管内ごとに、小・中学校1校ずつ計12校を研究指定校とし、生徒指導上の課題解決に向けて、実践研究を行う。また、研究成果普及のため、各教育事務所管内で発表を行う。	学校教育課
いじめ防止対策学校支援事業		継続	750	県立学校に1名ずついじめ防止専門員を配置し、いじめの防止、早期対応について、意見を述べる等、より実効のないいじめ問題の解決に資する。	学校教育課
いじめ防止キャンペーン推進事業		継続	7,503	いじめ防止CM原作コンクール及び標語コンクールを実施し、いかなるいじめも許さないという人権尊重の精神を育むとともに、各コンクール優秀作品を活用したテレビCMを制作・放送し、いじめ防止に向けた意識啓発を図る。	生涯学習課
若者の社会参加促進事業		継続	765	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向け、自然体験・交流塾を実施する。また、社会教育施設を拠点とした若者と地域、若者同士の出会いやつながりを形成する事業を行う。	生涯学習課

重点目標5 障害のある子ども・若者への支援の充実を図ります

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の主な事業内容	課名
私立幼稚園特別支援教育費補助		継続	65,072	心身障害児の就園を促し、障害に応じた適切な教育を早期に実施するため、学校法人が行う心身障害児教育に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
子ども・若者地域総合支援推進事業 【重点目標3, 4に再掲】	重点枠事業	新規	5,736	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者の育成支援を充実させるため、地域において子ども・若者を支援している市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係機関等が参画する地区連絡会議(県内3地域)や、地域で支える住民意識の醸成のためのフォーラムを開催する。	青少年・男女共同参画課
自立支援医療(育成医療)負担金		継続	11,576	市町村が実施する「身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療(育成医療)の給付を行い、早期治療によって障害の除去及び軽減に努め、またはこれに加えて育成医療に要する」費用に対して、県は費用の1/4を負担する。	こどもみらい課
発達障害者支援センター運営事業		継続	49,849	発達障害児者及びその家族等からの相談に応じて、適切な指導又は助言を行うほか、基礎講座の開催により一般県民の普及啓発を図り、センターの総合的なサービスのあり方を検討するための連絡協議会を開催する。	障害福祉課
発達障害者支援体制促進事業		継続	2,664	発達障害児者支援の中核となる職員のスキルアップ、包括的個別支援計画を作成するコーディネーターの養成、家族サポート応援事業を実施する。	障害福祉課
発達障害者等支援体制推進事業	重点枠事業	継続	2,360	強度行動障害児者の受入実績のある事業所の職員を対象とした専門的研修を開催するとともに、外見では障害があると判断できない発達障害者等が身に付けて周囲の支援を促進する「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を配布する。	障害福祉課
特別支援学校就職促進事業 【重点目標2に再掲】		継続	1,144	産業現場等における実習は、生徒の就労意欲を育むとともに、事業所側の雇用に対する意識の高まりが期待されることから、引き続き、実習を希望する生徒の賠償責任保険料及び職場開拓や巡回指導などに係る教員の旅費を助成していく。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業 【重点目標4に再掲】		継続	73,907	・県内全公立中学校154校及び121小学校へ派遣。 ・市町村教育委員会からの要請で緊急派遣を行う。 ・3県立高等学校に定期派遣。	学校教育課

重点目標6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の実施内容	課名
子ども・若者地域総合支援推進事業 【重点目標3, 4, 5に再掲】	重点枠事業	新規	5,736	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者の育成支援を充実させるため、地域において子ども・若者を支援している市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係機関等が参画する地区連絡会議(県内3地域)や、地域で支える住民意識の醸成のためのフォーラムを開催する。	青少年・男女共同参画課
精神保健福祉センター特定相談(思春期及びひきこもりに関する相談指導)		継続	856	精神保健福祉相談において、思春期及び青年期のひきこもり等の相談を実施する。	障害福祉課
ひきこもり地域支援センター設置運営事業		継続	3,550	ひきこもりに特化した第一次相談窓口として、ひきこもり支援コーディネーターを2名配置し、相談対応、本人グループ、家族教室、研修会、普及啓発等の事業を実施する。	障害福祉課
スクールカウンセラー配置事業 【重点目標4, 5に再掲】		継続	73,907	・県内全公立中学校154校及び121小学校へ派遣。 ・市町村教育委員会からの要請で緊急派遣を行う。 ・3県立高等学校に定期派遣。	学校教育課
24時間いじめ等電話相談事業 【重点目標4に再掲】		継続	12,243	・生徒指導支援グループとハートケアアドバイザーが平日の8:30～17:30に対応する。 ・上記以外は、9名の24時間電話相談員が対応。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業 【重点目標4に再掲】		継続	30,723	各教育事務所に2～4名の計19名、県立学校に6名を配置し、地区の各校の要請に応じて派遣する。	学校教育課
若者の社会参加促進事業 【重点目標4に再掲】		継続	765	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向け、自然体験・交流塾を実施する。また、社会教育施設を拠点とした若者と地域、若者同士の出会いやつながりを形成する事業を行う。	生涯学習課

重点目標 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

事業名	重点事業	新規・継続・廃止	H29予算額 (千円)	平成29年度の実施内容	課名
安全・安心地域活動活性化事業	重点事業	新規	2,395	安全・安心な地域の環境づくりを契機として、若い世代の参画など自主防犯活動の活性化を図るため、地域防犯力強化に向けた手引書を作成するとともに、地域の見守り活動活性化市町村研修会(1回)及び地域防犯力強化セミナー(2回)を開催する。	県民生活文化課
自転車事故防止緊急対策事業	重点事業	新規	1,273	自転車適正利用の普及啓発のため、自転車ハンドブックを14,000部作成し、県内高等学校等での交通安全教室等で活用する。	県民生活文化課
青少年健全育成推進事業費		継続	1,062	青少年の健全育成をより一層推進するため、少年補導センターの活動促進、有益な書籍・映画等の推奨、貢献のあった個人及び団体の表彰等を実施する。	青少年・男女共同参画課
薬物乱用防止啓発促進事業		継続	1,276	中学生・高校生等の若い世代に対して、薬物乱用の恐ろしさを認識してもらうため薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用防止普及啓発を推進する。	医療薬務課
スクールカウンセラー配置事業 【重点目標4, 5, 6に再掲】		継続	73,907	・県内全公立中学校154校及び121小学校へ派遣。 ・市町村教育委員会からの要請で緊急派遣を行う。 ・3県立高等学校に定期派遣。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業 【重点目標4, 6に再掲】		継続	30,723	各教育事務所に2～4名の計19名、県立学校に6名を配置し、地区の各校の要請に応じて派遣する。	学校教育課
ソーシャルメディア等監視員配置事業 【重点目標4に再掲】		継続	1,987	学校教育課内にソーシャルメディア等監視員1名を配置し、SNS等インターネットサイトの書き込み等について、各学校へ情報提供を行う。	学校教育課
企業と少年を守るサイバーセキュリティ推進事業 (中学生・保護者のネット規範意識向上事業)	重点事業	新規	1,832	サイバー空間における少年の安全と安心を確保するため、中学生及び保護者等を対象とした情報モラルフォーラムの開催、学校教諭等を対象とした情報モラルの指導に必要な知識を醸成するためのセミナーの開催をするほか、携帯電話販売店に対するフィルタリングの推奨を働きかけるチラシの作成を行う。	少年課

重点目標 8 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の主な事業内容	課名
子ども・若者育成支援推進事業費		継続	199	子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」として、関係する31機関で構成する「青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会」を開催し、子ども・若者支援を進める上での連携上の課題や効果的な連携方策について継続的に検討を進めていく。	青少年・男女共同参画課
子ども・若者地域総合支援推進事業 【重点目標3, 4, 5, 6に再掲】	重点枠事業	新規	5,736	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者の育成支援を充実させるため、地域において子ども・若者を支援している市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係機関等が参画する地区連絡会議(県内3地域)や、地域で支える住民意識の醸成のためのフォーラムを開催する。	青少年・男女共同参画課
生活困窮世帯児童等学習支援事業費	重点枠事業	新規	14,900	生活困窮世帯の児童に対する学習支援、進路相談等を県内全域の町村で実施する。 ・対象地域 県内全域の町村(教育委員会等で全世帯の児童を対象とした学習講習会を実施している町村は除く) ・対象児童 生活困窮世帯の児童(小4年生～中学生、必要に応じて高校生) ・実施方法 委託	健康福祉政策課
ひとり親家庭等生活向上事業費補助		継続	3,000	市が実施主体として学習支援事業を実施する際の事業費の補助を行う。	こどもみらい課
家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助		継続	113,440	大学等進学に当たり、生徒が進学意欲を失うことがないような環境を整備するため、引き続き貧困世帯の生徒に対する大学受験・入学時の一時的経費を貸与(貸与額100万円以内、採用予定100人以内)する。	こどもみらい課
子どもの貧困対策特別強化事業費	重点枠事業	新規	4,411	県内1市(新規)で、地域民間団体と連携した学習講習会を開催する。 また、児童養護施設等入所児の自立を促進するため、児童相談所に支援員を配置し、児童の将来設計等をサポートする。	こどもみらい課
若者の社会参加促進事業 【重点目標4, 6に再掲】		継続	765	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向け、自然体験・交流塾を実施する。また、社会教育施設を拠点とした若者と地域、若者同士の出会いやつながりを形成する事業を行う。	生涯学習課

【基本目標Ⅲ】 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

重点目標9 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の実施内容	課名
幼稚園の子育て支援活動事業 (特色教育支援経費補助)		継続	42,560	幼稚園の施設又は教育機能を広く開放することを積極的に推進するため、地域の子どもたちを対象とした遊びの場の提供や保護者に対する教育相談事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
交通安全視聴覚教材貸出事業		継続	270	交通安全啓発DVD等の整備及び貸出を行う。	県民生活文化課
環境出前講座実施事業 【重点目標2に再掲】		継続	1,694	小学生向け環境教育プログラムを活用し、環境教育専門員と地域のNPOとの協働により、環境出前講座を実施する。	環境政策課
環境教育促進強化事業 【重点目標2に再掲】	重点枠事業	新規	5,000	地域資源を活用した親子で楽しく学ぶ体験型の環境教育プランを公募し、優秀提案をモデル事業として県内6地区で実施するほか、県内大学において地域のNPO等との協働による学生向けの環境セミナーやフィールド活動等を実施する。 また、環境出前講座の充実に向けた検討会や環境教育専門員のレベルアップ研修会を開催する。	環境政策課
北東北三県新環境教育教材作成配布事業 【重点目標2に再掲】		継続	1,036	教材の時点修正等を行い、県内全小学校に配布する。	環境政策課
環境活動推進事業 【重点目標2に再掲】		継続	199	地域の子どもたちの自主的な環境活動の取組である「こどもエコクラブ」を対象とした研修会や随時の情報提供を行う。	環境政策課
放課後子どもプラン推進事業担当者連絡会議		継続	-	放課後子ども総合プランの推進に係る市町村担当者連絡会議を開催する。	こどもみらい課 生涯学習課
スクールソーシャルワーカー配置事業 【重点目標4, 6, 7に再掲】		継続	30,723	各教育事務所に2~4名の計19名、県立学校に6名を配置し、地区の各校の要請に応じて派遣する。	学校教育課
学校評議員配置事業		継続	3,159	県立学校長が、保護者や地域住民等の代表者で構成される学校評議員から、学校運営に関する意見を聴取すること等により、家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開する。	教職員課
放課後子ども総合プラン (放課後子ども教室推進事業)		継続	62,289	「放課後子ども教室」を開設する市町村の支援や「放課後子ども総合プラン」に関わる人材の研修機会の提供に取り組む。	生涯学習課
家庭教育支援推進事業		継続	1,243	社会全体で家庭教育を支援するため、引き続き家庭教育を支援していく人材を育成すると共に、支援者相互のネットづくりや市町村、支援者団体などとの連携を通して、家庭教育支援の充実を図る。	生涯学習課
特別支援学校を活用した生涯学習講座開設事業		継続	573	地域住民の学習・文化活動の場として、県立特別支援学校の持つ専門性の高い教育機能を活用した講座を開設する。 ・公開講座開設予定校数:6校	生涯学習課
地域で学校を支える仕組みづくり推進事業		継続	4,594	各市町村が進めている学校支援活動の取組が充実・発展していくよう、支援から連携・協働を目指す取組や今後の地域学校協働活動の契機となる学校支援の取組を支援する。また、学校支援関係者の資質向上と実践事例の普及啓発を図るフォーラムを開催する。	生涯学習課
地域産業と学校の連携による地域人材育成事業 【重点目標2に再掲】	重点枠事業	継続	3,982	地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を展開し、若者の地元定着を進めるため、県内6地区に実行委員会を設置し、出前授業や職場体験活動など、地域産業による学校への教育支援活動を推進するとともに学校と地域の企業との相互理解を促進する。	生涯学習課
農山漁村でとことん「学び・交流・体験」事業	重点枠事業	継続	5,346	農山漁村に対する学習活動等への学生サポーター派遣と県内の子どもたちの農山漁村への交流体験活動を行う。また、北海道新幹線を活用した、県内の子どもたちの道南地区への交流体験活動を行う。	生涯学習課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額 (千円)	平成29年度主な事業内容	課名
あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育応援事業	重点枠事業	継続	2,236	乳幼児期の家庭教育支援方策を調査研究し、その結果の普及啓発を行うとともに、家庭をサポートする祖父母を対象とした研修会を開催する。	生涯学習課
絆でつながる家庭教育支援セミナー		継続	884	家庭教育支援に関わる人の輪を広げ、地域の絆の中での家庭教育支援につながる子育てサロンの運営、講座の企画等の実践を通して、地域に密着した家庭教育支援者を育成するため、県内2市町村においてセミナーを開催する。また、家庭教育支援を地元市町村において定着・発展させるため、本セミナーの受講生全てを対象として、当センターを会場に、共通スキルアップ講座を開催する。	生涯学習課(総合社会教育センター)
家庭教育支援コンテンツ制作事業		継続	3,340	家庭教育の重要性を訴えるとともに、子育てに関わる人々の抱える不安や悩みを軽減することを目的として、学習機会と情報の提供を行うとともに、学習教材(動画)の制作と普及活動を行う。	生涯学習課(総合社会教育センター)
家庭教育相談事業		継続	394	子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生の保護者や家族を対象に、電話・メール等による寄り添い型の家庭教育相談を行う。	生涯学習課(総合社会教育センター)

重点目標 10 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の主な事業内容	課名
子ども・若者地域総合支援推進事業 【重点目標3, 4, 5, 6, 8に再掲】	重点枠事業	新規	5,736	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者の育成支援を充実させるため、地域において子ども・若者を支援している市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係機関等が参画する地区連絡会議(県内3地域)や、地域で支える住民意識の醸成のためのフォーラムを開催する。	青少年・男女共同参画課
青少年健全育成推進員の設置		継続	4,415	青少年健全育成推進員の活動促進に向けて、引き続き県内6地区において推進員研修会を開催する。	青少年・男女共同参画課
青少年育成県民運動推進事業費補助		継続	3,500	青少年育成青森県民会議が展開する青少年育成推進運動に対して、補助金の交付等による支援を引き続き実施する。	青少年・男女共同参画課
女性活躍推進事業	重点枠事業	新規	6,922	企業における女性活躍を推進するため、「あおり女性活躍推進協議会」を設立し、関係機関の連携協力体制を構築するとともに、男性の家事・育児参画の促進に向けて、長時間労働の是正や育児休業を取得しやすい職場づくりに取り組む企業を増やすために、女性活躍推進ガイドブック、イクボスガイドの作成・配布、「イクボス宣言」企業募集等を行う。	青少年・男女共同参画課
放課後子どもプラン推進事業担当者連絡会議 【重点目標9に再掲】		継続	-	放課後子ども総合プランの推進に係る市町村担当者連絡会議を開催する。	こどもみらい課 生涯学習課
子ども・子育て支援事業支援計画推進事業費		継続	1,013	「青森県子ども・子育て支援推進会議」と「青森県子ども・子育て支援推進本部」とで連携を図りながら、計画の実施状況の把握・点検及び公表等を含め計画の推進を図る。	こどもみらい課
青森県子ども家庭支援センター事業		継続	26,680	社会全体で子育てを支援するため、相談事業や意識啓発のための各種イベント等を行う。(青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	こどもみらい課
地域子育て支援拠点関係者研修		継続	(指定管理業務)	地域における子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を実施する。(青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	こどもみらい課
子育て団体活動支援事業		継続	(指定管理業務)	子育てサークルや子育て支援団体が、子育てに関わる学習会等を行う際に講師を派遣する。(青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	こどもみらい課
放課後子どもプラン推進事業(放課後児童健全育成事業)		継続	488,826	市町村が行う放課後児童健全育成事業に要する経費を補助し、地域における子ども・子育て支援を推進する。	こどもみらい課
地域子育て支援事業		継続	421,676	市町村が行う一時預かり事業や地域子ども子育て拠点事業等に要する経費を補助し、地域における子ども・子育て支援を推進する。	こどもみらい課
あおり子育て応援パスポート事業		継続	(指定管理業務)	地域・社会全体で子育てを支え合う環境づくりを推進するため、店舗等が提供する子育て世帯等に対する優待制度のさらなる普及を目指して、広報活動等積極的に行う。(青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	こどもみらい課
保育料軽減事業費補助		継続	68,861	保育所等に入所する第3子以降の3歳児未満の保育料の軽減に対する経費の補助を行う。	こどもみらい課
病児・病後児保育対策事業費補助		継続	70,529	市町村が行う病児保育事業に要する経費を補助し、地域における子ども・子育て支援を推進する。	こどもみらい課
延長保育促進事業費補助		継続	158,208	市町村が行う延長保育事業に要する経費を補助し、地域における子ども・子育て支援を推進する。	こどもみらい課
保育士・保育所支援センター事業		継続	22,795	青森県保育士・保育所支援センターにおいて、保育士人材バンクを活用し、求人・求職のマッチングを行う。また、保育所等としての活用を希望する物件を公募し保育事業者とのマッチングを行うとともに、保育士の質を高めるための研修を実施する。	こどもみらい課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の実施内容	課名
あおもり出会い協働プロジェクト事業	重点枠事業	継続	18,366	結婚を望む人をターゲットとした県民参加型ポジティブキャンペーンを展開するほか、市町村と民間企業等の協働による地域の実情に合わせた結婚支援ネットワーク事業及び「民活・婚活プロジェクトチーム」を設置し、グループ同士のマッチングを行う「企業間婚活」を促進することにより、民間活力を活用した新たな出会いの機会を創出する。	こどもみらい課
幼児教育緊急整備費補助		新規	79,225	幼保連携型認定こども園に対して幼児教育の質の向上のための設備整備等に要する経費の補助を行う。	こどもみらい課
児童福祉施設整備費補助		新規	31,936	乳児院の小規模グループケア化1件及び放課後児童クラブの改築1件の整備に要する経費の補助を行う。	こどもみらい課
魅力ある保育所等促進事業	重点枠事業	新規	7,958	保育所等における職員の処遇改善・人材育成及びサービスの内容の充実等に関する取組を県が評価・認証し公表を行う認証評価制度を構築する。	こどもみらい課
育児・介護休業者生活安定資金融資制度		継続	1,810	育児休業または介護休業を取得した労働者に対し、生活安定に必要な資金を融資する制度の普及に努める。	労政・能力開発課
フレッシュファーマーズ育成定着支援事業 【重点目標2に再掲】		継続	3,172	新規就農者や青年農業者を対象とした専門研修や集合研修により、資質向上を支援する。 農村青少年クラブの活動支援及びリーダー育成活動を実施する。	構造政策課
指導農業者活動推進事業		継続	910	自ら農業及び集団活動に積極的に取り組み、将来とも地域農業の推進者となり得る模範的な農業青年を青森県青年農業者として認定する。 (地域農業の指導者である農業経営士の認定と青年農業者認定を一体事業で実施)	構造政策課
若手農業トップランナー強化支援事業	重点枠事業	新規	3,086	若手農業トップランナー塾を開講(塾生の公募、経営力向上セミナー等の開催)し、ネットワーク活動を強化(異業種との交流会の開催、展示商談会への出展)する。また、修了塾生の資質向上と取組強化を支援するレベルアップコースを新設する。	構造政策課
中南地域創生・若者定着チャレンジ事業(婚活事業に係る広域連携支援事業)	重点枠事業	新規	2,000	弘前圏域定住自立圏を構成する8市町村と実行委員会を組織して、広域連携によるメリットを生かした婚活イベントなどを展開する。	地域連携部
高大連携キャリアサポート推進事業 【重点目標2に再掲】		継続	876	高校でのワークショップを24校3,450人の高校生を対象に行うとともに、大学生を対象とした研修会を行い大学生のスキルアップを図る。	生涯学習課(総合社会教育センター)
放課後子ども総合プラン(放課後子ども教室推進事業) 【重点目標9に再掲】		継続	62,289	「放課後子ども教室」を開設する市町村の支援や「放課後子ども総合プラン」に関わる人材の研修機会の提供に取り組む。	生涯学習課

重点目標 1 1 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

事業名	重点事業	新規・継続・廃止	H29予算額(千円)	平成29年度の主な事業内容	課名
消費者教育事業(消費生活センター委託事業)		継続	1,292	市町村、社会福祉協議会、学校、消費者グループ等からの依頼により、講師として消費生活相談員等を派遣し、消費生活に関する講座を開催する。	県民生活文化課
学校における消費者教育推進事業(消費者行政推進事業)		継続	774	学校における消費者教育を推進するため、前年度に引き続き大学(三八地区)・高等学校・特別支援学校(東青地区)においてモデル授業を実施するとともに、教員・消費生活アドバイザー等による検討委員会でモデル授業の有効性等についての検討を行う。また、教員等を対象としたセミナーを開催する。	県民生活文化課
青少年健全育成推進事業費【重点目標7に再掲】		継続	1,062	青少年の健全育成をより一層推進するため、少年補導センターの活動促進、有益な書籍・映画等の推奨、貢献のあった個人及び団体の表彰等を実施する。	青少年・男女共同参画課
青少年健全育成審議会運営事業		継続	973	・青森県青少年健全育成審議会を、青森県子ども・若者育成支援推進計画の進行管理等を目的として、開催する。 ・図書類等部会を4回開催し、有害図書類等の指定、優良書籍の推奨及び青少年育成者等の表彰に係る審議を行う。	青少年・男女共同参画課
図書類等点検・立入調査事業		継続	1,219	青少年を巡る社会環境の浄化を推進するため、青森県青少年健全育成条例の遵守状況について、継続的に立入調査等を実施していく。	青少年・男女共同参画課
麻薬・向精神薬等監視指導事業		継続	920	医療用麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等の取扱いの適正を期するため、麻薬等取扱施設に対する立入検査及び麻薬・覚醒剤原料等の廃棄立会いを実施する。	医療業務課
子ども人権啓発事業		継続	225	子ども一人一人が尊重され、その権利を保障される必要性を県民に広く啓発するため、県内の小学児童を対象に子どもの権利擁護・虐待防止啓発を目的としたホットラインカードを配布する。	こどもみらい課
児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業費補助		継続	3,800	児童養護施設入所児童及び里親委託児童に係る就職のための資格取得経費、大学等進学に要する経費の補助を行う。	こどもみらい課
カウンセリング強化事業		継続	699	児童虐待を行う保護者には、自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合が多いため、精神科医の協力を得て、保護者等へのカウンセリングを効果的にを行う。	こどもみらい課
里親支援事業		継続	6,247	社会的養護において、より家庭的な環境で愛着関係形成を図ることができる里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発、里親研修、里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施する。	こどもみらい課
DV被害者等総合支援事業		継続	6,429	DV被害者の支援・保護等にあたるDV相談支援センターを運営するとともに、DVホットラインを女性相談所に設置しており、配偶者からの暴力被害者の電話相談等に24時間体制で対応する。	こどもみらい課
DV防止広報事業		継続	956	県民へのDVに関する正しい理解の普及を図るため、DV啓発パンフレットやDV周知啓発カードの作成、配布等を引き続き行う。	こどもみらい課
ハートフル・コミュニケーション推進事業		継続	569	暴力の背景に気づき、暴力によらないコミュニケーションのとり方を理解してもらうため、ハートフルセミナーを引き続き開催し、暴力の被害者にも加害者にもさせないための予防的取組を推進する。	こどもみらい課
要保護児童支援者研修事業		継続	1,596	保護を要する子どもに関わる機関の適切な支援が確保されるよう、市町村要保護児童対策地域協議会等への研修を行うとともに、県内2地区において児童相談所の主催で、地域の児童福祉関係職員向けの研修を実施する。	こどもみらい課
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助		新規	2,209	児童養護施設等を退所した就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額や生活費(大学等進学者のみ)を貸付する。	こどもみらい課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助		継続	1,150	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、引き続き入学準備金及び就職準備金を貸付する。	こどもみらい課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H29予算額 (千円)	平成29年度の主な事業内容	課名
児童福祉施設整備費補助 【重点目標10に再掲】		新規	31,936	乳児院の小規模グループケア化1件及び放課後児童クラブの改築1件の整備に要する経費の補助を行う。	こどもみらい課
子供・女性を性犯罪等から守るための対策事業(141の2事業を一本化したもの)		継続	3,429	子供・女性対象防犯パンフレット及びメルマガ広報チラシの作成・配布、電車広告の掲載委託、女性従業員に対する安全講習会等の開催を通じて、子供や女性を性犯罪等から守るための活動を推進していく。	生活安全企画課
企業と少年を守るサイバーセキュリティ推進事業 (中高生・保護者のネット規範意識向上事業) 【重点目標7に再掲】	重点枠事業	新規	1,832	サイバー空間における少年の安全と安心を確保するため、中高生及び保護者等を対象とした情報モラルフォーラムの開催、学校教諭等を対象とした情報モラルの指導に必要な知識を醸成するためのセミナーの開催をするほか、携帯電話販売店に対するフィルタリングの推奨を働きかけるチラシの作成を行う。	少年課

参 考

青森県青少年健全育成条例

昭和 54 年 12 月 24 日青森県条例第 34 号
改正 昭和 59 年 12 月 22 日条例第 49 号
改正 平成 4 年 3 月 25 日条例第 19 号
改正 平成 8 年 10 月 16 日条例第 39 号
改正 平成 10 年 12 月 24 日条例第 60 号
改正 平成 11 年 10 月 18 日条例第 48 号
改正 平成 11 年 12 月 24 日条例第 59 号
改正 平成 14 年 3 月 27 日条例第 48 号
改正 平成 18 年 10 月 16 日条例第 85 号
改正 平成 20 年 10 月 17 日条例第 59 号
改正 平成 28 年 3 月 25 日条例第 25 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 施策（第 6 条—第 10 条）
- 第 3 章 社会環境の浄化（第 11 条—第 21 条の 2）
- 第 4 章 行為の規制等（第 22 条—第 24 条）
- 第 5 章 推奨等（第 25 条—第 27 条）
- 第 6 章 雑則（第 28 条—第 29 条）
- 第 7 章 罰則（第 30 条—第 33 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の責務を明らかにし、青少年の健全な育成に関する施策の大綱を定めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の健全な育成を阻害する行為の規制等について必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

（平 11 条例 59・一部改正）

（適用上の注意）

第 2 条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用すべきであつて、いやしくも、これを濫用し、自由と権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

（県の責務）

第 3 条 県は、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第 4 条 削除（平 11 条例 59）

（県民の責務）

第5条 県民は、青少年の健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。

- 2 保護者（親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、あたたかい環境の中で青少年を監護教育するように努めなければならない。
- 3 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全な家庭づくりを進めることによつて、青少年を健全に育成するように努めなければならない。
- 4 学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、その職務又は活動を通じて、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。
- 5 近隣住民は、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。

第2章 施策

（施策の基本）

第6条 青少年の健全な育成を図るための県の施策の策定及びその実施は、県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本として、積極的かつ効果的になされなければならない。

（重点施策）

第7条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項を内容とする施策を重点的に推進するものとする。

- （1） 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- （2） 青少年の健全な育成に関する活動の指導者の養成
- （3） 青少年の健全な育成を図るための施設の整備及びその利用の促進
- （4） 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動及び青少年非行防止活動の促進
- （5） 健全な家庭づくりの促進

（推進体制の整備）

第8条 知事は、青少年の健全な育成を図るための施策の推進体制の整備に努めなければならない。

（援助）

第9条 県は、青少年の健全な育成を図るため必要があるときは、市町村、青少年を健全に育成することを目的とする団体、青少年を取り巻く社会環境の浄化のため営業に関して自主規制に努める者の団体等に対し、助成その他の援助の措置を講ずるものとする。

（調査等）

第10条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

第3章 社会環境の浄化

（定義）

第11条 この章以下（第5章を除く。）において「青少年」とは、18歳未満の者（婚姻した者を除く。）をいう。

- 2 この章並びに第28条の2第1項及び第2項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

- (1) 図書類 書籍その他の出版物、文書、絵画、写真、映写用フィルム及び映像又は音声記録されているテープ、音盤、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するもの
 - (2) 特定がん具類 性に関するがん具及びこれに類する物品（図書類を除く。）
 - (3) 危険器具 刃物その他の人に危害を加える器具として使用することができる物
 - (4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物
 - (5) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの、公衆に頒布されるちらし並びにこれらに類するもの
 - (6) 利用カード類 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。）に関して提供される役務に応ずる対価を得る目的で発行される文書その他の物品
- 3 この章において「青少年立入禁止場所」とは、法第2条第1項に規定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業（以下「店舗型風俗特殊営業」という。）及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（同条第1項第5号の営業に係る営業所を除く。）並びに法第31条の2第1項第7号に規定する受付所をいう。
- （平4条例19・平8条例39・平10条例60・平14条例48・平18条例85・平20条例59・平28条例25・一部改正）

（指定）

- 第12条 知事は、図書類、興行及び広告物でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを指定することができる。
- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
 - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- 2 知事は、特定がん具類でその形状、構造又は機能が前項第1号に該当するもの及び危険器具でその形状、構造又は機能が同項第2号に該当するものを指定することができる。
- 3 前2項の指定は、告示で行わなければならない。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、青森県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 5 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 前3項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 7 何人も、知事に対し、図書類、興行、広告物、特定がん具類又は危険器具について、第1項又は第2項の規定による指定又はその取消しをするよう申し出ることができる。
- （平4条例19・平8条例39・平20条例59・一部改正）

（図書類）

第 13 条 次に掲げる図書類は、前条第 1 項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 書籍その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が総ページの 3 分の 1 以上を占めるもの
- (2) 映像又は音声記録されているテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するものであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものが総場面の 3 分の 1 以上を占め、又はその描写の時間が合わせて 3 分を超えるもの
- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第 1 項の規定により指定された図書類又は前項の規定により指定された図書類とみなされる図書類（以下「指定図書類等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させてはならない。
- 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。
 - (1) 青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
 - (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等を陳列するときは、他の図書類と区分して屋内の容易に見通すことができる一定の場所に置くとともに、客の見やすい場所に青少年の購入又は借受けを禁止する旨の掲示をするように努めなければならない。
- 5 待合室、集会所その他の施設を管理する者は、当該施設において指定図書類等以外の図書類でその内容が第 3 項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

（平 4 条例 19・平 8 条例 39・一部改正）

（特定がん具類）

第 13 条の 2 次に掲げる特定がん具類は、第 12 条第 2 項の規定により指定された特定がん具類とみなす。

- (1) 下着の形状をしたがん具
- (2) 使用済みの下着（使用済みと誤認されるものを含む。）
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 2 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、第 12 条第 2 項の規定により指定された特定がん具類又は前項の規定により指定された特定がん具類とみなされる特定がん具類（以下「指定特定がん具類等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。
- 3 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造又は機能が前条第 3 項第 1 号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。
- 4 主として特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

（平 8 条例 39・追加）

（自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等）

第 13 条の 3 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類又は特定がん具類

の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等又は指定特定がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定がん具類について第12条第1項又は第2項の規定による指定があつたときは、当該指定のあつた図書類又は特定がん具類を直ちに撤去しなければならない。
- 3 知事は、指定図書類等又は指定特定がん具類等が自動販売機等に収納されているときは、当該自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者に対し、当該指定図書類等又は指定特定がん具類等の撤去を命ずることができる。
- 4 前3項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が指定図書類等又は指定特定がん具類等入手できないように管理されている自動販売機等については、適用しない。
- 5 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するもの又は指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造若しくは機能が同項第1号に該当するものを自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

(平8条例39・追加)

(自動販売機等による図書類等の販売等の届出)

第13条の4 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものは、自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 自動販売機等を管理する者の氏名及び住所
 - (3) 自動販売機等の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (4) 自動販売機等の型式及び製造番号
 - (5) 販売又は貸付けを開始する年月日
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項に変更があつたときは、その日から20日以内に、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
 - 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売又は貸付けを廃止したときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、第1項第1号から第3号までに掲げる事項を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

(平8条例39・追加)

(危険器具)

第13条の5 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、第12条第2項の規定により指定された危険器具(以下「指定危険器具」という。)を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。

- 2 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具以外の危険器具でその形状、構造又は機能が第13条第3項第2号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させない

ように努めなければならない。

(平 20 条例 59・追加)

(興行)

第 14 条 興行を行う者は、第 12 条第 1 項の規定により指定された興行（以下「指定興行」という。）を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。

2 興行を行う者は、指定興行以外の興行でその内容が第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

(平 4 条例 19・平 8 条例 39・一部改正)

(広告物)

第 15 条 広告主又は広告物の管理者は、第 12 条第 1 項の規定により指定された広告物（以下「指定広告物」という。）を、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反して指定広告物を掲出し、又は表示している広告主又は広告物の管理者に対し、当該指定広告物の撤去その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 広告主又は広告物の管理者は、指定広告物以外の広告物でその内容が第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当するものを、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布しないように努めなければならない。

(平 4 条例 19・平 8 条例 39・一部改正)

(利用カード類の販売等の禁止)

第 15 条の 2 何人も、青少年に対し、利用カード類を販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。

2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に関して提供される役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

(平 8 条例 39・追加、平 14 条例 48・旧第 15 条の 4 繰上・一部改正)

(自動販売機への利用カード類の収納禁止)

第 15 条の 3 利用カード類の販売を業とする者は、利用カード類を自動販売機に収納してはならない。

2 前項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が利用カード類を入手できないように管理されている自動販売機については、適用しない。

(平 8 条例 39・追加、平 14 条例 48・旧第 15 条の 5 繰上)

(自動販売機による利用カード類の販売の届出)

第 15 条の 4 利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものは、自動販売機ごとに、販売を開始する日の 10 日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機を管理する者の氏名及び住所

(3) 自動販売機の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (4) 自動販売機の型式及び製造番号
- (5) 販売を開始する年月日
- (6) その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち公安委員会規則で定める事項に変更があつたときは、その日から 20 日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その内容を公安委員会に届け出なければならない。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売を廃止したときは、その日から 10 日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平 8 条例 39・追加、平 14 条例 48・旧第 15 条の 6 繰上・一部改正)

(店舗型電話異性紹介営業等に係る広告物の掲出等の制限)

第 15 条の 5 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称若しくは所在地若しくは電話番号若しくは無店舗型電話異性紹介営業に係る呼称、事務所の所在地若しくは電話番号又は利用カード類を販売する場所（以下「店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等」という。）に係る広告物（公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものを除く。以下この項において同じ。）を掲出し、又は表示してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に掲出され、又は表示される広告物（青少年の目に触れるおそれがないと認められるものに限る。）については、この限りでない。

2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等に係る広告物（公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものに限る。）を頒布してはならない。

3 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等を記載した文書その他の物品を公衆電話機の周囲 2 メートル以内の場所に置いてはならない。

4 警察官は、前 3 項の規定に違反して広告物又は文書その他の物品を掲出し、表示し、頒布し、又は置いている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

(平 8 条例 39・追加、平 14 条例 48・旧第 15 条の 7 繰上・一部改正)

(深夜個室カラオケ営業)

第 15 条の 6 個室カラオケ営業（個室を設け、当該個室において客に専用機器により再生される伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業をいう。以下同じ。）を営む者は、深夜（午後 11 時から翌日の日の出の時までをいう。以下同じ。）において、保護者が同伴する場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

(平 18 条例 85・追加)

(古物商等)

第 15 条の 7 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する古物商又は質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 2 項に規定する質屋は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年から古物（古物営業法第 2 条第 1 項に規定する古物をいう。以下同じ。）を買い受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

(平 18 条例 85・追加)

(遊技機営業)

第 16 条 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、遊技機の構造及び当該遊技機による遊技の方法からみて、当該遊技機による遊技が青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、青少年に当該遊技機による遊技をさせないように努めなければならない。

2 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、青少年にその営業場所において遊技機による遊技のため金銭の濫費をさせないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49・一部改正)

(旅館業等)

第 17 条 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業をいう。）又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、これらの営業に係る施設が青少年の怠学、怠業又は不純異性交遊の場として利用される等青少年の不健全なたまり場とならないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49・一部改正)

(異性同伴施設)

第 18 条 主として異性を同伴する客に宿泊又は休憩をさせる営業で当該営業に係る施設又は設備が規則で定める要件を満たすものを営む者は、客の見やすい場所に青少年の立ち入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(平 8 条例 39・一部改正)

(深夜興行等)

第 19 条 興行を行う者又は設備を設けて客に遊技若しくはスポーツをさせる営業（個室カラオケ営業を除く。）を営む者は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49・平 18 条例 85・一部改正)

(適用除外)

第 20 条 第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 13 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項、第 14 条、第 16 条又は第 17 条の規定は、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、法第 2 条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業（以下「特定遊興飲食店営業」という。）又は設備を設けて客に飲食をさせる営業（風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）を営む者が法第 22 条第 1 項第 5 号（法第 31 条の 23 及び第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 28 条第 12 項第 4 号の規定に違反する行為に引き続いてその営業場所において行う青少年に対する指定図書類等の販売等の行為については、適用しない。

2 第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 13 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 15 条、第 15 条の 6、第 18 条又は前条の規定は、風俗営業、法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が行う法第 16 条、第 22 条第 1 項第 5 号（法第 31 条の 23 及び第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 28 条第 5 項若しくは第 8 項（これらの規定を法第 31 条の 3 第 1 項、第 31 条の 8 第 1 項、第 31 条の 13 第 1 項及び第 31 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 10 項（法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは第 12 項第 4 号又は第 31 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に違反する行為については、適用しない。

(昭 59 条例 49・追加、平 4 条例 19・旧第 19 条の 2 繰下、平 8 条例 39・平 10 条例 60・平 14 条例 48・平

18 条例 85・平 28 条例 25・一部改正)

(自主規制)

第 21 条 第 13 条第 3 項から第 5 項まで、第 13 条の 2 第 3 項及び第 4 項、第 13 条の 3 第 5 項、第 13 条の 5 第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 3 項並びに第 16 条から第 19 条までの規定（以下「自主規制に関する規定」という。）に従って自主規制に努める者は、当該自主規制に当たって互いに協力するように努めなければならない。

2 前項に規定する者の団体は、自主規制についての具体策を定め、その内容を構成員に周知徹底させるとともに、知事に報告するように努めなければならない。

3 知事は、自主規制に関する規定に従った自主規制に努めていない者及びその団体に対し、自主規制に努めるよう要請することができる。

(平 4 条例 19・平 8 条例 39・平 20 条例 59・一部改正)

(インターネットの利用環境の整備)

第 21 条の 2 保護者及び学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者は、有害情報（インターネットの利用によつて得られる情報でその内容が第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、有害情報の受信を制限する機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないようにするため必要な情報を提供するように努めなければならない。

(平 18 条例 85・追加)

第 4 章 行為の規制等

(淫行又はわいせつ行為の禁止)

第 22 条 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供又は周旋の禁止)

第 23 条 何人も、青少年が次に掲げる行為をすることを知つてこれらの行為が行われる場所を提供し、又は周旋してはならない。

(1) 淫行又はわいせつ行為

(2) 大麻の使用

(3) 催眠、鎮痛又は鎮咳の作用を有する医薬品をみだりに使用すること。

(4) 飲酒又は喫煙

(深夜外出)

第 24 条 保護者は、深夜において、みだりに青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(平 18 条例 85・一部改正)

第 5 章 推奨等

(推奨)

第 25 条 知事は、書籍、映画、演劇、団体の行う活動等でその内容が青少年の健全な育成にとって特に有益であると認められるものを、審議会の意見を聴いた上、推奨することができる。

(平 8 条例 39・一部改正)

(表彰)

第 26 条 知事は、次に掲げるものを、審議会の意見を聴いた上、表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又はその団体でその行動又は活動が他の模範になると認められるもの

(推奨等の申出)

第 27 条 何人も、知事に対し、第 25 条の規定による推奨又は前条の規定による表彰を行うよう申し出ることができる。

第 6 章 雑則

(保護)

第 28 条 何人も、青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがある事実を発見したときは、保護者、関係機関等に通報する等青少年を保護するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(報告及び立入調査)

第 28 条の 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは営業所若しくは図書類若しくは特定がん具類に係る自動販売機等が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

- (1) 図書類、特定がん具類又は危険器具の販売又は貸付けを業とする者
- (2) 興行を行う者
- (3) 広告主又は広告物の管理者
- (4) 個室カラオケ営業を営む者
- (5) 第 15 条の 7 に規定する古物商又は質屋

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード類の販売を業とする者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又は警察職員に、利用カード類の販売を業とする者の事務所若しくは営業所若しくは利用カード類に係る自動販売機が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

3 前 2 項の規定により立入調査をする職員又は警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平4条例19・追加、平8条例39・平14条例48・平18条例85・平20条例59・一部改正)

(施行事項)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

(平8条例39・一部改正)

第7章 罰則

第30条 第22条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第22条第2項又は第23条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第13条第2項、第13条の2第2項、第13条の3第1項、第13条の5第1項、第15条の2、第15条の3第1項又は第15条の6の規定に違反した者

(2) 第13条の4第1項又は第15条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第15条の5第4項の規定による命令に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第13条の3第3項又は第15条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第13条の4第2項若しくは第3項又は第15条の4第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第13条の4第4項、第14条第1項、第15条の7又は第24条第2項の規定に違反した者

(4) 第15条第1項の規定に違反して指定広告物を青少年に頒布した者

(5) 第28条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくはこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平4条例19・平8条例39・平14条例48・平18条例85・平20条例59・一部改正)

第31条 前条第1項及び第2項に規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

(平4条例19・平8条例39・平14条例48・一部改正)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第30条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平8条例39・平14条例48・一部改正)

第33条 第30条又は前条の規定は、第30条の違反行為があつた時に青少年であつた者については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(青森県附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 青森県附属機関に関する条例（昭和 36 年 1 月青森県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年 9 月青森県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年 9 月青森県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和 59 年条例第 49 号）

この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 19 号）

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 39 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の青森県青少年健全育成条例第 13 条第 5 項の規定によりなされた指定図書類の撤去の命令は、改正後の青森県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条の 3 第 3 項の規定によりなされた指定図書類等の撤去の命令とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する図書類（以下「図書類」という。）又は同項第 2 号に規定する特定がん具類（以下「特定がん具類」という。）の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしているものは、改正後の条例第 13 条の 4 第 1 項に規定する図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものとみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に」とする。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から 10 日を経過する日までに図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものに関する改正後の条例第 13 条の 4 第 1 項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第 11 条第 2 項第 5 号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいる者は、改正後の条例第 15 条の 2 第 1 項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に」とする。
- 6 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による届出をした者で改正後の条例第 15 条の 3 第 1 項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業については、施行日から 2 年を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 7 施行日から 10 日を経過する日までにテレホンクラブ等営業を営もうとする者に関する改正後の条例第 15 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「営業を開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

- 8 この条例の施行の際現に改正後の条例第 11 条第 2 項第 6 号に規定する利用カード類（以下「利用カード類」という。）の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしているものは、改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項に規定する利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものとみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に」とする。
- 9 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項の規定による届出に係る自動販売機については、施行日から 3 月を経過する日までの間は、改正後の条例第 15 条の 5 第 1 項の規定は、適用しない。
- 10 施行日から 10 日を経過する日までに利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものに関する改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項の規定の適用については、同項中「販売を開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 11 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第 15 条の 7 第 1 項に規定するテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から 3 月を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。

附 則（平成 10 年条例第 60 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 48 号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 11 年 11 月 1 日）

附 則（平成 11 年条例第 59 号）抄

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 48 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 85 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 3 項の改正規定及び第 20 条の改正規定（「第 15 条の下に「、第 15 条の 6」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 59 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 25 号）

この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。



青森県子ども・若者白書

平成 30 年 3 月発行

編集発行 青森県環境生活部
青少年・男女共同参画課
青森市長島一丁目 1 番 1 号
T E L 017-734-9226
F A X 017-734-8050
E-mail seishonen@pref.aomori.lg.jp